

# 令和 2 年

島本町議会 5 月臨時会議

島本町議会 6 月臨時会議

島本町議会 6 月定例会議

島本町議会 7 月臨時会議

## 会 議 録

令和 2 年 5 月 1 4 日 (木)

---

令和 2 年 6 月 3 日 (水)

---

令和 2 年 6 月 2 3 日 (火)

令和 2 年 6 月 2 4 日 (水)

---

令和 2 年 7 月 1 6 日 (木)

島 本 町 議 会



令和2年

島本町議会5月臨時会議 会議録

令和2年5月14日開議

令和2年5月14日散会

令和2年5月14日(第1号)

島本町議会



# 令和2年島本町議会5月臨時会議会議録目次

## 第 1 号 (5月14日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	4
○第 4 9 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等 に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	7
○第 5 0 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1 3
○第 5 1 号議案 島本町税条例の一部改正について	1 7
○第 5 2 号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	2 2
○第 5 3 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について	2 3
○第 5 4 号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	2 4
○第 5 5 号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算 (第1号)	3 1
○第 5 6 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	6 3
○第 5 7 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6 4
○第 5 8 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	6 5
○延会の宣告	6 6
※付議事件の議決結果	6 9



令和2年

島本町議会5月臨時会議 会議録

第 1 号

令和2年5月14日(木)





## 島本町議会 5 月定例会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 令和 2 年 5 月 1 4 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 合 政 策 部 次 長	吉 川 展 彦	危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男	健 康 福 祉 部 次 長	多 田 昌 人
都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一	総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典	財 政 課 長	杉 木 利 徳
税 務 課 長	三 代 剛	財 政 課 長	御 本 修 平		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹 藤 博 美 書 記 坂 元 貴 行 書 記 村 田 健 一

## 令和2年島本町議会5月臨時会議議事日程

### 議事日程第1号

令和2年5月14日(木) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 第2号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第6 第51号議案 島本町税条例の一部改正について
- 日程第7 第52号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について  
第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 第56号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 第57号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 第58号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中をご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

さて、議事に入る前に申し上げます。

現在、緊急事態宣言が発表されており、本町でも新型コロナウイルスの感染防止のための対応を取られているところです。対応に当たられている職員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でございます。

本臨時会議における感染防止の対応として、執行部の皆さんには議場出席者や議案説明の取り扱いなど、ご配慮、ご協力をいただいたことにお礼を申し上げます。また、各議員におかれましても、質疑・討論は簡潔に行っていただきますよう、お願いしておきます。

なお、対応の一つとして、議場出席者のマスクの着用をお願いしているところですが、皆様におかれましてはマスクを通しての発言となりますので、大きな声で、はっきりと発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより令和2年島本町議会5月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。

本日の各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 東田議員及び11番 野村議員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

**清水議員** (登壇) おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告を

させていただきます。

去る令和2年3月30日午後2時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。今年度は同組合議会議員の改選期に当たり、議会は新たに当選されました31名の議員により構成されております。

初めに議長の選挙を行い、西淀川区選出の山下宣昭氏が当選されました。その後、副議長の選挙を行い、東淀川区選出の鈴木一俊氏が当選されました。

引き続き、常任委員16名が選任され、当町から選出されております議員、私は常任委員長に選出されました。また監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

次に、一般職の任期付職員の採用に関する条例案及び非常勤職員公務災害等補償条例改正案の二つについて、それぞれ審議を行い、原案どおり可決されました。

その後、令和元年度一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、総額を1億2,443万1千円とするもので、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に、令和2年度の一般会計予算、歳入歳出総額1億2,760万5千円について、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

以上が定例会の概要で、引き続き4月27日午後2時30分から開催されました臨時会についてであります。まず、副管理者の選任については、原案どおり同意されました。

次に、辞任に伴う監査委員の選任について、原案どおり同意されました。

なお、内容の詳細につきましては、議会事務局に資料を保管しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

**村上議長** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第2号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

#### 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について（案） 説明

それでは、第2号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

本改正については、第201回通常国会において、「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月27日に可決・成立し、同月31日に公布されたことに伴い、「地方自治法」第180条第1項の規定及び「町長の専決事項の指定について」に基づき、施行期日が本年4月1日となる部分について、専決処分を行ったものです。

今回の改正については、3条立てとしております。

第1条改正については現行条例の改正、第2条改正については令和元年5月臨時会議

において報告させていただきました「町税条例等の一部を改正する条例」の改正、第3条改正については同じく令和元年5月臨時会議において可決いただきました「町税条例等の一部を改正する条例」を改正するものです。

それでは、改正内容について、「島本町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1ページから2ページにかけての第24条の2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）及び第24条の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）については、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載要件が不要となったため、所要の規定を整備するものです。

次に、2ページの第40条（法人の町民税の申告納付）については、引用する項番号の変更に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、2ページから3ページにかけての第56条（固定資産税の納税義務者）については、町が、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知したうえで、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとなったため、所要の規定を整備するものです。

次に、3ページから4ページにかけての第57条（固定資産税の課税標準）及び第57条の2（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）については、引用する項番号の変更に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、4ページの第70条の3（現所有者の申告）及び第71条（固定資産に係る不申告に関する過料）については、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合において、当該土地または家屋を所有する現所有者が行う賦課徴収に必要な事項にかかる申告制度の創設に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、4ページから5ページにかけての第89条（たばこ税の課税免除）については、卸売販売業者等において課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする等、手続きの簡素化に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、5ページの第91条（たばこ税の申告納付の手続）については、先ほどの第89条の改正により引用する項番号が変更となったことに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、5ページから6ページにかけての第105条（都市計画税の納税義務者等）については、合筆に伴う文言の整理及び「地方税法」の改正に伴い、引用する条項に変更があったため、所要の規定を整備するものです。

次に6ページから7ページにかけての附則第12条(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)から附則第15条(読替規定)までについては、「平成表記」を「令和表記」に改める元号対応等、文言を整理するものです。

次に、7ページから8ページにかけての附則第15条の2(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)については、「地方税法」の改正に伴い地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」による固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の規定を整備するものです。

具体的には、これまで第2項で規定していた設備については、一定設備更新が進んだため廃止となったことから、町税条例においても所要の改正を行うものです。また、これまで第6項で規定していた水力による再生可能エネルギー発電設備において、「地方税法」に規定する特例率の参酌基準等が変更されたことに伴い、第9条として新たに規定するものです。また、改正後の第16項については、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地にかかる課税標準の特例措置の創設に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、8ページから14ページまでの附則第16条(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)から附則第21条の8(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)については、「平成表記」を「令和表記」に改める元号対応等の文言の整理及び「地方税法」の改正に伴い引用する条項に変更があったため、所要の規定を整備するものです。

次に、15ページの附則第30条(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長することに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、15ページから25ページにかけての附則第36条(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)から第10条(手持品課税に係る町たばこ税)については、「平成表記」を「令和表記」に改める元号対応等、所要の規定を整備するものです。

以上、簡単ではありますが、島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**村上議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者

負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する  
条例の一部を改正する条例の専決処分について（案） 説明

それでは、引き続きまして、第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い所要の改正を行うにあたって、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、専決処分をしたものです。

専決処分の日は、令和2年4月17日です。

初めに、今回専決処分をした条例改正の背景について、ご説明申し上げます。

国における新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、感染者の発生等に伴い臨時休園した保育所等に在籍する子ども等にかかる保育料について、保育所等の運営費にかかる国庫負担金等の算定にあたり、これを日割りによって計算する措置が図られました。そして当該措置に基づき、日割りにかかる事由として、新たに「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月当たり五日を超えること。」の規定を追加する「子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）」の改正がなされ、本年2月27日に公布・施行されました。さらに、あわせて内閣府告示が制定され、内閣府令における「内閣総理大臣が定める場合」の具体事由として、今回の「新型コロナウイルス感染症……により臨時に休園等をする場合」が定められました。

こうした国の動向を受け、本町においても、保育料の日割対応の有無等について検討及び情報収集の作業を進める中で、国から、保育料の日割対応については、市町村の裁量によりこれをしないことはできない旨が改めて示されました。また、内閣府令に追加された事由における適用要件の一つであった「保育の提供がなされない日数が一月当たり五日を超えること」という規定についても、さらなる感染の拡大及び国による小学校等の一斉休校要請に伴い、家庭保育の協力依頼や登園の自粛要請を行う市町村または保育所等が出始め、その結果、家庭保育に協力したものの、その日数が月5日を超えないために日割りの対象にならないという事態が起こるおそれがあることを踏まえ、本年3月27日に内閣府令の再改正が行われ、当該事由から日数要件が削除されるとともに、改正後の規定は一斉休校要請が始まった本年3月2日から適用されることとなりました。

以上のように、保育所保育料等の軽減措置にかかる国の対応が確定したことを受け、本町においては、保育料の日割りに関することについて定める本条例を改正することに

より、国の方針に沿った軽減措置を講ずることができるようにしたものです。

続いて、条例の改正の内容について、ご説明申し上げます。

本条例の第9条において、本町の保育所保育料等の日割りに関することを定めています。この第9条に、新たに第3項として内閣府令に追加された日割りにかかる事由である「内閣総理大臣が定める場合」に該当する場合に関する規定を加えるものです。

施行期日は、公布の日（令和2年4月23日）です。

なお、改正後の条例の規定は、内閣府令の改正に準じて、令和2年3月2日に遡及して適用します。

最後に、今回の条例改正を専決処分した理由について、ご説明申し上げます。

このたびの軽減措置の対象となる保育料は、令和元年度3月分のものからとなり、令和元年度予算の出納閉鎖前であることから、本年5月末日までに、対象者全員に対し、歳入予算からの還付によって対応する必要がありました。また、国においても、今回の軽減措置にかかる方向性が最終的に固まったのが昨年度末の時点であったため、これを受けてから条例案を作成し、その後、当該条例案について議会での手続を経るとなると、条例の公布後、還付事務に費やすことのできる期間が不足し、事務に支障が生ずるおそれがありました。このため、一旦徴収した3月分保育料の減額分を一日でも早く還付することにより、感染症による経済的負担への影響の緩和を図ることができるよう、専決処分により対応させていただいたものです。

以上、簡単ではありますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**中田議員** おはようございます。今回の専決処分について、その理由として、一日でも早く感染症による経済的負担への影響の緩和を図ることができるようとのことで、この点は理解するのですが、そもそも国の日割り計算措置の方針は5日以上か以下の違いはあれど、資料請求による通知によりますと、3月上旬には少なくとも町は把握しており、3月後半議会にこの条例改正の件をあげていれば、そこで対応ができたのではないかと——もっと早くにですね——と考えます。軽減措置にかかる方向性が最終的に固まるのを待たずに、日割り計算措置を取り入れることができるよう条例改正することは十分に可能であったと考えるのですが、この点、いかがでしょうか。

**教育こども部長** おはようございます。ただいま中田議員からございました、今回の専決の条例改正については3月の後半議会のほうで上程できたのではないかと、ということでございます。

経過等から、改めてご説明させていただきますと、まず、国から保育所等の利用者負



担額の日割り計算についての通知が出されたのが令和2年2月27日でございます。当該通知におきましては、保育の提供がなされない日数が一月当たり5日を超えること、とされておりました。その後、3月17日付けの通知におきまして、5日を超えない場合でも日割り計算の対象となるよう改正を予定している、という旨の連絡がございまして、5日を超えない場合でも日割り計算の対象となるような改正予定であることを知りました。正式には3月27日付けの通知におきまして、本件改正が行われたことが正式通知として参ったところでございます。

本件にかかる国から示されております質疑応答集につきましては、3月4日付けの最初の通知以降、6日、12日、4月7日と、一部追加が繰り返してまいりまして、3月12日付けの通知の段階で自治体の裁量で日割りしないことはできないことが示されるなど、制度上の前提条件が未確定の状況に置かれていたというのが現状でございます。市町村によりまして保育所等の保育料の規定の方法は異なっておりますが、本町におきましては、条例において、この日割り計算の規定を規定しておりますことから、このたびの日割り対応を行うためには条例改正が必要となり、その他の例規や他の条項への影響がないかなどを十分検証し、慎重に事務を進める必要があったものでございます。

このような状況の中、本町といたしましては国の動向を踏まえながら、各保育施設や保護者の皆様の手続き上のご負担を最小限とする手法などにつきましても慎重に検討を行い、可能な限り速やかに条例改正の手続きと、保育料還付に必要な準備を併行して進めた結果、このたびの案内となったところでございます。

また、3月末のこの時期、年度末でもあり、毎年、事務が増加する時期でもございます。その中で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事務、そして今年度からスタートした会計年度任用職員、これは子育て支援課内で約200人の任用事務をはじめ新たに発生した事務の対応、また職員体勢としても人事のご配慮により、ここ最近、人員を増やしていただいております。令和元年度につきましては子育て支援課正職員11名の体制でございましたが、そのうち2名が年度末退職に向けて年次有給休暇の取得、また病気休暇により欠員となっており、実質、事務従事できる職員が減員となっていたのも要因かと思えます。

当然のことながら、中田議員からいただいたご意見はごもっともでございまして、制度改正があれば少しでも早く対応していきたい、その考えは私も同感でございます。円滑な事務執行に努めていく、その思いで担当職員も各種事務を進めております。いずれにいたしましても、子育て支援課については年間を通じて相当な業務をこなしておる。そういう中で、限られた人員の中で、可能な限り円滑に正確な事務執行に努めていることをご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

**中田議員** このような専決処分となった経緯については十分理解したところですが、早期

にその内容が、条例改正が必要であるということを経緯としては理解したんですが、できなかったという理由にはなっていなかったので、可能であったと考えるんですが、それはさておき、日割り計算で減額されるとわかっていれば、もっと早くに登園自粛をしていたのに、という家庭もあったのではないかと考えます。登園自粛の日割り計算対応をして欲しいという問い合わせは、この決定前にどれくらいあったのでしょうか。

**教育こども部長** 登園自粛の日割り計算して欲しいという要望につきましては、5件いただいております。

また、先ほど前段でお話しされた部分だけ、もう1点だけお答えさせていただくと、3月の後半議会は3月26日にごさいますて、正式に国から通知をいただいた内容に基づいて当然事務は執行していかなければなりません。その通知をいただいたのは3月27日ということは、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

**中田議員** わかりました、経緯はわかりました。社会全体で感染リスクを下げするために重要な措置だと考えますので、今後も、今も取り組まれていると思ひますけども、今後も機敏な対応を求めたいと思ひます。

以上です。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日本共産党・河野恵子として賛成の討論を行います。

先ほどの質疑、答弁の中で、この間の国の通知・通達を受けての教育こども部の事務執行の取り扱いについては十分に経過がわかり、理解をするところでもあります。しかしながら、私としては、3月10日に新型コロナウイルスの緊急申し入れ書などを行う中で、執行部のほうには、この保育料の返還について、すでに全国の自治体で日割り計算の休日のカウント数や、そのカウントの日数について、非常に堅い対応をされていたということが全国でも起こっているという事例があり、できるだけ緩やかに、そして円滑に、実態にあった保育料の返還などができないのかということ、執行部のほうにも、ヒアリングの中ではありますが、問い合わせたという経緯もござひます。そういう意味では、先ほどの3月27日の国の通知をもって円滑に、かつ実態に即した、今の保育所、保護者

の実態に即した対応に至ったということについては非常に安堵し、賛成をするものです。

しかしながら一方では、島本町議会は通年議会という制度を、希少な議会改革の一つとして設け、そしてまた他市町村の議会からも通年議会について視察調査を受けるといふ、そういった希少な改革ということが、この専決処分に至る前に、議会として、議会を開くということができなかつたのかという忸怩たる思いを持っていることも正直なところです。この点については、議会としての課題として、今後も議論として取り扱っていきたい、これは一議員としての思いであります。

内容については理解し、丁寧で、そして漏れる人がないように対応を求めて、賛成の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、人びとの新しい歩みを代表して承認の立場から討論を行います。

3月後半議会で対応せず、専決処分としたことについては、慎重に対応したため、また年度末の仕事量の多い時期と重なったとのことですが、もちろん、その3月27日付けが最後の通知かも知れませんが、その前の段階で条例改正というもの自体をしておけば、その後は条例改正せず、要綱改正なりで対応できた可能性もあったと思うので、この点に関しては改善が必要だと思います。

本質的には、先ほどの答弁で年間を通じて時間外勤務が多いという言及があったように、子育て支援課の慢性的な仕事量の多さによる人手不足が原因であるとも感じます。また、それは耐震化の遅れや待機児童問題に見られる、住民サービスを受ける子育て世代の生活に大きな不利益も与えている状況です。今回の件も、保護者の方からは日割り計算できないのかという問い合わせもあったとのことで、3月末に対応できていれば周知がもっと早くなり、もっと早くに登園自粛の数が増え、感染リスクが下がったはずではないかと考えます。

子育て支援課が日々大変忙しくされており、まじめに仕事に従事していることはよく理解しているところですが、こと待機児童や耐震化の遅れに代表される住民の不利益も考え合わせると、根本的に役場の体質を変える必要があると感じています。そもそも、小規模自治体であることで1人の職員が抱える仕事量と責任の負担が大きいところに、次々に町の方針だからと仕事が降ってくることに従うだけでは、もちろん配慮はされているのですが、十分な人員もあてがわれず、自転車操業のように仕事をこなしていくだけでは根本的な解決にならないと考えます。もっと担当課として主体性を持っていただきたい。例えば西宮市では、この地区では学校施設に空きがないからと、開発抑制をお願いする文書を教育委員会が出していたりします。

子育て世代の生活を守るためにも、もっと主体的に判断し、主張することで、住民生活に影響が出ないよう仕事の量と質をコントロールする姿勢を持って今後の運営にあたっていただくことを要望して、承認するものとし、賛成の討論とします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 今ね、議員のほうからいろいろと意見が出ておりますが、今、全世界で、この新型コロナのことについて一生懸命になっている社会情勢なんですよ。そういうところから、理論ばかりでものを言うのではなくって、私は子育て支援課、一生懸命、職員一人ひとりがやった結果だと思いますよ。幾ら臨時議会があるとしても、現場は現場の、その仕事の都合でいろいろ考え方をやり、実践していると思います。議員は言うだけのことを言って、現場をもっと私は知るべきではないか、このように思っております。

この議案に関しましては、私はこのような発言をさせていただいて、賛成討論とさせていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、自由民主クラブを代表いたし討論させていただきます。

今回、こういった社会情勢の中、保育所、また学校休校を3月1日からされているという部分と、正式な通知が3月27日、今、地方自治体も大変な状況であるということで、随時、連絡はいただいていたものであります。3月27日の正式通知ということであります。

通年議会という話もありましたが、私も特別委員会の委員長をしております。通年議会を常時するべきですが、今回は、この件については議会運営委員会でも、各会派にも調整を取られたと思います。こういった中、学校の先生や、また保育所とか、いろいろ大変な状況でもありますので、このことにおいて家庭内保育が増えるのか、こういったことも、また今後情報収集いただきながら努めていただきたいと思います。

このことにおいて、今回、改正されたことにおいて承認させていただく賛成討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第49号議案 島本町特定教育・保育施設特定及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

先ほどから、質疑なり討論なりで様々なご意見があるとは思いますが、やはり、国からの情報があって、それがどのようなものになっていくのかをしっかりと把握したうえでしか条例改正というのは行えないでしょうし、それはもう当たり前のことだと思います。そのうえで、今回の専決処分の報告なんですけども、早くしたいというのは当

然皆さん感じていることですし、そのために事務を進めてこられたと。それが思うように進まないりの理由というの、質疑の中でお聞かせいただきました。それで、できるだけ早くということで専決処分という方法を取ったというふうに、私たちとしては理解をしています。

そのような中でして、他の議員からありましたけども、今、このような緊急事態宣言下の中で、皆さんが力を合わせて、この先どうしていくんだというような議論をすべきであって、後出しで、ああしたほうが良かったんじゃないのかというような方法論では、職員の皆さんも頑張りがいもないでしょうし……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……、モチベーションが下がっていくのではないのかと。

この緊急事態に向けて全職員、私たちもそうですし、力を合わせて立ち向かっていくんだというのを、今、やらなければならないというふうに思っております。そのような意味をもちましても、今回のこの専決処分というのは妥当な判断であったというふうに理解しております。ということで、以上を申し添えまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第49号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（案） 説明

それでは、引き続きまして、第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、人事院規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当について、人事院規則の改正に準じて所要の改正を行うものです。

具体的には、新型コロナウイルス感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫

した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院への搬送等といった緊急的な業務への対応が求められることから、そのような業務に従事した際に支給する特殊勤務手当について、新たに規定するものです。

また、本件にかかる支給額については規則委任しますが、新型コロナウイルス感染症の患者等に接触し、または長時間にわたり接して行う業務、その他これに準ずるものとして、町長が認める業務は日額4千円、その他の新型コロナウイルス感染症に関する業務は日額3千円とする予定です。

施行期日は、公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用するものです。

以上、簡単ではありますが、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** まず、まとめて3点、伺います。

これについては、誰が、どのように、特殊勤務に値すると判断されるのでしょうか。国が示す基準のようなものがあるのですか。2点目、どのように支給することになるのでしょうか。申請がなければわからないのではないかと思います。事務処理についても説明をお願いいたします。3点目、財源について説明をお願いいたします。

**総合政策部長** まず、1点目の誰が判断するのかということでございます。国からの通知におきましては、病院や宿泊施設等での患者の収容の増加が見られる中で、その対応に当たっておられる方々、また搬送をされる車中での感染リスクの高い方々——消防職員になろうかと思えますけれども、そういった方々が、この対象になってくるということでございます。本町で言えば、消防本部における救急搬送が考えられます。保健所から依頼、または事後の報告が入ることとなっておりますので、その内容が一つの判断基準になるというふうに考えております。

また2点目の、どのように支給するのかということでございますけれども、これまでも消防本部のほうから特殊勤務については、行路病人の収容等の業務に従事した場合でありますとか、救命救急士が乗車をして出動する際の手当とか、そういったものがございまして、それは毎月の実績として消防本部のほうから人事課のほうに報告がございまして、今回の特殊勤務手当につきましても、消防本部のほうから実績を上げていただいで、確認のうえ、支給をするという事務手続きになってまいります。

また、この財源についてでございますが、現時点では明確には出てはおりませんが、このたび、国のほうで新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、国で言いますと1兆円規模の交付金ですが、本町には約1億円ぐらい交付されますが、その交付金の対象にできるというようなQ&Aが昨日示されておりますので、この交付金の対

象にはなろうかというふうに理解をしております。

以上でございます。

**戸田議員** 1月27日からと遡及しての適用となりますが、当時の認識では通常業務であったが、実は特殊勤務手当の対象になるというような事例が、搬送等があり得るのではないのでしょうか。その場合、どのように対応するのですか。もう1点、特殊勤務に当たる職員の防護服や備品等が、現在、不足しているということはありませんか。手当が出て、現場の環境が十分ではないということ避けたい。例えば、私の手元にある「島本町新型インフルエンザ対策行動計画（第2版・平成21年12月）」には、防護服セット、高機能マスク、サージカルマスク、ラテックス手袋、ゴーグル、消毒液など、平成21年9月末当時の備蓄在庫数が示されています。以降、これらの管理はどこで、どのように行われ、責任の所在がどこにあり、現在、どのようになっているのか、確認しておきたい。このときの経緯、教訓が活かされ、引き続き責任を持って在庫管理されていたのか、という間でもあります。お願いします。

**総合政策部長** まず、この条例改正、1月27日から適用するということになってございます。実際にあった事例といたしまして、2月に保健所のほうから消防本部のほうに依頼がございまして、1件、新型コロナウイルス感染症に感染した恐れがある方の搬送を行った経緯がございまして、結果的に陰性という結果ではございましたが、保健所からの依頼を受けて搬送したということでございますので、今回のこの条例改正の内容での特殊勤務手当の支給の対象になるというふうに思っておりますので、2月の時点のこととございますので、そうした適用になるという理解をしております。この条例改正のご可決をいただきましたら、次の支給日であります6月給与のときに反映できるように事務を進めたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

**危機管理室長** 職員の防護服や備品の在庫管理についてのお尋ねでございます。

平成21年12月発行の「島本町新型インフルエンザ等対策行動計画」におきまして、防護服やマスク等の備品の在庫数の一覧表が掲載されております。一覧表に掲載されておりますのは町全体の在庫数で、消防本部、当時は自治防災課、健康事業推進室など、複数の課で保管している合計の在庫数となっております。その後、機構改革等によりまして一部組織が変更になっておりますが、保管場所につきましては当時と同じ場所の消防本部、役場地下倉庫とふれあいセンターで保管し、当時への保有数を基本に備蓄を行い、感染状況に応じて適宜補充することとしております。

現有の在庫数でございますが、今回の新型コロナウイルス対策の初期段階時に備蓄数を確認いたしましたところ、同数程度、もしくは上回る量が保管されていることを確認いたしました。しかしながら、一部のマスクにつきましては、変色等により処分の方をいたしました。しかしながら、これまでの対応におきましても、マスクなどについては入手が困難

になり不足することが判明しましたことから、国や府の動向にも注視しながら、それぞれの備蓄数の見直しを行うとともに、品質を含めた定期的な在庫の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

**消防長** 消防本部におきましては、「島本町消防本部新型インフルエンザ等業務継続計画」というのを策定しておりまして、最新では平成27年1月に改正しております。その中でも、先ほど危機管理室長からありましたように消防独自の、それぞれの感染防止品等の備蓄の数を設定しておりますが、現時点におきましては概ね同数、それ以上の備蓄を行っております。

以上でございます。

**戸田議員** ご説明、わかりました。マスクの入手については危機管理室において大変苦労されたと思います。また、このような事態の中、ご答弁をご用意していただきました。この質問が、今後の危機管理体制の改善、これは防災だけではなく、こういった感染症対策という点でも改善、業務が引き継いでいかれることを願っております。

意見に止めておきます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

**岡田議員** 1点だけ、お訊きしたいんですけども、現行の条例では「町長が定める」ということになっておりますが、改正案に関しましては「規則で定める」ということに文言が変わっているんですけどね。これは文言を変えることによって、どのようなメリットというのか、変えたメリットはどのようなことがあるんでしょうか。

**総合政策部長** 今回の改正は、条例改正をやはり伴うということで、緊急的に対応するにあたっては国等の、今回、人事院規則の改正に伴って改正をさせていただいたんですが、国に準じるような形の改正については即対応できるような形で、規則改正で対応できるようにということで、今回の文言は、規則へ委任するような文言で改正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

**岡田議員** しつこい質問で、ごめんなさい。そうすると、緊急対応で規則ということなんですか、「町長が定める」ことは緊急対応ができないということなんですかね。どうしても、この辺が私、理解ができない部分なんです。

**総合政策部長** 条例に書いております「町長が定める」という部分については、その支払い方とか、そういう事務手続き的なことも含まれての条文でございまして、そこには書かれてはおるんですけども、金額を増額するとか、国に準じて支給するということについては、やっぱり条例改正が必要になってまいりますので、その辺を規則に委任をして、より迅速に対応できるようにということで、今回、改正をさせていただきました。

以上でございます。



村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症対策の最前線で働いておられる職員の皆さんに、心からの敬意と感謝を改めて申し上げます。感染リスクを伴う防疫業務・作業に従事する職員の特殊勤務手当について、人事院規則の改正に準じて改めるものであり、必要かつ妥当なもの判断します。また職員の労働安全衛生、感染拡大防止の観点からも、設備面や備品等について、引き続き十分な対応がなされるよう求めておきます。

加えて、国が述べているように非常勤職員を含む全庁的な職員の業務内容の変更を行うなど、組織全体としての業務体制の確保について、島本町においても地域の実情に応じて万全を期し、新型コロナウイルス感染症にかかる課題については、引き続き慎重かつ柔軟性を持って行っていただくよう求めて賛成といたします。

以上です。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第50号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第50号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第51号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町税条例の一部改正について(案) 説明

それでは、引き続きまして、第51号議案 島本町税条例の一部を改正する条例につい

て、ご説明申し上げます。

提案理由については、「地方税法」等の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

今回の改正については、2条立てとしております。

第1条改正については現行条例の改正、第2条改正については、第1条改正の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について、「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

初めに、1ページの第14条（個人の町民税の非課税の範囲）については、令和3年度以後の各年度分の個人町民税の非課税措置について、「寡夫」を対象から除き、前年の合計所得金額が135万円を超えない「ひとり親」を個人住民税の非課税措置の対象に追加することに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、1ページの第17条（所得控除）については、令和3年度以後の各年度分の個人町民税について、所得割の納税義務者が未婚を含む「ひとり親」である場合には、前年の総所得金額等から30万円を控除することとなったことに伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、1ページから2ページにかけての第23条（町民税の申告）については、「地方税法」の改正に伴い、引用する条項に変更があったため、所要の規定を整備するものです。次に、2ページから3ページ及び15ページの第87条（たばこ税の課税標準）については、葉巻たばこの課税方式の見直しに伴い、所要の規定を整備するものです。具体的には、紙巻きたばこに類似する軽量な葉巻たばこにおいて、製品重量が軽いことから紙巻きたばこに比べて税負担が低いことや、軽量な葉巻たばこ間でも製品ごとに税負担が大きく異なるといった課題に対応するため、その課税方法を見直し、令和2年10月1日及び令和3年10月1日の2ヵ年をかけて、段階的に税率を引き上げるものです。

次に、3ページから4ページにかけての附則第9条の2（延滞金の割合等の特例）及び附則第10条（納期限の延長に係る延滞金の特例）については、地方税の還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、国税同様その割合を引下げることに伴い、所要の規定を整備するものです。具体的には、特例基準割合において、平均貸付割合に加算する割合を現行の1.0%から0.5%に引き下げるものです。

次に、4ページから5ページにかけての附則第29条（長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）及び附則第30条（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）については、個人が低未利用土地等の一定の適用要件を満たした譲渡を行った場合に、その年中の低未利用土地等の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から上限100万円を控除することとする特別控除の創設に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に6ページから15ページにかけての第8条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）から第43条（法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）及び附則第9条の2（延滞金の割合等の特例）については、国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の規定を整備するものです。具体的には、法人税において、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを目的に、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することに対し、法人町民税法人税割については、引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等、現行の枠組みを維持するための措置を講ずることとしているものです。

以上、簡単ではありますが、島本町税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 寡婦及び寡夫控除を見直すことにつき、その目的について、まず説明を求めます。そして、このたびの改正の内容につき、今一度、説明をお願いいたします。

以上です。

**税務課長** 今回の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しに関する目的でございますけれども、いわゆる未婚のひとり親につきましては、女性の寡婦控除、また男性の寡夫控除とも対象とはなっておりませんでした。これにつきましては、かねてより未婚のひとり親であっても経済的に苦しいのは他の寡婦と同じである点、またひとり親のお子さんの環境についても、離婚、また死別された場合の親のお子さんの環境と同等であって、過去の婚姻歴の有無で区別することは不公平であるなどの指摘がございました。こういったことから、離婚、死別、また未婚、すべてのひとり親に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻の有無による不公平、また男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消することを目的に、今回、令和2年度の税制改正で改正がなされたものでございます。

次に、2点目の改正内容でございますが、大きく5点ございます。1点目が、未婚のひとり親の定義規定が創設されたこと。2点目に、その未婚のひとり親に寡婦控除を適用することとされたこと。3点目に、女性の寡婦に対して、男性の寡夫と同等の所得金額500万という所得制限が設けられたこと。4点目に、お子さんがおられる男性の寡夫の控除額26万円を、お子さんがおられる女性の寡婦控除30万円に引き上げ、同額とされたこと。最後、5点目に、住民票の続柄に夫・未届、また妻・未届等の記載がある場合、これは事実婚を意味しますけれども、こういった方はひとり親の控除の対象外とする。このような改正規定の内容となっております。

以上でございます。

**河野議員** 第 51 号議案に対し、質疑をいたします。

今、説明がございました見なし寡婦控除、所得制限が今回設けられた部分についての質問ですが、島本町としてのこの対象者、ひとり親の実態について、件数など、あるいは金額など、把握している範囲で結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

**税務課長** このたび所得制限 500 万以上の方は、女性の寡婦控除が今後受けられないという形の改正内容になっております。その方でございますが、直近で言いますと、約 10 名ほどおられます。次年度、本件については令和 3 年 1 月 1 日の施行になりますので、令和 3 年の課税から適用になるんですが、大きく数字は前後しないのかなというふうには考えております。あと金額については、26 万控除が適用できないというふうな形になりますので、仮に 10 人とした場合には、町民税の個人分については約 15 万ほどの増収に寄与すると認識しております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 51 号議案 島本町税条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を持つひとり親について控除を適用するものというように認識しております。また、扶養する子のない寡婦、子以外の被扶養者を持つ寡婦については、引き続き 26 万円の控除が適用され、一方で、これまで所得制限がなかった扶養する子を持つ寡婦及び子以外の扶養親族を持つ寡婦について所得制限が設定されるというふうには認識しており、先ほどの質疑、答弁の中では、島本町内では、この所得制限の対象にあたるのは現時点では 10 人というふうにお聞きしておりますし、その方の控除がなくなることによる島本町への税収の増は約 15 万円ということで、その 500 万以上の方、単純計算ですが、1 人当たり 1 万 5 千円の、ある意味増税ということも考えられます。しかしながら、その点については、他の対象を拡げるといった部分のプラス面のほうが今回は必要な措置というふうには認識し、賛成するものです。

また、こういった税制の影響については、今後も、施行まであと約 2 年あることですので実態把握されることを求め、また、かつてひとり親家庭福祉金など自治体独自の福祉事業として島本町は早い時期から父子家庭も対象にしてきたこと、また見なし寡婦控除なども保育所保育料などにも適用されてきたこと。そういう意味では、島本町はすで

に税制改正による住民生活への影響については、別途福祉事業等で支援を講じてきたということも考えることから、今後、そういった影響があったときには、一方で別の支援策を講じるということも視野に置いていただきたいということを求めて、賛成するものです。

また、本「地方税法」の改正については、3月27日、参議院本会議において可決成立したものと聞いております。この条例の対象でもなく、質疑の対象にはなりません、この成立した当該法律のうち、森林環境譲与税の見直しなどということを知っておりますが、これについては私有林がないという都市部にも多額の譲与がなされる、そういう矛盾を抱えている法律だとも聞いております。この税条例の改正と直接は関係ありませんが、上位法となる「税法」改正には、このような、結局は台風被害など倒木被害を受けた、この島本町の自治体が必要とする対策に見合っていない改正点もあるということについて申し述べて、この点については引き続き議員の1人としても注視をし、島本町としても、国・府に対する様々な支援策を求めていくということも、これも視野に置いていただきたいということを強く要望いたしまして、本条例については賛成の討論いたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第51号議案 島本町税条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

婚姻歴の有無や性別に関わらず、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するため、必要不可欠な見直しです。本町においては見なし寡婦制度がすでに導入されていますが、ここが本丸です。かねてより指摘があり、遅きに失したと言えるものです。

一方、ひとり親である女性についても、男性と同じように寡婦控除の所得制限が設けられ、男女差がなくなりました。しかしながら、働く環境における男女の格差は依然として根強いものがあり、このたびの改正に伴い、雇用環境における男女格差が真に、実質的に是正されるよう、官民ともに不断の努力が求められているということを申し上げ、賛成の討論いたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

暫時休憩します。

(午前10時50分～午前10時50分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、採決を行います。

第 51 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 51 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 51 分～午前 11 時 10 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、第 52 号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について (案) 説明

それでは、引き続きまして、第 52 号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、町において行う事務に、傷病手当金の支給にかかる申請書の提出の受付を追加するものです。

それでは、本条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

第 2 条は、後期高齢者医療に関し町が行う事務を規定しており、傷病手当金の支給にかかる申請書の提出の受付を追加するものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第52号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第52号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について及び第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括質疑とし、討論、採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

#### 島本町国民健康保険条例の一部改正について(案) 説明

それでは、引き続きまして第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、傷病手当金の支給内容等について、国の財政支援の対象範囲と同一内容を附則に追加するものです。

それでは、本条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

附則第8項は支給要件について定めるもので、対象者は、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者であり、支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日となります。

附則第9項は傷病手当金の額について定めるもので、一日当たりの支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2の額とするものです。

附則第10項は支給期間について定めるもので、1年6月を上限とするものです。

附則第11項は、傷病手当金と給与等との調整について定めるもので、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、傷病手当金は支給せず、給与等の額が傷病手当金の額より少ない時にはその差額を支給するものです。

施行期日は、公布の日です。

なお、附則において、傷病手当金の支給に関する規定は、支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用するもので、規則では令和2年9月30日までを予定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給にかかる補正を行うものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,960万円とするもので、款項別の内容は、54の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、54の7ページの「歳入」です。

第4款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金10万円の増額については、保険給付費の増額に伴う同額の財源措置です。

次に、54の8ページの「歳出」です。

第2款 保険給付費、第7項 傷病手当金、第1目 傷病手当金10万円の増額については、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するために費目の設定を行うものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案2件に対する質疑を行います。

**中田議員** 対象者が、今回、被用者に限られていることについて質問です。

国保加入者には、主に三つ、給与所得の方、事業所得の方、あと年金収入の方がいると理解しています。今回、傷病手当の対象は被用者となっているということは、このうちの給与所得のある方だけが対象で、事業所得、年金収入の方は対象にならないということだと思いますね。島本町では国保加入者のうちの大体何割の方が、今回の対象となっているのでしょうか。また、このように対象要件が絞られた背景をご説明ください。



**健康福祉部長** 議員のご質問のとおり、今回の傷病手当金につきましては被用者ですので、雇われている方を対象としております。対象となる給与収入のある方の人数のお尋ねでございますが、国民健康保険の加入のお届け出をいただく際に、被用者であるか否かというところの確認は行っておりません。そのため、4月30日現在で本町の国民健康保険に加入されている方は5,960人いらっしゃるんですが、そのうち何名が被用者であるのかというのが把握できておりませんので、今回、何割の方が対象になるのかということも同様に把握はできていないような形でございます。

また、今回、対象が被用者、雇われている方になった背景につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本感染症の国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備するということが重要だというふうな形になっております。そのため、社会保険と同様に被用者に対して傷病手当金の支給を行い、国が緊急的・特例的な措置として、支給に要した費用については財政支援が行われることになったというような背景がございます。

事業収入の方、これは個人事業主の方とかが該当されるのかなと思うんですが、別途、今回、新型コロナウイルス感染症関連支援として持続化給付金など、事業の規模に応じて様々な支援策が講じられておりますし、年金所得の方につきましては、基本的に高齢退職年金とかを受給されている方が多いのではないかと思います。今般の新型コロナウイルスの流行の拡大により直接的に年金が減額される等の事実はございませんので、直接的な影響は少ないのではないかと。これは私見でございますが、そのように認識しております。

以上でございます。

**中田議員** 今回、対象要件が絞られた背景はわかりましたが、こと事業所得者である自営業者や、またフリーランス、業務委託を受けている方々に関しては、借り入れもできたりもするんでしょうけども、コロナ禍で大変お困りの方が多いと聞き及んでいます。そういったときに行政としては、命と財産を守るためにあらゆるセーフティーネットを用意しておく必要があると考えます。町独自で、傷病手当の対象者を拡充するということを検討されてはいかがでしょうか。

**健康福祉部長** 今般の傷病手当金設定の趣旨につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の国内のさらなる感染拡大をできる限り防止するということで、被用者、雇用されている方が感染した場合、または発熱等の症状があって感染が疑われる場合に、休みやすい環境を整備するということが重要であるということで支給をするものでございます。

国が財政支援を行います傷病手当金の対象者、また支給限度額等、国が定める基準を超えて支給を行うということは、制度上は可能でございますが、今回の条例改正は国の通知基準に基づく傷病手当金を給付する内容となっておりますので、現時点では町独自

の上乗せ等につきましては予定はいたしておりません。

以上でございます。

**河野議員** 今、中田議員の質問にほとんど、趣旨としては方向性も賛同するものです。

被用者対象ということですが、傷病手当制度が。対象者、対象世帯はわからないということでも掴みようがないということについては再質問はいたしません。ただし、島本町の国民健康保険の加入者、先ほど5,900相当の人数の加入者の中で、島本町の大きな特徴として60歳以上の方が半分以上を占めると。これは大阪府の平均より大きく上回るということですので、退職者や、先ほど言われた企業年金を受けておられる年金収入、そういった方の割合が高いというふうに推察するものです。

一方で、島本町では今回の大阪府の統一保険料の仕組みを受けて、基金が積み上がり続けているということでは5億円の基金を保有しているということだと考えると、これはお金の問題ではないんですが、もともとは、これは新型コロナウイルス感染症を拡大させないという意図のもとで、国がほんとに今までなかった画期的な通知を出して、自治体の条例によってこの制度を創設できるというふうにしたわけですから、感染症のところでしっかりと、すべての国保の被保険者が、加入者が、疑いがあるときに早めに休息を取ったりすることができるということを、これを被用者と自営業者と区別するという点については非常に異議があります。ですので、その点について参考までにお訊きしますが、こういった国保の自営業者の方、今回、被用者としてではなく対象から外された自営業者の方などが中心になって、国保料の、売り上げ減などで減免申請や相談状況がすでに始まっているのではないかと思います。4月以降として、その辺の状況をお示しくください。

また、もう1点は、私たち町会議員はどうかといいますと、国民健康保険加入が約半分ほど、この議場にいると思いますが、給与支払い者であるので対象になるのかというふうに理解していますが、その点、どうでしょうかということですが、駅前で商店をやっている自営業者の方は対象にならないということが、この制度の矛盾ではないのかなというふうに思ってます。それは私の意見ですが、先ほどの、すでにそういったコロナに関しての不安や営業的な相談、減免などの相談、来ていると思います。その点の実態について、ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

**健康福祉部長** 今般の新型コロナウイルス感染症に伴う減免の申し入れ等のご質問でございます。本年の5月12日現在で、本町の保険課におきまして受付を行いました国民健康保険料の減免申請につきましては、12件でございます。そのうち、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、それに関連があるのではないかと認められる申請につきましては5件となっております。5件の内訳でございますが、そのうち被用者、雇われておられる方につきましては2名でございます。ただし、今回の減免のご申請の理由は、ご本人の感染とかによるものではなくて、就業機会の減少等による収入減少というよう

な理由で把握をしております。その他自営業の方につきましては、コロナウイルス感染症の拡大による営業不振ということで、3件のご申請をいただいております。

あと、そのほか今回の減免の申請に際しまして、ご本人がコロナウイルス感染症に罹患をしたり、また発熱等の症状があつて感染が疑われるなどのご相談につきましては、国保の担当課としては、現在、受けておりません。

以上でございます。

**河野議員** たまたまではありますけど、今の減免申請に関して、被用者の方が2人、自営業の方、営業不振等の理由による相談が3人。この1ヵ月だけの数字で統計取ったら駄目かも知れませんが、如実に現れているというふうに思います。ですから、この5人の方も同等に新型コロナウイルス感染症の危険性や恐れや、また日々、休業するわけにもいかない。しかしながら、営業上の顧客接待などについての、コロナ感染の非常に危険を伴いながら、薄氷を踏む思いで営業されているという方についても、やはり疑いがあるときには早期に休息を取っていただく、休みが取れるという環境を、この島本町で作っていくことが、こういった事業者に対する経営上の問題と言うよりも、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐという点では、一步踏み込んだ改正もお願いしたいところです。

実際には、資料請求で行いました事務連絡、2020年3月10日及び24日の通知・通達について請求資料をいただいております。そういった中のQ&Aには具体的には示されておきませんが、3月27日の参議院厚生労働委員会、倉林明子議員質問について、自治体が独自に自営業者、フリーランスに対象拡大することについて、厚生労働省局長が、市町村長の判断で可能であると答弁をされています。こういった厚労省の局長の答弁があったということについて承知をされており、先ほどの検討経過に至っておられるということなのか。答弁を求めますし、町長におかれては、今後、やはり早晩、この自営業者やフリーランスの方への、疑いがあるときに早期に休息を取っていただける、重症化をさせない、そういった観点で、この傷病手当の拡大に踏み出す必要があるのではないかと。そして、この島本町では仮にこれが独自の財源で、国は面倒見てくれないとなった場合でも、当座、対応できるだけの財源はあるのではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

二つ、質問しておりますが、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 今回の傷病手当金の自営業者の方、またフリーランスの方に対する適用の拡大の考え方についてでございます。もともと、この傷病手当金につきましては、その保険者の判断で独自に対象の拡充であるとか、そういうのはすることは可能であるということにつきましては承知をしております。今回は、本町の判断といたしましては、国の基準どおりの制度改正を実施するという判断をいたしましたし、他自治体等の拡充の検討等の状況も踏まえまして、町としては一定判断をしたところでございます。

以上でございます。

**山田町長** 今、健康福祉部長のほうからも答弁させていただいたように、一定、本町におきましても検討を重ねてきたというところでございますし、また個人事業主や中小の、フリーランスとか、そういった方につきましては別のいろいろな支援策等も、国のほうでもやっておりますし、府においてもやっておりますし、本町独自の施策ということでも、今後も必要であれば検討を重ねていきたいなというふうに思っておりますので、そういったところで対応もしていきたいと思っております。

以上でございます。

**戸田議員** まず2点、お伺いします。

結果的にはコロナウイルス感染症ではなかったが、コロナウイルス感染が疑われて自宅待機等で休んだ場合、あるいは発熱等の症状があり感染が疑われるものの、医療機関での受診やPCR検査には至らない場合などがあり得ると思います。これらも傷病手当の対象になるのでしょうか。確認し、認識を問います。

もう1点は、今回、補正予算（第1号）において費目設定のため10万円を計上されています。当初予算における予備費2,500万円によって対応可能と判断されていると思われませんが、このことの確認をしておきます。

以上、2点です。

**健康福祉部長** 風邪の症状、また発熱が継続をしたり、強い倦怠感や呼吸困難があるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合につきましては、被保険者の方が医療機関を受診された場合は、その被保険者が提出する支給申請書というのがございますが、それに医師が必要事項を記載していただくというようなことを想定しております。しかしながら、その症状のある被保険者の方が帰国者・出国者外来、医療機関を受診しないまま体調が改善をするというふうな場合も、当然、想定されます。その際には、被保険者が支給申請書にその旨をまず記載をしていただきまして、当該申請書の記載内容を、今度はその被用者を雇っておられる事業主が確認をされて、事業主で把握しておられる労務不能の期間の情報と照らして相違がないというようなことが証明され、確認ができた場合につきましては、医療機関を受診されておらずとも、今回の傷病手当金の対象にはなりません。

また、補正予算の額が10万円ということで不足が生じた場合でございますが、今後、傷病手当金の支給申請がどの程度あるのか等を見込むことが困難でありましたため、今回は歳入歳出の予算費目を設定するために、10万円を計上させていただいております。今後、傷病手当金のご申請がありまして、予算額を超過する場合につきましては、議員ご指摘のとおり、令和2年度から予算に設定させていただいております予備費を流用して対応を考えております。また、その財源につきましては、保険給付費等交付金の特別交付分として全額措置されることになっております。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁、ご説明いただきました。最後にもう1点、問います。仕事や通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したと認められる場合、例えば介護ヘルパーさんが担当された方が罹患されていたとか、そういうケースがあり得るのかなと私は思っていますが、こういった場合、労災保険給付の対象になるケースもあると思われませんが、その場合は傷病手当金との関係性はどうなるのでしょうか。確認しておきます。

**健康福祉部長** 労災と、今回の傷病手当金との関係性についてのご質問でございます。今回、条例を改正いたしまして、附則第11項というのを追加をさせていただいておりますが、その項目につきましては傷病手当金と給与等の調整というのを、この項目におきまして規定をしております。給与等の全部または一部を受け取ることができる方につきましては、これを受けることができる期間については、今般の傷病手当金の支給対象にはなりません。しかしながら、その受け取ることができる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときには、その差額を支給することができるというふうな規定になってございますので、もし労災の対象となられた場合につきましては、この附則の考え方に則りまして、処理をしていくことになるかと認識しております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者、いわゆる給与所得者に対して傷病手当金を支給するため、国の財政支援の対象範囲と同じ内容を附則に追加するものです。国民健康保険には様々な就業形態の方が加入しておられることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定することにより支給ができる任意給付になっていると認識しています。このたび新型コロナウイルス感染症に感染した給与所得者に対する傷病手当金は、感染防止の観点から見て妥当であり、効果が期待できるものと考えています。誠実かつ適切な周知に努めてください。

なお、感染症による影響で国民健康保険料の支払いが困難となられた方への減免措置

については、別途、よくよく周知を行い、これも誠実かつ的確に対応していただくよう、伏して求めておきます。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

もともとは、会社員が加入する健康保険には傷病手当制度がありましたが、国民健康保険制度には存在しておりませんでした。感染した被用者が安心して休める環境を整備し、感染症のさらなる拡大を防止するという観点で、本条例については大きな意義があるものと評価するものです。

しかしながら、一方で個人事業主、家族専従者、フリーランスは支援の対象になっておりません。国民健康保険制度にも傷病手当をと、長年、商工団体などから国に対し要望があげられておりました。このたびも全国商業団体連合会の緊急提言として、新型コロナウイルス感染拡大防止への決意として傷病手当の創設を、及び個人事業主、家族専従者にもと提言が行われております。この提言について、国も、そして自治体も重く受け止める必要があります。過去に島本町国民健康保険担当課と、また地域の自営業者のグループとの懇談の場に私は同席した経験がありますが、夫婦や家族で経営する店などが、誰かが1人病気になっても傷病手当が出ない、臨時で人を雇うだけの人件費も捻出できない、これが大変だということをおっしゃっていたことを深く記憶しております。

このたび対象外ということになった、この個人事業主、家族専従者、フリーランスを早晚支援の対象とし、もとより、この傷病手当が発給されないということが一番の願いではありますが、しかしながら、必要とされる方に制度がないということにならないよう、強くその点は要望いたしまして、本条例に対しては賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第53号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第53号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第54号議案 2020年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対し、賛成の討論を行います。

賛成する理由は、先ほどの第53号議案で述べた趣旨によるものです。しかしながら、要望また意見として申し添えますと、2020年度は国民健康保険料が全階層、ほぼ値上げという予算が先般組まれたところです。日本共産党・河野恵子として、新型コロナウイルス感染症防止対策緊急申し入れにも求めたように、国民健康保険料については、島本町として早晚値上げ延期を検討すること、そしてまた大阪府に対し保険料軽減を可能にする方策を強く求めること、収入減少の場合の減免制度を拡充し、特に子どもの保険料均等割減免の制度化を急ぐこと、と申し入れております。収入減少の場合の減免制度については、すでに国からの通知・通達があり、一定、手厚い制度が敷かれているというふうに認識しておりますが、島本町の保険事業としてはまだまだ努力をできる余地が残されているというふうに思っております。

また、先ほどの答弁の中にも、特別給付金という制度がありますが、5月中に振り込みが間に合わない人もおられ、5月末の国民健康保険料がいよいよ売り上げ減少、顧客の減少などで収入が激減し払えない、このような声も聞いております。感染症対策とともに、再度、この点を強く要望し、本補正予算については賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第54号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第54号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

令和2年度島本町一般会計補正予算(第1号) (案) 説明

それでは、引き続きまして、第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国からの各種支援事業及び本町独自の各種支援事業等を実施するための補正予算について、提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ33億2,485万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億85万7千円とするもので、款項別の内容については、55の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

55の9ページからの「歳入」です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金32億1,731万5千円の増額については、特別定額給付金給付事業費補助金32億円及び特別定額給付金給付事務費補助金 1,731万5千円を増額するもので、1人当たり10万円の支給費及びこれに伴う事務費が交付されるものです。次に、第2目 民生費国庫補助金、第1節 社会福祉費補助金4,464万8千円の増額については、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 4,369万円及び子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金95万8千円を増額するもので、児童手当受給者への対象児童1人当たり1万円の支給費及びこれに伴う事務費が交付されるものです。次に、第2節 障害者福祉費補助金 300万円の増額については、学校等の休業に伴う放課後デイサービス事業所負担及び利用者負担金増に対し交付されるものです。次に、第3目 衛生費国庫補助金、第1節 保健衛生費補助金11万7千円の増額については、妊婦の方々に対するマスク等の配付について交付されるものです。次に、第5目 教育費国庫補助金、第1節 幼稚園費補助金42万円の増額については、幼稚園に空気清浄機及び空気清浄機フィルター等を購入するにあたり交付されるものです。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金 5,935万7千円の増額については、歳入歳出財源調整のため増額するものです。

続きまして、55の10ページからの「歳出」です。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 防災計画費、第10節 需用費66万4千円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクを購入したものです。次に、第4目 電算処理費、第17節 備品購入費 5万1千円の増額については、インターネット会議等の実施に対応するため、ウェブカメラ及びスピーカーフォンを購入するものです。次に、第14目 ふれあいセンター管理費、第22節 償還金、利子及び割



引料 148万2千円の増額については、本年3月までに納入されたふれあいセンター貸館対象施設の使用許可にかかる使用料について、4月以降の使用許可取消し分を還付するものです。次に、第15目 特別定額給付金事業費、第1節 報酬 276万円の増額については、特別定額給付金を支給するにあたり、事務補助として会計年度任用職員を任用するものです。

次に、第3節 職員手当等60万円の増額については、特別定額給付金事務にかかる時間外勤務手当を計上するものです。次に、第8節 旅費16万2千円の増額については、会計年度任用職員の交通費15万8千円及び出張旅費4千円を計上するものです。次に、第10節 需用費20万円の増額については、事務用消耗品を購入するものです。次に、第11節 役務費644万円の増額については、申請書送付用郵便料486万円及び電話使用料4万円並びに口座振替手数料154万円を計上するものです。次に、第12節 委託料660万円の増額については、特別定額給付金システムを構築するため計上するものです。次に、第13節 使用料及び賃借料2万円の増額については、コピー代を計上するものです。次に、第18節 負担金、補助及び交付金32億円の増額については、特別定額給付金として、1人当たり10万円を支給するものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第3節 職員手当等10万円の増額については、子育て世帯臨時特別給付金事務にかかる時間外勤務手当を計上するものです。次に、第2目 障害者福祉費、第19節 扶助費300万円の増額については、学校等の休業に伴い、放課後デイサービス事業所負担及び利用者負担金増を軽減するため計上するものです。

次に、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費、第18節 負担金、補助及び交付金385万7千円の増額については、登園自粛の要請に伴い、本町独自の支援策として、民間保育所が徴収する給食費の一部を日割額を根拠として補助するため計上するものです。次に、第4目 ひとり親家庭福祉費、第10節 需用費2千円の増額については、案内用封筒を作成するものです。次に、第11節 役務費1万5千円の増額については、対象者への案内用郵便料を計上するものです。次に、第18節 負担金、補助及び交付金650万円の増額については、本町独自の支援策として、ひとり親家庭等臨時特別給付金を世帯基準分3万円、加算分として、児童が2人以上の場合、2人目から1人につきさらに1万円を支給するものです。次に、第5目 児童手当費、第10節 需用費7万3千円の増額については、子育て世帯臨時特例給付金として、児童手当受給者に対し対象児童1人当たり1万円を支給するにあたり、事務用消耗品3万円及び案内用封筒作成に4万3千円を計上するものです。次に、第11節 役務費78万5千円の増額については、郵便料45万5千円及び口座振込手数料33万円を計上するものです。次に、第18節 負担金、補助及び交付金4,369万円の増額については、子育て世帯臨時特別給付金を支給するものです。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費、第11節 役

務費4万8千円の増額については、各種乳幼児健診の中止の通知及び妊婦の方々へのマスク等の配付費用を計上するものです。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費、第11節 役務費7千円の増額については、中小企業等緊急支援金の決定通知等の送付費用を計上するものです。次に、第13節 使用料及び賃借料5千円の増額については、コピー代を計上するものです。次に、第18節 負担金、補助及び交付金4,610万円の増額については、休業要請支援金として3,050万円を計上し、大阪府からの休業要請に応じた法人等に対し、大阪府と市町村がそれぞれ2分の1を負担し共同支援金を支給するもの、及び中小企業等緊急支援金として1,560万円を計上し、本町独自の支援策を行うものです。

次に、第7款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、第22節 償還金、利子及び割引料14万9千円の増額については、本年3月までに納入された町営住宅集会所の使用許可にかかる使用料について、4月以降の使用許可取消し分を還付するものです。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第4目 放課後子ども支援費、第22節 償還金、利子及び割引料112万7千円の増額については、登室自粛の要請に伴い、本年3月の学童保育室保育料について、日割額を還付するものです。

次に、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、第10節 需用費3万2千円の増額については、空気清浄機用フィルター等を購入するものです。次に、第17節 備品購入費38万8千円の増額については、空気清浄機を購入するものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 保健ヘルス事業費です。乳幼児健診の中止に関わって、会計年度任用職員の休暇等の取り扱いにつき問います。休業手当の対象者となる勤務の割り振りがあるが業務がない者が、自らそのことを自覚し休業手当を受け取れるため、周知することが重要と考えています。保健師などが、その主な対象になると思いますが、休業手当支給につき、どのような事務が行われているのか、確認します。本人の希望によっては年次有給休暇という選択も可能であり、丁寧な対応が求められると思いますが、いかがでしょうか。まずこれ、1点目です。

もう一つ、障害児通所支援等扶助費ですね、300万円について。学校などの一斉休業期間のうち、3月2日から春休み開始前日までの放課後等デイサービス利用増について、利用者負担分の返還と事業所の負担増について国からの補てん支援が行われるものと理解しています。しかしながら、春休みの後も休校が続いているのが現状です。これについて、国からの支援方針は示されているのでしょうか。

特定定額給付金システム構築業務委託につき問います。業務の進捗状況と給付事務開始の関連につき、説明を求めます。オンライン申請はすでに始まっていますが、業者との契約は本補正予算可決後になるため、確認しておきます。

マイナポータルによるオンライン申請が始まっていますが、マイナンバーカードの暗証番号忘れや、暗証番号再設定等の手続き等で窓口が混雑したり、たくさんの待ち時間によって人と人との密度が高まったりしていると報道されています。今回の給付金受け取りを目的としたマイナンバーカード申請、受け取りの自粛要請をホームページに掲載しておられる自治体もごぞいます。

そこで問います。総務省はオンライン申請を推奨していると思いますが、今、新規にマイナンバーカードを取得するにはどれくらいの期間を要すると見込んでおられますか。一定の期間を要することはもちろんのこと、オンライン申請には不備も多く見られるようで、混乱が生じがちであることから、給付金受け取りを目的としたマイナンバーカード申請・受け取りについては自粛を要請するなど、対策を講じる必要があると考えています。いかがでしょうか。もとより、町から全世帯に送付する申請書によって郵送で申請していただくほうが、新規にマイナンバーカードを取得してオンライン申請されるよりも、より迅速に給付が受けられるのではないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

以上です。

**健康福祉部長** 戸田議員からのご質問につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、乳幼児健診の中止に際しましての会計年度任用職員の休暇と、あと休業手当等の取り扱いについてでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、乳幼児健診を含みます、その他ふれあいセンターで実施しております事業、これにつきましてはBCGであるとか、あと内科相談、また高齢者福祉センター事業等でございますが、こういった事業につきましては、現在、中止をしております。中止に伴いまして、事業に従事する予定であった会計年度任用職員の方につきましては、年次有給休暇が付与されている職員さんにつきましては、休業手当の支給とするのか、年次有給休暇の取得とするのか、個別に確認を行ったうえで適切に処理をしておるところでございます。また、年次有給休暇が付与されていない会計年度任用職員さんにつきましては、すべて休業手当を支給しております。

続きまして、放課後等デイサービス支援事業についてでございます。今回、補正予算で計上させていただいております放課後等デイサービス支援事業につきましては、3月の全国一斉の学校臨時休業に伴いまして、放課後等デイサービスの報酬総額が増加するという一方で、放課後等デイサービスを利用される方の利用者負担金も当然増加をする場合もございますし、市町村の通所の給付費、これも増加するということに対応するものでございます。4月以降の利用者負担、また障害福祉サービス等の報酬増につきまし

ては、本年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づきまして、令和2年度補正予算案におきまして放課後等デイサービス支援事業が創設される予定になっております。しかしながら、財政負担につきましては、国からの通知等を見る限りにおきましては、都道府県及び市町村にも一定の財政負担が生じるものと認識をしておりますが、詳細な内容につきましては、国等から正式な通知が示されておられませんので、現時点では承知はしておりません。

以上でございます。

**総合政策部長** それでは、特別定額給付金の関係についてのご質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、この給付金につきましては、4月7日に生活支援臨時給付金という形で閣議決定がされまして、当初は生活に困難を来している世帯に対して30万円というのが示されまして、その後、4月20日に、今回示されております特別定額給付金、全住民の方に1人10万円の給付というのが決定されたということで、4月20日に閣議決定がされまして、そこから急遽準備を進めてきたという経過がございます。そのような中で本町では5月1日付けで、この業務に携わる職員、組織ということで、特別定額給付金チームというのを設置いたしました。その後、鋭意準備作業を進めております。

また、オンライン申請につきましては、5月7日から受付を開始しておりますので、本補正予算をご可決いただきましたら、速やかに今週末、または来週早々を目途に初回の振り込みを行いたいというふうに考えております。また郵送申請につきましては、現在、封入作業が大詰めを迎えております。本日中に封入が完了する予定となっておりますので、速やかに発送をしたいというふうに考えております。

なお、給付金システムにつきましては、本補正予算の可決後、速やかに委託契約を締結をいたしまして構築作業を進めてまいりますが、完了は5月下旬になる見込みでございます。従いまして、それまでの間につきましては、エクセルシートを用いまして、慎重に書類審査を行い、入力誤りなどがないように二重三重のチェックをかけまして、順次、振り込み作業をさせていただきたいというふうに考えております。

また、マイナンバーカードの取得の件でございますが、報道等ではマイナンバーカードの申請、あるいは暗証番号を忘れたということで窓口が混雑しているというような報道もございますが、本町の場合につきましては、一定、そのような状況は生じておりませんので、多少問い合わせであったり、窓口に来られる方もありますが、報道されているような状況にはないということでございます。取得には、申請をしていただいても1ヵ月から1ヶ月半程度必要になるということでございますので、議員ご指摘のように、現状で言えば郵送での申請をしていただくというのが一番スムーズな状況かな、というふうに思っております。

また、マイナンバーカードでいろいろな不備が生じている、申請の内容がきっちりと記

載されてないとかいうようなこともございます。本町でも、それは見受けられます。その分、手間もかかっていくということでございますので、先日、町のホームページのほうにも定額給付金の案内ページに、郵送申請のほうが早く申請できて、不備が発生しにくいというようなことも掲載をさせていただきました。

以上でございます。

**戸田議員** 特別定額給付金に関しては、これを機に総務省は、これまで国が思うように進んでいなかったマイナンバーカードの普及・取得を促したいという思惑があるのかも知れませんが、住民基本台帳に基づいて支給されるもので、マイナンバーカードは必ずしも必要ではなく、かつ著しく支給が早まるわけでもないため、私はこのことを住民の方に伝えて、郵送による申請をお勧めしたいと思っております。支給にかかる事務は、詰まるところプロジェクトチームの手作業によるのであり、申請書の送付後、早期に申請が集中することなく事務負担の平準化ができれば、結果的により深刻な影響を受けておられる方、迅速に支援が必要な方への支給がなされると考えております。これは意見に留め置きます。

1点、もう一つ問いたいことがあります。先ほどいきいき健康課、健康福祉部におかれましては、保健師など、会計年度任用職員の方々の休暇等の取り扱いについては丁寧に対応していただいているということを理解しました。それでは、小・中学校の臨時休業や、保育所・幼稚園の登園自粛要請などによっても、子の世話をを行う職員が勤務をしないことがやむを得ないと認められた場合などが生じると思います。会計年度任用職員においても特別休暇が所得できると、私は認識しています。このことを各課において周知徹底できているのでしょうか。また、参考までに正規職員の特別休暇の取得状況につき、把握しておられる概要をお示しいただきたいと思っております。人事課にお答えいただくことになるかと思っております。お願いいたします。

**総合政策部長** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別休暇の取り扱いにつきましては、ただいまご質問の中でも一部ご紹介がありましたが、学校の臨時休業、その他の事情によりまして、子どもの世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合のほか、職員本人に発熱などの風邪症状が見られるなど、感染拡大防止の観点から必要と認められる場合において、正規職員、会計年度任用職員を問わず取得できることとして運用をいたしております。

この扱いにつきましては、本年3月2日から当面の間、時限的措置として実施しているものであり、運用開始以来、これまで4回にわたり各所属に対し通知を発出し、その周知に努めております。取得状況につきましては、正規職員で出退勤システムを利用している職員の取得状況を見ますと、令和2年3月～4月の2ヵ月間で、1日単位での取得が延べ72件、半日または時間単位での取得が延べ34件となっております。

以上でございます。

**河野議員** 第55号議案 一般会計補正予算に対し、質疑をいたします。今回の補正予算で示された中小企業等緊急支援金について、主として質問をさせていただきます。

資料請求をさせていただき、かねてから私も、この3月予算議会などでも申し上げてまいりました。新型コロナウイルスに端を発して休業要請、または顧客の減少、特に島本町などでは典型的な例が、3月2日以降の学校休業後の給食調理の委託業務などを例にあげて、実態把握と委託契約に基づく協議によっての一定の補償ということを求めてまいりました。この点については、町内業者ではありませんが、一つの典型的な例だと思っております。小・中学校給食の調理業務の委託業者に関しては、その後、委託契約での協議を行っておられたと、教育こども部において協議を行っておられ、3月1ヵ月の休校期間については契約に基づいた支払いをされているものと聞き及んで、安堵もしております。

こういった形で、各方面での島本町の官公庁による町内業者の、様々な各方面への事業の中止、事業の中断による支払いが遅延する、あるいは支払いをしないということが次々に起こることによって、町内業者に影響が出るということについては非常に懸念しておりますので、その点で言いますと、例えば学校給食調理業者、委託業者に対しては一定の補償はされている。けれども、給食が止まることによって、かなり大きな島本町内でシェアをしております、町内での例えば牛乳とか、食肉とか、野菜とか、そういったことを受注をされていた町内業者の発注が止まり、その分の収入、売り上げの減少に繋がっているということは想像に難くないと思っております。

こういったところに対して、一定実態把握はされてきたのか。これは実態把握ということにおいては3月10日、そして4月14日に出しました緊急申し入れ書でも繰り返し求めてきておりますが、この中心であるのは都市創造部、にぎわい創造課であると認識しております。こういった、特に島本町が発注をされている業者が一番リアルに実態が掴めているものと思っておりますが、その点の実態把握の状況について、さらにご答弁を求めます。まず、それをお願いします。

**教育こども部長** それでは私のほうから、給食業務の食材等を納入していただいている事業者ということでございますが、まず、急遽、給食を止めたことによって、調理業務が止まったことによって、こちらから納入を止めた部分について、他への代替に利用できなかったようなものについては、当然、支払う義務があるということで対応しました。それ以外のものについても、実態把握をいたしまして、今回、給食が止まったことによって、それら代替、また廃棄されたような証明ができるような内容のものはあるかという問い合わせをしたところ、私どもが費用として払わせていただいたもの以外は問題ないということで、回答はいただいております。

以上でございます。

**都市創造部長** 実態把握についてでございますが、当部といたしましては、商店街の代表

の方でありますとか、商工会に寄せられている相談、どのようなものがあるかとかいう部分については、一定、連携はさせて、実態把握に努めているところでございます。今後におきましても、様々な機会を通じて、いろんな声、拾い上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 中小企業等緊急支援金事業について、問います。経済的な打撃を受けている町内事業者にもっと幅広い支援が必要と考えます。国や府の対象とならなかった、50%減とまではいかない事業者が対象になるとのことですが、そこは良いとして、借入を申し込んでいることが含まれていることで、結局、条件が国や府の対象とかぶってしまうことになる場合もあると思うんです。収入が50%以上減とか、借入を申し込んでいるとなると、ともに収入がかなり減ったということの指標であり、もちろん、困っている方に手厚くという意味で、国のもの、府のもの、町のものも同じ方に支給されるということがあっても、それ自体はお困りの方にとっては良いことだとは思いますが、一方で、例えば50%以上減とまではいかない、借入もしていない、でも、しんどいという状況の事業者の声には、全く今回の事業支援金では応えていないことになります。

例えば、摂津市では同様の独自策で、借入を要件とせず、幾つかの要件はあるものの小規模事業者に一律10万円を、1,000事業者分確保しているということもあります。摂津市の場合は、市の事業者全体の25%に当たるところを今回の第一弾として、独自策としてしているわけです。一方、島本町は、資料請求によると町内事業者の数は701で、そのうちの今回78事業者分を確保、想定されているということで、およそ1割分ということになっていますよね。国と府の支援金の対象とならない事業者をという意味であれば、摂津市のようなほうが、より幅広い小規模事業者が助かる内容になっていると感じます。第二弾以降の支援策は、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、この点も考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点は、学童保育室の件です。資料請求人9によると、登室児童数が5月に入り、かなり減っています。緊急事態宣言や保育料還付金の影響もあるだろうと思いますが、今でこそ登室児童数が減っているものの、突然の臨時休校で子ども達も大変だとは思いますが、勤務時間が急増した学童現場の負担は相当なものだったと推察されます。他市では、学童の働く方の負担軽減のために、午前は学校で、午後から学童にという運用措置を、途中から取っているところもありますが、三島地区の他市の状況は把握しているのでしょうか。

以上2点、お願いします。

**都市創造部長** まず、今回の支援金の融資申請者に限定をさせていただいたわけですが、制度構築設計にあたりましては、高槻市をはじめ他市町村における取り組みも参考にさせていただいたところで、また国や府等の支援制度が売り上げベースでの支給

でありますことから、類似の条件による支援を、今回、本町は避けさせていただいたこと。また融資を受け、事業継続に対して、より積極的な事業所に対する支援がより望ましいのではないかという考えのもと、今回におきましては、このような制度設計にさせていただいているところでございます。

また、今後のさらなる支援策については、コロナウイルスの地域への影響の度合いや、あと国や府におきましても追加の支援策、種々ご検討されていると聞き及んでいるところでございます。それらの動向に加え、本町の財政状況等も総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** ただいまご質問いただきました学童保育室について、他市の状況でございますが、今、中田議員からもご紹介がありましたように、3月の臨時休業中につきましては、三島他市4市も、本町も、通常の学校の運営期間中が臨時休業となったということについて、その分については通常の春休み、夏休みとか、長期休業期間中の対応を3月はしておられました。高槻、茨木、吹田、摂津につきましては——今日現在でございますが、高槻については、月曜日から木曜日については通常の学校が開校しているのと同様に、お昼からの開室とされていると。そして茨木市についても、週2日から3日程度についてはお昼からの開室。吹田市、摂津市については通常の学校の開かれているときと同じように、月曜日から金曜日、すべてで午後の開室ということで、本町のみが現在では月曜から金曜日について、午前中からの開室をお願いしているというのが現状でございます。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分～午後1時05分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**中田議員** 先ほどの続きです。中小企業等緊急支援金事業についてです。

今回のコロナの影響で、例えばどこかの店が閉店したとして、行政としては、それをどのように把握することができるのでしょうか。例えば住民さんから、あそこの店が閉じているけどどうということ、今回の件かなって訊かれても、私としてはわからないところもありますし、そういうことがあるのであれば、今後の施策の現状把握としても必要だと思うので、そういうことはどういうふうに行政として把握しているのか、を質問したいです。する術があるのか、ということですね。もう一つは町内事業者の状況、今後の支援を考えていくにあたって、行政としてはどの程度アウトリーチして状況把握をしているのか、ということをお聞かせください。

次の質問は、学童保育室のことです。先ほどのご答弁で、三島4市1町の中では午前



中の学校連携をして、学童は午後からという学童指導員さんの負担軽減ということは島本町だけが行ってない、現状では、ということがわかりました。今、できていなかったとして、今後もこの状況は断続的に続くと考えられます。ですから、島本町も学童の現場の負担軽減策の一つとして、午前中は学校で見るといような、学校との連携を検討すべきだと考えますが、いかがですか。

もう一つは、先ほども特別休暇のことや労働災害のことがありましたが、保育士さんや、今回の学童保育室などで働く方々がコロナに罹患した場合は、公務災害や労災の対象になったり、また特別休暇扱いになるということですが、そういうことは、今回、いろんな流れがある中で通知が下りてきたり、町として対応したことで変化して起こったことなのですが、その周知がちゃんと職員の方に、すべての職員の方に伝わっているかどうか、お尋ねします。

**都市創造部長** まず、今回のコロナ関連にかかります閉店をされたお店の把握の状況でございます。今現在、本町で把握いたしているのは0件でございます。閉店せざるを得ないというような、そこまで逼迫したご相談というのは、直接的には伺っておりません。

なお、商工会にも、実際、今回のコロナの影響で閉店をされた事業者がないかという部分については意見交換をさせていただいております。ただ1件、もともと閉店を予定されているところがございます、ちょうど、このタイミング、3月末をもって閉店をされたという事業者が1件あるということは承知いたしております。

それと、あとアウトリーチ型、今後、どうやっていくのかというお問い合わせがございます。現在、考えておりますのが、すでに関係性を構築できております商店街サミットを中心に、いろんな媒体を通じて、意見のほうはいろいろ聞かせていただきたいなというふうに思っております。また、特に業者と接する機会の多い商工会のスタッフとも、今も意見交換等は行っておりますので、これらについても引き続き行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** それでは、学童の現場の負担軽減としての学校との連携でございます。学童保育室については、3月の臨時休業の開始からこれまで、長期間休業期間中の対応として、午前中からの開室をお願いしているところでございまして、指導員の皆さんにおかれては、例年より長期間、長時間での勤務をお願いしており、それに対応していただいたことを、本当に感謝をいたしておるところでございます。

4月以降につきましては、そのご負担を少しでも解消するために、小学校を解放していれば従事していただく予定でした支援員の方や臨時講師の方々に、学童保育室での従事をお願いし、ご協力いただける意思確認をできた方の中から、各室長とも相談して、4月は数名の支援員の皆さんに学童保育室で勤務をいただいたところでございます。5月からのシフトにつきましては、室長とも十分協議をし、またユニオン組合とも数度の

話し合いを重ね、登室児童の減少等に伴い、いずれの学童保育室とも現人員で対応可能であるということを室長から報告いただきまして、もともと学童保育室で働いていただく指導員のみでシフトを組んでいただいたというのが経過でございます。

今、三島他市では学童保育室を午後から開始されていることについては、先ほどご紹介させていただいたとおりでございます。5月11日以降、学校の運営が一部緩和されて、登校日というのを設けていいということになりました。その際に、今後のあり方というのを、やはり内部で検討したところでございます。留守番が困難な児童の受け入れ、また学童保育室の開室、これは絶対必要であると。もう一つ、大阪府から示されたのは、校庭開放の件でございました。校庭開放については、前回、3月25日から4月3日の春休み期間中、その期間中の6日間をやりまして、そのとき1日当たり——4校合計ですが、170人以上の子ども達が校庭開放に来て、健康保持のために、みんな楽しんでいてくれたというのがありました。それを踏まえると、やはり校庭開放が可能という方針が示された以上、私ども島本町としては校庭開放に取り組みたいという思いがありまして、校庭開放を活動の一つとして位置づけました。これは三島では、島本町だけが取り組んだところでございます。

今、言いましたように、これらの校庭開放まで入れた対応で、各学校の先生方に、学童保育室が、もし午前中、学校の先生方に見て欲しいということになったときの体制も考えたんですが、やはり校庭開放まで入れると学校現場で体制を組むのは困難ということになりまして、学童保育室の室長とも話をさせていただいて、引き続き児童の受け入れを午前中からやっていただくとなったのが経過でございます。

いずれにいたしましても、6月以降、学校の臨時休業が継続されることとなった際には、今後の対応についてどのようにしていくか。先ほどありました三島各市の取り組みも参考にしながら、教育委員会として方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** よくわかりました。学童の負担軽減という意味では、4月は支援員さんに入っていたと、5月はそのことはもう必要ないということでお断りになった。もう一つは、学校の校庭開放というものを島本町だけがしていて、先生達がそちらにも一定手が取られれば、人員が割かれていることで難しいということはおわかりですし、校庭開放をされていること自体は、子ども達の遊び場確保、いろんな意味の状況把握も含めて先生とのコンタクトもありますしね、それは大変素晴らしいことだと思います。

ただ一方で、やっぱり支援員さんのことはさておき、校庭開放自体は学童の負担軽減とはなっていないわけですね。それで結局、支援員さんが入ったとしても、学童というのはもともとが午後から開室するという場所だったのが、支援員さん入れたりすることで、結局、朝の8時から毎日、日曜日以外は基本開けているということになるという意味では、なかなか根本的な解決になっていないなという、今、島本町の事情がそうい

うことではということではわかりましたが、先ほどもご答弁いただきましたように、検討は長期化を踏まえて、ぜひ、今後はしていただきたいと思えます。

それで、もし、学校との連携がうまくいかなかった場合、負担軽減という意味では、コロナ対策の一環として、町の独自策として特別手当のようなものを支給するということも考えられるのではないかとと思えます。学童は子ども達を預かることにより、コロナ禍の最中にも働かざるを得ない方々の仕事を可能にし、社会生活基盤を支えるものであると考えます。これは、今回はたまたま学童を取り上げていますが、保育士さんだったり、介護士さんだったり、ほかのいろんな方も当てはまると思うのですが、今回、特に学童のことを言います。

また、多数の子ども達と長時間過ごすため、感染リスクが非常に高い職場であり、大変緊張を強いられるということも聞いています。学校との連携が町の状況的に困難であることはわかりますので、今の状況は。これを機に待遇改善するなり、特別勤務手当を支給するなど、何らかの形で、そういう措置を考えてはいかがかと思えますが、ということをお伺いします。

もう一つは、労災や特別休暇の件……、お答えいただいてないですね、どうしましょう、まとめて言いますかね。さっき質問したのに、答えてもらう前に質問しちゃいましたね……、これでいいです。以上で、よろしくお願ひします。

**総合政策部長** 町独自策としての特別手当ということではございますが、手当につきましては「地方自治法」のほうに規定をされておりまして、それに準じて、これまで手当というのは対応をしてくれているというのが現状でございます。

それで、会計年度任用職員の方については、短時間であっても、期末手当を支給することができるという規定が「地方自治法」で設けられて、この4月からスタートしてますけども、なっているんですが、「自治法」に書かれているのは期末手当を支給することができるだけで、それ以外の手当のことについては一切触れられてないという法律上の課題が、まずあるのかなというふうには思っています。

学童保育、それから保育所を含めて、町の窓口でも、やはり住民の方と濃厚接触する可能性というのは非常に大きい。職員全体の問題かなというふうにも思えますし、こういった手当について、近隣の自治体であったり他の自治体、そういう手当を出されているのか、出せるのかということも含めて、いろいろ調べはしておるんですが、なかなか、それが見当たらないということですので、今後、「自治法」の改正なんかもあるかもわかりませんが、そういったことも視野に、今後、他の自治体の取り組みとかも検討しながら考えていきたいとは思いますが、現時点では難しいということのお答えでございます。

それから、先ほどのご質問の中で、全職員に特別休暇等の制度内容が周知されているのかということですが、人事担当部局としては、これまで4回にわたって所属長宛に町

長名で通知を出させていただいております。その中で、特別休暇であったり、休業手当に関わる支出というのにも現に出てきてますので、そういうことからすれば、各所属長において適切に周知をされてあがって来ているというふうに理解をしております。

以上でございます。

**大久保議員** それでは、3点ほどお伺いをします。

1点目、本補正予算における本町の持ち出し金額はどれくらいになるのでしょうか。

2点目、本補正予算執行に伴い、今年度の本町の事業に及ぼす体制的・人的影響はどのように認識されておられますか。3点目、今、国会でももう第2次補正予算の編成に入ろうかと思えますけれども、そのうち本町も追加で補正予算の編成に入ろうかと思えますけれども、その際、今回のように本町独自の追加補正予算のお考えはあるのでしょうか。

よろしく申し上げます。

**村上議長** 暫時休憩します。

(午後1時19分～午後1時20分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**財政課長** 1点目の、本町のコロナウイルスに関します独自策に伴います本町からの支出額についてなんですけれども、今回の第1号の補正予算におきましては、財政調整基金の繰入の費用といたしまして5,935万7千円を繰り出したしておりますので、この費用が本町の持ち出し額というふうになっております。

以上でございます。

**総合政策部長** 2点目の、人的体制への影響ということでございますが、今回の特別定額給付金に関してもプロジェクトチームを組んで体制を取ったり、新たに会計年度任用職員の方を採用して対応しているという状況がありますので、基本的には職員、部局を関係なく協力し合える体制で臨んでいきたいと思えますし、足りない部分については、また会計年度任用職員の方々を採用して対応していくということやっていきたいというふうに思っております。

それから、町独自策ですが、今回の補正予算でも計上はさせていただいておりますが、これで終わりということではなくて、この新型コロナウイルス対策については、まだまだ継続的に行っていく必要がある施策も当然あるというふうに思えますので、それについては町独自策として、今後のまた補正予算の中で提案をさせていただきたいというふうに思っています。ただ、現時点で具体的にどういったことをするというところまでは申し上げられませんけれども、継続して対策は講じていく必要があるという認識でございます。

以上でございます。

**大久保議員** ありがとうございます。そこで、国からのマスクがまだ届いてない状況であります。小・中学校は文科省からマスクが届いている。それとまたボランティアの方からもマスクが届いている状況であります。そして妊婦さんの方にもマスクが配布されて

いるということです。それで、今回のウイルスで一番重症化するといえますか、リスクの高い高齢者の方なんですけども、マスクがなかなか手に入らない状況では大変リスクが高いと思います。それで、市場に今、出回ってますので、だいぶ緩和されているかと思いますが、今後の第2波、第3波のウイルス蔓延に備えまして、こういった検討も、マスクの配布、高齢者の方、特にご自分で購入がなかなかしにくい方もいらっしゃると思いますが、そういった方への配布等はお考えはないでしょうか。

**総合政策部長** マスクについては、当初、町が備蓄していたマスクをすべての住民の方に配布するというだけのマスクがなかったという中で、追加で購入もさせていただきましたし、寄附という形でいただいた分もございます。それらも含めて、今後、今、議員からございましたように、これで完全に新型コロナウイルスが収まっていくということは考えられないと思いますので、長い目で対策を講じていく中で、第2波ということを考えれば、町として新たにマスクの購入であったり、次の段階のことを想定をして準備をしていく必要があるというふうに思っています。

高齢者の方からも、病院に行くのにマスクがないとか、そういったお声も町のほうにいただいているんですが、なかなか、お一人の人だけに配るとするのも難しい話なので、その辺、今後のことも想定しながら、対策として備蓄をもう少し増やしていくということが必要であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

**東田議員** 今回の補正予算に関しては、ほぼほぼ異論がないというか、粛々と事務を進めていただきたいなというふうに思います。それで、先ほど他の議員からもありましたように高齢者の方に対するマスクですけど、やはり先ほどの議員もおっしゃったように、リスクが高い方にしっかりと目を向けて配布するというのは私も考えて欲しいなというふうに思いますので、一応、検討のほうをお願いだけしておきます。

それと、今回の補正予算で国からの特別定額給付金ですね。これは広く、対象は全国民ということになってますけど、町単独でやっているのは、どちらかという対象を絞ったところで支援をしていくというような考え方でなっていると思います。今後も、今回で終わりじゃなくて、これからも対策を考えていくということなんですけども、休業要請であったり、休校・休園とか、外出自粛であったりで、コロナウイルスで影響を受けてない方というのはほぼほぼいないんじゃないかなと、みんなが影響を受けている中で、今、この状況になっていると思います。お子さんとかが学校に行かなくて家にいたり、会社に行かなくてテレワークとか家におったりしたら、どうしても水道光熱費とか食費とかにもはね返ってきて、各世帯、それなりに影響は受けているのかなというふうに思いますので、やっぱりその辺りも勘案してね、皆さんに広く支援できるようなことも、ちょっと一定考えていただきたいかなというふうに思いますけども、その辺りについての见解をお願いしたいと思います。

それと、今後もいろいろ考えていくということですが、当然、財源というものが必要になってきますし、当初予算の討論でもちょっと申し上げましたけども、やっぱり一番最初に当初予算で予算編成した、それにこだわらんと、予算の見直しであるとかいうのも視野に入れていかなければ、国からなんぼ来るとか、府からなんぼ来るとかいうのも、なかなか流動的で読めていかないんじゃないかなというふうに思います。今回の支援金でも、府の折半のやつでも、町としては想定してなかった予算が発生してますから、あまり国・府を当てにするんじゃないかと、町としても独自で財源確保というのにしっかり取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りについて、ちょっと見解を伺っておきます。

**総合政策部長** 高齢者のマスク、感染リスクが高い方へのマスクの配布ということについては、先ほどもご答弁申し上げたように新たな段階を迎えるだろうと思われまので、備蓄というのをきっちりやって、対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、影響というのは全住民にというのは、当然、そういうことだろうというふうに思いますし、他の自治体の独自施策なんかも見てますと、水道料金、基本料金の減免であったり、そういった施策を多くの自治体で実施されているという実態もある中で、今後、そういったことについても検討させていただいて進めていきたいというふうに思っています。

また、財源については、もうすでに町長のほうからも職員に対して、今年度、必ずやらなければならない事業を除いて見直しをして、それをコロナ対策の財源に回していくということで、6月の定例会に向けて、その辺の精査をするようにという指示も出ておりますので、その辺についてはきっちり精査をして、財源を確保しつつ適切に対応できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** コロナ対策に関しまして、ほんとに初めての経験で、町長はじめ全職員の皆様には大変ご苦労をおかけしていると私は承知いたしております。本当にありがとうございます。こんな高いところでお礼を申し上げるのは申しわけないんですけども、本当に皆様、ありがとうございます。

今も他の議員からも出ましたが、確かに高齢者のマスク不足というのは私も聞いておりました、マスクがないために病院に行かれないというようなご意見もたくさん伺っております。今また、ほかの議員もおっしゃいましたが、やはり特定の方ではなくって、住民さん全員に行き渡るといのは、このことはものすごく大切なことではないかと思っておりますので、私は議案説明のときにも言わせていただきましたが、できたら水道料金の基本料金ですね、それを半分でもという思いを持っていますので、ぜひ、その点もお願いしたいかなというふうに思います。

質問に入りますが、私は質問の中で、ふれあいセンターの使用料の還付金、これはあわせまして緑地公園の集会場の還付金も今回の補正予算にあがっております。このふれあいセンターの使用料の還付金なんです、これは、一応は自粛が5月31日ということになっておりますが、ふれあいセンターをいつまで使用できないのかという、その線引きをどんな状態でされるのか。その辺がわからないものですから、例えば、6月にふれあいセンターをお借りするのを中止してもね、もうすでに還付金が全額発生している状況になっております。そういうことを考えますと、このふれあいセンターの使用を許可するか許可しないかという線引きは、どういう線引きでされるのか。その辺がちょっとわからないのでお聞かせいただきたいのと、今回、補正にあがってます金額というのは、その金額を算定された根拠はどういうことで算定されたのか、お聞かせいただけますか。

**総合政策部長** 今、緊急事態宣言が5月31日までということですが、本日、国のほうからも一定の方向性が示されると思います。大阪においてはおそらく継続であろうと思われませんが、大阪府の吉村知事のほうからは、大阪府モデルに準じた形での緩和ということも、今日、夜8時から大阪府は対策本部会議を開催されるというふうにお聞きしていますので、その方針を受けて、町として、また明日、対策本部会議を開く中で、その後の対応というのを考えていく必要があるというふうに思っていますので、今の時点で、いつから開けるとか、どういった形で緩和していくというようなことは、ちょっとお答えできる状況にはございません。

私のほうからは、以上でございます。

**総務・債権管理課長** もう1点お尋ねの、今回の補正予算に計上しております還付の額の算定根拠でございますけれども、今回の補正予算を調整させていただいた時点では、まだ施設の使用の停止期間は5月6日までというふうになっておりました。ただ、その時点でもすでに、いつ収束するか、なかなか見込めないというふうな状況は想定されておりましたので、予算を調整した時点で、すでに予約を受けて使用料をお支払いいただいている金額全額、前年度のうちに使用の申請があって歳入があった全額について、還付の可能性があるので、その分についての還付の額を補正予算で計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 還付金に関しては、わかりました。今日、大阪府のモデルが発表されるということですが、例えば自粛が解除になった場合、そうしますと、それプラスふれあいセンターを利用可能ということは、ちょっと難しいのかなとは思うんですね、たくさんの方が集まってこられるお部屋というのもありますのでね。だから、自粛プラス開放というのは難しいと思うんですね。だからこそ私は、どの辺で、島本モデルじゃないけれども、どのような線引きをされて、利用されてもいいとかがっているのは考えていらっしゃる

い、ということでもいいんですか。考えていらっしゃるのでしょうか。

**総合政策部長** 町としての基準というのは今のところ持つてはいないんですけれども、大阪府が一定、先ほども申しあげましたように、本日、対策会議を開かれて、一定の方向性が示されると思います。ただ、自粛を緩和するにしても、完全に開放するということはないというふうに思ってますので、例えば、少人数での会合であったり、そういったものから認めていくとか、会議をやるにしても窓を開けたり、三密と言われている部分を緩和できるような対策を講じたうえで開放していくというような、そういう形になっていくのかなというふうに考えてます。

ただ、それについては、本日の大阪府の対策会議の内容を踏まえて、明日、町で対策会議を開いて検討して決めていきたいというふうに思ってますので、また決まりましたら、ホームページ等でお知らせをしていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

**塚田議員** 中小企業等緊急支援金事業、町独自の事業について、質問をさせていただきます。

町内業者さんも喜ばれていまして、創設については評価しているところなんですけど、事業費1,560万円の予算積算の根拠についての説明と、積算されたときから本日までにまた状況が変わっているかと思しますので、セーフティーネット申請状況の直近の数字について、まず、ご答弁いただければなと思います。

**都市創造部長** まず、予算の積算の状況でございます。予算については、3月と4月に本町にセーフティーネット関連の融資のお申し込みをされた事業者数が13件、15件で13事業所ございました。その13事業所が今後も同じペースで、今回、一応9月までということで想定させていただいておりますので、9月まで続く前提で、掛ける6ヵ月で78件で、予算を積算させていただいております。それから、その積算後、新たにセーフティーネット関連で町に認定の申請いただきました件数については、5月12日現在でございますが、18件となっております。

あと、今後セーフティーネットで、今回は一定の予算の算出根拠が必要という認識のもとで、その数値を使わせていただいておりますが、その他にコロナ関連にかかります融資制度につきましては、国であったり、ほかにも制度ございます。それらの融資制度を受けておられる事業所を対象といたしますことから、今後、件数については伸びてくる想定もできますことから、今後におきましては、その執行状況等、適切に勘案する中で予算措置等、また必要に応じて新たにお問い合わせをさせていただくことも想定いたしているところでございます。

以上でございます。

**塚田議員** ご答弁、ありがとうございます。予算が不足するかも知れないということについては、柔軟な対応をしていただきたいなというふうに思っています。



もう一つ、新型コロナウイルス感染症の影響がすぐに出る業種の方、事業所の方というのは申請も素早くできるのかと思うんですが、業績が2ヵ月後、3ヵ月後とかに影響が出てくるところもあるかと思いますが、今回、申請期間が9月30日までということを見ると、非常に短いと言いますか、間に合わない事業者さんが出てくるのではないかなということ懸念してまして、この期間についてはどのようにお考えになっているか、ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** 一つの今回の支援金の要件といたしまして、コロナ関連にかかる融資を受け、申し込みをされた事業所ということで、一つ、線引きはさせていただいてはおるんですけども、実はセーフティーネット関連については、町へ認定の申請をされて、約1週間ぐらいで認定書をお渡しして、それから民間の金融機関でご申請されるということで、比較的、期間的には短く申請期間でできるんですけども、国の関連公庫系については相談を取るだけでも相当数時間がかかって、実際、申請するまで、もっとも時間がかかるケースもあるということもお伺いしているところでございます。

今回、一定9月末までということで期限のほうは設けさせていただいておりますが、この制度運用する中で、当然、9月末までではあまりにも短いというお声が寄せられることも想定されますことから、それらの声には真摯に対応して、柔軟な対応を、またしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** ありがとうございます。この制度を創設するにあたって、高槻市等他自治体を参考にされたということですけど、高槻市同様の制度の申請期限が令和3年の3月末までというふうになってますし、セーフティーネットの5号のほうの申請も令和3年の1月末までとなっていることも考えれば、先ほどもちょっと申し上げましたが、コロナの影響が遅れて出てくる業者さんにとって不公平にならないように、広く使っていただけるように、制度の運用をお願いしたいと思います。もし予算が不足になって、また補正であげてこられる際には、期間の延長もあわせて取っていただけるようなことを検討していただくようお願いをしておきます。もう一度、お願いできますか。

**都市創造部長** ただいま議員からご指摘いただきました点も踏まえて、事業所支援、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 2問目です。先ほどの中小企業等緊急支援金の実態把握、先ほどご答弁いただきました。5月7日に議案合同説明いただいたときの資料も、ちょっと利用させていただきます。今回、中小企業等緊急支援金を出すにあたって、島本町としては、大阪府の休業要請支援金事業と国の持続化給付金事業との関連とか比較を表にして出していると思います。この表で単純に理解するところでは、持続化給付金と中小企業等支援金事業は、島本町の制度は併給可能、受け取るのは可能なんだなというふうに認識してます

けど、間違いはありませんか、ということが1点。

それから、先ほど申請期間の短さというふうに質疑がありました。確かに9月末で、もっと後になって、特に中小企業や自営業の方というのは後から影響が出るという声も、業種によってはあると聞いております。今はまだ2月、3月の契約とか発注でいけるけども、夏以降に影響が出るというような業種もあるように聞いてますので、確かに9月末というのはどうかというふうに思いますが、その点は私も、期間延長というのは必要かも知れないとは思いますが、ただ一定、ここで9月30日と示してしまった段階で、これは借入れを前提としてますのでね。借入れを前提としてないんだったら、ちょっと考えてということはあるんですが、9月30日までやから、もらうために借入れるというふうな、ある意味、島本町の緊急支援金が呼び水となって融資を受けるというふうなことを考えられる事業者も、実際にはあります。

先週末、この説明文書を持って、10店ぐらいしか回れてませんけども、こういう制度をどう思われますかということで、自営業とか店舗のある方をお尋ねしたときに、今はまた途方に暮れておられたり、これからどう影響が出るかわからないというので、まだ何も手を打ててないというのと、まず、国・大阪府の休業要請支援金には当たらないということはわかっていると、これははっきりとわかっているということで、さてどうしようか、持続化給付金の申請を先にしようかというふうな業者の方、おられたんですね。だから、そういう意味で、ここでさらに融資を受けてから申請になる、融資を申し込んでから申請になるということ言えば、この期間延長ということについては、やはり初期の受付面接で十分に丁寧な対応をしておかないと、何となく後半になって、また違う制度が出てきたりするとね、その辺はやっぱり連続性を持ってやっていただかないと、今のほんとに日々、どうしようと思っておられる島本の中小業者にとっては大きな影響を与えるというふうに思います。これは意見です。

先ほどの持続化給付金についてはご答弁を願いたいのと、そうは言っても休業要請支援金については、島本町の試算では法人支援金、12法人というのは何となくわかるような気がするんですが、個人事業主支援金が98事業者になっております。島本町で、この5月末まで申請締め切りと言われている休業要請支援金に98事業者というのは、これは最大、マックスを出しておられるのか、実態として98出される可能性があると思ってるのか。私、こんなにたくさんの方が、町内の中小業者で休業要請支援金の対象になっているのかと。町内の商店街回ると、全然、こういう声は聞けなかったの、その点の予算組みの内訳、それと、それぐらい対象者があるんだという実態把握について、ご答弁をお願いいたします。

以上です。

**都市創造部長** まず、本町の中小企業等緊急支援金と、国の持続化給付金、併給が可能かどうかのお問い合わせでございますが、併給については可能でございます。

あと、大阪府と本町が共同で実施いたします休業要請支援金の中小企業の件数でございますが、これについては大阪府が算出したしておりますが、島本町の企業を産業分類別で分けて算出しておりますので、マックスの数値でございます。

以上でございます。

**河野議員** あと2週間の期日ですのでね、これが、それだけの方が受けられるということが、まず、いいことだなと思っております。ただ、私自身が聞いているのは、そういった対象外の方と、それを今回、島本町が中小企業等緊急支援金を設けられたということですね、持続化給付金はコンピュータ、パソコンでの提出が前提になっているということと、休業要請支援金も自分でパソコンでダウンロード——申請用紙はちゃんといただいておりますけども——して、やらないといけないということで、特に持続化給付金については一定の税務の知識とか、基礎知識とか、パソコン操作ができないと、あまり申請行為に至るまでに結構苦勞するということを聞いています。だから日本共産党としても、私もこういった相談を受けるのは、ほんとに長い経験していながら初めてということになるんですが、相談受けたときのマニュアルみたいなのを作っているんですけどね。でも、やっぱりパソコンと、そういうのが必要だということでは、たぶん高槻市などでは、そういう茨木税務署でやっておられるような、入力して送信できるというコーナーですね。そういったことも設けておられるようなところがあると思うんですが、島本町の場合は、これは国・府の制度においてですので、答弁難しいかも知れませんが、いかがでしょうか、ということが1点。

それから、今、持続化給付金と中小企業等緊急支援金の併給可能ということであれば、持続化給付金は来年の1月までいけますし、金額がちよっと違いますので、そちらを急いでいただいて、その後に、それでものときには借り入れと中小企業等緊急支援金のかなと思ったりもしております。それはほんとに個別の事例で、いろいろ違いますのでね、一概には言えないんですが、そういった意味で、特別給付金も5月中には入る、入らないもおられるということで、この中小企業等緊急支援金があることによって、島本町が今までになかった島本町内業者さんのこういった支援金申し込みの相談に乗る、受付事務ですが、基本、相談もあるということが発生するというふうに思われます。

その点で、借り入れまではというところで止まっておられたり、休業要請支援金はもともと全然無理というところで、中小企業等支援金が駄目なときにでも、それが駄目で帰っていただくのではなくて、持続化給付金があって、その入り口の相談であるとか、あるいはこのすべての三つが、ほんとに小さい個人事業主の場合は、すべてに当たらないということもあったときに、今度は社協の小口資金のほうに行ってくださいとかね。その辺、たまたま今、都市創造部の部長は、かつて生活保護の事務なんかもされていたと思いますので、そういったことを、中小企業の方が島本町役場に相談に来られるという、窓口になるというのは、あまり今までなかったこと、こういったことでですね、緊急事

態で。ですので、そういったことを一つの制度だけで帰っていただくのではなく、この辺はやっぱり事業者であっても、ほかの制度に案内をすとか、そういったこともあわせて、島本町の広報、実は4月号の広報は仕方がなかったんですが、5月号の広報で…（「質問して」と呼ぶ者あり）……、やはりコロナに対しての救済措置があまりなかったということですね。

**村上議長** 質問してください。

**河野議員** あわせての、そういった総合的な制度を一覧にした広報、あるいは折り込みチラシを入れるとかいうことが、やっぱり6月以降は必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**都市創造部長** まず、各種制度のご案内でございますが、事業者向けの支援制度については、今、予定ですが、6月号の島本町の広報で、すべては網羅できませんけども、一定、各種事業の周知を図る予定といたしております。

あと国の事業、府・町と共同の事業、町単独の事業と、三つ、今は給付金的なものとしてはございます。これらの事業について、特に急を要しますが、大阪府と島本町共同で実施いたします休業要請支援金事業が、申請期限が5月31日ということでございます。まずは、やはりこれに該当する方については、該当する事業所については、本町の中小企業等緊急支援金には対象となりませんので、ただ、5月末までということで、6月1日発行予定の広報には間に合いませんことから、各種、これらの緊急支援策については、予算ご可決賜った後に、近々に町内の主要な掲示板に、まずはこういうのがありますという掲示をさせていただく予定といたしております。

あと、各種制度、窓口でご相談受けること、やはり多くなってきてございます。国の融資制度も含めて非常に難しい部分、これは私どもも痛感しているところでございます。ただ、やはり窓口にご相談に来られた方については、別の窓口に必要なあれば繋いでいくということは、しっかりと引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

（午後1時55分～午後2時15分まで休憩）

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**野村議員** 中小企業等緊急支援金についての質疑をさせていただきます。確認も含めて、2点、申し上げます。

1点目、支給要件に関しまして、説明ではセーフティーネット補償の認定を受けるなど、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴い金融機関への借り入れを申し込んでいるということで、「申し込んでいる」ことが支給要件ということで、以前、説明を受けております。そのうえで、この「申し込んでいる」ということは、融資

が結局下りてから、この支援金に関して支給がいただけるのかどうか。また、実際に申し込んだけども借入れができなかった場合もあるかと思いますが、その場合は支援金を受けられるのかどうか。

この2点に関して、まず、お伺いいたします。

**都市創造部長** 支援金関係のご質問でございます。要件にさせていただいております申し込みに関する要件でございますが、申し込みを行ったという事実をもって、ご申請していただけるという制度といたしております。また、実際の給付でございますが、その融資が決定されてから町も決定するのではなくて、申し込みをされたという要件をクリアしてございましたら、その融資の結果如何に関わらず支給をさせていただくという制度といたしております。

以上でございます。

**野村議員** 申し込み、こちらの要件に入るということで、特に小規模企業に関しましては手元に入る現金の早さ、いかに早く現金が手元に入ってくるかということが特に重要なことでありますので、先ほどおっしゃった融資が下りてからといった、後々に入るよりも、先ほどの申し込みの段階で、ちゃんとこちらの支援金に関して要件にあたり、支給も早速していただけるということと理解をさせていただきました。

では、私からもう1点だけ、確認も含めて質問です。先ほど、この支援金に関しまして、周知に関しては、どのような形をされるのでしょうか。今回、セーフティーネット補償ということで、補償の認定されている事業者さん、先ほど件数の指定もありましたけども、個別で連絡もされるかと思うんですけれども、いかに周知をされるのか、お伺いいたします。

**都市創造部長** 当該事業の周知でございます。まず、町内事業所の皆様へということ、本予算、ご可決賜った後に、近々に町内の主要な掲示板に、国の持続化給付金、府と町共同の休業要請支援金、あわせて、すべて網羅できませんけども、町内の主要な掲示板に掲示をさせていただこうと思っております。また、すでに町のホームページにおきましては、あくまでも予算ご可決賜った後という付記をして、当該中小企業等緊急支援金については、ホームページですでに告知のほうはさせていただいているところでございます。その他、考え得る様々な媒体、手法を用いて、積極的に当該制度については周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 今回の補正予算案では、緊急経済対策、国、府等の対応の中で、給付金の支給として町の住民全員に対して1人当たり10万円・特別定額給付金の支給、児童手当受給者・児童1人当たり1万円の支給、中小企業100万円・個人事業主50万円の休業要請支援金の給付、また費用補てんとしては放課後等デイサービス事業の事業所負担増・利用者の料金増への補てんなどがあります。そしてまた空気清浄機や石けんの購入等、され

るとのことです。そしてまたそれ以外に様々、先ほど町施策としていろいろ議論がございましたが、府・町共同事業の休業要請支援金の対象でないという条件下の中小企業等に対し緊急支援金の給付、児童扶養手当受給者に対しひとり親家庭等臨時特別給付金の支給、休業期間中の民間保育園の給食費等の補助、学童保育室保育料や使用料の還付金等があるとのこと説明をいただいております。

今回、新型コロナウイルス感染症で、すべての人が影響を受け、環境を大きく変えざるを得ないことに対し、まずは全住民に、迅速に特別定額給付金が支給されること、これが前提となりますが、すべての住民に対して10万円が支給され、また様々な切り口から多くの施策が計画され、現状、一定の対応が図られているというふうに考えております。そういうような中、学校に関連して、お訊きしたいと思います。

島本町においては、3月2日から小・中学校は臨時休業となり、その後、5月31日までの間、約3ヵ月間、休業が続くこととなっております。そして、島本町は町外に通勤される方が多い特徴のあることから、各学童保育室はほぼ半数の方が利用され、利用時間も学校が休みの終日の時間帯で運営されている状況です。今後も働く方をしっかり支援するためにも、この事業の継続が必要と思いますが、学童保育室の事業を行うにあたって、保育時間が計画に対し大幅に増加していると思いますが、学童保育室指導員の報酬関連の予算は増額する必要はないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** 学童保育室にかかる報酬等の予算の増額は必要ないか、ということですが、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、学童保育室については3月の臨時休業の開始から、これまで長期間、長期休業中の対応として勤務をいただいておりますので、そこで働いていただいております指導員の皆様には大変ご苦勞をおかけしております、これが実態でございます。先ほど議員からありましたように、当然のことながら、本来の勤務時間より長く働いていただいている分、当初予定の報酬額を上回る支出をしていることは事実でございます。

ただ、この4月～5月について臨時休業をやっておりますので、今後のことを鑑みますと、例えば、8月は本来夏休みを設け、そして学童の皆さんには午前中から勤務を要しますが、この点で、夏季休業を縮小して授業に充てなければならないようなことも想定をしなければなりません。そうなると、学童の皆さんの勤務はまた昼からになるというようなことも想定できますので、その報酬につきましては年間を全体的にある程度想定した中で、最終的な見込みを今後の補正予算で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 3月2日から休業が続いている中、その間、授業が行われておらず、児童生徒の学習面での不安、これを保護者の皆さん多くから、よくお聞きをいたします。現状の学習支援状況についてお教えいただきたいのと、また今回、本町には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億111万6千円の交付を受けるとお聞きして

います。この交付金の活用として、小・中学校のこれからの学習保障のための環境整備に使うことが可能とのメニューが示されていると思いますが、本町としては、それらの整備に充当するお考えがあるのかなのか。教育委員会のお考えをお示してください。

**教育こども部長** 今の学校等の対応でございますが、小学校では7日、入学式を行った以降、休業状態でございます。中学においては入学式すらできていないことから、新学期に入ってから課題プリントを配付するなどにより、学習支援としての対応を行ってきたところでございます。また、学校から児童生徒への呼びかけ動画を4月16日からアップし、また学習支援の一つのツールとしての動画配信を5月11日から行っているところでございます。

しかしながら、私立の学校や、先進的な取り組みを進められておられる公立学校におかれましては、オンラインの配信による学習支援を積極的に進められておるということ。また今後、第2波、第3波が押し寄せてくるかも知れない状況を踏まえすと、やはりオンラインの学習ができる環境整備は進めておく必要があるものというふうを考えております。現在、当該環境整備にかかる事業費についても本交付金の対象事業費としての申請に向け、政策担当、財政担当とも調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**東田議員** ごめんなさい、ちょっと1点だけ確認をお願いしたいと思います。先ほどの他の議員への答弁で、学校、夏季休に影響があるという、当初予算のときにも一定の影響があるんじゃないかというような話でしたけど、それからまた状況悪くなってきてますので、夏季休に与える影響というのが大きくなっているのかなというふうには思います。

それで、実際、学校、夏休みの暑いときに児童を集めて、密室というのものなかなかできへんのかなというふうに思うんですけど、窓開けて授業とかすると、今度、エアコンもきかなくなるんじゃないのかなと。その辺りの対応についても、ちょっと検討していただいたほうがいいかなと思うんですけど。今のまま行ったら、ほぼほぼ出席日数、どこかで稼がないかので、夏季休にも相当食い込んでくると思うんでね。見解だけ、ちょっとお伺いしておきます。

**教育こども部長** この2ヵ月間、臨時休業となりまして、当然のことながら、課題等のプリントを配布して学習支援を行っておりますが、実際の授業が行えてないということから考えますと、やはり、この7月、8月の夏休みの一定期間は授業に充てていく必要があるかというふうには考えておりまして、すでに茨木市などについては夏季休業をこのようにしていくというような形で一定の方向性を示しておられます。現在、本町につきましても、今日、また大阪府のほうで検討なされておりました、今現在では5月31日まで臨時休業ですが、今後の方向性がある程度見えたら、1年間の総授業の時数等も踏まえて、方向性を早くお示しをしていきたいというふうに考えております。

また、8月につきまして、当然、今、おっしゃっていただいたように、本町は普通教室、

特別教室ともすべて空調がついておりますが、それで賄いきれるものではないというふうに考えておりますので、その辺の3密を避けることも踏まえながら、そして夏季の暑さをしのぐ方法も可能な限り検討して、考え方を早めにお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第55号議案 2020年度島本町一般会計補正予算(第1号)について、人びとの新しい歩みを代表し賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大で未だかつてない社会状況となり、多くの皆様が様々な不安を抱えられていることと思います。他市町村が次々と独自支援策を打ち出す中で、島本町も、やっとその支援策が見えてきました。その内容は、本当に困っている方に対するピンポイントでの支援をしているものであり、その点は評価できるものですが、対象の幅も量も少なすぎると言わざるを得ません。

中小企業等緊急支援金事業についてです。経済的な打撃を受けている町内事業者にもっと支援の幅を拡げていただきたいと思っております。経営悪化は深刻です。町として、本当に困っている方への支援を優先したことは理解しますが、これでは島本町として、この町の魅力をどこに感じ、どこを守りたいと思っているのかが見えてきません。私は、この町の魅力は、大資本がほとんど入っておらず、顔の見える関係が築ける小規模な商店が多いことにありと感じています。そういった小規模商店というものは、小規模なだけに体力もないことがあり、ちょっとしたことで持ちこたえられなくなるということもあると思っております。そういう事業者を支えるためには、スピード感を持って、まずは当面の資金繰りを支援することが必須だと感じています。

例えば、家賃補助です。国や府の補助が今後あるからと、それを待って対応するのではなく、先手先手で対応していただきたいと思っております。例えば西宮市や伊丹市では、店舗賃料の補助を1ヵ月分・上限10万円だったり、尼崎市ではテナント料3ヵ月分・上限50万円など、早々に打ち出しています。島本町は、高槻などに比べると家賃が安いから大丈夫なのではという意見もありますが、駅前の商店街などでは月々のテナント料が数十万円を超えるところもあります。家賃など、収入が減っている中で、固定費というのは重くのしかかっています。今すぐの支援が必要なのです。



また、全体としては、相対的に他市よりも家賃が安いことから、店舗を借りる際のハードルが低く、世帯主でない方が事業を展開している例が多いのも島本町の特徴ではないでしょうか。最近では、若い世代を中心に飲食店等に新規参入される方が増えており、まちのにぎわいが生まれつつある状況と捉えています。今回は借入れをすることが要件となっていますが、借入れしていなくても、休業要請の対象でなくても、また減収が50%以上でなくても、苦しんでいる店舗はたくさんあります。せっかくのにぎわいが、万が一にもコロナ禍の後にしぼんでしまうことになっては、事業者の方だけでなく、住民にとっても良いことではありません。今後、第2弾、第3弾の支援策を講じるには、小さな町の豊かな暮らしを守るために、素早く、幅広く、即効性のある支援を行うことで、個人商店や小規模事業者を守るのだという姿勢を見せていただきたいと思います。

地域飲食店支援についてです。地域の自治力により、デリバリーの取り組みがすでに行われています。他市では、こうしたものの支援にも、デリバリー支援やテイクアウト実施の飲食店にクーポン券を配付などしているところがあります。今後は、そういったところはもうすでにチラシも作っていますが、島本町としても広報の活用や、またこういった他市の事例も参考に取り組みの後方支援も期待するところです。

議案には直接、質疑では触れませんでしたでしたが、子どもの学ぶ権利の保障についてです。長期化する臨時休校により、教育の機会が奪われています。島本町は、今年度、やっとICT環境の整備が始まったところですが、今後、断続的に、かつ長期化する感染拡大や緊急事態に備えて、ルーターの貸し出しやタブレット等の端末整備を前倒しして、ぜひ行っていただきたいと思います。

学校現場が、次々に方針転換される状況に振り回されており、大変な状況であることは理解しています。が、臨時休校中の児童への働きかけが不十分であったのではないのでしょうか。4月当初、各学校が先生方の動画配信をされたことは、児童との繋がりを保つために有効な働きかけであり、自粛モードの中、それを見た児童保護者の方からは、なごむことができた、ポジティブな評価を受けています。この件に関しては、とても良い取り組みだったと思います。一方で、その頻度が少なかったと。資料請求で住民の要望等を見させていただきましたが、臨時休校中の学校の対応として、放置されていると感じたと、もっとコンスタントに児童との繋がりを保って欲しいという要望があったように、今後は、今は登校日が始まっていますが、登校日がない間は、せめて週に一度程度、児童や生徒と直接何らかのコンタクトを先生が取るように努めていただきたかったと思います。今後は、この点の改善を求めるものです。

あと、独自策として、閉館中の図書館の配達サービスを行ったことも大変評価しています。この件で、感染者が出ていない状況だからこそできたということですね。もし、今後感染者が出たら、なかなか続けることは難しいと聞いています。この件は小規模自治体だからできたサービスであるとも理解しています。今後、町内から感染者が出た後

も、こういった素晴らしいサービスができるように、本の消毒機などを購入して備えておくということも考えられるのではないかと思います。この点も要望したいと思います。

そして、介護現場についてです。高齢者の方のマスクの件は、ほかの議員からも言及がありましたが、福祉の現場のことですね。運営スタッフも、利用者も、感染のリスクに直面したまま事業が継続されている——一部、閉めたところもありますが——という状態です。利用者においては、感染したときのリスクが高いこともあり、お互いにかなり緊張した状態が続いているとのこと。介護現場では、必要なマスク、消毒液がまるでなく、ヘルパーの皆さんが各自自前で用意しなくてはならない状況のようです。マスク・消毒は必需品ですが、これらが無いので高いお金を払って買っている人もいると聞いています。マスク 1箱 50枚入りを事業者へ配付したことは評価するものの、焼け石に水状態だということです。今後も福祉の現場の声を聞き、感染防止に必要な物資の支援はもとより、福祉サービス確保に必要な支援策を講じていただきたいと思います。

学童や保育現場の皆さんに、特別手当等の何らかの措置を考えていただきたいと思います。質疑でも言及したことですが、学童や保育所は子ども達を預かることにより、コロナ禍の最中にも働かざるを得ない方々の仕事を可能にし、社会生活を支えているものです。また、感染拡大防止が喫緊の課題となる緊急事態においては、たくさん子どもたちと密接して長時間過ごさざるを得ない、感染リスクが高い職場でもあり、現場のストレス度合いは平時を大幅に上回るものであることでしょう。これは、介護にあたるヘルパーさんにも共通していることですが、緊急時に社会的な負担が集中するこういった職場の方には、何らかの形で、ぜひ措置を講じていただきたいと思います。このことも今後の課題として要望しておきます。

行政の最大の役割は、住民の生命と財産を守ることだと思います。人の命に関わることが最優先です。また、経済が破綻しても生命は守られません。第2弾、第3弾の支援策を講じるに向け、不要不急の事業は仕分けし、命に関わる問題を最優先すること。そして、それ以外の事業は先送りにし、予算も人員も、まずは町民の生活を守るために最優先で投じることを求めて、本案は賛成の討論といたします。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ33億2,485万7千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ165億85万7千円とするものです。歳出の主な内容は、新型コロナウイルス支援策に伴う補正予算であり、速やかに実行すべき予算です。国・府の施策だけではなく、本町におきましても、大変厳しい財政状況に関わらず本町独自

の補正予算を考え、健康被害や経済的に打撃を受ける町民の皆様の手助けとなるように尽力されたことを高く評価いたします。

今後、行政と町議会がさらに協力をしていき、感染の第2波、第3波に備えていくことが重要であると存じます。また、国・府で新たに第2次補正予算編成の内容や、議論となる家賃の負担等の支援拡充や、学校の始業開始・9月入学などについても、まだまだ課題が山積みと言えます。

この新型コロナウイルス感染は、社会の形を大きく変えてしまいました。自宅でのテレワーク、オンライン授業など、遅れておりました日本のICT環境整備が急務となります。本町も学校授業・動画配信など、大変に努力をされておられますが、学童、生徒一人ひとりにパソコンを配付し、その環境整備には一定の時間が必要であります。子どもさんの視点を重視し、大人の都合ではないことが重要であり、また予算内容についても一考が必要と考えます。いろいろな情報や知恵を結集し、感染拡大と経済の崩壊から町民の皆さんを守るべく、早期の追加補正予算の実現を要望します。

また、町民の皆様に評価の高い本町独自の中小企業等緊急支援金ではありますが、セーフティーネットの申請に時間がかかるなどの理由で、その申請期間の延長などを検討していただくよう強く要望します。特別定額給付金につきましては、特にひとり暮らしの高齢者の取りこぼしがないように、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、今回の補正予算編成に忙殺されました町長をはじめとする職員の皆様に、心より感謝を申し上げ、賛成の討論とします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第55号議案 2020年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対し、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

4月30日、記者クラブに発表された島本町の独自策、主な支援メニューとしては、不織布マスクの配布、図書館図書の実家への配達、中小企業等に対する緊急支援金、休業期間中の民間保育所への給食費等の補助、ひとり親家庭に対する臨時特別給付金であります。ようやく4月末に独自策が示され、一定、住民の方にも示されるメニューができたということに安堵をしたところですが、この中の5点のうち1点、図書館図書の実家への配達については、職員が電動自転車で町内を宅配に回るということでは新たな増額は必要ないということで、他の4点を含めた補正予算というふうに理解しております。

今回、保育所の保育料返還や学童保育室保育料の返還、これについては予算ということではありませんが、民間保育所給食代の補助、そして今回中小企業等緊急支援金、ひとり親家庭の臨時特別給付金については、待たれていた、また休校や自粛などにより営業不振に陥られておられる中小業者に対しては朗報というふうに思っております。

特に今回、国の持続化給付金及び大阪府の休業要請支援金などが示されている中で、この2点について、当初は、自分は該当しないであるとか、給付金申請に二の足を踏ん

でおられる業者にとって、島本町がこういった制度を作るということが、融資や借り入れも一つの手法として、今の事業の維持や立て直しを考え始めるという事業者も町内におられるということが、私自身も議員としてはこういうのは初めての経験ですので、体感しております。いろいろと議場では、その条件等についての限界や不十分さということも指摘されたところですが、これは速やかに実施していただくことと、知らなかったという事業者がないような丁寧な周知徹底を求めるものです。

今後に向けての要望ですが、提案された議案以外のことも含めて申し上げます。

休業補償支援など事業者向けのほかの制度、また町の制度も該当しない場合について、社会福祉協議会がやっている小口資金貸付や、また国民健康保険であれば、国が通知・通達を出している今回のコロナウイルス対策の減免制度、固定資産税の猶予減免などについても、1回、事情を説明すれば、必要な制度を手元に取り寄せられるというような総合相談窓口が島本町には必要だと考えます。これは中小業者においては、特にそうだと考えております。日中に役場に相談する時間が取れない、そういった業者もおられると思います。同時に、広報の折り込みや緊急号などを連打して、新型コロナウイルス対策ということで特化したページや、あるいはチラシを折り込むということ。また、島本町は福祉事務所を持つ希少な町村として、生活保護事務や障がい者福祉の相談経験がある職員が多数おられます。そういう強みを今度こそ横断的に発揮していただきたいと思えます。駅前商店街の空き店舗を利用した総合相談、土日・夜間等の総合相談窓口を設置する。あるいは申請書類を配備するだけでも、細やかな情報提供ができるのではないのでしょうか。

また、国の通知でも示されている就学援助制度、これは島本町においては今年度から対象者を少なくするという形で、所得制限を厳しくしてしまったところなんです。文部科学省の通知によって柔軟な対応を求められていますので、ぜひ、今年度に入って、この就学援助については直近の収入で判断できるという柔軟な対応を即時実施していただきたい。また、学校休業により長期休業中の開所時間・勤務を余儀なくされている、特に学童保育室については他の議員からたくさんの質問がありました。私も同感です。その職員の心身状況の把握に努めていただくとともに、島本町全体で対応する体制を求め、一定、学校内での協力体制は敷いておられると聞いておりますが、他市町村の午前中の児童の預かり、午後から学童保育室という対応にまでは至っていなかったということは、一定の課題であったというふうに考えます。

また、学校給食業者の給食停止中の補償を行ったことは評価し、安堵するものですが、一方で、その休校中の児童の健全育成を今、丸抱えをしている家庭、これには一定子育て支援ということが補償されていますが、町内には大きな児童福祉施設があります。1日中、子ども達が学校に通わず施設の中で過ごす。そういったところにも、これは国・府の仕事だとは思いますが、視野を拡げていただきたいと思えます。

また、介護福祉事業者は感染症予防や治療が未確立の中で、休業要請もない中、日々、薄氷を踏む思いで事業継続をされています。これは町内の中小業者で事業継続されているところも同じだと思います。そういった意味でも、他の議員から質問がありました。水道料金の問題などについては、島本町は残念なことに1月からひとり親、障がい者、非課税高齢者などの水道料金基本料減免を廃止してしまったということがあります。これを時限的にでも復活することはできないでしょうか。その額は、2018年度決算額では588万と聞き及んでおります。この児童福祉施設や介護施設も対象になっていました。それが今、廃止になっており、負担が増えた中で、さらに新型コロナウイルスで日々、消毒や洗浄作業で水道使用料が増えている。そういった施設に対する水道料金減免を行うことは可能であり、また時限的にすることによって、300万程度で実施できるのではないかと考えております。予算上では、学校教育においては休校されていますので、支出が縮小されている水道使用料を大きな予算上では組み替える。そういう工夫をすれば財源は生まれるものと考えております。

島本町においては、引き続き町内業者の実態把握とともに、福祉施設などにおいてはデイサービス、移送介護などがキャンセルされることによる減収があるところや、訪問や移送支援などでの防護服などの対応が非常に間に合っていない、高額である、このような支出が増えている事業所に対しての実態把握も求めておきます。

そして、様々な議員が今後大きく期待をする国による1兆円の交付金、これが1兆円では到底間に合わないということは、現場におられる職員の皆様は十分にお感じになっておられると思います。さらなる増額も求めることも要望し、討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の第1号は33億2,485万7千円を増額され、歳入歳出総額165億85万7千円となります。今回のこの第1次補正は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国からの各種の支援事業、また本町の単独支援事業によるものであります。歳入におきましても、総額33億2,485万7千円のうち本町の持ち出しが5,935万7千円という状況で、国の補助金というのが32億6,550万円となっております。

こういった中、ほんとに日々情報も変わってくる状況でありますし、各種、我が会派からも質問がありましたように、皆様には今後のご努力も期待しつつ、国の第2号補正、今、国会の最中ですが、可決次第、またできるだけ早期に島本町としても動ける体制に努力いただきたいと要望を申しまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平井議員** 第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）に対し、コミュニティネットを代表し討論を行います。緊急事態宣言下で行われている臨時議会であるこ

とを踏まえ、できるだけ簡潔に申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた皆様にお悔やみを申し上げますとともに、医療現場で従事されている方々に敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

我が国のみならず、全世界において猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令され、幅広い業種に対する休業要請をはじめ外出自粛、休校・休園などにより国民の生活及び経済活動に甚大な影響が出ています。これまで誰もが経験をしたことがない事態となっており、すべての人が何らかの影響を受けているといっても過言ではないと言えます。

そのような状況を受け、本臨時議会に提案された補正予算は新型コロナウイルス対策予算となっており、歳入歳出 33 億 2,485 万 7 千円という、これまでに例のない、大規模な補正予算となっています。主な内容としては、特別定額給付金に約 32 億円、大阪府と基礎自治体が折半で行う休業要請支援金事業 3,050 万円、また本町の独自施策である中小企業等緊急支援金事業 1,560 万円、ひとり親家庭等臨時特別給付金、妊婦へのマスクの配布なども予算計上されている点においても、一定、評価をしているところでございます。

テレワークなどの在宅勤務、休校・休園、外出自粛等により、水道光熱費等の負担増や、新型コロナウイルスが一定収束した後も、経済活動や住民生活への影響は根深いものと考えることから、今後も住民の方々への生活の支援並びに事業者への支援を検討のうえ、必要な対策を講じられるよう要望をしておきます。

そのための財源については、国・府の動向も流動的であることから、本町としての財源の確保も必要であること、また新型コロナウイルスの感染拡大が税収に与える影響も鑑み、令和 2 年度当初予算の討論でも申し上げましたが、予算執行にあたっては慎重に行っていただきたいと思っております。命や生活、教育などに関わる予算を削減するわけにはいきませんが、大胆な予算の見直しも視野に入れた組み替えの検討を求めています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、感染した方々、医療従事者やインフラに携わっている方などへの心ない言動や、ある意味、差別と呼ばれる事象が発生していることから、啓発にも取り組んでいただくよう、お願いをしておきます。

以上を申し添えまして、第 55 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）に対して、賛成の討論といたします

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 55 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 55 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10、第 56 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(案) 説明

**伊集院議員** 第56号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた住民の生活支援や経済対策支援のための一助とするため、議員報酬の減額措置を講ずるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬を令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間は、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額とするため、条例の附則において議員報酬月額の一時的減額措置として議案書 56 の 2 ページに記載のとおり、一文を加える一部改正を行うものでございます。ただし、期末手当の算出の基礎となるものは含まないものとしております。

施行期日は、令和 2 年 6 月 1 日でございます。

なお、改正による影響額につきましては、141 万 1,500 円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第56号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第56号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、第57号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について(案) 説明

それでは、引き続きまして、第57号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策に係る財源の一部とするため、町長等の給与について減額措置を講ずるものです。

今回の改正については、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間、町長の給料を現行の本則上の額である80万円から16万円を減じて64万円とし、副町長の給料を現行の本則上の額である70万5千円から7万500円を減じて63万4,500円とするものです。

なお、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで及び令和2年12月1日から令和3年4月20日までについては、令和2年2月定例会議でご可決いただきましたとおり、町長の給料を現行の本則上の額である80万円から8万円を減じた72万円とし、副町長の給料を現行の本則上の額である70万5千円から3万5,250円を減じた66万9,750円としています。

施行期日は、令和2年6月1日です。

また、今回の改正による6ヵ月間の上乗せ減額にかかる影響額は、令和2年2月定例会議でご可決いただいた暫定減額分を除きまして、町長、教育長の合計で約104万円で

す。以上、簡単ではありますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 57 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 57 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12、第 58 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

##### (案) 説明

それでは、引き続きまして、第58号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策にかかる財源の一部とするため、教育長の給与について減額措置を講ずるものです。

今回の改正については、令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間、教育長の給料を現行の本則上の額である 65 万 5 千円から 6 万 5,500 円を減じて、58 万 9,500 円とするものです。

なお、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日まで及び令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 4 月 20 日までについては、令和 2 年 2 月定例会議でご可決いただきましたとおり、現行の本則上の額である 65 万 5 千円から 3 万 2,750 円を減じた 62 万 2,250 円としています。

施行期日は、令和 2 年 6 月 1 日です。

以上、簡単ではありますが、島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 58 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 58 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、5 月臨時会議に提出されました議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和 2 年島本町議会 5 月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、6 月 23 日午前 10 時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 5 9 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

- 第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 4 9 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 5 0 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 5 1 号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第 5 2 号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 5 3 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 4 号議案 令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 5 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 6 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 7 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 8 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月14日

島本町議会議長

署名議員（3番）

署名議員（11番）

令和2年島本町議会5月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 号 報 告	島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	5 月 1 4 日 報 告 を 承 る
第 4 9 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	承 認
第 5 0 号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 1 号 議 案	島本町税条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 2 号 議 案	島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 3 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 4 号 議 案	令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
第 5 5 号 議 案	令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決
第 5 6 号 議 案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 7 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
第 5 8 号 議 案	島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	原 案 可 決

令和2年

島本町議会6月臨時会議 会議録

令和2年6月3日開議

令和2年6月3日散会

令和2年6月3日(第1号)

島本町議会



## 令和2年島本町議会6月臨時会議会議録目次

### 第 1 号 (6月3日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○日程第2 第3号報告 令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	3
○日程第3 第59号議案 工事請負契約の締結について	14
○日程第4 第60号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第2号)	29
第61号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算(第1号)	29
第62号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)	29
○延会の宣告	45
※付議事件の議決結果	48





令和2年

島本町議会6月臨時会議 会議録

第 1 号

令和2年6月3日(水)



## 島本町議会 6 月臨時会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 令和 2 年 6 月 3 日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典
財 政 課 長	柚 木 利 徳	財 政 課 長	御 本 修 平		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会6月臨時会議議事日程

### 議事日程第1号

令和2年6月3日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第3号報告 令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 第59号議案 工事請負契約の締結について

日程第4 第60号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第2号)

第61号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算(第1号)

第62号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中をご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

まず、議事に入る前に申し上げます。

職員の皆様には、新型コロナウイルスへの対応、大変ご苦勞様でございます。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き本臨時会議においても感染拡大を防止する対応を行っております。議場出席者にはマスクの着用をお願いしており、皆様におかれましてはマスクを通しての発言となりますので、大きな声で、はっきりと発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、各議員におかれましても、質疑・討論は簡潔に行っていただきますよう、お願いしておきます。

それでは、これより令和2年島本町議会6月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本日の各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 河野議員及び13番 福嶋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、第3号報告 令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

#### 令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 説明

それでは、第3号報告 令和元年度島本町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の3の1ページです。今回、報告する事業は10件で、それぞれ繰越額が確定したため、報告するものです。

それでは、議案書の次に添付している第3号報告書参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1ページの第五次総合計画策定事業については、総合計画審議会の審議が3月中旬まで続き、計画冊子の印刷製本が年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越したものです。

次に、不動産鑑定評価事業については、第四保育所跡地に民間事業者による認定こども園を公募するにあたり、土地を売却して実施する方針となったことから、不動産鑑定評価業務委託契約を行うこととなり、年度内に完了しないため翌年度に繰り越したものです。

次に、認定こども園整備事業補助については、整備事業が令和元年度から令和2年度までの2ヵ年度にわたるものであるため、1年度目の出来高払いに応じ、その残額を翌年度に繰り越したものです。

次に、2ページの認定こども園整備運営事業者選定事業については、認定こども園整備運営事業者の募集要項の作成にかかる検討及び調整に時間を要し、年度内に社会福祉施設等整備審査委員会を開催することできないため、翌年度に繰り越したものです。

次に、第四保育所新築事業については、令和2年度の早期に工事に着手するため、令和元年度に予算措置し、翌年度に繰り越したものです。

次に、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業については、保育所等における新型コロナウイルス感染症対策が国庫補助の対象となったため、令和元年度に予算措置し、翌年度に繰り越したものです。

次に、3ページの乳幼児健診等事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月に実施予定であった乳幼児健診等を延期したため、翌年度に繰り越したものです。

次に、プレミアム付商品券事業については、令和元年度分の国庫補助事業として実施し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越したものです。

次に、4ページにかけての校内ネットワーク整備事業2件については、国の補正予算を活用し事業を実施するため、令和元年度に予算措置し、翌年度に繰り越したものです。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

**河野議員** 第3号報告に対して、質疑をいたします。すでに、これは予算の段階で、繰越明許を設定されている段でも一定の質疑はあったものと思いますが、今回のご報告に至

るまでの間に大きく内容が確定されたこと、変動のあったものについて、お尋ねをいたします。

繰越計算書一覧の中での、総務費総務管理費不動産鑑定評価事業及び民生費児童福祉費認定こども園整備運営事業者選定事業について、お尋ねをしたいと思います。

まず、この鑑定評価事業のことですが、かねてから私のほうでは、この第四保育所跡地を売却するということについては一定の懸念や疑問を呈してまいりました。特に、公有地を手放すということについての今後に及ぼす影響などもあります。今回については不動産鑑定ということですので、今回の不動産鑑定評価書なども資料請求をさせていただきました。島本町には「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」というものがあり、今回は明らかに第四保育所という保育所の跡地を認定こども園、民間の整備に供するために売却をするというふうに認識しております。この「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」にかかり、公共の用に供するというので、一定の鑑定価格評価額よりも低い金額設定がされるということ。これが「悪」というふうには思っておりませんが、はたして島本町財政にとって解決に至るような用地の処分になるのかということ、かつてから申し上げておりました。

この点について、社会福祉法人または学校法人などに保育事業の用に供するというので売却をされる。この点については、時価よりも低い価格が適正な評価額になるという議論も成り立つのではないかと思います。その点についての答弁を求めます。

**総務・債権管理課長** 不動産鑑定業務と、それから「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の関係についてのご質問だったかと思いますが、条例につきましては、あくまで、その財産を無償あるいは時価よりも低い価格で譲渡できる場合の条件というものを定めたものでありまして、特に譲渡する際の鑑定価格の基準であるとか、適正価格の考え方というのを示したものではありません。

以上でございます。

**河野議員** 結果的には、今回は民間社会福祉法人に対して財産の、物品の譲与または減額譲渡という第6条の規定について、私は懸念をしていたということですが、相対する対象者が、今回は地方公共団体その他の公共団体ということではないという認識をいたしました。そういう意味では、鑑定価格どおりで今後、様々な処理を進めていかれるということについては、自治体として問われることではないということにもなります。その点の認識に間違いがあれば、答弁をお願いいたします。

もう1点ですが、先ほどの認定こども園整備運営事業者選定事業、すなわち昨日、町議会議員には情報提供ということで、6月1日から募集をされています募集要項をいただいております。これについても、前回、繰越明許費の設定の段では募集要項の内容は明らかになっておらず、その点について議会として議論をするという暇もなかったというふうに思っております。ですので、2点ほどお伺いしたいと思います。



いただいた募集要項について、5ページのウの（ウ）、これは募集要項の用地の売却に関わる契約にかかる文面ですが、認定こども園としての20年間の用途というのを規定されています。また、同じく5ページ・ウの（オ）、10年間の買い戻し特約を付記されるということを規定されておられます。この点については、この島本町では町営住宅の跡地の売却以来の、久しぶりの公有地の大がかりな売買ということがされるということ为前提に募集要項を定めておられますので、その点についての、この二つの規定について、根拠というもの、あるいはこのことが何を意味するのかということの詳しい説明を求めます。

**教育こども部長** おはようございます。それでは、2点でございます。

募集要項に記載しております、認定こども園の用途として20年間使用するという年数の根拠でございますが、認定こども園整備にかかる土地の用途指定の期間につきましては、本町として今後の宅地開発や人口推計に基づきますと、今後も保育所等の利用を希望される方が一定数これは見込まれるものという判断から、これは設定したものでございます。

また、買い戻し特約の10年の規定でございます。買い戻し特約は、「民法」第579条の規定に基づく特約でございます。不動産を売買するにあたって、当該特約を契約に付すことにより、買い主側の責めに帰す事由により契約を解除する必要がある場合には、売り払い額と同額を返還して買い戻すことができるものでございます。今回の土地の売り払いにおきましては、土地の用途を指定して、また転売等の制限を設けていますが、相手方がこの契約事項に反したときには土地を買い戻すことができるように特約を付すことによって、契約内容の履行を担保するものでございます。買い戻しの期間は、「民法」第580条第1項の規定により10年の範囲内で設定することができることとされており、土地の用途指定の期間を20年に設定したことを踏まえまして、最長の10年を規定したものでございます。

また、「民法」第581条の規定に基づき、当該特約につきましては売買契約と同時に登記することにより、例えば、土地が転売された場合には、転売を受けた第三者に対しても買い戻しについて対抗することができるようにしたものでございます。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** 「財産の交換、譲与、無償譲渡等に関する条例」に関して、再度のご質問でございます。

条例第3条に規定のとおり、普通財産を時価よりも低い価格で譲渡することができる場合というのは、第3条の各号に規定されている場合のみでございます。今回の事案のように、民間の法人に対して保育事業の用に供するために町の普通財産を譲渡する場合、無償譲渡であるとか時価よりも低い価格で譲渡するという要件には当てはまらないものというふうに認識をしております。

以上でございます。

**岡田議員** 1点、確認させていただきます。私は、この第3号報告の資料の中から質問させていただきます。

不動産鑑定、この土地の売却に関しましては、私は賛成をしております。今回、私が質問したいのは、6月1日付けで町のホームページに公有地とセットで募集要項を出されていると思うんですが、例えば、セットにしますと金額的にも高価になるかと思えます。そういう喜んで来ていただく方が見つければ最高なんですが、逆にセットでなかったら、この募集要項には反するというのか、町の考え方と一致していないという形で考えられるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

**教育子ども部長** 岡田議員からのお尋ねでございます。今回、旧第四保育所の跡地を売却して、新たな認定子ども園の事業者を募集するということの審査の中には2点あると思えます。やはり大きなポイントとしては保育の質、そして町の貴重な財産でございますので、それを一定の評価をした価格で購入いただくという、この2面があると思えます。

今回の2条件を提示しておりますので、当然のことながら、価格は評価額に基づいた、あと測量等費用がかかっておりますので、それを加味した3億4,100万円を下限として、それ以上の価格を予定いただいて、それでいて私どもが指定した保育の質を担保する事業者を公募するというものでございまして、評価の点数としても、土地の評価に対しては10点程度ということで、私どもといたしましては、大切な土地を売却するという大きな命題はあるものの、やはり保育所という意味合いを考えれば、保育の質を大切にしたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

**岡田議員** しつこい質問ですが、その点は十分に理解できておりますが、例えば、そういう募集要項に沿わない業者さん、要するに土地は土地、その施設は施設というような形でしか募集に来られなかったと仮にする場合は、島本町は、そのときの対応というのはどのようにされるのでしょうか。

**教育子ども部長** 再度のお尋ねでございます。先ほど申しましたように、二つの側面から審査をいたしますので、例えば保育の質はいいが、価格がこちらの提示している額より低い提示ということになれば、それは条件に見合わないということで、それは対象外になると思えます。逆に、その金額以上入れていただいたんですが、本町の保育の質を提示しておりますので、それを下回るような保育の質を提示された場合は、当然、審査会で審査をして、その審査評価は低くなると思えますので、そのような事業者が選定されることはないものと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 認定子ども園整備運営事業者選定事業の募集要項作成についての質問です。

繰越の理由に、「募集要項の作成にかかる検討及び調整に時間を要し」とありました。

4月27日に子ども・子育て会議があり、募集要項素案に対して様々な意見が出ていたと思います。どのような意見があったか、また、募集要項にその意見はどのように反映されたのかについて、お尋ねします。

**教育こども部長** 中田議員からのお尋ねでございます。幼保連携型認定こども園の整備運営事業者募集要項に関しては、先ほどご紹介ありましたように本年4月27日に開催いたしました子ども・子育て会議におきまして、土地の売却に関して、賃貸など選択の範囲を拡げるほうが多くの事業者が参入できるのではないかというご意見や、売却金額の配点について審査において難しい問題が起こるのではないかというご意見、また特別保育の配点のウエイトについてのご意見などがございました。また、保育士不足や新型コロナウイルスの影響による保育事業者への影響をご心配されるご意見など、多くのご意見をいただいております。いずれの意見につきましても、事業者参画の有無の検討、費用対効果、審査項目において保育内容に重きを置いている点など、素案における書きぶりにつきまして丁寧にご説明をさせていただきまして、本町における考えをご理解いただいたものと思っております。このうち、当該会議で指摘のありました町内在住者における保育所等の利用者数について追加させていただいたほか、土地の概要、売却に関する事項について売買契約に関する事項を追加させていただくなど、より詳細な内容とさせていただきます。

また、提案される事業者は、保育内容とともに、先ほどから出てます土地の購入金額を提示されます。委員選任はこれからでございますが、これまでの委員の顔ぶれを見ましても、有識者の皆様に委員参画いただいておりますことから心配には及ばないと思っておりますが、土地金額が他の評価に影響を及ぼすことのないよう、土地購入金額に対する評価は一定の指標を事前に取りまとめておいて、この部分については機械的に点数が配点されるよう、要するに金額によって各委員の捉え方が変わって評価が変わることがないような基準作りなどは考えておく必要があるというふうに考えております。この考えは、応募書類の受付期間が始まるまでに関係部局と話し、決めておいて、当日も、この項目については審査の最後に各委員の皆様に開示するなどの方法によって、審査方法の適正化を図っていききたいなどというふうな案もございます。

いずれにいたしましても、事業者選定の視点は保育の質が中心であるということを中心踏まえ、事業者選定にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** はい、わかりました。意見を踏まえて、利用者数についての表を追加されたということに関しては、見やすくなっており、評価するものです。土地の価格が入っているということに関しては、様々に今後も配慮されていくということ、理解しました。

1点、保育の質も重視するということですが、子ども・子育て会議のときにも言及されていましたが、その配点、審査内容及び配点のところ、特別保育については今回別項

目にしたと、ニーズやアンケート調査でこういう声が多かったので別項目にしたということをおっしゃられました。その中でも特に特別保育についてなんですけども、島本町は歴史的に支援教育、特別教育、インクルーシブで一体となってやってきたという自治体で、ある意味、その点が手厚い自治体だったと思います。今回、募集選定に当たって、民間ではあっても、この点も補われるよう、この配点が別項目にはなっているんですが、そのうちの1点が特別保育についてになっているんですが、この視点が補われるように強く求めるものです。この点に関しては、見解があればお答えください。

**教育子ども部長** 特別保育についてでございますが、今、おっしゃっていただいたように、支援保育についてはこれまでも力を入れてきた部分でございますし、様々なところでご意見もありました病児保育などについても努めていくなど、特別保育にプラスした形のものも検討していった中で、よりよい保育の質を保てる認定こども園の事業者を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 立て続けにやれなくて、申しわけございません。先ほどの募集要項、先ほどの民間保育園の選定にかかる運営事業者選定事業、まさに選定委員会を設置されるということですが、先ほどにもあったように、この募集要項の特別保育の設定の中には病後児保育や、多機能化ということが書かれているんですが、支援保育というところが、その辺を強調されている明記が私としては見受けられなかったというのが一抹の不安と申しますか、そんなことはもう前提であるよということかも知れませんが、その点、そういったことを求められるということと、第四保育所自身があの建物、ハードを設置されたときに相当高度な支援保育の実施を前提としたワンサイドミラーの観察室を設けるなどやってこられたという、そういった場所であるということ鑑みたときに、選定委員の選定はこれからだというふうに先ほど部長はおっしゃいましたけれども、選定結果、あるいは選定経過において、やはりしっかりと保護者、関係者、保育関係者の声も反映していただきたい。その支援保育の点についても、しっかりとチェックを入れていただきたいというふうに思いますが、その点、募集要項にも明記されていることでありますので、その域を超えない範囲でお答えがいただけるのであれば、答弁を求めたいと思います。

以上です。

**教育子ども部長** 支援教育の部分が溶け込んでいるんじゃないかなということですが、募集要項の8ページのところに、しっかりと「支援教育・保育を実施すること」と、はっきりと書かせていただいておりますので、それが募集させていただく際の一つの条件となっております。また、社会福祉施設整備審査委員会でも審査をしていくわけですが、これまでの委員でいきますと、保育に関わる大学の教授が2名、そして財務部門を見ていただく公認会計士の先生が1名、そして本町で過去に保育所長をしていた

者、そして私・教育子ども部長が入っていると。その他にも、子ども・子育て会議委員の公募委員で入っていただいた方々には、その審査会の中に入っていて、審査の中の、点数はつけていただきませんが、様々な場面で提案事業者に対して質問いただいたり、最終的には公募委員の皆さんからの感想、ご意見も踏まえて最終的な審査を行っておるといってごさいますので、十分、保護者の皆様のご意見を反映した事業者選定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** まず、認定こども園整備運営事業者選定事業につき、6月1日に公表された第四保育所跡地幼保連携型認定こども園整備運営事業者募集要項に基づき、土地の売却に関わり問います。他の議員と重複しない点を問いたいと思います。

土地価格の下限の根拠になるものとして、二つの不動産鑑定評価を拝見しましたが、両者の価格の隔たりは許容範囲とみて良いかと受け止めてはいますが、ここから売却価格下限額を3億4,100万円と導き出されたのには、どのような考え方によるものでしょうか。

それから、乳幼児健診等の事業につき問います。乳幼児の成長との関係性から、そろそろ実施に向けて具体的な検討をされていることと思いますが、スケジュール、対象年齢など、実施に向けての検討について説明を求めます。進捗状況をお示してください。また、新型コロナウイルス感染症対策についてはどのようにお考えでしょうか。密集・密度を避ける配慮は、今後、インフルエンザやその他の感染症予防策としても効果があり、乳幼児健診の新たなあり方、スタイルになると考えておりますので、質問いたします。

教育費、小・中学校費、校内ネットワーク整備事業についてです。このたび報告を受けた翌年度繰越額と令和元年度に予算措置した額がかなり違っていますが、それはなぜでしょうか。また、予算繰越明許でお示しいただいてから今回の報告に至るまでの経緯について、ご説明ください。

以上です。

**教育子ども部長** 教育子ども部、2点でございます。

まず、1点目、3億4,100万円の算定の根拠でございますが、こちら、鑑定を総務部のほうでやっていただきまして、2者でございます。1者が3億3,749万1千円、もう1者が3億2,340万2千円ということで、よって高額である3億3,749万1千円をまず採用いたしております。この鑑定価格にそれまでかかった諸費用、土地調査測量業務委託料252万1,988円、そして鑑定にかかった2者分の費用62万4,800円を加算し、10万円以下を切り上げし、土地売却価格の下限として3億4,100万円を設定したものでございます。

そして、校内ネットワーク整備事業について、設定した額と翌年度繰越額が大幅に異なっておるといってごさいます。本町においてもGIGAスクール構想を進めるた

めに、この国の補助金を活用すべく令和2年の2月定例会議において、令和2年度中に実施する学校における高速大容量ネットワーク環境整備にかかる費用を計上し、繰越をさせていただきました。予算計上時は事業内容がまだ確定しておりませんでしたので、補助金を最大限活用できるように、整備費については上限額の1校当たり3千万を基本額として、小学校費については4校で1億2千万円、中学校費については2校で6千万円を計上いたしておりました。補助額は、1校当たり3千万円の整備に対し2分の1の1,500万円が上限となっておりますのでございまして、その後、小・中学校の補助金の合計額の内示がございまして、3,856万円ということを受けまして、事業内容を精査していった中で、今回の事業費として小学校が5,428万円、中学校が2,284万円で、合計7,712万円を繰り越すこととなったものでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 乳幼児健診等事業についてのご質問でございます。

まず、事業の実施に向けての検討についてでございますが、今回、繰越をいたしました事業の再開にあたりましては、現在、委託先である高槻市医師会及び高槻市歯科医師会と調整を行っております。乳幼児健診及びBCG予防接種ともに、十分な感染予防対策を講じたうえで事業を再開することとしております。また、事業を延期しておりました期間に「母子保健法」に定める月齢に到達されたお子様や保護者様には、6月以降の健診をご案内して、受診の機会を確保してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。具体的な感染予防につきましては、まず、事業の従事者の健康管理の徹底を行うとともに、感染予防の観点から事業の対象となる保護者やお子様の健康状態の確認や、会場での検温、マスクの着用や種々の消毒などを共通事項として実施してまいりたいと考えております。また、あわせまして身長や体重を測定いたします機器や、診察に用います備品等につきましては、使用のつど消毒を行いますとともに、会場の十分な換気やレイアウトの変更、また会場での個別相談の時間短縮などによりまして、できるだけ一つの場所に受診される保護者やお子様が出まわることがないように工夫したうえで、事業を再開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 校内ネットワーク整備事業については、内示によるものと理解しました。また乳幼児健診等事業については、今後の健診のあり方を鋭意誠実に模索されているということを理解しました。

そして、第四保育所の土地の売却にかかる点について、お尋ねします。募集要項には売却条件につき、本町の承諾なく売却・贈与・交換などにより第三者に土地の所有権を移転することはできないとされていますが、これには法的根拠はないと思います。このことは、先ほど河野議員の質問とも関連するかと思うんですけれども、どのように担保さ

れるのでしょうか。それについて問います。

また、応募資格についてです。幹部職員の経験条件や運営委員会の設置が書かれていますが、ここで「学校法人の場合」と、あえて記載しておられるのはなぜですか。社会福祉法人におかれては同様のことを求めないということになるのではないのでしょうか。

新たなテーマで問います。第四保育所跡地の不動産鑑定書評価についてです。不動産鑑定評価書に基づき問います。鑑定書により、埋蔵文化財の有無あるいは調査の必要性が土地価格に影響することが理解できました。1者においては「試掘調査まで求める蓋然性が低いことを島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課にて確認したため、この要因による価格形成要因への影響は考慮する必要はないものと判断した」とされています。しかし、当該地は埋蔵文化財包蔵地、桜井遺跡に該当します。例えそうでなくても、つまり埋蔵地でなくても、「島本町文化財保護条例」第18条だったかと思えます、試掘調査は必須と認識しておりますが、「生涯学習課において確認した」という鑑定側の主張に間違いはないのでしょうか。あるいは、成果品を受け取った教育委員会教育こども部が、この記述が仮に誤りであるということであれば、それに気づけなかったのであれば、文化行政を担う教育委員会事務局として大変問題があると私は思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

**教育こども部長** それでは、1点目から順次、お答えさせていただきます。

本町の承諾なく第三者に土地の所有権を移転することはできない、この条文の担保ということですが、第三者へ土地の所有権を移転することなどに関する制限につきましては、当該土地の売買契約において、その内容を明記する予定といたしており、万が一、これに違反するようなことになった事態が生じた場合は、同契約に基づいて買い戻し特約や違約金支払いの対象としておりますことから、これらにより一定の担保がなされているものというふうに考えております。

また、運営委員会を学校法人だけに求めていることにつきましては、認定こども園につきましては、就学前の子どもに対する幼稚園教育・保育を提供することに加えまして、子育て家庭を対象とする相談活動や、親子の集いの場の提供等の地域における子育て支援を行う必要がございます。そのため、認定こども園を運営する事業においては、社会福祉事業に関する知識や経験が必要となりますが、運営事業者が学校法人の場合、これまでの実績において社会福祉に関する事業を展開されていない場合が想定されておりますから、社会福祉事業や保育事業に精通している方を含めた運営委員会を設置することを求めています。一方、運営事業者が社会福祉法人である場合については、運営母体そのものが社会福祉事業に精通しておりますことから、本項目における運営委員会の設置は求めておらないということでございます。

そして、今回の鑑定において試掘調査を求めていることについて、ということでご

ざいますが、当該地につきましては、周辺が遺物・遺構の検出がない旨を事業者のほうに生涯学習課は伝えたというふう聞いております。試掘調査まで求めることは、生涯学習課からお伝えした周辺における検出実績から、鑑定側が判断されたものと思われます。鑑定側の判断による内容の差し替えの必要は、今現時点ではないものというふうと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 認定こども園に関して、土地の所有権を移転する件については、ホームページに公開されております島本町誘致売買契約書案に基づき担保されている、指定用途や転売制限や違約金等、そういったところが募集要項に書かれていることの法的な裏付けになるというふうに理解をしました。この点については、間違いというか、抜かりがないように、よろしくお願ひしたいと思っております。

運営委員会の設置等について、社会福祉法人にはこれを求めないというか、募集要項に記載しなかったという件については、運営母体そのものが社会福祉事業に精通しているから求めなかったというのは、にわかにはちょっと納得できかねるところもあり、また逆に、認定こども園は幼稚園機能、幼児教育というところも必要になるわけで、これにおいては社会福祉法人にはこれまで経験がないということがあり得ます。したがって、どちらに関しても、やはり運営委員会の設置は必要であると私は考えております。これは、今回の募集に限らず、町内全体の未就学児の保育を考える点で非常に重要な点だと思っております。これについては、すでに募集要項を出しておられるわけですけれども、認識をもう一度再検討していただけるとありがたいなど、意見要望に止めておきます。

そして、埋蔵文化財に関わることでお話しします。いずれの場合も、というのは教育委員会の認識によるもの、あるいは先方の判断によるもの、後者だとおっしゃっていたと思いますけれども、水無瀬殿（離宮）を構成する重要なエリアである可能性が否定できない、当該地において。その認識が島本町に浅かったということが問題じゃないかなと私は思っております。後鳥羽上皇の水無瀬殿の存在を明らかにすることが日本史を考えるうえで極めて重要であると、このことが不十分であることで招いた結果と思わざるを得ません。この鑑定成果品は、はたしてこのままで良いのか、このままにしておくには納得できかねるところがありますが……。

**村上議長** 質疑は簡潔にお願いします。

**戸田議員** 変更する必要はないと——価格に関わります、変更する必要はないというふうにおっしゃっておられます。仮に本調査が行われることになった場合、その費用は原因者負担となりますが、1者においては「本調査に移行する可能性が低いと考えられる」ととされている。しかし、すぐそばの町営鶴ヶ池住宅跡地において、水無瀬殿の存在を明らかにする西浦門前遺跡が思いもかけずに発見されているのであるから、そういう認識を持って購入していただかないと、後々にトラブルになるのではないのでしょうか。こ



こを懸念しますと、質問させていただきます。当該地は本調査が行われる埋蔵文化財包蔵地であり、開所スケジュールを気にするあまり調査を急がせることがないように強く求めて質問いたします。後々のトラブルになるのではないですか、大丈夫ですか、このままの鑑定書で、というふうなことを申しております。

以上です。

**教育子ども部長** 戸田議員の再度のお尋ねでございます。今回は、鑑定評価を行うにあたってはそのような判断でございますが、今後、当該土地において建造される建物につきましては、建物の位置や掘削の深さによりまして、試掘調査の必要性を別途判断する必要があります。いずれにいたしましても、埋蔵文化財調査の要否につきましては、適宜適切な判断を行っているところでございまして、工事の早期竣工を目的として必要な調査を見送るということは一切ございません。

また、今回の募集要項の中にも、応募に関して要した費用、開発に伴う費用、発掘調査や計画変更に伴って発生したような費用が出た場合は、すべて応募者に負担いただくというふうになっておりますので、その発掘調査にかかる費用がまた出てきた場合は事業者が負担するということは、募集要項に明記をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**清水議員** 1点だけ、発掘調査の件なんですけど、今現状、解体で杭は何メートルまで抜いているのかと、それから防火水槽についても5メートルまで解体試掘をしているはずなんですけど、建て屋とか、その部分については、もうすでに調査する必要がないと思うんですけど、その辺はどうですか。

**教育子ども部長** 旧第四保育所の解体については、今、最終的な杭を撤去するような作業に入っておりますが、100本程度あったかと思えます。また建て屋の今後建設していく際には、当然のことながら、先ほど申しましたように適宜適切な判断のもとで、埋蔵文化財の調査の要否について検討し、必要な調査を見送るようなことは一切ないということは、改めてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第3号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第59号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

#### 工事請負契約の締結について (案) 説明

それでは、引き続きまして、第59号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約は、令和2年2月定例会議においてご可決いただいた一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費の設定をした第四保育所新築工事にかかるものであり、このたび、その契約業者が確定したことから、議会の同意をお願いするものです。

契約業者の選定にあたっては、予定価格が1億円以上の建築一式工事であることから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により決定しました。

制限付き一般競争入札の執行に当たっては、本年3月16日に「地方自治法施行令」第167条の6の規定による入札実施にかかる公告を行い、本年3月16日から26日まで入札参加資格審査申請書類の配布及び受付をしたところ、7者から申請がありました。その後、3者が辞退し、本年5月7日に、4者による入札を執行しました。

入札結果については、議案資料1ページをお開きください。

入札調書のとおり、4者による制限付き一般競争入札を実施したところ、うち3者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留となりました。そして、最低の価格での応札があった西野建設工業株式会社について、本年5月14日に開かれた低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がされると認められました。

これを受け、議案資料2ページのとおり、当該業者を落札者として、本年5月20日に仮契約金額3億3,968万円で仮契約を締結しました。

契約期間は、議会の議決日から令和3年2月28日までです。

それでは、工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

初めに、議案参考資料（1）をご覧ください。

本図面は、第四保育所の配置図で、図面中央に網掛けをしている箇所が今回新築工事を行う園舎です。園舎は鉄筋コンクリート造の2階建てで、延べ床面積は972.66㎡です。

次に、議案参考資料（2）から議案参考資料（4）までをご覧ください。各図面は、1階、2階及び屋根を図示した平面図です。

次に、議案参考資料（5）をご覧ください。本図面は、新たな園舎を東西南北の各方向から図示した立面図です。

次に、議案参考資料（6）をご覧ください。本図面は、役場前駐車場の全体を図示した整備前後配置図で、上段の図面が整備前、下段の図面が整備後となっています。役場前駐車場には、乗入れ口を新設することとしています。

次に、議案参考資料（7）をご覧ください。本図面は、仮設計画図（参考）です。着色している箇所は、建物の建設時に設置する養生シート張りの枠組み足場を示しています。工事期間中は、概ね隣地境界線に沿って仮囲い塀を設置し、また、図面の左側に示す工事車両進入口付近に交通誘導員を1人常駐で配置するなど、通行の交通安全対策に

万全を期して、工事を実施してまいります。

次に、議案参考資料（８）をご覧ください。工程計画表（案）です。工事の工程については、本契約の同意をいただいた後、直ちに請負業者と協議し、正式な工程表を作成しますが、現在の案としては、まず工事の準備作業を6月初旬から始め、その後、駐車場乗入れ工事や仮囲いの設置をしてまいります。現場での本格的な工事の開始は7月初旬を予定しており、順次、建設工事を進め、令和3年2月末までにはすべての建設工事を完了する予定です。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

皆さんに申し上げます。発言するんやったら、ちゃんとしてください。挙手して、声出して。

質疑ありませんか。

**河野議員** 第59号議案 工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。議案書の図面、いただいておりますが、私自身、この第四保育所の移転新築に関わって、従前から現地建て替えを求めてきた立場と、役場前駐車場に建設するのであればということ、種々質疑を重ねてまいりましたので、その点が、この図面や工事によって達成されているのかという観点で質問をさせていただきます。

まずは、騒音・振動対策です。図面を見るだけでは私のような者にはわかりませんので、どのような対策を講じられてきたのかという点について、お答えください。また、その騒音・振動の対策を行うにあたっての確保すべき基準というものは、どのようなものの基準をもとに設計、そして今回の工事請負契約の図面へと進めてこられたのか、答弁を求めます。

**教育こども部長** 工事にあたっての騒音・振動対策ということでございますが、新たな第四保育所の前面道路は大型車両が通行いたしますので、その際の騒音・振動対策といたしましては、建物の上部構造について、他の上部構造よりも遮音性が高く、対振動障害にも有利な鉄筋コンクリート造といたしました。さらなる騒音対策といたしましては、建物窓の建具・サッシの遮音性の高いものをまた採用いたしております。また、役場前駐車場への道路交通を起因とする騒音・振動対策につきましては、都市創造部において、今後、道路改修の実施を予定していただいていると聞き及んでおります。

また、確保すべき基準でございますが、新たな第四保育所建物の建設予定地において、現状の騒音・振動の発生状況について測定を行っております。測定した結果については、「振動規制法」「環境基本法」等の関係法令に定める基準値以内であったということを確認いたしております。しかしながら、さらなる保育環境の充実のために、騒音及び振

動については対策を行うことで、よりよい保育環境を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 今、工事車両の騒音・振動対策についてのご答弁が他の議員に対してありましたが、以前の議会答弁で簡易測定について検討すると言われて、環境基準にも「振動規制法」にも適合範囲内だったということですが、その測定結果の値についてどのようにされたのか、どういう値だったかということ、ここでご提示いただきたいと思っております。

**教育こども部長** 振動や騒音測定でございますが、振動に関しては令和2年の1月30日、騒音測定については令和元年の9月19日に実施いただいております。振動測定につきましては本町職員によって実施しており、また騒音測定につきましては、設計委託事業の範囲内で実施をしたものでございます。

振動測定の結果でございますが、「振動規制法及び振動規制法施行規則」に定める基準以内の結果となっております。38.6 デシベル～43.8 デシベルの数値となっております。基準値といたしましては、当該地における道路交通振動の限度は「振動規制法施行規則」に基づき、第1種区域で昼間の基準値である65 デシベルとなっております。また、騒音測定の結果でございますが、「環境基本法」及び「環境庁告示第64号 騒音にかかる環境基準」について定める基準値以内の結果であり、59.3 デシベル～62.4 デシベルの数値でありましたが、基準値といたしましては、当該地は65 デシベル以下となっており、基準値以内と判断したものでございます。

以上でございます。

**中田議員** 振動に関しては、かなり適合範囲内なんですけども、騒音については適合範囲内とは言え上限に近い値で、65 デシベルまでのところが最大で62.4 までであったということがわかりました。四保の工事に加えて、三小の耐震化でしたり駅前開発で大型車両がこれまで以上に、この道路に関しては頻繁に行き交うことが予想されますので、工事期間中も騒音測定を行って、もし数値が超過するようであれば、交通規制の改善の要請と、今後、都市創造部で道路改修予定があるとのことですが、その測定については、騒音測定ですね、引き続き行う必要があると考えますが、この点、見解を求めます。

**教育こども部長** 騒音・振動対策についてということで、工事期間中でございますが、工事場所近隣の建物・構造物に関して、やはり工事に伴う振動等により損傷を与えるおそれのある場所については、工事着手前・完了後に専門業者による現況調査を行い、後日、紛糾が起らないような対応はまず取っていきたくてすし、その他といたしましては、工事中に使用する重機や機器は低騒音・低振動の重機や機器を使用する。また、本工事によって発生する騒音・振動は適宜監視をしていきたいと考えておりますので、敷地境界上へ騒音・振動計測管理システムを設置いたしまして、工事期間中における騒音・振動のデータ収集を適宜行っていきたいと考えております。また、保育所が開園した暁に

も、その点、できる範囲のことは対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前10時52分～午前11時10分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**戸田議員** 引き続き、第59号議案 工事請負契約の締結について質問します。現四保、元四保があった場所での建て替えというのを強く望んでいましたが、気持ちを切り替えて、議案について質問いたします。

議会への提供資料、低入札価格調査委員会要点録を拝見し、入札が低価格に集中した背景には、官公庁発注工事スケジュールにより年度替わりの時期は発注が少ないこと、コロナウイルス感染症の影響もあって稼働している現場が少ないことなどがあつたと見え、価格の合理性については一定理解しました。しかしながら、低価格での入札については、やはり品質の確保について懸念されるところです。

実は第四保育所については、解体工事制限付き一般競争入札においても低入札価格調査委員会が開かれています。令和元年12月定例会において、品質確保の観点から必要な対策について私は質疑していますが、四保解体工事において検査回数を増やすなど、実際にはどのような対策を行われましたか。このことを確認しておきたい。そのうえで、今回の建築工事においては、誰が、どのように、どのくらいの頻度で検査を行うのが妥当と考えておられるのか、説明を求めます。

まとめて全部問うことにします。2点目です。工事中の交通安全対策についてです。低価格入札が、このことがマイナスの要因にならないよう願うばかりです。工事中、交通事故が起こらないことを本当に願っています。当該地は、まず見通しが悪い交差点が近くにある。救急車、消防車の通り道である。常に大型車両の往来が頻繁。また、小学生や新たな私立高校生の通学路であるなど周辺交通に懸念材料が大変多いため、常に保育所開所後の交通課題を頭に置きながら各種工事を進めていただきたいと思います。工事中の交通安全対策について、どのようなお考えをお持ちですか。

3点目です。これは、私は意見に近いものがありますが、一気に申し上げます。待機児童対策により、また保育基盤整備を一気に加速することとなり、再度の入札を行う時間的余裕が持てない状況と言えます。本臨時会議での同意を得ないことには、令和3年4月の開園が厳しくなるという状況で可否を判断しなければならないというのは、本来的には望ましいことではなく、私個人にとっても大変つらいことであると申し上げておきたい。

2点、ご答弁をお願いいたします。

**財政課長** 第四保育所の解体の状況と、今後の検査の実施の方法についてでございます。

第四保育所の解体にあたりましては、現在も施工途上でございますが、出来高検査を一度実施いたしております。担当課におきましては、一級建築士の職員が担当していることから、適切に施工されているものと考えております。

また、今回の第四保育所新築工事にあたりましては、担当課の人員体制等につきましては同様でございますので、適切に施工されるものと認識いたしております。今後、担当課から随時の検査依頼がございましたら、必要に応じまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 工事中の交通安全対策でございますが、工事自体は通常、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までの間に行う予定といたしております。この間、三小の通学路が近くにあたり、青凌学園の皆さんが通行されたりします。もともと考えておるのが、工事車両につきましては、午前7時半から8時30分までの通学時間帯については、これら大型車両については通行させないということを考えております。また、工事期間中につきましては、その当該敷地に入るところに交通誘導員1名を置きまして、歩道の通行でありますとか道路の車の往来について、安全な運行がなされるように配慮を図っていきたいと考えております。

また、大阪青凌中学・高校につきましては、現在、9時がホームルームということで、8時半まで大型車両の通行を止めるということをやっておりますが、8時半以降の通行をされる場合もありますので、その点については、今回、事業者が決まりましたら、大阪青凌中学・高校とも話をしていく予定でございます。もともと、大阪青凌中学・高校のほうにおきましては、8時半以降についても適宜教職員の配置によって、往来の整理等の配慮を予定しているというふうには聞いております。

以上でございます。

**戸田議員** 答弁漏れがありませんか。第四保育所の解体工事において検査回数を増やすなど、どのような対策を実際に行われたか。まず、これがご答弁いただけないと信頼できない。どなたがご答弁いただくのでしょうか。担当課なのか、それとも入札の担当なのか……（「議案と関係ない」ほか、議場内私語多し）……、その辺り、いかがでしょうか。入札が低価格であったということですよ。入札制度のあり方について問うているんですよ。全くもってストレートに、ど真ん中の議案への質問ですから、お答えいただきたいと思えます。やります、やりますと言いながら、全くやらないで過ごすというのは、私はちょっと納得いきません。12月議会でも問うております。検査回数を増やしましたかという、ご答弁、いただきたいですね……（「検査というのは基準が決まっているんだから」と呼ぶ者あり）……。休憩取っていただけますか。

**村上議長** 静粛に。

**財政課長** 私、先ほどご答弁させていただいた中で、担当課のほうから随時検査の依頼が

ございましたら適宜対応するというので、ご答弁させていただきましたので、その中での対応というふうに考えております。平成30年度に、検査に関する部分で、低入札価格につきまして検査の増等実施するというので、通知のほう、させてもらってはおりますけれども、今回、特に、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、一級建築士の職員が今回の工事のほうを担当するというようになっておりますので、その分につきましては適宜適切に対応されるというふうに認識いたしておりますし、先ほども申し上げましたとおり検査の依頼が随時ございましたら、それらにつきましては、また検査担当のほうで実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** また騒音の話に戻りますけれども、先ほど1問目で部長からご答弁をいただき、続いて中田議員のほうからも、実際には求めてきた簡易測定を、島本町のほうで振動・騒音の測定をされた結果も示されました。ですが、この点において先ほども他の議員から指摘があったように、都市計画区域、第2種住居地域ということになるのか、この区域による騒音・振動の上限ギリギリではないのかというふうな指摘に対しては、やはり十分な対応をするという必要が求められていると思います。1点、お尋ねいたしますが、保育所というものについてのお子さんの環境における騒音の基準ということについて、現時点での教育こども部の認識を伺いたいと思います。

また、これは半年ほど遡る話ですが、保育施設の騒音指針というものが実は十分ではなかったということが日本建築学会から指摘をされ、2020年の6月、まさに今月ですね、そういった指針を策定するという意思表示をされたということが、あちこちの新聞報道があったところです。2019年12月30日の毎日新聞のオンライン記事を私は引用しておりますが、各社の新聞で報道されていたということです。実質的に、私もこれに気づいたのは4月以降ということですので、この議場で十分にそのことが紹介できていなかったということは反省しなければいけないと思っておりますが、そのことで、例えば従前の基準について、現時点での騒音基準……。

**村上議長** 工事請負契約の締結についての範疇でやってください。

**河野議員** だから、この図面に関わる騒音の度合いについてお訊きいたします。何を質問したらいいんですか、そしたら、教えて欲しいわ。

**村上議長** 契約について、質問してください。

**教育こども部長** 先ほども申し上げたんですが、保育所を建設するにあたって、道路等について騒音について調査を行いました。「振動規制法」「環境基本法」等の関係法令に定める基準値以内であったという報告を受けておりますので、今現在の基準としては問題ないかなと思っております。

先ほどご紹介いただきました日本建築学会の保育施設の騒音レベル推奨値と園舎の設計指針を策定する予定であるということにつきましては、ニュース等で聞き及んでおり、

認識はいたしております。ただ、日本建築学会にも確認はいたしました、現時点においては公表には至っていないという報告を受けておりまして、正確なものというのは把握はいたしておりません。

以上でございます。

**河野議員** 先ほどの騒音基準については、実は小学校や幼稚園にはそういった指針があるのに保育所には指針がなかったということが、昨今の全国的な保育所増設や、保育所が増えてきた中での指摘であったというふうに私は理解しております。実際には小学校の教室の一定の指針ということであると、50 デシベルということが示されています。

建築学会のほうでは、できれば、やはり0歳～2歳のお昼寝という時間がある、これは小学校にはないものです、幼稚園にもありません。その点で、お昼寝ができるという点で行くと、35 デシベルというWHO（世界保健機構）の一定の基準、指針を参考にしたいということをおっしゃっているようですので、そういうことを考えると、今回供されたこの図面、入札調書の次に付いております図面の町立第四保育所新築工事の素材や、屋根や壁面などが、そういった騒音基準、目指すべき騒音の指針を満たしているかという、まだまだ厳しいのではないかというふうに認識しております。その点については、やはり今後、建築した後、完成した後に、再度、園舎の中での騒音測定をする必要があると。その点は先ほどもおっしゃっていたと思いますが、その点について確認をさせていただきます。

また、交通安全の問題も、これはもう繰り返し他の議員もおっしゃってますし、工事期間中の交通安全、それとこれを完成した後の交通安全ということですが、その点については、先ほど私立学校との協議なども行われるということで一定理解し、安堵するものですが、歩道を通行する自転車などについての、やっぱり町全体の交通安全対策という住民への啓発というのは必要だと思います。今朝方、私もこの役場に来るときに、駐車場に進入しようとしたときに……。

**村上議長** その話は、これからの話です。

**河野議員** 高校生の方が通られて、今は先生が立って指導してくださっています。歩道の右側を自転車が通ることについては、一定、先生方は左側を通るようにという指導をされておりましたけども、こういったことを今後は保育所の保護者などにも求めていかなければならない。そういう保育所の送迎の動線も見たうえで、この立地状況における交通安全問題が噴出するという点については、今後もしっかりと検討していただきたいですし、保護者会とも協議をしていただきたい。その点について、現時点でお考えのことがありましたら答弁を求めます。

**教育こども部長** 2点でございますが、完成後の測定についてということでございますが、先ほども申しましたように、必要に応じて適宜検討してまいりたいと考えております。

そして、完成後の交通誘導等でございますが、当然、この第四保育所、旧の部分から



引き継ぎですが、原則自家用車による送迎は禁止いたしております。ただ、もし緊急事態等で車によって送迎をされる場合については、残った役場前の来客者用駐車場へ入りまして、できるだけ保育所施設に近いところに駐めていただいて、その後は、保育所と駐車場との間に歩行者が出られるような入り口を設けて、そこからすぐ保育所の園舎の入り口に行けるような動線を考えております。また、自転車置き場につきましては、今、考えておりますのは、保育所の施設の道路側のところに複数台置けるような自転車置き場を設けまして、そのまま、その自転車置き場の前の動線をもって入り口に行けるようにということを考えておりますし、これまでも第二保育所、旧第四保育所の前に、シルバー人材センターの力を借りて交通誘導しておりましたが、この第四保育所についても、そのような対応を現時点で考えております。

以上でございます。

**平井議員** 1点だけね、道路を拡幅されたときに、3万人人口を突破したときの記念植樹を残したというふうに理解しておるんですね。そのときにも電柱の移設を伴って、移設をしていると思うんですけども、今回、それを撤去するという事なんですけどね。その当時、具体的に保育所の図面等ができてなかったんで、違う部署間の連携ができなかったんだというふうには理解しますけども、やはり、その辺の残した形で新築工事ができなかったのかどうか。これはやっぱり新たに整備した中で費用もかかっているんですから、二重投資というふうに思うんですけど、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

**教育こども部長** 歩道拡幅をしたときに人口3万人の記念樹、都市創造部のほうで検討されたうえで維持されたというのは十分認識をいたしております。今、平井議員からもありましたように、その時点では保育所等の設計ができておりませんで、できる限り、この3万人の記念樹を何とか残すような方法で対応できないかということも十分検討はしたんですが、バス停と交差点等のことを踏まえて、建築士等が設計事業者とも話した結果、今回の対応を取らざるを得なくなったというのが実情でございます。ただ、保育所をその部分に持っていくという方向性がある程度見えてきていた時点で、その点については担当部局とも十分協議をしておくべきだったと反省をいたしております。今後、このようなことがないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** この本体の工事の内容につきましては予算で通ってる部分ですし、あれなんですけども、今回入札して、低入札価格だったということで審査委員会通ってきて、契約するに値するというような判断で上程されてると思うんですよ。他の議員からもあったんですけども、低入札だから検査を余分目にするみたいなことが、もし必要なんであればね、これ、ここにあげてくるに値しないと思うんですよ。低入札価格であって、それを審査会で審査して、大丈夫だろうという判断であがってきてるんですよ。信頼に値

するというような判断でここにあがってきていると思うんですけど、それが今後、何かそのつどそのつど検査を増やせみたいなのをしていく必要があるのであれば、私、これ賛成できない、信頼ができない業者がここにあがっているんだというふうに判断しますし、検査はするにあたって、それなりの基準があるんですよ、その段階もありますし。それを低入札だから増やしていくというのが、ちょっと私、全く理解できなくて、そういうの検討するに値するのかなと思うんですけど、その辺の答弁がはっきりしなかったんでね。ちょっと、ここにあがってきている契約が賛成してええのかどうか、わからないんです。低入札審査会でしっかりと判断してあがってきているんだと、信頼に値する業者だというふうにちゃんと明言していただかないとね、賛成できない。これについてはどのような認識でおられるのか、ちょっとお伺いしておきます。

(「議長名で文書回ってますけど」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 静粛に。

**財政課長** 低入札価格につきましては、最低制限価格を割り込んだ際に、施工業者のほうで適切に実施できるかということにつきまして審査会のほうで判断いたしましたものでございます。今回の事案につきましても、委員でございます担当課長等の中で、実施することが可能であるという判断をいたしましたものでございます。

また、検査回数につきましては、先ほどもご答弁申し上げたんですけれども、平成30年に入札制度の見直しの中で、低入札価格の際には検査回数増やす等の対策を講じるという記載はございますけれども、これも先ほどからもご答弁しておりますとおり、今回、一級建築士の職員が担当するということでございますので、一級建築士ということは建築のプロでございますので、その辺につきましては一定適切に対応することが可能であるというふうに認識いたしております。また必要に応じまして、検査のほう必要な際につきましては、対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

**東田議員** 検査対象増やすにしても、何らかの基準はあるでしょう。それで、検査を増やすということは、検査を受ける準備も要りますし、工程にも影響してきますよ。そんなこと踏まえて、闇雲に増やすというわけじゃないでしょう。それなりの基準に基づいたものがあると思うんですよ。その辺りについては、どのようにお考えか。

**財政課長** 検査の増につきましては、これはあくまで必要に応じてというふうに判断いたしておりますので、通常の工事施工の中で問題なければ、支払いの際の竣工検査であるとか、途中で出来高払い等ございましたら、その際の検査というふうになってくると思っておりますので、状況に応じ、というふうに実施体制は考えております。

以上でございます。

**東田議員** 当然ですよ。検査増やすにしてもね、闇雲に増やすんじゃなくて、それなりに「建築基準法」なり請負必携なりに、全部項目ありますよね。それに則ってやってい

ただかんとね、意味がないというか、何をしているかわからないんでね。その辺りについては、ちょっとお願いをしておきます。

それと、低入札調査審査会通ってきたということは、契約に値するというような判断であげられていると、今後も契約結んでいったら、当然、安全管理、品質管理、工程管理、しっかりと協議していただいてやっていただくというふうな認識でよろしいか。

**財政課長** 検査にあたりましては、ただいま東田議員のほうからございましたとおり、それぞれの工程の中で実施するというようになってまいりますので、闇雲に検査するというものではございませんので、その中で適切な判断をしていくというふうになってまいります。

以上でございます。

**戸田議員** 低入札価格調査委員会の要点録を見て、今回、気づいたこと。発想を変えて、単年度予算主義から節度ある脱却をして、計画的・戦略的に、これまでとは違う時期に工事発注をすれば、クォリティ、品質は維持したうえで、担保したうえで、低価格での入札が可能なのではないか、そういうことになるのではないかと考えています。これには課題整理が必要であるが、これを可能にする検討結果を導き出すことができれば、その経費削減額はかなりの規模になると思っております。

よって、引き続き低入札価格調査制度の導入にあたり、平成30年3月9日、当時の川嶋議長宛てに山田町長より出された島総財第759号に沿って質問します。冒頭、申し上げたとおりですよ、私はこの工事請負の締結に関する質問のスタンスは。

この文書の(4)に、低入札価格制度調査の導入にあたり、低入札価格調査委員会を設置する。また、品質確保の観点から検査回数を増やすなどの対策を講ずると。同じ質問になりますけれども、このような対策——検査回数だけではないんです、どんな対策をこれまでに講じられたのか。それによって、今回の低入札の工事請負契約を判断したい、是非を、私は。だから、問うているのです。先ほど建築のプロが見るので大丈夫、一級建築士であるというようなご答弁ありましたね。でも、私には第三小学校のかぶり圧不足の問題が記憶に新しいです。プロにまかせておいたら大丈夫という発想は危ないですよ。最後にご答弁を、もう1回、お願いいたします。

**財政課長** まず、低入札価格のあり方なんですけれども、あくまで入札にあたりましては最低制限価格で契約することが、まず第一条件になってくるというふうに認識いたしております。その中で、低入札価格の範囲内であれば、その内容が適切かどうかというのを判断したうえで契約を行うという旨の認識でおりますので、この時期に入札をすれば安くなるので、低入札で契約することが第一義であるというふうな認識はいたしております。

また、低入札ということになりますと、今回の事業者さんにつきましては、年度替わりであるとか、コロナの関係で業務が少なくなっているということで低入札で応札され

たという状況ではございますが、状況、状況によって、すべてが低入札になるというものではございませんので、時期等につきましては、その工事の必要性に応じての入札というふうになろうかと思っております。

また、検査体制につきましては、先ほども申し上げましたとおり、やっぱり一級建築士という資格を持った職員のほうが対応しておりますので、その中で適切な判断をするというふうには認識いたしております。それを、例えば財政のほうの検査をして同様の判断ということも多々あるかと思えますし、その中で担当職員のほうの検査の中で、その内容が適切かどうかというところにつきましては、一定、適正な判断であろうというふうには認識いたしておりますので、低入札にあたって必ず検査の増等、必須といえますか、それを対応することにつきましては、状況、状況に応じての判断というふうになってくるのかなというふうを考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第59号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論をします。

第四保育所を役場前駐車場に移転新築する工事につき、大阪市に本社を置く西野建設工業株式会社と工事請負契約を締結するものです。低入札価格調査基準を下回る額の応札だったことから、低入札価格調査委員会で審査され履行可能と判断されたとのこと。また、他の自治体での公共事業の実績も多数あるとのことから、請負業者として問題ないと考えます。

低入札に関しては、先ほど来議論がありましたとおり、品質保持のためにも、今まで行政が提示している文書にも書いてありますが、検査回数を増やすなどの対策を、今後は品質保持の観点から講じていただきたいと、状況に応じて、やっていただきたいと思っております。

工事にあたっては、安全はもとより近隣住民への騒音・振動対策には十分に気を使うこと、また待機児童解消の時期にも影響しますので、工事の遅れがないように行っていただきたいと思っております。

別途、役場前道路の騒音についてです。測定結果は当該地域の環境基準の適合範囲内とのことでしたが、範囲上限の65デシベルに近い値も測定されています。道路改善工事

が行われるとのことですが、四保の工事に加え、三小の耐震化、駅西の駅前開発で大型車両がこれまで以上に頻繁に行き交うことが予想されますので、工事の期間中も道路の騒音に関しては注視していただきたい。

このことを強く求めて、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第 59 号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

まず、この第四保育所の新築ですけども、やはりこれが本町の待機児童の解消に大きく寄与するものであるということが言えると思います。その辺については期待をしておるんですけども、ということで、何としてでも、この工期内に収めていただきたいと思います。やはり、長年、本町の待機児童の問題ありますけども、これが完成すると一定の目途がついてくるんだというふうに思っておりますので、お願いしておきます。

そのためには、他の議員もいろんな議論ありましたが、やはり安全管理というのは大切であろうと。もし、何かトラブルがありましたら、当然、工事の進捗にも影響があるでしょうし、その辺りについては、しっかりとお願いをしておきたいと思います。

それと、議論になってます低入札価格ですけども、確かに低入札価格で不安な、これで大丈夫なのかというのはあると思いますけども、当然、調査会で議論、調査していただいて、これで大丈夫だろうという判断であげられている。その中で、この契約書にも、やはり安全管理も品質管理も工程管理もしっかりと行うというのを当然明記されたうえで契約されるんですから、それは低入札であるからといって、できないというふうな言い訳はできないの、当たり前です。それで、それなりの技量を持った業者と契約を結ぶんだというふうに思っておりますので、お願いをしておきます。

それで、契約結んでから検査回数をどんどん増やしていったり、基準決まった以外のことをしていくとね、コストにも関わってきますから、当然、工程にも関わってきます。やっぱり決められたことをしっかりとできるという業者であるというのを、調査会で判断したんだというふうに思いますので、その辺りについてはお願いをしておきます。

繰り返しになりますけども、これをしっかりと工期内に収めていただくということが本町の待機児童の解消に繋がっていくと思いますので、安全に工事が完了するようにお願いをしておきます。

以上で、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 59 号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

島本町の公立保育所を存続し、耐震基準を満たし新築する、この 1 点で賛成するもの

であります。しかしながら、何よりも島本町最大の産業道路とも言える幹線道路に面した立地、また車両の横断があり、自転車・歩行者通行とも交通の頻繁な歩道と、新興住宅との隣接による、今後起こり得る保育所から発する騒音によるトラブルなども鑑みると、ベストの選択であったとは言えない。私自身、苦渋の決断であります。今後、適正な基準に照らした対応を引き続き求めるものです。これは今回の工事請負契約、先ほど議論もありました低入札価格調査委員会の議論も経ているという、安心であるというお墨付きがあるということですが、その点も含めて、しっかりと求めていきたいと思っています。

また、この質疑の中でも紹介させていただきました2019年12月30日にプレス発表された、従前、保育施設には騒音レベルの基準がなく、子どもの発達に望ましくない音環境の施設があるとして、日本建築学会が2020年6月、保育施設の騒音レベル推奨値と園舎の設計指針を策定すると発表されたことを取り上げました。待機児童が多い都市部を中心に、鉄道の高架下や幹線道路沿いの施設が増えている。学校や幼稚園には騒音レベルの基準があるが、お昼寝のある0歳～2歳の子どもさんが過ごすという保育施設に規制がない状態が続いていたことに対し、これらのことに対して、一級建築士さんもおられると思いますが、常にこういった子どもの施設について資質向上を目指す専門家集団、組織の方々の示す指針ということについては、十分に重く受け止めて、今後、反映していただきたいということを強く要望いたします。

今回、大阪北部地震に端を発した、耐震化を急がなければならない。また今、ふれあいセンターで一時的に移動されている第四保育所の子ども達、保護者、先生方、またふれあいセンターの職員さん皆さんのご尽力、ご努力や我慢を考えますと、一日も早い、この第四保育所の建設が待たれるものです。一方では、役場前駐車場を半分近く使用することによって、前の繰越明許費報告でも規定された第四保育所の跡地を売却することによっても、庁舎を今後建て替えるということが起こった場合、必要な空地、公有地を失ったことによる新たな財政支出を招くという懸念も付随することを申し添えます。

私としては、この騒音・振動について、最後の最後まで徹底的に追及していただき、子ども達が安心して日々過ごすことができる、発達を遂げることができる施設を求めていただきたいこととともに、交通安全におきましては、今、新設された中高一貫校の教職員の皆さんが連日歩道に立って、中高生の子ども達の通行に対する厳しい指導を行ってくださっております。ここに対し保育所ができることによって、また新たなストレスがかかることとともに、保育所の保護者の送迎に利用される自転車での通行においても、歩道上での自転車での通行は、基本は歩いていただくこと、押していただくこと、車道の左側を通ることを原則とすること。これを今、中高生の皆さんに指導されているわけですから、こういったことについても今後は第四保育所の保護者については、高い見識の元で子どもの送迎を、大変忙しい中、大人としての見本を果たしていただかなければな

らないというミッションも加わります。もちろん、これは職員、私たち議員も同様です。

そういったストレスの多い立地条件ではありますが、法令遵守、また公共の福祉ということの範を示すべく、この島本町立第四保育所として成立するような形で、あらゆる角度からしっかりとチェックをしていただきたいということを申し添えまして、これに関わって様々付随する負担や努力については、保護者や皆さんにもお願いしていただくしかない。その点も含めて苦渋の決断ということではあります、本議案に対し、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 59 号議案 工事請負契約の締結についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、入札におかれましては 3 社が辞退、4 社が応札された中、最低入札価格という部分とかぶってこられた部分においては、我々としても、やはりしっかりと調査をしていただき、審査会等で議論されたというお話がありましたので、その点に今後の努力もいただきながら、法的に、基準的に基づかれて工程を進めていただきたい。基本的には、その工事期間中、他の会派からもありましたように、隣接している建物もございまして、騒音、また安全第一においての交通の方々、こういったところをまたしっかりと対応していただけるように、また一言添えさせていただきたいと思えます。

第四保育所新設工事となりましたが、島本町の財政的な問題もちょっと危惧するところではあります、しっかりと工事の締結、工事期間 9 ヶ月と目標を出されておりますので、現在、新型コロナの関係上、なかなか資材が入らないという情報も聞いております。しっかりと、この 9 ヶ月で何とか進めていかれるよう、工事会社と、また行政との連携を取っていただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 59 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 59 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 51 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、第60号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）から第62号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

なお、本案3件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

#### 令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）（案） 説明

それでは、引き続きまして、第60号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる本町独自の各種支援事業等の実施及び町立第四保育所建設にあたり電柱等の移設を行うための補正予算について、提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,891万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億4,977万3千円とするもので、款項別の内容については、60の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

60の7ページからの「歳入」です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金1億1,116万6千円の増額については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、地方公共団体が地域の実情に応じきめ細やかに必要な事業が実施できるよう、国から交付限度額が示されたものです。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金5,220万円の減額については、5月に開催された臨時会議の令和2年度一般会計補正予算（第1号）においてご可決いただいた新型コロナウイルス対策にかかる費用のうち、町単独事業及び大阪府との共同事業の町負担分について、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の対象事業となることから、財源調整のため減額するものです。

続きまして、60の8ページからの「歳出」です。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、第18節 負担金、補助及び交付金2,300万円の増額については、水道料金の基本料金を4ヵ月間半額減免するにあたり、水道事業会計に補助するものです。次に、第3目 防災計画費、第10節 需用費566万8千円の増額については、災害時の避難所等における新型コロナウイルス感染症



対策のため、マスク、消毒液及び非接触体温計を購入するものです。次に、第17節 備品購入費52万8千円の増額については、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を購入するものです。

次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 児童福祉施設費、第18節 負担金、補助及び交付金10万3千円の増額については、町立第四保育所建設にあたり、公共下水道事業受益者負担金を計上するものです。次に、第21節 補償、補填及び賠償金248万5千円の増額については、町立第四保育所建設にあたり、電柱及び光ファイバーケーブルを移設するための補償金として計上するものです。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第5目 特設水道費、第27節 繰出金1万6千円の増額については、水道使用料の基本料金を4ヵ月間半額減免するにあたり、大沢地区特設水道施設事業特別会計に繰り出すものです。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費、第2目 常備消防費、第10節 需用費84万1千円の増額については、救急隊員の新型コロナウイルス感染症予防対策のため、防護服、冷却ベスト等を購入するものです。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費、第18節 負担金、補助及び交付金1,167万5千円の増額については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、小・中学校において休業措置が取られたことに伴い夏季休業期間中に授業を実施することから、7月分の給食費を免除するため、同額を島本町公立学校給食会に補助するものです。

次に、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、第12節 委託料319万8千円の増額及び第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第12節 委託料140万2千円の増額については、夏季休業期間中に授業を実施することから給食調理業務を追加で委託するものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第1号）（案）

##### 説明

それでは、引き続きまして、第61号議案 島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる本町独自の支援として、外出自粛等により影響のある全世帯に対し、一般会計からの繰入により水道使用料の基本料金を4ヵ月間半額減免するにあたり、補正予算を提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条、款項別の内容については、61の3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

61の6ページ、「歳入」です。

第1款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 使用料、第1節 水道使用料1万6千円の減額については、水道使用料の基本料金を4ヵ月間半額減免することによるものです。大沢地区については、2ヵ月に一度、奇数月の月末に検針を実施しております。そのため、7月検針分では6月分と7月分の2ヵ月間、9月検針分では8月分と9月分の2ヵ月間が水道使用料算定の期間となるため、7月検針分と9月検針分にかかる水道使用料の基本料金を半額減免することで、合計4ヵ月間の水道使用料の基本料金を半額減免するものです。

次に、第2款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第1節 一般会計繰入金1万6千円の増額については、4ヵ月間の水道使用料の基本料金の半額減免に相当する金額を一般会計から繰り入れるものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)(案) 説明

それでは、引き続きまして、第62号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる本町独自の支援として、外出自粛等により影響のある全世帯及び事業所に対し、一般会計からの繰入れにより水道料金の基本料金を4ヵ月間半額減免するにあたり、補正予算を提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的収入の予定額の補正です。款項別の内容については、お示ししているとおりです。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により、ご説明申し上げます。

62の5ページ、「収益的収入」です。

第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目 給水収益、節 水道料金2,300万円の減額につきましては、水道料金の基本料金を4ヵ月間半額減免することによるも

のです。なお、水道料金については毎月検針を実施していることから、7月検針分から10月検針分までが減免の対象になります。

次に、第2項 営業外収益、第4目 他会計繰入金、節 他会計繰入金2,300万円の増額につきましては、4ヵ月間の水道料金の基本料金の半額減免に相当する金額を一般会計から繰り入れるものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案3件に対する質疑を行います。

**岡田議員** 補正予算について、質疑を行います。補正予算の中で、防災活動支援事業の一環として補正予算があがっておりますが、その中で備蓄品の物品等に関しまして、空気清浄機、マスク、消毒液、非接触体温計というふうにあがっておりますが、今回、私、事前の説明もしっかりと受けておりますので、その中から今回、避難箇所が小学校、中学校、そしてふれあいセンターということになっておりますが、この空気清浄機は学校においては教育委員会のほうですすでに購入をされるかと思っておりますが、どこに、この空気清浄機を設置されるという運びになっておるのでしょうか。その辺をお訊きしたいと思います。それが1点目。

2点目ですが、今回、3密ということも考えますと、これから雨のシーズンにもなりますし、いろんな意味で、この避難場所というのが大きな、3密を避けるためにしっかりとやっつけていかなければならない場所でもあると思っておりますが、この3密を避けるために、ふれあいセンターにおきましても、いろいろと担当課のほうでは考えていらっしゃることもあるかと思っておりますが、万が一のことを考えまして、熱がある人、いろんな方が出てくる場合もあるかと思っておりますが、その辺のこともしっかりと考慮されて、今回、この空気清浄機というのはどこの場所に、何台ぐらいの割で置かれているのでしょうか。まず、その点をお伺いいたします。

**危機管理室長** 2点のご質問に対しまして、お答えいたします。

まず、1点目の空気清浄機の購入でございますが、新型コロナウイルスにかかります避難所での感染症対策として、十分な換気と避難者の十分なスペースの確保が必要とされております。今回、購入を予定しておりますのは、過去の災害等の経験からも多くの方が避難されるふれあいセンターにおいては、避難者の十分なスペースを確保するには、ケリヤホールや軽体育室などの活用も必要になるものと考えております。それぞれの部屋に換気の設備は設置はされておりますが、直接、部屋に窓がないため、補助的に空気清浄機を購入し、対応することを考えております。

それと、全般におけます避難所における新型コロナウイルス感染症の対策についての

考え方なんですが、避難所につきましては、密閉・密集・密接になりやすい環境にあり、新型コロナウイルス感染症の現下の状況下におきましては、感染症対策の実施が重要と考えております。国のほうからの通知にもありました「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の資料を参考に、避難所の開設にあたりましては、できるだけ密にならないように、十分な換気やスペースの確保等、少しでも感染リスクが軽減されるよう実施のほうはしてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様が避難所へ避難される場合につきましては、マスクの着用と手指の消毒、体温の測定をお願いすることを考えており、避難所での検温を実施し、発熱や風邪の症状が見られる場合には、新型コロナ受診相談センターへの相談や、また健康な人とは別の場所に移動していただくなどの対応のほうを考えております。また、避難所内では咳エチケットなどの基本的な感染対策を徹底するほか、頻繁に手洗いを実施していただくことを考えており、ホームページや各自主防災会には周知をしているところでございます。あわせて、避難される方につきましても、避難所内での感染のリスク等を考慮していただく必要があるため、ハザードマップ等により、自宅で安全の確保が可能な人は必ずしも避難所に行く必要がありませんし、安全な親戚、知人宅に避難することや、グラウンドなどで車中泊についても、日頃から考えておいていただく必要があるものと考えており、そのための備蓄等の周知についても、あわせて行っているところでございます。

以上です。

**岡田議員** ありがとうございます。例えば、ふれあいセンターとその他のお部屋、合わせて6カ所に空気清浄機を置くということの、今、説明だったかと思いますが、万が一、この非接触体温計によって熱がある方の対応というのは、何か別のお部屋か何かを考えていらっしゃるんですかね。今までの避難場所だけでは足りないんじゃないかなというふうには思うんですけどね。他の自治体におきましてはホテルとか、いろんなところにも手を打っていらっしゃるという自治体もあるということを聞いておりますが、このふれあいセンターの中だけで、そういう体制というのは取れるんでしょうかね。そこを、ちょっとお訊きしたいと思っております。

それとあわせて、この空気清浄機というのは、普段、使わないでそのまま置いておく状態になると、機械物ですので良くないとは思いますが。その辺、しっかりと、他の教育委員会とかそういうところとも、横としっかりと話し合いをしながら、普段もどこかで使わせていただくというような考え方というのは持っていらっしゃるんでしょうか。備蓄として、そのままの状態でも保管しておくという考え方なんでしょうか。その辺は、ちょっとしっかりと説明をいただきたいなというふうには思います。

それとあわせてね、他の自治体のことを言って申しわけないんですけども、他の自治体では段ボールベッドを購入されている自治体が多いんですね。床に直接寝るの

と、やっぱり少し高さがあるのとは寝起き、高齢者の方は寝起きするのにすごく楽という事で、段ボールベッドを購入されている自治体が多いと聞いておりますが、島本町のほうはそういうお考えはないのでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思えます。それで、コロナに対する仕切りと言うんですか、そういうような考えとか、そういう準備というのは今回の補正予算にはあがってきてないんですが、そういう防災的なことで準備というのは必要ないのでしょうか。また次の第2次補正予算も、国のほうであがってくるかと思うんですが、ちょっとそういうふうに、これから雨がが多いシーズンになりますので、いろんなことを考えれば防災の準備というのは必要ではないかなと思うんですが、これだけの準備だけで可能なんでしょうか。少し不安があるように思うんですが、いかがでしょうか。

**危機管理室長** 3点のご質問に対しまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、避難所の中で発熱の方、風邪の症状がある方につきましては、別室に案内させていただくことで考えております。その方達につきましては、まず、健康な人とは動線も変えますし、便所も別の便所を使っただけのような形で対応することを考えております。

それと、空気清浄機につきましては、可搬タイプのものでございますので、平常時には学校とか、町のイベントなどで広く活用していただければというふうに考えておるところでございます。

それと、段ボールベッドの件でございますが、避難所における飛沫感染を防ぐため、国からも通知がありましたが、避難所滞在スペースのレイアウトとして、参考に間仕切り付きの段ボールベッドや、あと1点は、本町が防災ボランティア訓練とか1月にしておりますときに、テントの組み立て訓練は皆さんでやっていただいておりますが、メッシュのテントが飛沫感染防止には有効であるということで例示がございます。しかしながら、議員おっしゃったように、ウイルスは床付近に堆積しやすく、横になる際にはベッドを利用することが望ましいということをおっしゃっていますので、段ボールベッドにつきましても、今後、購入する方向で検討しているところでございます。

以上です。

**岡田議員** すいません、最後になりますが、民生費のほうで児童福祉施設費の中で、電気設備の移設補償ということで補助金があがっております。これは電柱を移動させるということであがっておりますが、これは電柱を移動ということで、電柱を取るわけではないんですね。その辺を、ご説明のときに詳しくお聞きすることができておりませんので、その辺を教えてくださいたいです。これはどうしても電柱2本というのは、やっぱり必要なんですかね。もしもこれが移設が必要でないのであれば、電柱取れるのであれば取っていただくほうがすごくいいのじゃないかなと思うんですが、これは取るのか移設するのか、どちらなのでしょうかとということを1点お訊きしたいのと、公共下水道の工事

をされるということで負担金があがってきておりますが、これは島本町が水道部のほうにお支払いするお金ということでお聞きしたように思いますが、これの計算はどのような形でこの金額があがったのか、教えていただけますか。

**教育子ども部長** 今回の補正予算にあがってますのは電気設備の移設補償と、あと下水道の受益者負担金でございますが、まず電気設備の移設補償につきましては、第四保育所を役場前客用駐車場地内に移転新築するために設計業務を進める中で、建物の建設計画、歩道にある、ここにも見えているんですが、この前面道路の前にあります既設電柱2本が支障となることが判明いたしましたので、当該電柱にかかる電線及び変圧器並びに光ファイバーケーブル等、それぞれの所有者において移設していただくことになったものでございます。バス停から少し桜井跨線橋側にある電柱と、役場前駐車場の入り口付近にある電柱の2本ありまして、1本は、新たな保育所の幼児が登園する入り口に当たるために、バス停側に約6m移設をいたします。またもう1本は、新たな保育所の業者用の駐車場の入り口にあるため商工会側に3m移設する予定をしております、これはあくまでも電柱は必要なものでございますので、移転をする必要があるというものでございます。

また、下水道の受益者負担金、これにつきましては町立第四保育所——同じです——移転場所である現役場前駐車敷地内で公共下水道の利用を開始するため、「島本町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、受益者負担金を支払うものでございます。受益者負担金につきましては、各土地の地番ごとの面積に「島本町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」に定められた単価及び減免率にて算定された金額となっております、その算定された額をお支払いするものでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** 私からは、ちょっと確認をしたいことがございます。まず、小・中学校給食費免除事業です。小・中学校が7月分の給食費を免除するというので、これはすごく評価に値するものと思っております。しかしながら、3月2日から学校が臨時休校になっておりまして、その後の3月・4月分ですね、それに関しましては給食費というのは徴収されていたのかということと、それと6月15日から給食が始まるわけですが、6月分に関しましては半月ということで、7月だけの免除ということになるんですけども、この流れの中で、この半月分も合わせて免除ということにはならなかったのかなという思いがありまして、その点については、どのようなお考えで、この7月分になったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほどの公共下水道の積算根拠ですね。今、岡田議員のほうからもありましたけれども、もう少し詳細な部分まで具体的に説明していただければなと思いますので、その点につきましても、よろしく願いいたします。

**教育子ども部長** まず給食費、4月以降徴収していたのかということにつきましては、そ

の部分は徴収はしておりません。この部分につきまして申し上げますと、7月20日から31日に関して、今回、すでにご案内をいたしておりますように、小学校につきましては夏季休業を8月1日から16日と、短縮をさせていただいた。中学校に関しては8月8日から16日までと短縮をさせていただいております。小学校につきましては、中学もそうなのですが、7月31日までは給食を伴って、5時間目、6時間目の授業をやっていくということを考えまして、今までも7月の17日までは給食を実施しておりましたが、7月の20日以降については給食を実施しておりませんでしたので、今回、コロナウイルスの感染症拡大に伴って夏季休業期間を短縮して授業を実施すると。その部分については、保護者の皆さんからすると新たな負担になるということがございましたので、その点、十分配慮した形で保護者の皆さんの住民生活を支え、負担を軽減するために、追加となった7月分、夏季8日分を含んだ7月分丸ごとを、給食費を無償にしていこうということで考えたものでございます。

原則7月分となっておりますが、実際には小学校でありましたら9月1日から授業は当然のことながら開始しておりますが、その9月1日が火曜日ですので、8月の31日も授業を行いますので、その8月31日からも給食を実施したい、月曜日からという形のほうが良いかと思ひまして、8月31日から実施いたしますが、その1日分についても徴収はしないこととしております。中学につきましても、もともと8月25日から給食は実施をしておったんですが、その部分についても今回は8月24日、25日の部分についても実施いたしますが、改めての徴収はしないということで考えております。

また6月分について、あと15日分も対応したらどうやったんかということもございます。先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態下で大きな影響を受けている住民生活を支えて保護者負担を軽減するために、この給食費無償化ということを話し合っただけなんですけれども、今回、無償化に要する財源は地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。本町に交付された約1億円の活用メニューとして12事業を国に報告しておりますが、それらのバランスを考慮しつつ、本町の限られた財源を踏まえれば、今回、ご提案いたしました1ヵ月が妥当であると判断し、この1ヵ月間の無償化を決定したものでございます。

そして、公共下水道の負担金の金額でございますが、役場前の駐車場に保育所を建設します。その保育所建設用地に当たる各土地の地番ごとの面積に単価と減免率を掛けて計算するんですが、四つの地番が、この該当敷地に当たっておりますが、そのうち二つの敷地については、すでに平成2年に支払い済みとなっていることを確認いたしました。残る二つの土地の面積が456平米と462.43平米、それに対して単価が448円でございます。そこに減免率の75%を乗じますと、実際にお支払いする額というのが10万2,860円となったものでございます。

以上でございます。

**川嶋議員** ご説明、よくわかりました。給食費につきましては、今回の国からの交付金の範囲の中でということで、この計算の中で、このような形でしか無理だったということでご説明いただきましたけれども、確かにその点の、いろいろ分散させていくと、いろんな計算の中でなっていくとは思いますが、6月15日からそれを行うとなると、これはもうほんとの町単費になってしまうということになるわけですね、そうなる。だから、そこら辺も厳しい状況があったということで、これはやむを得ないのかなとは思いましたがけれども、できるならば今のこの時期ですので、6月15日からの半月も入ったら良かったかなと、ちょっと思ったところでございます。そういう意味では、1ヵ月とか、8月分のことに関しましても免除になるということは、これもほんとに保護者の皆様からしたらすごくありがたいことかなと思っておりますので、これはすごい評価するものであります。

それから公共下水道の先ほどの積算根拠につきましては、理解いたしました。よろしくをお願いします。

**教育こども部長** 6月分の給食費の徴収でございますが、具体的なことを話させていただくと、令和2年3月分の給食費を徴収しております。その中で、新小学2年生から6年生、そして新中学2年生から3年生の方々については、3月分の給食費を徴収いたしております。その方々の給食費については今年度に持ち越しておりますので、6月分については、そのお預かりしている給食費で相殺をして、実質の徴収は9月分からと予定をいたしております。ただ、新小学校1年生と新中学校1年生の方々については6月分の給食費が発生いたしますので、6月分・9月分を9月に徴収をするという予定でございます。また、前年度小学校6年生と中学校3年生の方々については卒業されましたので、その時点で1ヵ月分の給食費はご返還しているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 遅くなってすみません。一般会計補正予算と水道会計の両方に関わるものについて、再度、ちょっと詳細をお訊きする質問をさせていただきます。2,300万円の他会計繰入金として、水道事業会計繰出補助事業ですね。先回の臨時会のときにも多くの議員の皆さんからの要望もあったというふうに記憶しております。外出自粛による影響のある全世帯と事業所に対しということで、水道基本料金の半額、4ヵ月間免除するというものです。

私自身は、前回の議会のときに福祉減免の復活をということで求めておまして、その財源約半年分で300万程度というふうに申し上げてましたが、今回、学校休業などにおいて多くの家庭が、所得の多寡に関わらず非常に家庭において水道使用が増えているということにおいては、こういった判断も妥当であったというふうに理解しております。

ただ、この辺で予算の積算に用いられた口径別、13ミリ管と100ミリ管、浴場用というふうに内訳を一定、事前にご説明としていただいておりますが、この点ですけれども、



その辺の積算について再度ご説明をいただきたいということと、一定の規模のある事業所や福祉施設、特に入所型とかの施設においては相当な使用量があるので、その点については大体どの辺りの口径に属されるのかということが、もし、お手元の資料でわかるようであればお答えください。

**上下水道部長** それでは、河野議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の一般会計からの操出ということで2,300万円を計上させていただいておりますが、積算根拠でございますけども、基本料金につきましては「島本町水道事業条例」第26条に料金ということで、基本料金をお示しさせていただいております。その中で一般用ということで、先ほどご紹介ございましたが、口径別ということで13ミリから100ミリ、それと浴場用ということで、今回、対象とさせていただいているところでございます。

積算にあたりましては、4月期の実績等を参考に積算をさせていただいております、4月期で、税込みということで1,134万8千円の基本料金があがっております。これの半額ということでございますので、2分の1。それと今回、7月検針分から10月検針分ということで4ヵ月間の期間を設定させていただいておりますので、それ掛ける4。それと今後の増加を見込みまして、2,300万円ということで予算のほうは計上させていただいているものでございます。

それと、先ほど事業者関係ということで、ちょっとご紹介があったんですけども、詳細までは把握はできておらないんですけども、使用量の多い事業所ということになりますと日常の使用量も大きいということなので、口径も大きいものかなというふうに考えてございます。その中で、口径の50ミリですと、今、33件の契約がございます。それから口径75ミリですと、8件の契約がございます。それと100ミリで1件の契約がございます、これらの口径の中に該当する事業所というふうに認識をしております。

以上でございます。

**戸田議員** 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、様々な町の独自支援、補助等をお示しいただいているわけですが、総合して、実施した事業効果の検証はどのように行うのですか。また、内閣府から、これらについて報告を求められるのでしょうか。確認しておきたいと思っております。

**総合政策部長** 地方創生臨時交付金についてでございます。この事業につきましては、国のほうからQ&Aも示されておまして、事業効果については、事業終了後にアンケート調査その他適切な方法によって効果を測定して、結果を公表されたいというふうなQ&Aが出ております。実際、具体的にどういう形で効果を検証するかということはまだ決まっておられませんけれども、一定の評価をしていく必要があるというふうに思っております。

それと、内閣府については「報告を求めることがある」というような書きぶりです、

必ず報告を求めるということではありませんけれども、各自治体においてはホームページなどで、その効果を一般に閲覧できるような形で、広く透明性を持った手法で行う必要があるというふうにQ&Aのほうにも書かれておりますので、その手法については、これから事業を始めていきますので、対象者もそれぞれ違いますので、事業ごとで。どういう形で検証をするかということについては、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**戸田議員** 検証は確かに必要だとは思いますが、検証のための検証の仕事というのは、この小さな基礎自治体では、また重い負担になるのではないかと懸念しております。私がこれを問うたのは、今後、新たな支援策、補助策等を考えられるときに、検証したらどうなるだろうかということも頭に置いて、有効な施策を打ち出していきたいなと思って問いました。これは意見に止めておきます。

以上です。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

**中田議員** 今回の補正予算で、町の独自策の第2弾として給食費免除や水道料金の基本料金半額ということの、内容に関しては評価するものなのですが、一方で町の独自策として、事業者支援について前回の議会でもお尋ねしたところですが、なかなか足りていないのではないかと考えています。事業者支援については、大阪府の休業要請外支援金もできたんですが、相変わらず売上げ50%減以上が対象となっていたりして、なかなか、その対象とならない事業者が町内でもまだ、苦しい、経営状態が悪化しているけれども、何の対象にもならない事業者というのがまだまだあるということも聞いています。ですから、その点に関して、今後、町内の事業者を応援するために、もっと要件を緩和するなり何らかの形で事業者支援が必要と考えています。この点、今後の支援に関してどのようにお考えか、お尋ねします。

**都市創造部長** 事業者支援に関するお問い合わせでございます。現在のところ、種々いろんな部分は検討はしておりますけども、国のほうから第2次補正のほうの国としての施策が、まだはっきり見えてきていないという状況もございますので、現在、国であったり、あと大阪府も急遽、休業要請外の支援金を打ち出して来られるなど、それぞれの立場で、それぞれの支援策を今、考えているような状態の中で、町だけがまず先走って、どこかに支援するというのは、もうしばらく様子を見る必要があるのではないかと、担当としては今、思いでございます。ただ、いずれにしましても、今後も景気も含めてどういうふうになっていくかというのは、まだ全然見えてきていない状況でもありますことから、やはり効率的かつ効果的な施策というのは、引き続きまして積極的に検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第 60 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算 (第 2 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 60 号議案 令和 2 年度一般会計補正予算 (第 2 号) につき、賛成の立場から人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての町の単独の補助・支援事業の予算計上につき、小・中学校夏季休業期間中の給食提供、防災関連備蓄支援物品、救急隊員感染予防対策事業など、必要かつ妥当なものとして認めます。また、小・中学校給食費免除事業について、これを評価します。

一方、水道料金の 4 ヶ月間半額免除については、費用対効果という意味で疑問に感じるというのが私個人の正直な気持ちです。多くの家庭において基本料金は 660 円、税込みで 726 円となるのでしょうか。これを半額にすることで 4 ヶ月間で 1 世帯が 1,452 円でしょうか、免除される。確かに、水道の使用量は増えています。しかし、これで家計が大きく助かる人がはたしておられるのか、これで命が救われたという方が見出されるのかと、私は疑問に思います。にも関わらず予算額はトータル 2,300 万円規模です。

2,300 万円あれば、奨学金という名の教育ローンを借りながらアルバイトで生計を立てている学生や、住宅ローンの支払いが思いもかけず厳しくなった方への利子補給、派遣社員であり仕事と住居を同時に失った人、舞台やレッスンがなくなってしまい収入が途絶えた芸術家、あるいはふれあいセンター閉館により厳しい経営状況に陥りながらも、地域コミュニティ、福祉的役割を担っておられるレストランへの支援など、様々な、もっと具体的な補助・支援を模索、実現していただきたいと思うわけです。

内閣府の今回の交付金の考え方、Q&Aには、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め原則として用途に制限はない、という表現もございました。思うに、消毒作業など指定管理者に新たな負担を強いる感染症対策業務について、指定管理者に新たに委託することができれば、ふれあいセンターの利用を本来ベースに戻せるだけではなく、臨時的に新たな雇用を地域に生み出せるのではないかと考えています。ふれあいセンター各部屋への空気清浄機、あるいは皆さんが働いておられるこの庁舎内、職員の働く環境にも国費を活用しての空気清浄機が設置できるのではないかと考えています。これ、特に後者は必要だと思えます。国難と言える緊急事態においては、従前とは異なる発想

で、ときには住民からの指摘、非難をも恐れず、毅然とした信念をもって職務に向き合っていたきたいと思います。もとより、山田町長におかれましては任期最後の年度、そういう姿勢で臨み、施策の充実と事務事業の見直しに努めていただきたいと思います。

最後になります。第四保育所新設にあたり、電気設備の移設、公共下水道受益者負担金などは必要なものと認めます。なお、第四保育所の建築関連工事については、これも含めて見通しが悪い交差点、救急車、消防車の通り道、大型車両の往来が頻繁であること。小学生、私立高校生の通学路であるなど、周辺交通に懸念材料が多いため、今回の電気設備移設や公共下水道の引き込み工事なども含めて、常に保育所開所後の交通課題を頭に置きながら、各種工事を行っていただくよう切に求めておきます……（「補正予算と関係ない」ほか、議場内私語多し）……。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 60 号議案 2020 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

質疑は水道料金ということだけさせていただきましたが、他の項目についても必要最低限、待たれていたものとして評価し、賛成をするものです。質疑をした中で、水道料金の基本料の減免ということで、他団体が行っている事業について島本町も着手をされたこと……。

**村上議長** 静粛にしてください。

**河野議員** 水道料金の基本料金の減免ということについて、私自身も 4 月 14 日の要望書で、水道料金を収入の減少にあわせて減免することということを求めておりましたが、その後、町としての姿勢というのがちょっと見えなかったもので、臨時議会では、もう福祉減免の復活ということで 300 万円のできるものを提起したところですが、最終的には全世帯対象と、また町内の事業所、口径別の基本料金ということで減免されたことは、確かにそれですべてを解決することにはならなかったとしても、今、負担が増えているものの大きな一つとしては、負担減に繋がったものとして評価をしたいと思います。

今、国も第 2 次補正を閣議決定し、まだまだ検査体制ということについては安心はできない状態ですが、事態の深刻さに見合った状況に追いつこうとしている状況です。現場で対応する医療従事者、自治体職員、中小業者の実態にはまだまだ追いついていないというふうに、小さな町の島本町議会議員としては実感をしておりますが、その中で国民の声を受けて、ようやく、この第 2 次補正などに前進をしたこと。これをまた受けて、自治体として再度、新たな、今、考えておられる施策をまた講じていただきたいと思います。ことを強く求めます。

しかしながら、この 5 月末を境に、島本町としては 1 人 10 万円の給付金事業というこ

とについて非常に、臨時会翌日から郵送を行われ、翌週には受付業務を行われ、21日には第1号の振り込み事務を終えられたということでは、概ね申請された方には大半5月末までの給付金の振り込みをスピードで行っていただいたということに感謝を申し上げるところです。急に決まった事業ではありましたが、5月の末というのは固定資産税の第1期納付や、あるいは自動車税の納付、様々な公共料金の締め切りの時期を控えて、この10万円の給付金事業があったということで、私の周りでは、一時多かった相談が一定沈静化し、この10万円が振り込まれたことで、何とか、この数週間をしのげるかなという住民の方が一気に増えたなという感じをしております。しかし、これもこの状況が長引けば、特に中小業者においては影響があることから、隣接する茨木市や高槻市ですでに実施されている中小企業応援給付金、条件もハードルも低く、確定申告をしていれば、ほぼ1万円だけでも収入が減れば、売り上げが減れば申請できるという、こういった大変喜ばれている制度についても、早晚着手を求めておきます。

また給付金の話に戻りますが、もともとの総務省スタイルの申請書ということであって、非常に記入が困難な申請書だったと思います。仮に受け取り不要という項目にチェックがあって、振り込みに至っていないという申請書がまだあったとすれば、金額修正欄に朱書で修正されていなければ、これは間違った記入だという判断のもとで振り込みの意思あり、給付の希望ありとして処理をしていただきたい。このことは強く申し上げます。

それ以外にもたくさんございますが、引き続き、今、あげておられる島本町としての課題を具現化することについて邁進していただきますよう申し上げまして、私の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第60号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、それぞれ4,891万6千円を追加されまして、この令和2年度第2次補正においては歳入歳出総額165億4,977万3千円となられるものであります。このうち、歳入におきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億111万6千円、国からの交付金をいただきながら、前回の第1次補正におきまして財政調整基金の5,220万の取り崩しを、ここにおいて交付金でまかなっていくという形になっていかれます。こういった中、様々な部分におきましては水道基本料金の半額、また先ほど来ありました内容において、種々給食費、また空気清浄機、いろいろ購入していただくことにおいては評価したいと思います。

現在、政府におかれましても、今、第2次補正において概要が出ております。この内容をしっかりと精査されながら、ここでは入れないライン、今、家賃負担においても30%ぐらいの情報が出ておりますが、それ以下の部分と、そういったようなフォローをし

ていけるような形がベストかと思います。また、島本町においても水道料金もそうですが、やはり、まずは経済を戻すとなると、島本町内でも商業、経済を回していくと。地域通貨等、こういったものにも活用していく、そういう方法が取ればベストでしょうが、委託料やいろんなことが出てくると思いますので、具体をこれ以上は言わずに、その予算内で、この第2次補正では倍の金額だと聞いております。1次と2次と合わせて3兆円ということでもありますので、おそらく、この第1次と同じような交付金の金額になってくるのではないかとこの部分においては、また急いでやっていただきたいと思えます。

そして、この補正が来るたびに職員の皆様にはいろいろとご苦勞をかけている部分があると思えますが、対応いただいていることに心から感謝を申し上げ、この第2号補正においては賛成させていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の發言を求めます。

**岡田議員** 補正予算に関して、公明党を代表して賛成の討論をいたします。

今回、国のほうの第1次補正予算に計上した1兆円の地方創生臨時交付金、この交付金を利用して、町単独でいろいろと考えられた結果が、今回の町単独の事業に入るのかなと思っております。大変にご苦勞様でございました。

小・中学校の給食費の免除事業、これはもう最高に評価したいと思っております。また、私が質問させていただき、また要望もさせていただいておりますが、防災活動の支援事業、これも大変評価したいと思います。特に今回は避難所での集団感染を防ぐため、しっかりと対応していただきたい。そのための不足するものがあれば、また再度購入、第2次補正でも購入していただきたい。このように思っている次第です。特に私が今回要望させていただきましたのは、段ボールベッドを要望をさせていただきました。これはコロナウイルスだけでなく、高齢者の方の寝起きするのも大変楽だということを新聞紙上でお聞きしておりますので、この件をしっかりと要望させていただきました。

また、これは議案説明のときに、町長もすでにお考えであったということを知りましたが、水道事業の基本料金の半額・4ヵ月を免除するという町単独の事業でございます。ほんとにこれは新型のコロナウイルス感染症対策によりまして、外出自粛等が影響し、その全世帯と事業所に対して、しっかりと水道の基本料金の半額を4ヵ月間免除するという、そしていろいろとご意見がありました、経済的な負担の軽減を図ることが大きな目的として、今回、このように補正予算もあがってきております。一つひとつ取りましても、本当に考えに考えた結果が、今日の補正予算だと思っております。本当に町長はじめ全職員の皆さんには、私たちにほんとにわからない部分で一生懸命になって、ご苦勞かけていると思えます。これが今回あがってきた補正予算です。文句言う人は文句言ったらいいけれど、ほんとにこれが私は最高に、財政が厳しい中、一生懸命考えを練って出していただいた、この結果が今回の補正予算にあがってきていると思えます。

ので、私としては賛成をしたいと思っております。

以上です。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

村上議長 暫時休憩します。

(午後1時51分～午後1時51分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第60号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第60号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第61号議案 令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第61号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第61号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第62号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 62 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 62 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、6 月臨時会議に提出されました議案は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和 2 年島本町議会 6 月臨時会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、6 月 23 日午前 10 時から会議を開きます。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 1 時 5 5 分 散会)



本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 3 号報告 令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 9 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 6 0 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 1 号議案 令和 2 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 第 6 2 号議案 令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月3日

島本町議会議長

署名議員（5番）

署名議員（13番）

令和2年島本町議会6月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 3 号 報 告	令和元年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	6 月 3 日 報 告 を 承 る
第 5 9 号 議 案	工事請負契約の締結について	” 原 案 可 決
第 6 0 号 議 案	令和2年度島本町一般会計補正予算（第2号）	” 原 案 可 決
第 6 1 号 議 案	令和2年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計補正予算（第1号）	” 原 案 可 決
第 6 2 号 議 案	令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）	” 原 案 可 決

# 令和2年

## 島本町議会6月定例会議 会議録

令和2年6月23日 開議

令和2年6月24日 散会

令和2年6月23日（第1号）

令和2年6月24日（第2号）



## 令和2年島本町議会6月定例会議会議録目次

### 第 1 号 (6月23日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○一般質問	5
・戸田議員	6
・福嶋議員	13
・大久保議員	28
・東田議員	36
・河野議員	44
・岡田議員	57
・清水議員	65
・塚田議員	71
・中田議員	76
・伊集院議員	87
・平井議員	93
○延会の宣告	97

### 第 2 号 (6月24日)

○出席議員	99
○議事日程	100
○開議の宣告	102
○第63号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて	102
○第64号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
○第65号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
○第66号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
○第67号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103
○第68号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	103

# 「令和2年島本町議会6月定例会議 会議録」正誤表

令和4年6月14日

島本町議会

正誤箇所	(誤)	(正)
80ページ上から9行目	精算金	清算金

○第69号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第70号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第71号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第72号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第73号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第74号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第75号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第76号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第77号議案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	103
○第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	110
○第2号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	110
○第3号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	110
○第78号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について……………	113
○第79号議案	島本町税条例の一部改正について……………	117
○第80号議案	島本町手数料条例の一部改正について……………	120
○第81号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について……………	123
○第82号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	129
○第83号議案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について……………	132
○第84号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	135
○第85号議案	令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）……………	137
○第86号議案	令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	137
○第87号議案	令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	137
○第88号議案	令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	137
○第89号議案	令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）……………	137
○第90号議案	令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）……………	174
○第91号議案	令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）……………	175
○散会の宣告……………		176
※付議事件の議決結果……………		180



令和2年

島本町議会6月定例会議会議録

第1号

令和2年6月23日(火)



## 島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 令和 2 年 6 月 2 3 日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男	総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典	危 機 管 理 室 参 事	中 達 矢

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会6月定例会議議事日程

### 議事日程第1号

令和2年6月23日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- 戸田議員 1. 企業の地下水利活用と利用協力金  
～環境基本計画・水環境保全をめざして～
2. JR島本駅西土地区画整理事業  
～桜井の水環境・水脈の環境アセスメント～
3. 水無瀬川の水質保全  
～一般廃棄物処理基本計画に基づいて問う～
- 福嶋議員 1. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題
2. 避難等支援体制の充実を
3. 待機児童対策・保育基盤整備等
- 大久保議員 新型コロナウイルス対策について
- 東田議員 1. コロナ禍での学校現場、夏季休等への影響など運営方針について
2. 通学路の安全確保についてゾーン30の拡充
- 河野議員 1. 島本の水の行方ー「府域一水道(統合)に向けた検討報告書」を問う
2. コロナ禍の、介護・福祉事業所への感染症相談や対策への支援を問う
3. 間に合わない自営業・商店街へのコロナ対策
- 岡田議員 1. 避難所の感染症対策について
2. 大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転について
- 清水議員 若山台調整池A・Bの機能について
- 塚田議員 死亡届に伴う手続き専用窓口「おくやみコーナー」の設置について
- 中田議員 1. 駅前開発 リスク管理と公益性の確保について
2. ホタルは灯りが嫌い：光害対策について
3. 教科書採択について
- 伊集院議員 定年待たず早期退職者微増・島本町を担う管理職の流出に

人材確保を！

平井議員 島本町環境基本計画の中間見直しを踏まえ、地球温暖化対策に関する成果・課題について問う

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第3  | 第63号議案 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                               |
| 日程第4  | 第64号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第65号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第66号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第67号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第68号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第69号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第70号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第71号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第72号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第73号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第74号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第75号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第76号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|       | 第77号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 日程第5  | 第1号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
|       | 第2号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
|       | 第3号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
| 日程第6  | 第78号議案 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第7  | 第79号議案 | 島本町税条例の一部改正について                                      |
| 日程第8  | 第80号議案 | 島本町手数料条例の一部改正について                                    |
| 日程第9  | 第81号議案 | 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 日程第10 | 第82号議案 | 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について              |
| 日程第11 | 第83号議案 | 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について           |

- 日程第12 第84号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）
- 第86号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 第87号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）
- 第88号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 第89号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第14 第90号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第91号議案 令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和2年島本町議会6月定例会議を開きます。

まず、議事に入る前に申し上げます。

職員の皆様には、新型コロナウイルスへの対応、大変ご苦勞様でございます。前会に引き続き、本定例会議においても感染拡大を防止する対応を行っております。議場出席者にはマスクの着用をお願いしており、皆様におかれましてはマスクを通しての発言となりますので、大きな声で、はっきりと発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、各議員におかれましても、質疑、討論は簡潔に行っていただきますようお願いしておきます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から6月24日までの2日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。

本日の各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 平井議員及び8番 川嶋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順によりまして、戸田議員、福嶋議員、大久保議員、東田議員、河野議員、岡田議員、清水議員、塚田議員、中田議員、伊集院議員、平井議員の順で行います。

なお、本日の一般質問については、新型コロナウイルスへの対応として、質問者席ではなく自席で行うこととしておりますので、あらかじめご了承願っておきます。

また、一般質問については、各議員ができるだけ簡潔に行うよう協力することが議会

運営委員会で確認されていますので、皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** おはようございます。2020年（令和2年）6月、島本の水環境につき、三つのテーマで一般質問を行います。

（Ⅰ）「企業の地下水利活用と利用協力金 ～環境基本計画・水環境保全を目指して～」

「島本町環境基本計画」には、河川・水辺環境の保全のための取り組みとして、「町の誇るべき財産である地下水を守り続けるため、地下水位観測や地下水涵養のための森林保全など、地下水の水量を維持し、将来にわたり安定して利用するための施策を推進します。」とあります。

地下水を大量に1ヵ所から汲み上げることにより生じる地盤沈下は、一度発生すると自然に回復することはなく、また沈下が始まると一気に進み、その被害は甚大です。特に、工業用に大量の地下水を汲み上げる場合は注意が必要で、町は24時間の経過観察を行っておられるところです。

さて、今回の一般質問では、町内企業から「地下水利活用協力金」をいただくことができないものかということについて、政策的な提言をさせていただきます。

地下水保全事業に協力いただくということで、一定の財源を町内企業に負担していただく仕組みについて考えてみてはどうでしょうか。地下水の利用は、土地の所有権に付随した権利であり、あくまでも「協力金」ということになりますが、検討の余地があると考え、問うものです。お願いします。

**都市創造部長** おはようございます。それでは、戸田議員からの一般質問に順次ご答弁申し上げます。

まず、「企業の地下水利活用と利用協力金」についてのご質問のうち、「地下水利事業者からの協力金について」でございます。

本町におきましては、地下水の保全を図り、地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって生活水の確保及び地域産業の健全な発達と地下水の汚染及び地盤沈下の防止に資することを目的として、町内の地下水利利用者及び町の代表者をもって組織する「地下水利活用対策協議会」を設置し、水準点測量業務等を実施しているところでございます。この水準点測量業務につきましては、その半額を会員の負担金により賄っておりますことから、地下水の保全を目的として、財政的なご負担を一定いただいているものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** では、おっしゃるところの「財政的なご負担」というのは、年額にしてどれくらいですか。確認のため、直近の決算額で詳細、お示してください。なお、今年度より地下水利活用対策協議会の水準点測量を3年に一度と変更されているため、今後は3年間で、ということになると思います。ご答弁を。



**都市創造部長** 地下水利用対策協議会における「事業者の負担金について」でございます。

令和元年度の地下水利用対策協議会における水準点測量等負担金につきましては、最高額は上下水道部の 35 万 200 円、事業者では最大 12 万 6,700 円でございます。

以上でございます。

**戸田議員** わかりました。地下水の利用は土地の所有権に付随した権利ですから、地下水利用協力金を実質的な地下水使用料金と見なすのは法的に問題がある、という考え方は当然でございます。また一方で、水道料金との整合性・公平性を考慮する必要があるのではないかと、という考え方もございます。特に本町の場合、地下水を主とする上下水道と同じ地下水を事業者が使用しておられるという事情がございます。

水道事業にかかる設備の老朽化などによりコストが増加していく中、上水道を地下水に依存しておられる場合においては、あくまでも協力金という位置づけになりますが、事業者に協力金を求めることには一定の合理性を見いだせるのではないかと私は申し上げます。

実は、秦野市のように地下水を「公水」と位置づけた条例を定め、地下水利用協力金を徴収しておられる自治体もございます。秦野市は名水百選に選ばれた秦野盆地湧水群の保全と利活用を目的として、「地下水総合保全管理計画」を作られています。「地下水総合保全管理計画」を定め、そのうえで地下水の涵養に欠かせない森林整備・保全への協力金をお願いするという政策判断をしておられるのです。

さて、質問します。島本町民と町内企業の共有財産である地下水を守り、育て、将来にわたって安心して活用していくため、本町においても条例や計画を定め、対策を講じるのが望ましいと考えます。協力金制度を可能とする条例制定、計画策定につき、ぜひ、ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 次に、「協力金制度を可能とする条例制定等について」でございます。

今後の地下水保全にかかります財源確保策として、協力金制度は有効な手法であると認識しておりますが、他の自治体での地下水汲上量に応じた協力金を想定いたしますと、本町の地下水使用の大半が水道事業者による上水道の利用であることから、水道料金への影響も含めて検討する必要があると考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 確かに本町の場合、地下水利用の大半が私たち住民の上水道の利用です。このことが、実はこれまでこの提言を躊躇していた理由になっておりました。しかしながら、「島本町環境基本計画」を策定した今となつては、地下水保全・地下水涵養のための森林保全が重要課題であり、地下水を将来にわたり安定して利用するための施策として検討する必要がある、という考えに私、至りました。

もとより、「離宮の水」のブランディングを確かなものにするためには、地下水保全に町をあげて取り組むということが重要です。島本町が、水道事業会計を含む町内企業

に協力金を求めることは無理筋ではないと考えています。

お隣の大山崎町は、2010年9月、地下水利用企業に対して町が協力金を求めることができる「地下水採取の適正化に関する条例」改正案を可決されています。1日に20 m<sup>3</sup>以上の地下水を利用しておられる企業に、同意が得られた場合において協定を結び、町が協力金を受け取れるとされていると認識します。これをどのように把握しておられますか。

**都市創造部長** 「大山崎町の状況について」でございます。

大山崎町では、議員ご指摘の「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」を制定し、地下水採取者等に対し、同意を得て協力金の納入を求めることができる、とされておられます。内容につきましては、水資源保全協力金として地下水の採取量に応じた寄附を受けられ、水源涵養に繋がる森林整備に活用されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

**戸田議員** 水資源の保全・森林整備、これがキーワードだと思います。持続可能な町財政のための歳入増という点でも検討に値すると思っております。仮に協力金をお願いできたとして、前に紹介した秦野市、大山崎町の事例からすると、本町の場合、年間どれぐらいの歳入が見込めることになるのでしょうか。

**都市創造部長** 「他団体の協力金を本町に当てはめた場合の試算について」でございます。

まず、神奈川県秦野市での計算方法により令和元年度の実績で試算いたしますと、町全体で約9,975万円。次に大山崎町での計算方法により試算いたしますと、町全体で約1,224万円が見込まれるものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** うち、水道事業者の分はどのようになっていますか。

**都市創造部長** 上下水道部分といたしまして、まず秦野市の場合ですと約5,948万円、続きまして大山崎町で申しますと約741万円が見込めるものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 水準点の測定の負担金とは雲泥の差、ということになると思います。

町長に、お尋ねしたいと思います。冒頭に「環境基本計画」の内容を述べましたが、言わば、これは理念計画です。本来ならば、その下に秦野市のように「地下水総合保全管理計画」というものがある。科学的で、より具体性のある計画が位置づけられなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。地下水を取り巻く現況の推計、将来予測、施策の検証、施策の取り組み、そういったことを明文化し、大阪府で唯一名水百選に選ばれた「離宮の水」を計画的に守り、育てていきたいと私は考えています。町長のお考えをお聞かせください。

**山田町長** 今、いろいろとご意見をいただいた中で、確かに大変面白い、興味深い取り組みだというふうには私は思っておりますし、また本町におきましては、やはり「水」というものが町民さんにとっても大切なものであるという認識でございますので、私自身の考

えといたしましても、これはやはりしっかりと守っていかないといけないということを感じておりますし、今、ご提案いただいた内容等は、しっかりと検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**戸田議員** 本町で、唯一国の名水百選に選ばれた名水が、将来にわたって島本町民の財産となるよう、必ずや前向きに検討していただきたいと申し上げます。引き続き、委員会等で取り組んでいきたいと思っております。

(Ⅱ) 点目です。「JR島本駅西土地地区画整理事業 ～桜井の水環境・水脈の環境アセスメント～」。

令和元年度第2回環境保全審議会において、「環境基本計画」の中間見直しを審議されました。委員意見照会の中に「水環境の保全のため、事業者が開発に際して、地下水を含む水環境のアセスメントに取り組むよう」追記を求める意見がありました。しかし、これは実現しておりません。大変重要なご指摘でした。

環境省の「環境影響評価技術検討会報告書」というのがございまして、調べて見ました。基本的な考え方として、多く河川・海域・地下水など限られた「場」を対象に行われていたこれまでの評価から、今後は地表・地中の水を相互に関連する一つの「水循環系」として捉え、「この系を人為的に歪めることを最小限に抑えて健全な水環境を確保する視点からの評価も重要である」と示されているのではないのでしょうか。いかがですか。

**都市創造部長** 次に、「環境アセスメントについて」でございます。

まず、環境省の「環境影響評価技術検討会報告書」における、水に関する評価に関する記載についてでございます。

「環境影響評価技術検討会報告書」につきましては、実際の環境アセスメントにおいて活用されることを前提として、平成13年に環境省が取りまとめたものであり、その後の環境影響評価を進める際の手引書等として発行されているものでございます。この報告書では、水環境の環境影響評価の進め方について述べられており、「基本的な考え方」には、議員ご指摘の内容が記載されているものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** それでは、調査・予測指標に関して、特に地下水等につき、水循環系における「水」のどのような特徴に留意し、どのようなことを検討することが重要であると示されていますか。

**都市創造部長** 次に、「調査・予測手法の検討について」でございます。

当該報告書の「水環境の環境影響評価の進め方」の地下水等の調査・予測手法には、水循環系の水の特徴（循環するもの・変動するもの・地盤の構成員・物質の運搬者）に留意し、基本的な条件（水循環の捉え方・地盤条件による地域特性・予測の精度と不確

実性)を検討することが重要であること、また環境影響評価における標準項目にとらわれず、水利用や自然環境、景観・歴史的文化的な資産としての価値等も含めた配慮が必要であることが示されております。

以上でございます。

**戸田議員** まさに平成13年には、すでに景観・歴史的文化的な資産としての価値をも含めた配慮が必要であると、環境省が述べています。

JR島本駅西土地区画整理事業について、桜井の水環境、特に水脈の環境アセスメントを実施していただくよう強く求めます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** 次に、「JR島本駅西地区土地区画整理事業における環境アセスメントについて」でございます。

JR島本駅西地区における土地区画整理事業につきましては、その範囲が約13haであり、本町域も対象となる「大阪府環境影響評価条例施行規則」に規定される対象要件である50haに満たないため、実施対象外となるものでございます。

なお、島本町JR島本駅西土地区画整理組合に対しましては、昨年6月に要望書を提出させていただき、地区内外の環境保全について十分な配慮をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 当該地が対象の面積基準に満たないことは、これまでも再三議論になっておりました。

おっしゃるところの「環境保全について十分な配慮をお願いしている」ということにつき、環境省が言うように、地表・地中の水を相互に関連する一つの水循環系として捉え、「この系を人為的に歪めることを最小限に抑えて健全な水環境を確保する視点から、水の利用や自然環境、景観・歴史的文化的な資産への配慮」というものを組合にお願いしているのでしょうか。このことを組合並びに株式会社フジタ様と共有しているのでしょうか。できていないのであれば、今からでも、ぜひ、このことをお伝えいただきたい。いかがですか。

**都市創造部長** 引き続き、水環境を確保する視点から、自然環境等への配慮にかかるご質問でございます。

JR島本駅西土地区画整理組合とは、昨年6月に提出いたしました要望書の内容に沿って、景観形成のルール作りや環境への配慮などについて協議を進めており、事業への反映について、現在、ご検討いただいているところでございます。本町といたしましては、当該組合やその業務代行者である株式会社フジタと、引き続き要望書の内容に沿って協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 要望書の内容とおっしゃるところの「環境への配慮」についての協議には、水

脈も含めて、水環境も含まれているという理解で良いでしょうか。

**都市創造部長** 再度の水環境にかかるご質問でございます。このたびご指摘いただきましたご意見の内容も踏まえ、水環境も含めた環境への配慮に関する協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 引き続き、よろしくお願いいたします。

(Ⅲ) 点目です。「水無瀬川の水質保全～一般廃棄物処理基本計画に基づいて問う～」。  
通告の2点を、まとめて問います。

水無瀬川水系のBODの推移につき、尺代大橋、名神高架下、長谷における数値が、平成30年2月・11月より急激に上昇しています。平成31年2月には、上限に達していました。考え得る要因として、どのようなものがあるでしょうか。

DOの推移についても、新水無瀬橋における数値が平成29年11月、平成30年11月、極端に下降し、水質の悪化が見られます。酸素がないと生息できない水生動物は多いはずですから、水無瀬川の生物の多様性が失われることを危惧しています。大阪府、あるいは専門家の所見を得て、積極的に注視していく必要がありませんか。

**都市創造部長** 次に、「水無瀬川の水質保全」に関するご質問のうち、「BODの上昇要因について」でございます。

一般的に、BOD（生物化学的酸素要求量）の上昇につきましては、水温や水量、生活排水や農業用水の流入など、様々な要因が想定されますが、今般の詳細な原因につきましては判明しておりません。

次に、「溶存酸素量について」でございます。

DO（溶存酸素量）につきましては、降雨等による影響があるため、その数値をもって直ちに水質が悪化していると認められるものではございませんが、今後も河川の水質分析を実施し、継続的な監視を続けてまいります。

なお、新水無瀬橋における溶存酸素量の低下につきましては、水量が低下し、水が停滞していることも要因の一つであると考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 私は特に科学的な知識をよく持ち合わせているわけではありませんので、「一般廃棄物処理基本計画」に基づいて問うております。ご答弁の内容は、一定、理解いたしました。

さて、東大寺二丁目河川公園テニスコート付近で、平成30年11月26日朝、茨木土木事務所のパトロールにより、約300匹の魚の変死が確認されています。何らかの事情により水質が悪化、水中の酸素の減少が常態化しているのではないかと心配しています。

水無瀬川左岸にある生コンクリート製造業のバッチャープラントが、敷地内に土砂を埋設していることと関係しているのではないですかと、地元の住民の方から相当厳しい

お声を繰り返しいただいております。台風や大雨のたびに、埋設された土砂の表層から、雨と一緒に土砂が水無瀬川に流出している可能性は否定できないのではないのでしょうか。土砂の由来について、把握できていますか。当該事業者はどのようにおっしゃっていますか。

**都市創造部長** 土砂の搬入元についてのお尋ねでございます。当該事業所の土砂につきましては、詳細は把握いたしておりませんが、府内公共事業等により搬入した土砂とお聞きしております。

以上でございます。

**戸田議員** 今ある土砂埋設物は、その由来が定かではありません。大阪府に届出がなされていないからです。これについては過去にも議論がありましたので、ここでは繰り返すべませんが、一方、生コン残渣の処理の問題もでございます。生コン残渣の不適切な埋設が、水無瀬川の水質に何らかの良くない影響を与えている可能性は否定できないと思えますが、いかがでしょうか。見解をお願いいたします。

**都市創造部長** 「水無瀬川の水質への影響について」でございます。

議員ご指摘の事業所におきましては、大雨が降ったときなどに、場内で処理しきれない残渣の一部が雨水とともに排水され、道路側溝を通じ水無瀬川に流出していることを確認いたしております。

なお、原因につきましては、生コン残渣の不適切な埋設のみに起因するものではなく、場内の排水対策そのものに起因するものであると認識いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 思うに、生コン残渣が未処理のまま水無瀬川に流れ出していること、これについては幾つかの要因が考えられます。1. 産業廃棄物保管基準が守られていないことにより、処理汚水が敷地内の沈砂池の許容量を超えて未処理のまま水無瀬川に流れ出している可能性。2. 近年の時間降雨量では、処理水が沈砂を待たずに排水溝から水無瀬川に流れ出しているのではないかという懸念。3. 残渣の野積み、土砂の上に野積みにされ、環境汚染を防止するための措置を講じないまま、相当長時間にわたってそのままの状態が続けられているという現状です。

よって、生コン残渣の不適切な処理については、「産業廃棄物処理法」違反と見なされる可能性があるとして、府の産業廃棄物指導課の指導が入っている。また、府条例違反の土砂埋設については環境農林水産部北部農と緑の総合事務所、みどり環境課、さらに雨水の場外流出に関わる沈砂池・場内の清掃については事業所指導課が、それぞれ指導にあたっておられる。こういう認識でよろしいでしょうか。また町の環境課は、これらにどのように関わっておられるのですか。

**都市創造部長** 大阪府におきます「事業者指導の担当部署について」でございます。

議員お見込みのとおり、大阪府の各所管の部署で指導にあたっていただいております。

また、町といたしましては大阪府の事業所立ち入り時には、大阪府からの要請に応じて同行いたしており、その際には住民の方からの法的指導事項以外の苦情等をお伝えいたし、対策を講じるよう依頼しているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** いずれにいたしましても、土砂の上に産業廃棄物である生コンクリート残渣が置かれている状況により、府条例違反の土砂の搬出が進んでいないという状況がありました。改善されているのでしょうか。もし、改善されている場合は、どのように改善されているのですか。

**都市創造部長** 「生コン残渣の埋設や土砂等堆積の改善状況について」でございます。

当該事業所からは大阪府に対し、令和元年1月22日付けで土砂の搬出計画書が提出されておりますか、現在のところ、ごく少量の土砂が搬出されたものの、ほとんど搬出は進んでいないと聞き及んでおります。また、土砂の上に堆積された生コン残渣の一部につきましては、敷地内の別の場所に移動させたことを確認いたしております。町といたしましても、大阪府と連携しながら、継続的に水質の監視等を行うなど、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 土砂の上に生コン残渣が野積みにされている現状では、雨水の浸透により、生コン残渣の成分が土砂に混じること考えられ、土砂の扱いにも注意が必要になるのではないかと懸念もあるところです。これについては、一定の改善がなされいるとのご答弁でした。しかしながら、土砂搬出計画書の提出から二度目の出水期を迎えております。当該事業者におかれましては、ぜひ改善をお願いしたいと、これが住民の切なる願いでございます。私からも、伏してお願い申し上げます。

環境課におかれましては、府と連携していただき、引き続き対応にあたっていただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**村上議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

**福嶋議員** あらためまして、おはようございます。冒頭ですが、質問で冗長な部分の見直しを行った結果、通告しております内容の質問以外の部分、割愛して質問いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問。

平成30年度12月議会において、「審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題」と題して一般質問し、大きく4点の課題を明確にしました。そして令和2年2月議会において対応状況をお訊きし、審議会のページへのアクセス、会議の傍聴手続きなど、大きく改善されたことを確認いたしました。そして課題認識としては、非公開会議の実施

状況や、会議で使用した資料の掲載などの徹底が十分にできていない点、とのことでした。

「現状の対応状況と、今後の改善時期」について、お考えをお教えてください。

**総合政策部長** それでは、福嶋議員からの一般質問のうち、「審議会等の会議情報の公開」について、ご答弁申し上げます。

本町では、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「会議公開の手続要領」、各審議会等が定める「会議公開に関する要綱」に基づき、審議会等の開催の周知、会議資料の閲覧、会議録等の作成を行っているところでございます。

前回、令和2年2月会議でご質問いただいた以降の対応状況といたしましては、まず、傍聴受付時間の変更を全庁的なルールとするため、コミュニティ推進課におきまして「会議公開の手続要領」及び「傍聴要領」等の改正事務を進め、令和2年4月1日付けで施行いたしました。その後、各会議体において傍聴要領を改正していただく必要がありますことから、具体的な事務手続きについて各所属長に通知を行い、順次改正事務を進めております。

会議に関する情報や資料のホームページにおける公表につきましては、所管課において順次公開事務等を進めており、すでに対応が完了しているものもございますが、未対応のものにつきましては、できるだけ早期に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 令和2年5月末現在で、島本町ホームページの会議開催日程、審議会等一覧を島本町附属機関一覧と照らし合わせたとき、島本町総合計画審議会、島本町予防接種健康被害調査委員会、島本町建設事業再評価委員会、島本町立小・中学校教科用図書選定委員会、島本町社会福祉施設等整備審査委員会など、多くの会議がホームページに掲載されていませんでした。これでは資料の事前閲覧・事後閲覧、会議録の閲覧について、ホームページで確認ができません。そして、早期対応との前回と同じご答弁で、実施時期のお示しがありません。現状、何らかの壁にぶつかって、各部署での改善が進まない理由があるように思います。

町長、役場として、やると決めていることがちゃんと運用されていない。不具合を自ら検出して未然に防ぐ仕組みが働いていない。内部統制が十分に機能していないというところが未だに改善されていないように思います。

そこで質問です。1点目に、先ほど例示したホームページに掲載されていない会議について、掲載されていない理由、課題、それを町長は把握されておられるのでしょうか。2点目に、どのように課題改善し、公開対象となっている審議会等の会議情報の公開をしていこうとされているのか、町長のお考えをお教えてください。3点目に、課題が解決されないことが課題視されない。これは平成30年12月に課題提起、今年の2月議会で再確認し、そして今日、本日、令和2年6月でも未対応で、対応時期も回答していただ



けないという、内部統制機能が十分に働かないという課題について、今まで町長がどのように取り組まれてきたのか、あわせて町長よりご答弁をお願いいたします。

**山田町長** まず、今、例示をされました会議ごとの理由については、個々の会議の事務処理について私がすべてを把握しているわけではございませんけれども、例えば、会議情報は公表していたがサイト内のリンクに不備があり、その後対応したものや、会議の開催実績がここ数年ないために情報が掲載されていないものもあると、報告は受けております。また、職員の認識不足等の状況もあり、特に非公開の会議に関しては、公表すべき情報の範囲等が現行運用上不明瞭であることも、課題であるものと認識をいたしております。

このため、今後の改善に向けまして、再度、庁議の場で指針等の徹底について私から指示するとともに、制度全般の適切かつ合理的な運用について、改めて整理を行ってまいりたいと考えております。

なお、会議資料の事前閲覧につきましては、なるべく早期に公開することが望ましいものとは考えておりますけれども、審議会等の判断により会議の一部を非公開とする場合や、当日に資料が追加される場合もありますので、一律に事前公表を行うことは課題があるものと認識をいたしております。

最後に、これまでの私自身の取り組みとのことでございますけれども、事務の執行が法令等に適合し、適正に行われることを確保するためには、組織の中に適切な規範を定め、それを効率的かつ効果的な形で現場の業務に適用させることが必要であると考えております。あわせて、必要に応じて運用改善を加えながら、リスクや不備等の低減に努めていくことが重要であると認識をいたしております。

会議情報の公表につきましては、組織の事務分掌に基づきまして総合政策部において指針等定め、必要に応じ改正を行うとともに、その適用については全庁的な周知を行いながら、事務の執行に努めてまいりました。私が直接、特段の事務を行うことはございませんでしたけれども、今回、議員から改めてご指摘をいただきましたことも踏まえ、先ほど申し上げました点につきまして、職員にしっかりと指示をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 町長から、審議会等の会議情報の公開促進の案件について指示を出していただけたとのこと、ありがとうございます。念のためですが、私は町長に直接担当者の事務をしてくれとか、行う必要があるということを申し上げているわけではないので、その辺、申し添えておきます。

そして、確認の質問ですが、総合政策部は今回の案件について、ほかの部署に通知はできるが、やりなさいと指示が出せる立場にない、という理解でよろしいでしょうか。

**総合政策部長** 組織の事務分掌に基づき、総合政策部が所管している事務につきましては、

一定の権限のもとで通知や指示を行っており、指示できない、ということとはございません。しかしながら、ご質問の会議情報の公開手続きが徹底できていない点につきましては、担当部長といたしまして反省しているところでございます。つきましては、これまでの対応が不十分であるという認識から、町長から庁議の場で、改めて直接指示をされるということで、その徹底を図ってまいりたいという趣旨で、先ほど町長のほうからもご答弁があったものでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** ご答弁、ありがとうございます。全体的な内部統制に関して、もう少し質問したいことはあるんですが、ほかの2問の質問のほうがちよっと長くなりそうなので、その後にもう一度、内部統制についてご質問させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

二つ目の質問として、「防災関連」で、過去の一般質問の後の進捗状況について2点、質問させていただきたいと思います。

①つ目。令和元年12月議会において、「水防法」等の一部改正の施行による、島本町が指定されている対象施設の種類の施設数をお訊きしたところ、町が「地域防災計画」の改定に伴って指定する施設に対して、各施設を所管する部局などが指導していくことになる、とのご答弁をいただきました。これは簡単に言い直すと、その時点で「地域防災計画」が未改定で、施設が指定されておらず、指定した後でない避難確保計画の作成、避難訓練の実施などへの指導ができない、との理解をいたしました。

①つ目の質問として、「地域防災計画」は令和2年になった令和元年度末頃、ようやく改定されたと理解しております。改めて、島本町が指定する対象施設の種類の施設数、そして、その指導状況についてお教えてください。

②つ目。平成30年2月議会において、避難所開設・運営訓練の重要性について質問させていただいたところ、「学校ごとの避難所運営委員会の設置、避難所マニュアルの作成と、それに基づく職員の習熟度の向上が不可欠であると考えております。今後、このような実動訓練の機会と、自主防災会や自治会、団体が実施される訓練の機会を通じて、避難所運営の住民参加についての啓発を進め、あわせて避難行動要支援者の支援を連動させる取り組みについても検討してまいりたいと考えております。」とのご答弁をいただいております。

ご対応状況及びご検討状況について、お教えてください。

**危機管理室長** 続きまして、「防災関連」のご質問にご答弁申し上げます。

まず、「要配慮者利用施設の避難確保計画等について」でございます。

本年3月に改定いたしました「島本町地域防災計画」におきましては、「水防法」に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の名称及び所在地を掲載したところでございます。浸水想定区域内にある施設といたしましては、学校・幼

稚園などの文教施設が 5 施設、老人福祉施設等の社会福祉施設が 20 施設でございます。次に、土砂災害警戒区域等にある施設は、文教施設が 1 施設、社会福祉施設が 11 施設の合計 37 施設でございます。これらの施設管理者につきましては、避難確保計画の作成等を行い、本町に報告しなければならないこととなっております。

そのため、4 月以降に各要配慮者利用施設の管理者に対しまして作成方法等の説明を行う予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延期であり、説明会や面談等の対応が難しい状況のため、実施には至っておりません。しかしながら、これから本格的な風水害の季節が到来することから、感染症防止策を講じたうえで、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「避難所開設・運営訓練等」について、ご答弁申し上げます。

避難所開設・運営については、被災時に不足するマンパワーを補うため、3 日目を目途に、地元自主防災会や自治会での運営をお願いすることを目標としております。

避難所に関する訓練につきましては、職員向けには平成 29 年 11 月に、「地域防災計画」において避難所の開設・運営を担当する職員を対象に、研修のほうを実施いたしました。実際の避難所開設時には、経験者と未経験者を組み合わせるなど、ノウハウが伝わるように各避難所に配備のほう、行っております。

一方で住民向けといたしましては、現在、「防災とボランティア訓練」において、避難所設営訓練を校区ごとに行っているところでございます。あわせまして、昨年策定いたしました防災関係機関との連携を目的とした「島本町風水害タイムライン」の地域版として、各自主防災会ごとにおける災害時の行動を定めるコミュニティタイムラインの策定を計画しております。策定の過程におきまして、避難所の地元組織運営について一定の理解が得られるものと考えており、学校ごとの避難所マニュアルの策定に繋がるものと考えております。

また、避難行動要支援者の支援につきましては、名簿受け取り団体の拡充、今年予定しているハザードマップの配布等と並行して、自主防災会などの地元組織と連携して進めてまいりたいと考えております。これらにつきましては、今年度の自主防災会連絡協議会の中で制度等について紹介し、取り組んでまいりたいと考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、実施を見合わせているところでございます。感染症の状況を見定め、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**福嶋議員** 今の①つ目の質問の再質問ですが、浸水想定区域内にある施設が 37 あるとのことですが、今後、指定すべき対象施設が新たにできた場合、どのように迅速に施設指定され、連携を取っていかれるのか、お教えてください。

**危機管理室長** 今後、「水防法」の対象となる要配慮者施設が土砂災害警戒区域などや浸水想定区域内に設置される場合につきましては、町開発指導要綱に伴う開発行為事前協

議時において確認することができるものと考えております。当該施設が該当する場合については、施設管理者に対して、「水防法」による避難確保計画等の作成義務が生じることを説明するとともに、同時に「地域防災計画」に施設を指定する必要がありますが、実務上、施設が増減するたびに「地域防災計画」を修正することは煩雑となるため、対象となる施設につきましては町ホームページに一覧を掲載し、追記する対応を考えているところでございます。

以上です。

**福嶋議員** できるだけ早急に関連部門との調整を行っていただき、ホームページに一覧を掲載いただくところまで進めていただくよう、よろしくお願いたします。

②つ目の「避難所開設・運営訓練の重要性」についての再質問です。

まず、職員の訓練をいただいたこと、ありがたいのですが、その他の結果として、住民が関係する案件はほとんど進捗が見られないと言わざるを得ません。今回、新型コロナウイルス感染症対応も新たに検討課題となり、避難所運営マニュアルを例として例えれば、暫定でもマニュアルとして決まっていなかったところに、感染懸念者の区別、1人当たり面積の拡大、床からの嵩上げなど、検討する項目は増えています。荒削りでもいいですからマニュアルが共有できていれば、それをもとに修正案が作れたと考えます。

過去のことを言っても前向きには進みませんので、今後のことを考えると、まず、日程計画（プラン）を立て、たたき台を作り共有するというドゥを行う。そして、関係者で検討、訓練での課題抽出のチェックを行い、修正というアクションを行うことが必要なのに、現状、共有に至っておらず、今回、新たに感染症問題が発生し、一から作り直す必要が出てきています。今まで費やした工数が日の目を見ない状態になっていると思います。荒削りでも学校ごとの避難所マニュアルがあれば、その修正ができますが、現状、学校ごとの避難所マニュアルがない。大変、残念な状況です。

プランばかりでなく、PDCAサイクルが回るように、まずは住民を含めた関係者がチェックできる段階まで、仕事の日程を決めて実行する、やりきる。完成度に満足されなくても、レベルが不十分でも、やりきり、共有できる成果にすることが必要だと思います。行政マンとしては考え方が違うのかも知れませんが、成果が明確に示していただけてないことも事実です。お考えをお教えてください。

そして、話を戻しますが、今回の感染症では在宅避難、一部の新聞報道では疎開避難された方がおられたとのこと。これからウィズ・コロナの時代になるかも知れない中、できるだけ避難所に行かずに済む避難の仕方を、各個人、自主防災会で検討されることが必要だと思います。ご家庭ではどうしても欠けてしまうものをどのように想定して在宅避難者に供給していくのか、検討が必要と思いますが、お考えをお教えてください。

**危機管理室長** 「住民が関係する案件について」でございますが、地域防災の中心的な担い手となる自主防災組織との連携は、近年、激甚化する気象災害に対応するには不可欠

であると考えており、毎年、自主防災会連絡協議会で新しい防災の情報や、各地域での取り組みの意見交換を行っているところでございます。また防災ボランティア訓練においても、各小学校区ごとに避難所の設営訓練に取り組んでいるところです。本年につきましても、引き続き本協議会におきまして取り組んでまいりたいと考えておりますが、先ほどご答弁いただきましたとおり、実施につきましてもは見合わせているところでございます。

避難所の運営マニュアルにつきましても、本年3月に「地域防災計画」の修正にあわせ、改定のほう、行っております。新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営ができるよう、国や大阪府より新型コロナウイルス感染症にかかる避難所運営マニュアルが示されており、本町といたしましても、出水期を迎え、取り急ぎ避難所における新しいルールと、それに基づくレイアウトの整備、必要な備品の洗い出しと物資の調達を進めているところです。

続きまして、「在宅避難者への対応について」でございますが、本年3月に改定しました「避難所運営マニュアル」において、災害時に避難所に入れなかったり、自宅の損傷具合が軽い場合などに在宅で過ごされる方などを「在宅被災者」と、定義のほうをしております。このマニュアルにおいては、これら在宅被災者を避難所にいる避難者と同様に扱うことを規定しております。また、このマニュアルにおいて、避難所には地域の防災拠点としての位置づけを行い、その活動として、在宅被災者の水や食料などの生活必需物資についてのニーズ把握と配布を例示しております。

実際の災害時には、このような物資の確保については、一定、すべての住民の方にも備蓄をお願いするものでございますが、在宅被災者を個々に扱うことは難しく、自主防災会や自治会、あるいは近所の方で取りまとめていただいたうえで支援をしていただくことを考えており、在宅避難者を含め、そのように取り組めるよう周知のほうをしてまいりたいと考えております。

以上です。

**福嶋議員** 今、ご答弁いただきました避難所運営マニュアルというものは、平成30年度2月議会での「学校ごとの避難所運営委員会の設置、避難所マニュアルの作成と、それに基づく職員の習熟度の向上が不可欠」とご答弁いただいた避難所マニュアルのことと理解すればよろしいでしょうか。私は、これを学校ごとの避難所運営委員会の設置及びその避難所マニュアルの作成、それに基づく現地での職員の習熟度の向上というふうに理解しておったわけなんですけど、どのように理解すればいいか、お教えてください。

**危機管理室長** 議員ご指摘のとおり、学校ごと、校区ごとの避難所運営委員会を設立し、そこからの立ち上げで避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成し、職員のみならず地域住民も参加して、避難所運営の習熟度を上げていくことを目標とするところでございます。

しかしながら、そこに至る道筋としては、一定の順序があると考えており、まずは避難行動のタイミング等にかかるコミュニティタイムラインの策定を行い、その過程での課題、その先の避難所生活というものを認識していただくことが、住民組織による自主的な避難所運営には必要と考えております。現在も、1月の「防災とボランティア訓練」の訓練対象を校区ごとをお願いしているところですが、校区ごとの防災組織を作っていくことも課題として認識しております。

この3ヵ月間につきましては、新型コロナウイルス対策により、やむを得なくイベントの中止措置を取っております。また、新たな避難の考え方など優先して取り組んでいただく課題もあり、議員ご指摘のとおり目標へ進んでいないことは事実であり、謙虚に受け止めているところでございます。現在、島本町を含む地域水害対策としての広域避難計画など町の避難方針にかかる議論も行われており、この動向にも注目しながら、住民の生命を守るための優先度の高い課題から取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**福嶋議員** 町長、平成30年6月18日、大阪北部地震がマグニチュード6.1、最大震度6弱の地震が発生し、島本町では震度5強を観測し、他自治体を含むと死者の発生、多数の死傷者と家屋の被害が発生しました。それから2年、島本町はどれだけの成果物を住民に届けたのでしょうか。少しでも進めようとしてご担当が奮闘していることは存じ上げています。しかしながら、進捗は計画どおりと言えない。町長は、避難所運営関係、避難行動要支援者の支援に関して、現場が動きやすいようにされておられますか。関連部門にどのような指示を出されているのか、住民団体を含めどのようなお願いを出されているのか、お考えを含め、お教えてください。

**山田町長** 平成30年度には、6月の大阪府北部を震源とする地震、7月の豪雨、9月の台風第21号と、本町は大きな災害に立て続けに襲われ、大きな被害を受けました。これらの経験は、今後の災害に備えるうえでも大変貴重であると考えており、昨年度に『災害の記録』として被害状況、対応状況、課題等取りまとめたところがございます。それらの教訓を踏まえ、防災備品や備蓄品等の充実を図るとともに、多くの民間事業者のご協力のもと、様々な災害協定の締結を行うなど、企業との協力関係などの構築に繋がっているところがございます。

また、共助力の向上のため、地域防災の中核となる自主防災会の活動支援や拡充に向けた支援を行い、昨年は新たに三つの自主防災会が設立され、活動を開始されているところがございます。また進行途上ではございますけれども、健康福祉部と総務部において避難行動要支援者の個別プランの策定や、福祉避難所の拡充にも取り組んでいるところでございます。

この間、国・府の制度改正への対応などに優先して取り組んで来たため、必ずしも理想どおりの進捗状況であるとは言えませんが、優先度の高いものから取り組みを

進めてきたところでございます。いずれにいたしましても、災害はいつ起こるかわからないという認識を常に持ち、着実に取り組みを前進させる努力を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 現場が頑張っておられるとの認識、お示しいただき、ありがとうございます。そして関連部門への指示、住民団体へのお願いに関してはご答弁がいただけなかったこと、大変残念に思っております。

三つ目の質問として、「待機児童対策・保育基盤整備等」について、質問いたします。

「保育基盤整備加速化方針」を出され、平成33年度初には待機児童をゼロにするとの方針のもと、教育委員会は各種施策を推進されてこられました。6月の臨時議会では、新第四保育所の工事請負同意が議決され、令和4年4月に開園を目指されている第四保育所跡地の認定こども園の募集要項も出されている状況です。新型コロナウイルス対応も行われながら、計画を遅らせることなく推進された教育委員会に、まずは感謝の意を表明したいと思います。多くのご苦勞を乗り越え、短期間に事業を推進いただき、ありがとうございます。

そして、保育施設誘致・建設は計画どおり進んでいるわけですが、本質は待機児童をゼロ化すること、環境を整備することですので、質疑を通して、課題の有無など明確にしていきたいと思っております。

昨年の12月議会での一般質問で、「これまでの定員設定を基本として、待機児童の多い歳児につきましても、可能な範囲で定員の弾力化により対応してまいりたいと考えております。」とのご答弁をいただきましたが、①つ目の質問、「具体的にどのような来年度初、待機児童ゼロを実現する計画か」、②つ目、「過密状態の改善はどのような状況になる予定か」、③つ目、「令和3年度中で見たときに待機児童は発生するのか」について、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

**教育こども部長** それでは、「待機児童対策・保育基盤整備等」に関するご質問にご答弁申し上げます。

まず、「来年度初めの待機児童ゼロを実現する計画について」でございます。

本町では、新たな住宅開発による就学前人口の増加等により、平成25年度から待機児童が発生いたしております。待機児童数は、平成30年4月には36人に増加し、今後の住宅開発予定を踏まえればさらなる増加が見込まれたことから、平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、令和3年4月に待機児童を解消すべく、迅速かつ計画的、かつ集中的に施設整備を進めてきたところではあります。

本町の待機児童数は年々増加し、平成31年4月には84人、待機率は11%となり、待機率が大阪府内で2番目に高かった泉大津市が約2%であったことからわかるように、本町の当時の待機率は他自治体と比較にならない高い率となっております。その

後、令和元年5月には、定員12人と19人の小規模保育事業所を2ヵ所、令和元年10月には水無瀬神宮境内に90人規模の民間保育所を整備し、令和2年4月の待機児童数は、前年4月と比較して34人減の50人、待機率は約6.6%となりました。

今後の予定といたしましては、令和2年12月には旧第二幼稚園跡地に保育機能部分として168人の定員を有する認定こども園、令和3年4月には定員90人規模の新第四保育所を役場前駐車場敷地内に整備し、本町内の保育施設の認可定員数が893人となり、これらの弾力的運用により、令和3年4月には待機児童が限りなくゼロに近づくものと想定をいたしております。

また、施設整備等とあわせて各整備施設の歳児ごとの定員設定につきまして、これまでは整備法人の申し出に基づき認可定員を定めておりましたが、待機児童の多くが0歳児から2歳児までの低年齢層に偏っていることから、整備前に調整を行い、歳児ごとの定員設定の平準化に努めてきたところでございます。このことも、待機児童解消の一方策に繋がっているものと考えております。

次に、「過密状態の改善について」でございます。

現在、本町におきましては、待機児童の解消を喫緊の課題として、様々な取り組みを進めているところでございます。保育所等の認可定員につきましては、児童1人当たりの最低基準上の床面積を遵守することで弾力的に運用することが認められており、本町においても、この弾力的運用を活用し、保育ニーズに対応しているところでございます。本来なら、この弾力的運用を活用することなく、認可定員内での保育を実施することが望ましいことは言うまでもありません。

平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、現在、各施設整備を進めておりますが、この方針に掲げるすべての内容が完成した際には、想定した保育需要内であれば、待機児童の解消、旧第四保育所の未耐震課題の解消、そして、この長年継続してきた弾力化運用の解消に繋がるものでございます。

いずれにいたしましても、令和3年度におきましては、引き続き弾力的な運用を継続する必要があるものと見込んでおりますが、同方針に基づき、今後、待機児童が解消した際には、可能な限り早期に、恒常的な弾力的運用の解消が実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に「令和3年度中の待機児童の発生について」でございます。

令和3年度当初に待機児童が解消できた後に、これを維持し続けることができるか否かにつきましては、当該年度中における0歳児の保育ニーズの推移によるところが大きいものと考えております。従いまして、現時点では正確な見通しをお示しすることは困難でございますが、これまでは、年度当初から年度末にかけて育児休業期間明けの入所希望者が増加する傾向にありますことから、可能な限り弾力的運用等を活用し、待機児童の発生を回避できるよう対応してまいりたいと考えております。



以上でございます。

**福嶋議員** ご答弁、ありがとうございます。昨年度、平成31年4月には84名、待機率は11%、大阪府下でトップとのこと。このことについては、素直に考えるともっと悪かったのではないかというふうに思っております。それについては、後ほどまた質問させていただきたいと思っております。

令和3年度、0歳児については待機児童が発生しないよう、できる限りの手を尽くしていただくようお願いしております。

さて、令和4年4月には第四保育所跡地に150名規模の認定こども園が整備される予定ですが、その暁には年度を通して待機児童発生が回避できるという理解でよろしいでしょうか。

**教育こども部長** 令和4年度は、年度を通して待機児童の発生を回避できるのか、とのお尋ねでございます。令和4年4月開園予定の民間認定こども園が予定どおり開園をいたしましたら、令和2年12月開園予定の(仮称)島本里山認定こども園と令和3年4月開園予定の新第四保育所と合わせて、現在、予定しております施設整備が完了する運びとなり、令和4年度を通じて待機児童の発生を回避できるものと見込んでおります。

以上でございます。

**福嶋議員** ありがとうございます。その想定をされている中、基本に戻っての疑問についてお答えください。

最初のご答弁で、昨年度、平成31年4月には84人、待機率は約11%とのことでしたが、この中には特定の保育所を希望されている方、入所保留39名は含まれていなかったと思っております。この方々の中には、通勤の関係や兄弟関係などで特定の保育園しか通園できず、特定の園を望まれた方が多くおられると思っております。この方々は、本当に保育が必要な方で、待機児童カウントをすべき人だったというふうに思っております……(「そのとおり」と呼ぶ者あり)……。仮に39名を加えると、待機児童率は15.4%、実に6.5人に1人が待機児童だったのです。

待機児童としてカウントされない二つの事例があると思っております。一つ目の通勤関係や兄弟関係などで特定の保育園しか通園できず、特定の園を望まれた方の事例については、認可定員と弾力化運用マージンを活用し、ゼロにするように努力する。二つ目の育児休業の延長許可を会社から得るために保育園不承諾通知が得られる保育所を第1希望にされる事例については、特に保育所を選ばなくても申請をするだけで不承諾通知を出すなどの工夫をされることで、実質的な待機児童ゼロを目指すこと。それについてのお考えをお教えてください。

**教育こども部長** 特定の待機児童事例に対する対策のご提案についてでございます。

一つ目のご提案の、家庭の事情により特定の保育所等を希望して入所保留となっている方への対応についてでございます。議員ご指摘のとおり、その家庭の事情により特定

の保育所等を希望して、入所保留となっている児童についても、すべて希望の保育所等に入所できるような施設整備、あるいは仕組みができましたら、それが理想的であるという点につきましては理解するものでございます。しかしながら、当然のことながら、申請者が希望する施設に偏りが生じる可能性があり、そのことを踏まえた施設整備は現実的とは言えないと思います。また、先ほどのご質問でもご答弁申し上げましたとおり、待機児童が解消した際には、可能な限り早期に、これまでの恒常的な弾力的運用の解消を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、施設整備が完了し、待機児童の解消を果たした際には、保留児童についてもできる限り解消を図ることができるよう、入所手続きにおける申請者間の公平性の確保等に留意しながら、その対応策について検討してまいりたいと考えております。

もう一つの提案でございます、育児休業の延長を希望される方に対する入所手続きにおける工夫についてでございます。議員ご指摘のとおり、現行法では育児休業や育児休業給付は原則として子どもが1歳に達する日まで取得・受給することが可能でございますが、保育所等に入れない場合など特別な事由がある場合に限り、最少2歳に達する日まで延長することができることとなっております。このため、例えば民間企業にお勤めの保護者で、初めから1年を超えて育児休業を取得したいと考える方の中には、保育所等が待機になったという事実を得る目的で、入所の意思がないにも関わらず、あえて待機になるような形で申し込みをされることから、それが適正適切な入所手続きを阻害しているとして、近年、一部の自治体から本事例を問題視する声があげられておりました。これを受け、国においても対応すべき課題として取り上げ、適正適切な運用の実現に向けた工夫について、一定、対応案を示されているところでございます。

議員からいただいたご提案についてでございますが、施設等を選ばなくとも申請をするだけで不承諾通知を出すというのは、入所手続きの面から見ました場合、申請に不備があったまま処分を行うこととなり、「行政手続法」上、不適切な行為であると言え、また育児休業・育児休業給付の制度の面から見ました場合も、当該制度本来の趣旨に反する運用に町が負担することとなりますので、いずれにいたしましても、ご提案の手続き方法は取りがたいものと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** ありがとうございます。この件に関しましては国制度との兼ね合いもありますので、私ももう少し研究し、改めてまた質問させていただきたいと思っております。

今回の質問を通じ、平成30年11月に「保育基盤整備加速化方針」が出され、来年度4月には待機児童ゼロが実現できる。過密状態の改善については弾力的運用を活用しているが、児童1人当たりの最低基準上の床面積を遵守したうえでやっていることから、過密な状態ではない、という理解をさせていただきました。ぜひ、保留の方々を含めた

保育ニーズへの対応も行っていただき、そのうえで弾力化運用の解消を図っていただくよう、お願いしておきたいと思えます。

そして、三つ目の質問の最後になりますが、山田町長、平成30年12月に出された「保育緊急事態宣言」についてですが、今回の質問を通じ、「保育緊急事態宣言」を解除しなければいけない状況は整っているのではないかと感じたのですが、町長のお考えをお教えください。

**山田町長** 「保育緊急事態宣言」を解除しなければならない状況は整っているのではないかと、というふうなお尋ねでございますけれども、私は平成29年4月に町長に就任いたしました。その時点で、府内で他自治体と比較にならない高い待機率であり、保育を希望される全員の方を受け入れることができない状況でございました。また、第四保育所が未耐震という状況の中で大阪北部地震が発生し、お隣の高槻市ではブロック塀の倒壊により児童が亡くなるという痛ましい事案も発生しております。

私といたしましては、これらの様々な事案を踏まえまして、待機と未耐震という保育に関する課題への取り組みを、当初の予定を前倒しして私の任期中に解消すべきとの考えに至り、平成30年11月、「島本町保育基盤整備加速化方針」を公表し、計画的かつ集中的に保育基盤整備を進めてきたところでございます。約2年余りで待機と未耐震という課題を解決するという高い目標ではありましたが、あくまでも現時点ではあります。令和3年4月には待機児童がゼロになるという見込みであり、第四保育所の移転新築とあわせまして、課題解消の目途が立ったところでございます。

平成30年12月に私が発信いたしました「保育緊急事態宣言」につきましては、本町の待機児童が多く発生している現状と、待機と未耐震というこの課題に、職員の総力をあげて取り組んでいく決意を、町内外の皆さんに発信することを目的としたものでございます。待機と未耐震という課題が令和3年4月に解消の見込みが立ったことは本当に喜ばしいことではございますが、現時点での見込みであり、実際の目途が明らかになりますのは令和3年4月の入所児童が決定する2月末頃でございます。いずれにいたしましても、今後も引き続き待機児童数の推移を注視いたしまして、待機児童の解消が概ね確実となったと判断できた時点で、「保育緊急事態宣言」を解除したいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 山田町長は、緊急事態の宣言を出されるとき、ご不便をおかけすることになる児童や保護者をはじめ、これから転入して来られる方々に理解とご協力をお願いしたい思いを込めて、強い決意を「緊急事態宣言」として発表されております。引っ越しされてこられる方、そしてこれから子どもを産んでいこうとされているご家庭、考えてください。引っ越しには数ヵ月かかります。町を選ぶのは、もっと時間かかるかも知れません。そして子づくり、十月十日と、あと8週かかるんです。1年先のことなんです。それを決断する・しない、家庭の大きな問題なんです。島本町の1年先の計画、それをち

やんと住民に伝えなきゃいけない。近隣、島本を選んでくれる方に伝えなきゃいけない。それ、今しかないんじゃないですか。来年4月じゃ、もう1年遅れるんですよ。それを考えてください。ご答弁を求めます。

**山田町長** 確かに、今、解除すると判断した場合に、来年当初に保育所に入りたいという方とか、そういった方向けには確かに有効なことかも知れませんが、ただ確実に待機児童が解消できるということが決定するのが来年3月、4月の入所児童が決まる2月の末頃ということですので、それがほぼ確実視された状況になれば解除したいなというふうには考えておりますので、ちょっと、その、断定的に、いつ解除するというのは今の段階では申し上げることはできませんけれども、できるだけ早く解除したいとは思っております。

以上でございます。

**福嶋議員** 今、コロナの関係で青、黄、赤、いろんなレベルがあります。山田町長の場合は、緊急事態の次は待機児童ゼロですか。いいですわ、はい。

冒頭の、最後に本日の一般質問の大きな一つ目の質問、「内部統制課題」について、町長に問います。

一つ目の質問において、様々な部門が関係する審議会の会議情報の公開促進について、平成30年12月に課題提起しましたが、1年半経った今でも、自ら決めたルールで対応する日限が回答できない。二つ目の質問において、避難所運営関係で学校ごとの避難所運営マニュアルの作成が、大阪北部地震から2年経っても提供されない。避難行動要支援者の支援等については、改めて制度を紹介し取り組んでまいりたいとの状況。三つ目の質問において、この課題解決にあたっては教育子ども部が事業を遅延させることなく計画どおり進めていただいておりますが、町長部局が関わる予算編成において、当初重要な事業はきっちり実行すると町長からお約束いただいたにも関わらず、新年度予算編成段階で新庁舎耐震化予算が計上されない。そして、6月議会においても方向性をお示しいただけない。スケジュールが見えない状況です。役場職員の生命や、発災時の役場機能確保など、全職員、全住民に関わる重要案件が大きな課題として残っているんです。

町長、各部局はしっかり仕事頑張ってやっていただいております、成果を出そうとしていただいていると思います。ただ、複数の部署が、あるいは住民団体が絡んだ案件で、これだけ進捗に問題がある。この課題は島本町役場全体の組織運営上の課題であり、早急に解決する必要があると考えて、内部統制という形で私は質問させていただいております。この課題は、町長、副町長が解決すべき課題、内部統制上の課題だと考えているんです。本来であれば、補助機関である職員の担当する事務を監督し、普通地方公共団体の長の執務を代理する副町長にお訊きすべき質問かとは思いますが、不在ですので、町長にお訊きします。

町長は、このことに対し、どのように認識され、どのように根本解決されようとされているのか、お考えをお教えてください。

**山田町長** まず、議員からのご指摘の中で、職員が大変仕事を頑張っているというところは、私も意見を同じにするところでございます。ありがとうございます。

また、私に対してのご指摘でございますけれども、内部統制の問題ということでご指摘をいただいておりますけれども、今後、しっかりと庁議などを活用しまして、私からの指示も出しても行きたいと思っておりますし、また当初は、例えば各部長と週に1回の面談なんかをしておりました。ただ、副町長を置いた頃から、その役割を副町長に担っていただいておりますので、その後、今回、今年度に入りまして副町長を置かないということになりましたので、その辺りは私も、今後また各部署としっかりと連携を密にとって、進捗状況の把握であったり、今後の方向性であったり、そういったところの情報共有はしていきたいなというふうに思っておりますので、例えばそういったことは7月から始めたいなというふうな考えでございました。ただ、今回、今年度に入りましてコロナの影響がありましたので、その辺りが十分にできていなかったという現状はございます。

ですので、そういったことも含めまして、副町長不在でございますので、しっかりと副町長の担う役割も含めて私がやっていく部分と、また職員、部長級職員にも各部署で、その中の事務をしっかりと把握して進めていってもらえるようにということで、今後、連携を密に取りながらやっていきたいなというふうに思っております。その一つの場合としては、先ほど申し上げた週1の面談の場であったり、それから庁議の場であるというふうに考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** ありがとうございます。いろいろ、住民が困っている、あるいは結果として困ってしまうようなことにはならないように、それなりの時間、スケジュールでご対応いただけて、各部署各部署、それぞれは頑張っておられるんですけども、やはり部署間、複数が絡むと、どうしても利害関係出てくるかと思えますし、それをやっぱり町長が高所大所からご指導される、あるいは自分の見解を述べるということも大事だと思いますので、ぜひともその部分、積極的に進めていただいて、住民福祉が一番、生命財産を守るということを一番に考えて行動していただけたらいいかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、福嶋保雄の一般質問、終わらせていただきたいと思います。

**村上議長** 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時21分～午前11時35分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

**大久保議員** 冒頭、今回、中国武漢州より世界に蔓延しました新型コロナウイルスによってお亡くなりになられました多くの方と、そのご家族に、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、入院加療され、大変な思いをされた多くの方に、心よりお見舞いを申し上げます。あわせまして、新型コロナウイルス感染対策に奔走されました町長をはじめとする職員の皆様に感謝を申し上げるとともに、ほんとに大変厳しい自粛要請に協力をしていただいた町民の皆様にお礼を申し上げます。

それでは、通告どおり、質問に入ります。「新型コロナウイルス対策について」。

今回の新型コロナウイルスによって、各国経済に深刻な影響が及ぶことが確実視されております。日本でも、令和2年4月～6月期のGDPは年率換算で20%以上のマイナス見通しで、通年でも数%減となる可能性が高く、経済界でも今後の計画すら立てられない状況です。

しかしながら、私たちの住む大阪府は、吉村府知事の提唱する大阪モデルにより、感染症対策の出口戦略ばかりではなく、感染の第2・第3波が来ることも想定をしまして入り口戦略も策定し、対応の長期化も視野に入れ、経済や医療、教育の対策をしっかりと実行し、府民の皆様はその施策を示しております。

いろいろな経過はございますが、令和2年4月7日、安倍総理は緊急事態宣言を発出され、同年5月21日、ようやく政府は新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いたと判断をして、京都、大阪、兵庫の関西3府県で緊急事態宣言を解除しました。私たちの島本町におきましても、福祉、教育、経済に大きな影響があり、その対応に、本町としましても大変苦慮されていることと推察をします。

このような状況を踏まえまして、今回は福祉、危機管理、教育に関する本町の新型コロナウイルス対策について、お伺いをします。

1点目、「感染症と福祉支援について」。

まずは、今回の緊急事態宣言を受けまして、本町の福祉支援全般に及ぼした影響について、お伺いします。あわせまして、「百歳体操」などの介護予防対策にも大きな影響があったと思いますが、本町として、今後、どのように再開支援を展開させて行かれるのか、お伺いします。

**健康福祉部長** それでは、大久保議員からの一般質問のうち、「感染防止と福祉支援」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「緊急事態宣言の影響について」でございます。

社会生活を維持するうえで必要な社会福祉施設等につきましては、緊急事態宣言が発令されていた期間におきましても事業の継続が求められていたことから、町内の各施設におかれましては、2週間程度休業した地域密着型通所介護の事業所が1ヵ所あったものの、三つの密（密接、密集、密閉）を避けるための取り組みを講じつつ事業を継続し、

対応いただいております。本町といたしましては、町内の介護・福祉事業所においてマスクや消毒液が不足している状況が続いていたことから、本年4月に68事業所に対し、町が購入したマスクを配布したところでございます。また、国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、緊急事態宣言の解除後ではございますが、国が確保したマスクや消毒液等が大阪府を經由して分配されましたので、町内の社会福祉施設等に配布しております。

福祉推進課が所管する事務の中では、地域福祉活動の中核となり、その推進に努められている民生委員児童委員の訪問や地域活動への参加などの機会が制限されましたが、可能な範囲での見守りなど、一定の活動を継続して行っていただいております。また、生活保護受給者への訪問を自粛したため、ケースワーカーが電話や手紙で連絡するなど、少しでも生活への不安を取り除くよう努めております。さらに障害福祉サービスでは、事業所の休業はございませんでしたが、日中活動系のサービス利用者が感染への不安を訴えたりすることがあったため、事業所の職員によるリモートでの支援により対応いただいたところでございます。

いきいき健康課が所管する事務の中では、高齢福祉施策の給食サービス（配食）や、緊急通報装置設置事業などの在宅福祉サービスについては、緊急事態宣言発令後においても継続して実施してまいりましたが、高齢者福祉センター（浴室・高齢者趣味の教室）、街かどデイハウス事業、会食会などの、高齢者の方々の集いの場や交流の場となる事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されていた期間を含め、一定期間、事業を中止するなどの対応を図ってまいりました。また一般介護予防事業として、地域の住民の方々が主体的に取り組んでいただいている「いきいき百歳体操」や年長者クラブ連合会等の関係団体における活動等についても、町から活動を自粛していただくよう要請を行ってまいりました。

なお、5月21日に緊急事態宣言が解除されたことから、事業等の再開に向けて準備を進め、6月以降、一部の事業（水中歩行訓練事業、高齢者趣味の教室等）を除き、対策を講じながら事業を再開しているところでございます。

保険課が所管する事務の中では、令和2年4月8日付けで、厚生労働省から「特定健康診査・特定保健指導」等における対応について通知があり、本町におきましても、国民健康保険被保険者に関し、緊急事態宣言の期間において実施を控えたところでございます。また、要介護認定の臨時的な取り扱いとして、施設入所者の被保険者については感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヵ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとなっておりますが、緊急事態宣言の発令を踏まえ、全被保険者を対象として実施することになったことから、本町におきましても1人希望者がおられたため、12ヵ月の延長を行っております。

続きまして、「いきいき百歳体操について」でございます。

「いきいき百歳体操」につきましては、町から各地域の代表者に、2月27日から活動を自粛していただくよう要請いたしました。活動自粛期間中は、「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」を自宅で継続して取り組んでいただけるよう、町ホームページで体操の動画を配信し、「かみかみ百歳体操」についてはJ：COMの協力のもと、5月5日から5月31日までJ：COMチャンネルで放送するなどの取り組みを行いました。

緊急事態宣言の解除後は、活動を再開していただくための支援の一環としまして、地域の活動拠点ごとに、6月4日以降、マスク、手指消毒液、活動再開後の留意事項について記載したチラシを順次配付しており、再開することが可能な地域拠点から、活動を再開していただいているところでございます。

なお、活動の再開にあたり、参加人数を分散するために回数を増やす、時間帯や曜日を分けて行うなどの工夫をしていただいていると聞き及んでおりますが、地域拠点によっては、会場が閉館していることから使用できない、会場の構造上、三つの密が避けられない等の状況があることから、現時点では、引き続き中止をされている地域もございます。これまで実施されてきた会場での再開が難しい場合は、自宅で体操を継続していただけるよう、おもりを個人へ貸し出す等の支援が必要であると考えております。

また、長期にわたる活動自粛により、「いきいき百歳体操」に参加することが難しい方がいらっしゃる場合は、保健師に連絡するようお伝えてしているところであり、総合事業として実施しているリハビリ専門職による短期集中自立支援サービス「通所型サービスC」の利用に繋げるなど、再度参加できるような支援を行ってまいります。

以上でございます。

**大久保議員** 本町の福祉全般に及ぼした影響は非常に大きいものと再認識しました。「百歳体操」など、再開にはまだまだ、ちょっと時間がかかるのかなというところですが、これを機にしまして、「百歳体操」をやめられる方がおられると聞いております。感染することによるリスクが本当に高い高齢者への対応には、課題が多いものと思います。今後も本町の適切な対応、寄り添う対応を続けていただくようお願いいたします。

次の質問に入ります。「特別定額給付金」について、お伺いします。

特に、ひとり暮らしの高齢者の受給に、現行で支障や問題はないでしょうか。

**総合政策部長** 続きまして、特別定額給付金に関わって、「ひとり暮らし高齢者の受給に支障や問題はないか」とのお尋ねでございます。

現時点におきましては、特に大きな支障や問題は発生しておりませんが、施設入所や入院、また申請にあたって家族等の代理が必要なケースなどがございます。これまでの間、ご本人やご家族、成年後見人等からの申し出や相談に対しまして、適切に対応し、申請方法の教示や、申請書の転送等を行っております。今後も申請者の方に対しましては、関係部局や関係機関と連携して、対象のすべての方が給付金を受け取っていただけ



るよう調整に努めてまいります。

以上でございます。

**大久保議員** 6月19日の時点で、全住民の約97%、約3万1千人分の振込依頼処理を終了されているということです。ほんとに本町の素早い、適切な対応を高く評価するものです。残りの約3%の方にも十分留意されて、給付金の漏れがないように、よろしくお願ひします。

次の質問です。外出などの自粛を受けまして、全国的に家庭内の児童虐待数が増加の傾向にあるということですが、「本町の現状と対策」をお伺ひします。

**教育こども部長** 続きまして、「外出自粛に関わっての本町における児童虐待の現状と対策について」でございます。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策として長期にわたる外出自粛生活が続く中、虐待事案として見守りの対象となっている家庭において、保護者と子どもがともに過ごす時間が増えることや、収入減少等に伴い生活不安が生じることなどにより、自粛期間中、全国的に虐待リスクが高まるおそれがあるのではないかと懸念する声が各方面からあげられておりました。

本町の状況の概要でございますが、令和2年3月1日から5月31日までの期間中に寄せられた相談件数は、前年の同じ期間と比べて特に変わりはありませんでしたが、子ども家庭センターや近隣住民の方から等の通告件数につきましては、前年と比べて7件多い20件ございました。通告のあった事案の中には、学校の休校措置により、子どもが自宅で終日を過ごすようになったことも要因となって、保護者と衝突するに至ったと思われる事案が3件ございました。それぞれの通告事案の発生要因は様々であるとともに複合的でもあり、増加した原因のすべてを外出自粛に求めることはできかねますが、直接的・間接的であるかを問わず、一定の要因になった可能性はあるものと考えております。

また、期間中には在宅ワークとなった方からの通告もあり、自粛中であったことが功を奏したと言える点もございましたが、それ以上に、日頃、虐待やその疑いの発見が多い学校現場等からの通告の機会がなくなるという影響がございました。このため、本町では、本年3月下旬に担当課において、特に注意して見守りが必要と思われるご家庭をリストアップし、その子どもが在籍する各学校に対して、当該家庭の状況の確認とその報告について依頼するとともに、報告された情報を集約したうえで、関係者間で共有する対応を講じました。

このたびの新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛を通じて、本町におきましても、例えば虐待通告の受理後48時間以内の児童の安全確認について、長期に休校するような事態となった場合には、在籍する学校を通しての確認の実施が困難な状況に陥るなどの課題があることを認識をいたしました。当該感染症につきましては、今後、国内感染の

第2波の懸念もありますことから、今回の一件を通じて浮かび上がりました虐待対応における課題につきましては、今後、学校をはじめ関係機関とも連携・調整を図ったうえで、対応策や仕組みづくりについて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 全国の児童相談所が、今年の1月から4月に児童虐待として対応しました件数は6万6,789件にのぼり、前年度同期比で12%増えたということが、6月16日、厚生労働省の緊急調査でわかりました。本町におきましても、通告件数ですが、7件増えておりますし、また学校が長期に休校するということが、実際に児童の確認等ができないという課題もあるということです。今後のことも踏まえまして、対応策、仕組みづくりのほうをよろしく願います。

次の質問に入ります。2点目。「感染防止と危機管理について」です。

現在、島本町におかれましても、災害対応に関しましてBCPの見直しをされていることと思いますが、今回の新型コロナウイルス感染を受けまして、「職員が感染した場合の対応」などのBCP策定が必要と考えますが、本町の見解を伺います。

**危機管理室長** 続きまして、「感染防止と危機管理について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「職員が感染した場合の対応について」でございます。

本町では、新型インフルエンザ発生時を想定して、平成22年4月に「島本町新型インフルエンザに備えた業務継続計画」を策定しております。この計画につきましては、新型インフルエンザ発生時において職員本人や家族の罹患等により多くの職員が欠勤した場合でも、すべての業務を停止することなく、重要な業務については継続して実施する必要があることから、必ず継続しなければならない業務や休止・中止業務をあらかじめ整理し、適切に業務が遂行できるよう定めたものでございます。しかしながら、この計画では各部署において一定の割合で職員が欠勤することを想定しており、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止策のように、感染者と濃厚接触者の出勤停止が部署全員に及ぶことを想定していないなど、見直しを必要とする部分もございます。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、国の緊急事態措置等による数週間にわたる外出自粛要請や施設の閉館、イベントの自粛等の対応を実施したところですが、そのような経験を生かすためにも、この業務継続計画を改訂する必要があると考えており、関係部局と協議して対応してまいりたいと考えております。

なお、今回の緊急対応といたしましては、執務室の分散、時差出勤、週休日振替の活用による分散出勤、特別休暇の拡大運用などを行い、職員の感染リスクの低減に努めたところでございます。

以上でございます。

**大久保議員** ご答弁にもありましたが、BCPの改訂をよろしく願います。

次の質問です。今回の新型コロナウイルス感染が続く中、「風水害の季節」が迫っており、その対策が急務であると考えますが、本町の見解をお伺いします。

**危機管理室長** 次に、「新型コロナウイルス感染症と風水害対策について」でございます。

新型コロナウイルス感染症蔓延下において災害が発生した場合に備え、国から通知のありました「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」や、大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針・新型コロナウイルス感染症対応編」を参考に、本町におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた避難所整備に取り組んでいるところでございます。

避難所につきましては、密閉・密集・密接になりやすい環境にあることから、できるだけ密にならないように多くのスペースの確保や、十分な換気をするなどの対応をするほか、避難される住民の皆様につきましても、マスクの着用や受付で手指消毒、体温の測定等の健康確認を実施いたします。発熱や風邪の症状が見られる場合には、新型コロナ受診相談センターへの相談や、健康な人とは別の場所に移動していただくなどの対応を考えており、避難所内におきましても、咳エチケットや手洗いの励行等、感染リスクが軽減されるよう実施してまいりたいと考えております。また、お一人お一人、避難所内での感染リスク等を考慮していただく必要があり、ご自宅での安全確保が可能な人は必ずしも避難所に行く必要はなく、安全な親戚・知人宅に避難することについても、日頃から考えていただく必要があるものと考えております。

こうした判断をしていただくために、ハザードマップや内閣府の避難行動判定フロー等をホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響下で、多くの人が集まる機会も減少いたしますが、引き続き広報誌や出張講座でも、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 避難所のあり方が、これから大きく変わるのだと思います。避難所に行かなくても大丈夫な方と、そうでない方を分けるのは非常に難しいところもありますが、間違った認識で逃げ遅れの可能性を残さないよう、地域、地域に合いました広報、指導が必要と考えます。きめ細かい周知活動をお願いします。

次の質問です。災害時に開設される「避難所の新型コロナウイルス感染対策」として、お隣の高槻市さんは飛沫対策を優先した、段ボールベッド400セットを備蓄するということです。本町は避難所にテントを準備されておられますが、季節を考慮しますと、段ボールベッドも有効と考えますが、本町の見解をお伺いします。

**危機管理室長** 次に、「避難所における段ボールベッドの備蓄について」でございます。

避難所における段ボールベッドにつきましては、国や府の新型コロナウイルス感染症対応時における避難所滞在スペースのレイアウトの一例にもあげられているところでございます。本町におきましては、避難所内でのプライバシーを確保するためにメッシュ

テントを以前から備蓄しております。このテントによる避難所レイアウトにつきましても、同様に一例としてあげられているものでございます。

なお、本町が採用していますメッシュテントにつきましては、感染症に詳しい大学教授より飛沫防止効果は充分にあるとの診断をいただいておりますが、ウイルスは床に堆積しやすく、横になる際には頭部を床面から35センチ以上高い位置にすることが推奨されており、ベッドを利用するほうが望ましいとの助言をいただいておりますことから、段ボールベッド等と併用することを含め検討しているところでございます。

これからの出水期は、同時に熱中症が多くなるシーズンでもあります。議員ご指摘の季節性にも配慮して、避難者の方の健康管理にも留意して対策を検討してまいります。

以上でございます。

**大久保議員** 新型コロナウイルス対策だけではなくて、段ボールベッドは感染症に有効であると考えます。しかしながら、この段ボールベッドの長期の備蓄には問題点があると聞いております。この問題点も考慮され、今後、ご検討をよろしくお願いします。

次の質問です。3点目、「感染防止とICT学習環境の整備について」です。

文科省は、特定警戒都道府県優先でICT環境整備を本年8月までに進めるということですが、「本町の進捗状況と問題点」をお伺いします。

**教育こども部長** それでは、「感染防止とICT学習環境の整備」のうち、「ICT環境の整備の進捗状況について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波に備え、本町におきましても、早急に町立小・中学校の全児童生徒が家庭学習可能な環境となるよう、整備を進める必要があると考えております。国のGIGAスクール構想に基づくICT環境整備につきましては、本町では、令和2年度に高速大容量の通信ネットワーク整備を行い、令和3年度から5年度までの3ヵ年かけて、全児童生徒に対して1人1台の端末整備を進めることといたしておりましたが、国の要請に基づき、タブレット等端末についても令和2年度中に整備することとし、本定例会議に必要予算を補正予算として計上させていただいているところでございます。

また、各ご家庭でのインターネット環境の有無やパソコン・タブレット等端末保有の有無を把握するために、全児童及び生徒を対象にアンケートを実施いたしました。その結果を受け、本定例会議において、家庭にインターネット環境が未整備であると回答があった児童・生徒数に対応するためのモバイルルーター購入にかかる予算を計上させていただいているところであり、予算をご可決いただきましたら、1人1台の端末整備を含め、本モバイルルーターの購入についても早急に購入事務を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、相当数の台数を一度に確保するため、確保には一定の時間を要することから、確保までに新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が訪れた際

には、各学校にすでに整備しているタブレット等が約 80 台程度あることから、家庭に端末がない児童生徒に対しては、これらを貸与するなどにより、家庭学習環境の確保に努めてまいりたいと考えております。また端末等機器の整備はもちろんのこと、オンラインによる家庭学習を実施していくためには、実際に行う教員のスキルも大切になってまいります。一般的にオンライン授業のツールとして用いられるアプリ「ZOOM」の活用についても、学校内や、小・中学校間において試行活用を行うなど取り組みもスタートをいたしています。

いずれにいたしましても、令和 2 年 6 月 5 日に文部科学事務次官からの通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」として示された内容を十分に踏まえ、今後の児童生徒の学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 具体的な今後の見通しを、もう少し詳しくお示してください。

**教育こども部長** 「今後の整備の見通しについて」でございます。

高速大容量ネットワーク整備と全児童生徒に対する 1 人 1 台のタブレット等端末及びモバイルルーターの購入にかかる事務がございますが、いずれにいたしましても指名競争入札による事業者選定を、予定をいたしております。本定例会議において上程いたしております補正予算可決後、直ちに 7 月中には入札執行し、事業者を決定してまいりたいと考えております。

いずれの履行期間の周期も、機材の確保に時間を要する可能性がありますことから年度末を予定いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症の 2 波・3 波を見据えて、児童生徒の学びの保障を確保するため早期の対応が必要であることから、可能な限り早急に整備がかなうよう、円滑かつ適正な事務執行に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**大久保議員** 物理的に考えまして、年度末までに何とか整備できればいいのかなという印象がありますが、可能な限り早急に整備をしていただくよう要望します。

最後の質問となります。今回の感染拡大を受けまして、政府は ICT 学習環境整備とあわせまして 9 月入学の検討を実施し、一斉実施案と段階的实施案を示してはいたしましたが、現実的な制度化には時間がかかり、今年度や来年度導入は見送るということです。しかしながら、現行で来年の 3 月までに小・中学校のカリキュラムを修了させるということは、子ども達にとって妥当な判断となるのでしょうか。実際に 9 月入学を実施するにあたり、いろいろな問題が生じますが、本町のご見解を教育長にお伺いします。

**持田教育長** 次に、「本年のカリキュラムを 3 月末までに終えること並びに 9 月入学について」でございます。

本町では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月31日まで小・中学校を臨時休業といたしました。そのことに伴い、夏季・冬季休業期間の短縮や、土曜日授業及び7時間授業等を行うことにより、授業時間数を確保することといたしております。新年度に入り、4月・5月と2ヵ月間が休業となり、授業期間が短くなる中で、与えられたカリキュラムを終えられるよう進めていくにあたっては、詰込み授業にならないか、児童生徒及び教職員の過度の負担にならないかと心配される声もありますが、その点については各学校長とも調整を重ね、方針を決定してきたところでございます。

特に、中学3年生及び小学6年生については卒業の年であり、4月からは新しい進学先等、新しいステージに向かうこととなります。また国や大阪府においても、原則3月末までにカリキュラムを終えるように方針が示されておることからも、本町といたしましては、今年度のカリキュラムは3月末までに終える考えでございます。

また、9月入学につきましては、国の施策であり、本町としては今後も動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** ご答弁、ありがとうございました。9月入学につきましては、国の施策であることは承知をしております。しかしながら、感染の第2波・第3波が来た場合、本当に3月にカリキュラムが修了できるのか、大変疑問です、不安です。また、プールや行事のない学校生活が、児童生徒に適切な教育と言えるのでしょうか。本当に疑問です。

また、すでに開いていると思われる学力の格差を是正するために、子どもの目線で、今後もしっかりと9月入学を検討していただくよう強く要望しまして、私の質問を終わります。

**村上議長** 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時09分～午後1時10分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、東田議員の発言を許します。

**東田議員** それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目の「コロナ禍での学校現場、夏季休等への影響など運営方針」について、お伺いをします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、町立小・中学校において臨時休校がされました。この点については、感染拡大の防止のための判断であり、適切であったと認識をしていますが、休校の間に取得できなかった単位等について、どのように取り戻していくのか。方向性について、お伺いをします。

**教育子ども部長** それでは、東田議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「コロナ渦での学校現場、夏季休等への影響など運営方針について」でござい

ます。

国の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、全国一斉の小中学校の臨時休業要請を受け、本町におきましても3月2日から臨時休業といたしました。その後、春休みを迎え臨時休業は一旦解除されましたが、国の緊急事態宣言を受け、再び4月8日から5月31日まで臨時休業措置を講じたところでございます。

6月1日から学校は再開したものの分散登校とし、6月15日から、ようやく児童生徒が一斉に登校し、通常授業を開始したところでございます。しかしながら、新年度に入り、4月・5月と2ヵ月間が休業となったことから、授業期間が短くなる中で、今年度の教育カリキュラムを終えられるよう進めていくこととなることから、各学校長とも調整を重ね、夏季・冬季休業期間の短縮や、小学校では土曜日授業を、中学校では7時間授業を2学期以降に実施し、授業時間数を確保していくことといたしました。

いずれにいたしましても、児童生徒の過度の負担にならないように配慮を十分行いつつ、教育委員会と学校とが連携を密にして、児童生徒の学習保障に全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

**東田議員** このような中での学校運営は誰も経験したことがなく、各自治体、各学校において試行錯誤をされている状態であり、学校現場、また教育委員会においても対応にご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

あまりに神経質になりすぎるのもいかがなものかと思いますが、その線引きについて明確な答えがない状態で、6月15日から通常の授業が再開されました。「授業や給食、また学童保育の運営等」は問題なく行われているのでしょうか。お伺いします。

**教育こども部長** 通常授業が再開後の「授業や給食、また学童保育の運営」についてのお尋ねでございます。

6月15日から通常授業の再開にあたり、各校とも国のガイドラインに基づき密閉・密集・密接、いわゆる三密にならないように教室の換気や消毒作業、また児童生徒の間隔を可能な限り確保すること、手洗いの徹底を図ることなど、感染防止に努めているところでございます。

具体的には、教室の換気については、窓は全開ではありませんが、常時二方向を開けて空気のとおりをよくするようにしており、エアコン使用時は30分に1回、5分程度、空気の入れ換えについても徹底をいたしております。また消毒作業については、ドアノブ、手すり、電気スイッチなど、多くの児童生徒が触れる箇所について、定期的な消毒作業を行っております。児童生徒の間隔については、1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取るように座席配置を工夫するなどの対応をいたしております。最も大切なことは、やはり手や指先にウイルスが付いた状態で、目、鼻、口を触ることと言われておりますことから、外から教室に入るとき、給食の前後、共有の物を触ったときなど、手

洗いの徹底を図っているところでございます。

また給食につきましては、児童生徒にとって、楽しく会話をして食べたいとの思いは理解をいたしておりますが、食事の前後の手洗いの徹底や、全員同じ方向を向いて会話を控えて食べることなどを指導するとともに、主食を当面の間、個包装したパンを提供するなどの対応を行っているところでございます。

学童保育室につきましても、授業時と同様に3密にならないように、換気や、児童生徒の間隔を可能な限り確保したり、手洗いの徹底などを行っているところです。

いずれにいたしましても、学校における基本的な感染症対策を講じ、子ども達が安心して学校に登校できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

**東田議員** 単位不足等をどのように取り戻していくかについて、お伺いします。

第2波・3波がどのようなタイミングで訪れるのか、また、その規模がどの程度なのかによって左右もされるものであり、想定は難しいと思いますが、方針としてはどのように考えているのか、お伺いします。

**教育子ども部長** 新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波に備えて、本町におきましても、早急に町立小・中学校の全児童生徒が、家庭学習可能な環境となるよう整備を進める必要があると考えております。国のGIGAスクール構想に基づくICT環境整備につきましては、本町では令和2年度に高速大容量の通信ネットワーク整備、全児童生徒に対して1人1台タブレット等端末についても、令和2年度中に整備することといたしております。また、各家庭にインターネット環境が未整備であると回答があった児童生徒には、モバイルルーターを貸し出すこととして整備を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、相当数の台数を一度に確保する必要があるため、確保には一定の時間を要することから、確保までに新型コロナウイルス感染症の2波・3波が訪れた際には、も各学校にすでに整備しているタブレット等が約80台程度あることから、家庭に端末がない児童生徒に対してはこれらを貸与するなどにより、家庭学習環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

端末機器の整備はもちろんのこと、オンラインによる家庭学習の実施には教員のスキルも大切です。一般的にオンライン授業のツールとして用いられるZOOM等の活用についても、現在、学校内や小・中学校間において試行活用などを行って、訓練をスタートしております。

いずれにいたしましても、令和2年6月5日に文科省事務次官から示されました「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」として示された内容を十分踏まえ、今後の児童生徒の学びの保障に努めてまいりたいと考えて



おります。

以上でございます。

**東田議員** 「学校の温度管理」について、お伺いをします。

通常であれば、教室を閉め切った状態でエアコンを入れますが、30分に1回、5分程度の換気を行うため、当然、温度管理は難しくなると思います。また、皆さん、常時マスクをされた状態での授業となることから、熱中症対策についてもより注意を払わなければならないと思いますが、対応についてはどのように考えているのか、お伺いします。

**教育こども部長** 「教室での温度管理について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の防止策として、教室の換気が必要でありますことから、窓の一部を開けるなどの常時換気を行いながらの授業が基本となります。夏はエアコンを使用することとなりますが、窓は全開ではありませんが二方向開け、30分に1回、5分程度の換気を行いますことから、そのつど、室温は上昇することとなります。また、マスクを着用しながら授業を行っているため、そのことによる熱中症も懸念されるところでございます。

本町の小・中学校6校については、幸いにも普通教室だけでなく、特別教室も含む全室においてエアコン整備は終えております。こまめな水分補給はもちろんのことではございますが、ハード面の暑さ対策として何か対応できることはないか、専門事業者にも相談し、様々な検討を行ってきたところでございます。そこで、現在の各学校のエアコンの状況などを専門事業者の方と話をしている中で、エアコン内部の熱交換器について、目詰まりや消耗部品などの原因で能力が落ちる場合があることなどから、能力が低下していると思われる本体を点検し、それらの分解・清掃を行ってみてはどうか、との提案をいただきました。

エアコンは、普通教室に設置してから7～8年程度が経過しておりまして、例年、使用前にフィルターは掃除しておりますが、内部清掃等は行っておりませんでした。今回、このご提案を踏まえまして、1台、試行的に点検修繕を行ったところ、結果、劇的な改善が見られまして効果が確認されたことから、現在、6校全体の調査をお願いしているところでございます。調査の中で、点検修繕が必要と判断されたエアコンについては、現計予算で早急に対応し、子ども達の学習環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** エアコンクリーニングされたら劇的に改善されたということなんで、相当な状態だったんだなというふうには思います。それで、各学校に空調を設置して7年～8年が経過しているということですけども、この間、メンテナンスを行ったことはあるのか、またメンテナンスを行うサイクル等、基準はあるのか、お伺いします。

**教育こども部長** 「エアコン・メンテナンスの状況について」でございます。

例年、使用前のフィルター清掃を教職員により行い、エアコンの効き具合などもあわせて確認は行っておりますが、専門業者による定期的なメンテナンス等はこれまで行っておりませんでした。今回、内部清掃も含め定期的なメンテナンスが重要であることを改めて認識をいたしましたので、今後は財政部局とも協議して、定期的な実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** こういうふうにメンテナンスをしっかりと行っていくことによって、本来、設備が持っている能力が適正に発揮されるんだと思います。平たく言いますと、トラックに大きな荷物積んでいたら燃費も悪くなりますし、スピードも出ないだろうというようなことに繋がっていくんだと思います。空調の機器や寿命、電力消費等にも影響があると思います。これ続けていきますと、やっぱり環境負荷の軽減とかにも繋がっていく問題やと思います。また、一斉に稼働させた際に、容量オーバーし、ブレーカーが落ちてしまうなどの問題にも一定効果が見込めると思いますので、適正な維持管理に努めていただきたいと思います。

どのくらい暑くなるのか、また第2波・3波についても想定が難しいとは思いますが、児童の安全を最優先に、臨機応変な対応をしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

「通学路の安全確保について ゾーン30の拡充」について、お伺いします。

各小学校区の通学路の安全確保に取り組んでおられますが、危険箇所の抽出、また対策についてはどのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

**都市創造部長** それでは、「各小学校区における通学路の安全確保」について、ご答弁申し上げます。

通学路の危険箇所の抽出につきましては、平成28年度から導入しております「島本町通学路交通安全プログラム」により、各関係機関と連携し実施いたしております。具体的な内容といたしましては、各小学校区の通学路におきまして、毎年、各小学校やPTA等から危険箇所を抽出していただき、教育委員会を通じて、当該プログラムの事務局であります都市創造部に提出していただいております。

また、対策につきましては、提出していただきました危険箇所の情報を整理し、各関係機関の管理者の選別、内容の把握等を行い、対策の必要な箇所について、各管理者において具体的な実施メニューを検討し、効果的な対策に努めているところでございます。

以上でございます。

**東田議員** 生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つとして、区域——ゾーンですね——を決めて、定めて、時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制することを目的とした「ゾーン30」というもの

があります。

本町においての「ゾーン 30 の取り組み」について、お伺いします。

**都市創造部長** 本町の「ゾーン 30 に伴う取り組み内容」について、ご答弁申し上げます。

ゾーン 30 につきましては、平成 23 年度から警察庁が推進されている取り組みであり、町域内におきましても、東大寺一丁目から東大寺三丁目地区がゾーン 30 に区域指定されております。具体的な対策内容といたしましては、交通管理者である高槻警察署による区域規制標識の設置や、道路管理者である本町におきましてゾーン 30 の路面表示や、速度を抑制するための速度抑制表示設置などのハード整備を実施いたしております。

以上でございます。

**東田議員** 平成 23 年度から推進されているということで、その点、本町で取り組まれておるのは一つの区域だということですが、このゾーン 30 の取り組みが広がらない要因については、どのようにお考えでしょうか。

**都市創造部長** 「ゾーン 30 の取り組みが広がらない要因」について、ご答弁申し上げます。

ゾーン 30 の区域指定につきましては、高槻警察署と各自治体単位での協議により、地域での合意形成が図られたうえで区域が指定されることとなっております。現在、指定されております東大寺地区につきましては、区域指定当初、モデル地区の位置づけで、高槻警察署から東大寺地区などの各自治会へ説明や協議が行われ、そのうち、自治会内で合意形成を図られたうえで、東大寺地区において区域指定されたと聞き及んでおります。その後、各自治会に対するゾーン 30 の取り組み内容について継続的な周知が行われず、現在に至っているものと認識いたしております。

このことを踏まえ、現時点におきましては東大寺地区のみが指定されている状況となっておりますが、今後、ゾーン 30 区域指定の拡充については高槻警察署の取り組みであり、また各地域のご協力が必要であることから、高槻警察署との協議を再度行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** 地域の協力が不可欠であるというふうなことですけれども、各小学校で行っている安全懇談会等に、「ゾーン 30 の取り組みや危険箇所の改善の進捗等の情報提供」をされているのか、お伺いします。

**都市創造部長** 「ゾーン 30 の取り組みや通学路の危険箇所における改善等の情報提供」について、ご答弁申し上げます。

区域指定当初は、当該区域の区域指定について、広報等で全町的な周知を行った経過がございますが、現在は各小学校の安全懇談会等に対しまして、ゾーン 30 の取り組み内容等の情報提供や情報共有は、直接は行っておりませんが、交通安全推進協議会において、各小学校及びPTAをはじめ各関係機関に対しましても定期的に情報提供を行っているところでございます。

なお、通学路における危険箇所の改善や進捗に伴う情報提供につきましては、通学路安全プログラムの制度導入により、各小学校区からの危険箇所における対応状況についてホームページに掲載し、公表いたしております。

以上でございます。

**東田議員** ホームページ等で一応周知はされてるということですが、直接的には情報提供はしていないということだと思います。地域の皆さんの協力が不可欠だということですので、やはり地域住民である保護者の方々がそれを知らなければ、なかなか広がっていくこともないと思うので、積極的な情報提供をお願いしておきます。

危険箇所の改善策としては、見通しの改善、車のスピード、交通量の抑制、また倒壊の危険性がある構造物の撤去等が考えられると思いますが、島本町ブロック塀等撤去促進事業の実績はどれくらいなのか、また通達を出された件数とクリアされた件数をお伺いします。

**都市創造部長** 続きまして、「ブロック塀等撤去促進事業」にかかるご質問でございます。

平成 30 年 8 月から開始している島本町ブロック塀等撤去促進事業の実績につきましては、平成 30 年度が 17 件、令和元年度が 21 件の合計 38 件となっており、令和 2 年度においては、現在までに 2 件の申請をいただいているところでございます。

また、平成 30 年 7 月には通学路に面しているブロック塀等の一斉点検を行った結果、危険箇所が 14 ヶ所存在することが判明いたしました。これを受け、同年 12 月には先ほど申し上げた 14 ヶ所のうち、本町の補助事業の対象となるブロック塀及び大阪府北部地震発災直後に実施した被災建築物応急危険度判定で警告及び要注意と判断したブロック塀の合計 17 件に、撤去補助制度の活用にかかる文書通知を行ったところでございます。

なお、現在は 17 件のうち、撤去されるなどにより、現在 4 件のブロック塀が改善されているものと認識いたしております。

以上でございます。

**東田議員** 危険箇所と見なされるブロック塀についてですが、撤去費用についてはほぼほぼまかなえると考えてますけども、撤去後に基準を満たしたもので復旧する費用は実費となっており、相当の費用がかかることが、なかなか進まない要因であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**都市創造部長** 「復旧費用」に関するご質問でございます。

平成 30 年 8 月から開始している島本町ブロック塀等撤去促進事業につきましては、制度設計する際、他市町村の状況を調査したところ、人命の安全を第一義的に優先されるため、危険なブロック塀の撤去についてのみ補助対象とする市町村が多かったことから、新しい塀の取り付け費用は補助対象外として整備したものでございます。確かに、新しく塀を取り付けるために所有者のご負担が生じることから、未だに撤去に至っていないケースがあることも要因の一つとして一定考えられますが、制度の導入当初から広報誌

等での啓発活動や、耐震対策にかかる啓発活動の一環としてのパンフレットの配布などを継続することにより、毎年、一定の実績があることから、1ヵ所でも多くの危険ブロック塀を撤去いただくことができるよう、引き続き啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** この島本町ブロック塀等撤去促進事業、この見直しというのは考えておられるんでしょうか。

**都市創造部長** 「島本町ブロック塀等撤去促進事業の見直し」にかかるご質問でございます。

現段階における府内市町村の動向につきましては、当初から時限的な措置として整備され、制度導入後、一定期間が経過することから、事業の縮小を検討されているところが多い旨お聞きしており、本町といたしましても、現在の要綱においては本年度をもって終了することとしております。なお、事業期間などの見直しにつきましては、今後の動向等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** 現在の要綱については本年度で終了するということですが、未だにいろいろな場所でブロック塀が残っていると。それで、町が危険じゃないというふうに判断した場所でも、やはり保護者の方、また児童とか、場所によっては道が狭いところで、そのブロックが倒れたら、どこにも逃げ場がないようなところも通学路になっている場合もあるんですよ。その辺りについても一定、この促進事業、これの案内をされているというようなことも、なかなか伝わってない状況だと思います。それで不安ばかり募っているようなこともありますので、しっかりと情報提供していただきたいなと思います。

そして、通達を出された箇所以外にも、さっきも言いましたけども、不安に感じている場所もあると。そしてまた基準に適合しているのか、これが危ないのか危なくないのかというの、なかなか判断もできませんので、情報提供なり、不安の解消という部分にもしっかりと取り組むべきだと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

**都市創造部長** 「情報提供や制度の説明」にかかるご質問でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、平成30年12月に文書通知した17件のうち、現在においてもご対応いただいていない箇所もございますことから、町といたしましては再度撤去を促すとともに、撤去補助制度のご案内を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** 様々な要因で改善が難しい箇所と、児童や保護者達と協力して安全確保に取り組む必要があると思います。また、ゾーン30をはじめとする通学路の安全対策を進めるためには地域の協力が不可欠であることから、積極的な情報提供が必要であると思いま

す。交通ルール等や注意事項等、危険箇所に応じた指導等についても、学校現場と連携して行っていただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

**都市創造部長** 交通ルールや通学路の危険箇所における指導等、「学校現場との連携について」でございます。

現在、各小学校区の通学路における危険箇所における対応状況につきましては、先ほどご答弁させていただきました通学路安全プログラムの制度導入により、各関係機関と情報共有し、連携を図っているところでございます。

全般的な交通ルールやマナーの向上、また各小学校区の通学路における危険箇所への指導等についても非常に重要であると認識いたしており、現在、各小学校と都市創造部が連携しながら、交通安全の講習会開催などの取り組みを行っており、今後、教育委員会をはじめ各小学校とも連携を充実させるなど、交通安全対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** ゾーン30に限らず、通学路の安全対策につきましては、これまでも取り組んでいただいていると思います。対策が難しい箇所等もあるのも現実ではあるとは思いますが、一歩ずつでも進んでいくためには、行政だけでは難しく、地域の皆さんのご協力も不可欠であると思いますので、積極的な情報提供、また連携を深めていただくことをお願いをして、一般質問を終わります。

**村上議長** 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員** 日本共産党・河野恵子より、一般質問を行います。全部で3題、出しておりますけれども、ちょっと質問の流れの都合上、1、3、2の順に行わせていただきます。よろしく願いいたします。

1点目、「島本の水の行方——（府域一水道“統合”に向けた検討報告書）」を問う。

島水工1051号、令和2年3月24日付けと称して、概要版も含めると、70ページを超える府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書、以下「報告書」と述べます。これについて、町長名にて、議長を通じすべての町会議員に配付され、報告されたものとされています。これが（資料を示して）現物です。

2019年、改正「水道法」の施行を受け、第2条第1項は存続されましたが、第2項において、国が基本方針を決め、都道府県が計画を立てるという規定がされました。大阪府においては、府域一水道に向けた水道のあり方協議会が発足し、「報告書」の作成に至られています。

この島本町では、「水道事業ビジョン」策定に向け2年目、アンケートを取られた回答数は発送2千人中1,144人の回答、57.2%もの回答があり、また自由意見には300を超える記述があり、過去の様々なアンケートと比較しても、水への関心、地下水を自己

水とすることの誇りが感じられました。今後、執行部、議会とで、この点について議論を深めつつ、住民と共有すべき課題と感じられるものについて、今回、一般質問として伺うものです。

①点目です。私は本「報告書」を支持する立場ではありませんが、国、府が追及する府域一水道の40年後、島本町の水道統合の姿を描いた複数のパターンの中で、浄水場・地下水90%堅持などの点で、現実的かつ費用対効果においてもパターンBと示されたそのものに、リアリティとともに脅威を感じております。このパターンBの指し示す島本町上下水道部職員、浄水場、水道料金などの姿について、説明を求めます。

②点目。同じく「報告書」第5章、広域化の具体的取り組みがあげられております。「大阪広域水道企業団の水道事業統合促進基金を活用し、統合を促進。」とされた中で、すでに今年初めに行われた首長アンケートへの山田町長の回答はいかがでしょうか。及び早期にシミュレーションを実施する団体について、把握をされていますか。

まず、この2点をお願いいたします。

**上下水道部長** それでは河野議員の一般質問のうち、「水道」に関するご質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」——以下「報告書」と言います——のうち、「パターンBにおける島本町上下水道部職員、浄水場、料金などの姿について」でございます。

本報告書につきましては、平成30年8月に大阪府において設置されました「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」におきまして、この先40年後を見据え、持続可能な府域水道事業の構築に向け、府域一水道に関する、府と府内の全水道事業体の共通認識として整理されたものであり、今後のさらなる取り組みの土台となるものとして位置づけられております。

本報告書で示されている「一水道モデルパターンB」における職員数につきましては、平成29年（2017年）3,251人に対して、令和42年（2060年）では2,081人、また浄水場（淀川系以外）につきましては、平成29年（2017年）40カ所に対して、令和42年（2060年）では大藪浄水場を含む21カ所と設定されております。

なお、水道料金につきましては具体的な試算は行われておりません。

本町水道事業といたしましては、引き続き、地域自己水の存続について強く要望していくとともに、持続可能な水道事業の運営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定に係るアンケートについて」でございます。

本年1月に、大阪広域水道企業団において実施されました「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定に係るアンケート」につきましては、質問項目として2

問設定されており、問1として、「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案の策定を実施する場合、貴団体は、最適配置等の策定を希望されますか。①希望する ②希望しない」、問2として、「上記で「①希望する」と回答いただいた団体にお伺いします。現時点において具体的な統合希望時期はありますか。①最短スケジュール（令和6年度） ②上記以降」といった内容となっております。

本町水道事業といたしましては、問1では①、問2では、その他（配置案等の策定結果を受けて統合等を検討していきたい）と回答させていただいております。またアンケート結果を踏まえ、大阪広域水道企業団からは「令和2年度からの策定対象団体数については、10団体となった」との報告を受けております。

以上でございます。

**河野議員** 今、②のご答弁をいただきましたが、①について、具体にお尋ねいたします。

ということは、この「報告書」の示すパターンBは、大藪浄水場を残し、現行の地下水と企業団水の割合、島本町民の飲み水としての90%の地下水、水道供給は現状維持が可能とされているということでしょうか。再度、説明を求めます。

それと、②に続いて③の質問です。先ほど答弁のありましたこの首長アンケートは、3月の総務建設水道常任委員会で質疑をしていなければ、この事実を議会、住民は知らないということでありました。このような合議体で、まして島本町は3年に一度、議長職が議員を務めるしかない。仮に議席を持っていても、平常では各議員・会派は議案の事案説明や結果報告を受ける体制にはなっておりません。また、島本町の意見表明をするには、一般質問をするか、他の議員はつど傍聴するか、図書室にある議事録綴りを議員それぞれが日々目を通すことがなければ、内容を瞬時に知ることができず、町民の意思を代表して事に当たることがしづらい現実にあります。大阪広域水道企業団の議会議員には、②の取り組みについては、一切、事前の連絡や事後の報告すらなかったということも判明しております。

また、今年1月23日の首長会議において、一番に企業団に統合された四條畷市長の質疑・発言は、波紋を呼ぶものとして捉えております。ここから導く教訓は、企業団のシミュレーションありきや、シミュレーションを広域水道企業団頼みにするのではなく、島本町水道の内外を、公営企業会計の専門家、水質・地下水自己水の意義などを住民や地球上の財産として、これらをチェックし、水質・水道管工事・使用料の各方面において論議できる仕組みを作るべきです。この首長会議に出席されている町長に、見解を求めます。

**上下水道部長** それでは、①の再質問について、ご答弁申し上げます。

大藪浄水場の施設につきましては、耐震化状況を鑑み、2060年まで存続・現状維持となっておりますが、自己水比率等については維持できるよう要望を続けてまいりたいと考えております。



以上でございます。

**山田町長** これまで大阪広域水道企業団首長会議におきまして、私自身が、町の財産であり、自己水の源である地下水について、直接的に発言をする機会などはございませんでしたけれども、前川口町長同様の立場で首長会議には出席をさせていただいておるところでございますし、この議場でも同様の発言をさせていただいているかと思えます。

また、広域化の具体的な取り組みについては、広報しまもとや町ホームページなどを活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、より理解を深めていただくための創意工夫が必要になるものと考えております。

以上でございます。

**河野議員** ④に移ります。まさに今、「水道事業ビジョン」策定の最中であります。上記のような、今、述べたような仕組みを「事業ビジョン」策定にかかり、私はずっと求め続けてまいりました。まずは、「報告書」を議員個々が熟読玩味して、住民に課題として知らせることが第一だと考えますが、次に、住民に対してアウトラインやポイントをわかりやすく伝える取り組みが必須です。この点について、答弁を求めます。

また、先ほどの首長アンケートの件の答弁ですが、これについては私、情報公開請求をしております、水道事業統合促進基金活用によるアンケート、最適配置案等の作成に係るアンケートについて、公開文書島水業第 1084 号として入手いたしました。まさにこのアンケートは誘導尋問のようであり、このシミュレーションを希望した市町は、最速でなくとも、今後、統合について検討するという回答が強いられているものというふうに感じております。

地下水の財産を守りたいと発言してきた、かつての川口町長や、当時の議員、島本町議会議長の一般質問などで述べられてきた趣旨をしっかりと踏襲し、首長会議などでも住民の代表として、疑問や不安を率直に山田町長は発言すべきではないでしょうか。そのためには、住民への情報公開とともに各種資料をすぐに手に取れるような環境を作ること、日常的な双方向の学習・意見交換が必要ではないかと考えております。答弁を求めます。

**上下水道部長** それでは、④の「住民への説明等」について、ご答弁申し上げます。

本報告書につきましては、現在、町ホームページを介しまして閲覧が可能な状況となっておりますが、検討内容は複雑かつ多岐にわたるものとなっております。住民の皆様からの本町に関する問い合わせにつきましては、ポイントをわかりやすく説明するなど、理解が得られるよう心掛けるとともに、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する施策」につきましては、今後とも広報しまもとや町ホームページなどを活用し、適宜情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(河野議員「暫時休憩をお願いしたいところですが……」と発言)

**村上議長** 暫時休憩します。

(午後 1 時 48 分～午後 1 時 49 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**山田町長** すみません、先ほど私のほうから答弁させていただいた内容で、一部、足りない部分があったので、それも含めてご答弁させていただきます。

河野議員から③番の質問におきまして、「水道の水質・水道管工事・使用料等の各方面において議論できる仕組みづくり」ということで伺っておりました。

首長会議に出席している私の見解ということでございますけれども、大阪広域水道企業団首長会議につきましては、「大阪広域水道企業団規約」第 11 条におきまして、企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するための会議体として位置づけられております。私も町長に就任して以来、この首長会議には、本年の 1 月 23 日に開催されました令和元年度大阪広域水道企業団第 2 回首長会議を含めまして、6 度、出席をさせていただいております。

ご質問の「水質・水道管工事・使用料の各方面において、しっかりと議論ができる仕組み作り」ということでございますけれども、審議会などを設置し、本町の水道事業について、学識経験者や住民の代表の皆様方に様々な面でご審議をしていただくことは、大変意義あるものであるというふうには認識をしております。しかしながら、現時点では人員体制の不足などの課題も見受けられますことから、今後の検討課題の一つとして、しっかりと検討していく必要があるものとは認識をしております。

なお、先ほども申し上げたとおり、私自身も島本町の自己水をしっかりと守っていくということは必要であるというふうには感じておりますし、また、それについては住民の皆さんの中でしっかりと合意形成を図っていく必要があると感じております。また川口町長同様、そういった立場で臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 先ほど質問しております「水道事業ビジョン」に移りますが、この「水道事業ビジョン」アンケート結果を受けて、町長及び上下水道部における「気づき」や感想を述べていただきたい。⑤の質問です。

**上下水道部長** 次に、「『水道事業ビジョン』アンケート結果を受けての『気づき』について」でございます。

今回、「島本町水道事業ビジョン」策定のためのアンケート調査を、一般用途（大沢地区特設水道を除く口径 20 ミリ以下）で水道をお使いの皆さまの中から、無作為に抽出した 2 千人を対象に実施させていただき、本町水道事業の現状と課題、将来像に対する様々なご意見・ご感想をいただくことができました。

主にいただいた意見において、水源や水質、料金や経営、お客様サービスについての内容も多くございましたが、その中でも、水道の将来に関する質問「あなたが今後の水

道事業で特に重要と思うことは何ですか」の項目において、「安全で安定した水道水の供給」が84.1%と最も高く、次いで「地震などの災害に強い水道施設の整備」が58%という結果が得られました。この結果から、住民の皆様の防災意識の高揚が感じられ、水道水の安定供給の重要性を再認識したところでございます。

今後、管路など水道施設の老朽化や、技術の継承、技術者の不足、人口減少に伴う給水収益の減少などの課題が予測されますが、このアンケート結果を踏まえ、様々な対応策など、持続可能な水道事業の運営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 続きまして、⑥の質問です。アンケートに寄せられた自由意見、これは60ページにありました。「水源、水質、安全性、料金設定や、なぜ名水百選に選ばれているか？など、広報しまもとに詳しく掲載して欲しい」、これはほんとに非常にまっとうな、すぐに見える対応だと思っております。見解を求めます。

**上下水道部長** 次に、「アンケートの自由意見への対応、広報しまもとへの掲載について」でございます。

直近では、平成29年6月号の広報しまもとにおいて、水源から水道水ができるまでの工程を、特集として写真付きで掲載させていただきました。今後とも、水源、水質、料金設定など本町の水道事業について、広報しまもとを通じ、適宜PRに努めてまいりたいと考えております。しかしながら、広報誌では、掲載できる情報も限られておりますことから、通年、水道週間である6月1日から7日に大藪浄水場を一般開放し、現場で勤務する職員が疑問に直ちに答える場を設けているところでございます。

「名水百選」につきましては、全国の名水のうち、保全活動や保全状況などを踏まえて環境省（当時環境庁）が認定しており、「離宮の水」は、昭和60年7月に大阪府内で唯一選ばれております。これまでも広報しまもとでも特集するなど、適宜PRを行っておりますが、今後とも様々な媒体を活用し周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** ⑦2020年度水道週間が中止になったことは残念ですけれども、コロナ後の世界、日本を思うとき、浄水場へ直接来場できなくても、地下水涵養、井戸掘削・汲み上げ、浄水の手法などを、画像や動画によって説明する。建物や場所を取らずにできること。ホームページなど通じ配信し、家庭や学校において活用していただけるものを作成できないでしょうか。すでに学校授業の施設見学会や、毎年の水道週間で作成されている資料、動画、画像などの存在、蓄積はあると私は思っています。新たな負担をせずにと確信しておりますが、見解を求めます。

**上下水道部長** 次に、「町の浄水場施設の発信について」でございます。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、多くの方が集まるイベントについては可能な限り自粛が望ましいことから、通年、実施しております水道週間で

の大藪浄水場の一般開放につきましても、やむを得ず中止とさせていただきました。

上下水道部といたしましては、文書や写真等ではなく、実際に水道水の製造過程を見ていただき、利き水を体験していただける水道週間での大藪浄水場の一般開放を通じて、来て・見て・知っていただき、さらに疑問に上下水道部職員が直接答えることによって、本町の水道事業について理解を深めていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

**河野議員** ⑦について、再質問をいたします。小・中学校や研究者、市民や自治会などの任意の組織の依頼などを受けて、浄水場見学や地下水汲み上げなど水道の仕組みを説明する、そういった機会を設けられてきたと思いますが、上下水道部において過去10年ほどで、それはどのくらいありましたか。

**上下水道部長** それでは再質問について、ご答弁申し上げます。大藪浄水場の見学につきましては、水道週間期間内の一般開放のほか、町内の全小学校の4年生を対象に、通年実施しております。また、自治会長連絡協議会の研修や環境団体等からの依頼によりまして、過去10年間で約40～50回程度を実施しております。

以上でございます。

**河野議員** 広報しまもとで連載、キーワードを解説する、寄稿文を載せる、住民アンケートなども載せる。また浄水場の掲示板を今、作ってくださっております。ここに拡大版の情報を貼り付けるなど取り組んでいただきたいと考えております。今年度末には策定されると言われている「水道事業ビジョン」策定までに、出前講座や見学、少人数での見学や資料提供、DVDの貸出などが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

**上下水道部長** それでは、ご答弁申し上げます。

広報しまもとや大藪浄水場の掲示板の活用につきましては今後検討することとしており、浄水場内の見学につきましては、少人数であっても新型コロナウイルスの感染拡大が完全に終息したわけではないことから、見学者や浄水場関係者への感染リスクなどを考慮し、実施の予定はございません。また、出前講座や資料の貸出につきましては、団体などから要望がございましたら、随時検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 上下水道部に対する質問そのものは、これで最後となりますが、町長としては、これまでメリットばかりを広報されてきた水道事業の経営統合については、1月23日の首長会議での論議、先行自治体からの発言から島本町が何を学んだのか、伺いたかったところですが、まず、その辺の質疑としては十分とは思っておりません。この点は、町長独自の困難な課題、技術の継承や職員の養成については、今後、引き続き質問していきたいと思いますが、1問目としては最後の⑧番に移ります。

「島本町はおいしい地下水を水道水に使用していることを、もっとアピールして欲しいです。この思いを持つ町民は多いと思います。」、これは「水道事業ビジョン」アンケートの70ページに載せられていた声でした。例えば名水サミットが毎年開催されていますが、島本町の今後の参加をはじめとする積極的な関与、自己水名水を持つ意義、サミットの情報などを住民と共有し、願わくば島本町に誘致する活動を期待するものです。見解を伺います。

**都市創造部長** 次に、「名水サミットの誘致活動」について、ご答弁申し上げます。

名水サミットの主催者である「全国水環境保全市町村連絡協議会」は、昭和60年に当時の環境庁が名水百選を選定したことを契機として、名水百選の所在する市町村が連携し、水環境保全の推進と水質保全意識の高揚を図ることを目的として設立されております。その後、選定された平成の名水百選が所在する市町村を加え、現在176の市町村が会員となっており、毎年、名水の地で、全国大会並びにシンポジウムが開催されております。昨年度は、令和元年10月5日及び6日に、鹿児島市において本協議会及び鹿児島市が主催となり、県外からは55名の参加があり、本町におきましても本協議会が発行するサミット開催に関する報告書の情報提供を受けるなど、活動状況については把握しているところでございます。

サミットの誘致活動についての町の見解でございますが、全国大会の開催となることから、誘致により一定のPR効果はあるものと考えておりますが、サミットの開催地の幹事市は、その年の本協議会の事務局を担うこととなり、また予算措置も伴うなど、新たな行政コストも必要となることなどから、費用対効果等を考慮し、現時点におきましては、サミット誘致活動や全国大会への参加の意向はございません。

なお、本町といたしましては、住民の皆様には誇りと愛着を持っていただくとともに、町外の皆様には本町を知っていただくために、名水百選「離宮の水」をはじめ、本町の貴重な地域資源である名水に関する情報など、様々な機会を通じて、島本町の魅力をPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、コロナ禍と言われている状況の中で、こういった全国から来られるようなイベントを開催するということが現実的ではないということとか、望むべくもないということも承知のうえで質問しておりますが、昨年開催された鹿児島市は市政130周年とあわせて開催されたと聞き及んでおりますので、ぜひ島本町は町政100周年、20年後ぐらいを目途に、いろんなことが解決して誘致できたらいいなど、そのぐらいの見通しを持って、町長にはまた取り組んでいただきたいということを求めて、次の質問に移ります。

3番目を2番目とします。「間に合わない自営業・商店街へのコロナ対策」と題して質問します。

①大阪府の休業要請支援策、5月末ですでに締め切られています。島本町の独自支援

策の申請給付状況を伺います。

**都市創造部長** 次に、「大阪府休業要請支援金及び島本町中小企業等緊急支援金の給付状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、大阪府休業要請支援金の対象となっております法人 12 事業所、個人事業主 98 事業所のうち、すでに申請されている事業所が法人 6 事業所、個人事業主 73 事業所となっております。また、6 月 18 日現在で支給が完了している事業所としましては、法人 2 事業所、個人事業主 22 事業所となっております。一方、島本町中小企業等緊急支援金の給付状況でございますが、6 月 19 日現在で、法人が 29 事業所、個人事業主が 24 事業所となっております。

以上でございます。

**河野議員** 多くの方が申請されているということがわかりましたが、持続化給付金、国のと併せて、申請してから 1 ヶ月にわたり、また給付がされていないということの実態なども、今、明らかになったと思っております。

続きまして、こういった状況を受けながら、今、高槻市や近隣が実施しております借入要件不要の応援給付金のようなものが急がれている、こういったものが喜ばれていると聞いております。島本町での検討状況を伺います。

**都市創造部長** 続きまして、「新たな給付金の検討状況について」でございます。

今回、本町がコロナ対策支援として新設した中小企業等緊急支援金につきましては、真に支援を必要とする事業者に対し給付することを目的としており、コロナの影響を受け大変厳しい状況下であっても、融資を受けてでも事業を継続する事業者に対し支援していこうという理念のもと、本制度を創設したものでございます。本町の支援金制度につきましては、現在、相当な時間を要している融資の審査に通ったかどうかではなく、金融機関に融資を申し込んだ時点で本支援金の申し込みが可能となっていることから、給付における要件も一定緩和しており、また迅速な支援が可能であると考えております。この点においては、議員ご指摘の支援金制度とは多少の差異があるものと認識いたしております。

なお、事業者向けのさらなる支援策につきましては、現在、国や大阪府、近隣自治体などの状況を注視しているところであり、より効果的な支援につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 先ほど言いました国の給付金や大阪府の休業要請給付金の受付や取り扱い経過が不親切であるというような、一部、商店の方の声も聞いております。取り扱い経過が、今、どのような状況に行っているのかわからないと、いつ振り込まれるのかわからないと。当初、国のほうの予定は 2 週間とか、そういうことをおっしゃっていたわけですが、そのとおりになっていないということになります。この 6 月中に、大阪府のほうも支給さ

れるのかの見通しが立っていない、ということが明らかになっているのではないかと思います。

休業要請外支援金も始まっておりますが、これで網羅されたと言えるのかということがありますが、その点は私の意見として述べさせていただいて、もう1点、駅前の商店街や個人事業主、フリーランスなどに不備があると思われる国民健康保険の傷病手当について、伺います。

③です。第2・第3波を想定しますと、国民健康保険事業の傷病手当金制度もフリーランス、自営業者対応が必要であると考えますが、想定される必要財源額、検討状況などを伺います。

**健康福祉部長** それでは、「自営業・商店街へのコロナ対策について」のうち、「国民健康保険の傷病手当金制度」について、ご答弁申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国内でのさらなる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備する観点から、国が緊急的・特例的な措置として、傷病手当金の支給に際し財政支援が行われることになったものでございます。

国民健康保険には様々な就業形態の方が加入しておられ、自営業者等は被用者とは異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であることから、所得補償として適切な支給額の算出が難しいなどの課題が従来から指摘されております。そのため本町におきましても、自営業者の方々に対して給付するための必要財源について見込むことは困難な状況でございます。自営業者等の方に対しましては、持続化給付金等、事業者の規模に合わせた事業者支援の枠組みが用意されておりますので、現在のところ、傷病手当金の対象拡充については予定いたしておりません。

以上でございます。

**河野議員** この点については過日の臨時議会で条例提案がされまして、今までなかった、かつてない制度が確立されたということは十分承知しておりますが、今、申し上げた自営業者、またフリーランスの方には該当しないという意味では、私自身は、やはり憲法第25条で言う国における社会福祉、社会保障、公衆衛生の場面において、国が努めなければならないという25条の観点からいくと、これは国が率先して、全国自治体に均等にお金を出すということを言いながら条例制定を求めていくという流れが一番大切だとは思っておりますが、その点について、先ほど都市創造部からの答弁もありましたように、駅前商店や自営業者の方々への様々な給付金が十分に行き渡っていないという中で、健康管理、そして健康上不安なことがあっても通院するのが怖い、あるいは検査が受けられない。そういった方々に感染症にならないために、あるいは感染症になってもすぐに休んでいただけるための公衆衛生の観点で、傷病手当を求めているものです。

この点については、引き続き、この町議会でも議論をしていきたいということを申し

上げまして、2点目、3点目にまいります。

「コロナ禍の介護・福祉事業所への感染症相談や対策への支援」を伺います。

日本共産党町会議員・河野恵子より、3月10日、4月14日に「新型コロナウイルス感染症対策 抜本強化を求める」、第1次、第2次にわたる緊急要望を提出いたしました。町長はじめ各部局との意見交換も行っておりますが、この要望書を作成した当時は、国による検査体制の整備、休業と補償を一体にした支援策は皆無に等しい状況であったと記憶しております。

中でも、国・府とも休業要請の対象にならず、かつ3月～5月、3ヵ月間外出自粛が出ているにも関わらず、検査体制は全く追いつかず、基礎疾患のある高齢者をはじめ29、50人定員で運営する町内の介護特別養護老人ホームをはじめ、各デイサービス、訪問介護に従事する職員さんは、連日、薄氷を踏む思いで勤務をされ、家族との接触も避け、勤務先近くに宿泊する。しかし、咳、37.5度以上でも、PCR検査をすぐ受けるなど望むべくもなく、利用者への感染を懸念するあまり退職してしまう、自発的に休暇を取るなどの状況も生まれています。現時点において、医療関係者に行われている危険手当が、介護・福祉現場には講じられていないと感じております。

そもそも介護報酬は、過去6回の改定において、2009年度だけが実質プラスになっただけで、あとはずっとマイナス改定であり、もともと介護は削られ続けたところに、このコロナ禍が追い打ちをかけていること。このまま推移すれば、介護崩壊とも言える事態も想定され、質問いたします。

①点目です。介護・福祉事業者の関係の要望は、マスク、消毒剤、防護服の提供支援や、障がい者施設は日額報酬の算定になっているため影響が出ることが懸念される。調査し、影響が出る場合は、何らかの対策を講じること。この点をはじめ計5項目を緊急申し出で提出をしております。

現在までの島本町の対応状況及び国・府において対応すべき、あるいは対応され、すでに町内事業者には支援が届いているのかどうかについて、答弁を求めます。

**健康福祉部長** それでは、「介護・福祉事業者への感染症相談や対策への支援」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「介護・福祉事業者への支援について」でございます。

高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクが高いと言われており、マスク等の入手が困難な状況が続いてきたことから、本年4月には、68の介護・福祉事業所に、町が購入した不織布マスクを配布いたしました。また5月末には、国から大阪府を經由して、高齢・障害・児童の社会福祉施設・事業者向けのマスクの分配があり、町内の介護・福祉事業所へ、こちらも配布をしております。

今後の予定といたしましては、また国から高齢・障害・児童の社会福祉施設・事業者向けのマスク、あと防護服等が配布される予定でございますので、順次、町内の介護・



福祉事業者に配布していきたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** その中でも、障がい者拠点施設のショートステイや介護支援などをやっておりますが、新規利用者控えや感染症対策の徹底のために、自発的休業されているというような実態はどうでしょうか。2019年、前年比または外出自粛要請の前後などで件数の動向、比較などについて、把握をされている範囲で答弁を求めます。

**健康福祉部長** 続きまして、「介護・福祉事業所の実態について」でございます。

障害者拠点施設につきましては、三つの密（密接、密集、密閉）を避けるための取り組みを講じつつ、継続して対応いただいております。ショートステイの利用人数及び利用日数を見ますと、1月が20人／153日、2月が22人／179日、3月が19人／167日、4月が15人／123日、5月が14人／137日となっております。3月以降の利用人数、利用日数が若干減少している状況でございます。

また、介護保険制度において、サービスを利用される際にはケアプランの作成が必要であり、そのケアプランを作成する居宅介護支援事業所を決定した場合には、保険者に届出を行うこととなっております。令和2年3月からの在宅サービスにおける新規ケアプランの届出件数におきましては、3月が20件、4月が30件、5月が11件の合計61件となっておりますが、昨年の3月から5月では合計68件となっておりますので、新規届出数が若干減少している状況でございます。

さらに、本町に指定権限のある事業所のうち、地域密着型通所介護の1事業所におきましては、4月20日から5月6日まで休業したことを把握いたしております。

以上でございます。

**村上議長** 時間が、あとちょっとです。

**河野議員** ③です。「第8期介護保険事業計画」のアンケートを取られていると思います。この間、新型コロナウイルス感染症の影響なども出ているのではないかと思います。その点、特徴があればお示してください。

**健康福祉部長** 続きまして、「『第8期介護保険事業計画』のアンケートについて」でございます。

介護保険におきましては、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定める必要があり、計画の策定にあたりましては、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握したうえで、これらの事情を勘案して作成するよう努めることとされております。そのため、65歳以上で要介護認定を受けていない方1,000人に対しまして、地域課題を把握することを目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、また要支援・要介護認定を受けている方300人に対しまして、介護サービスのあり方を検討することを目的とした「在宅介護実態調査」を実施いたしました。

この二つの調査は、いずれも調査期間を令和2年2月17日から3月13日までとして

おり、期間の一部がコロナウイルス感染症の蔓延について注意喚起されていた時期でもあることから、外出や行動において普段とは異なる状況にあったことが想定されるところでございます。

アンケートにつきましては、現在、集計中でございますが、「去年と比べて外出の回数が減っていますか」「この一カ月間、何人の友人・知人と会いましたか」「現在介護保険サービスを利用していますか」等、影響が想定される設問について確認しましたところ、外出を控えたり、大人数で人と会ったりする機会が減少傾向にある項目もあったものの、特徴的な傾向と言えるほどのものは見られませんでした。

なお、アンケートの対象者は無作為抽出であるため、前回のアンケートと同じ方々にご回答いただいたわけではないことから、単純に比較できませんが、引き続き集計作業及び分析を進めてまいります。

以上でございます。

**河野議員** 最後の質問になります。確かに、第8期のための介護保険のアンケートですし、ただ、第7期の「介護保険事業計画」の最終年度を迎えるにあたって、今回の自粛や、様々なことに伴う影響においては対策を講じていただきたいと思っております。休業補償など皆無に等しい介護支援事業所などが、感染症対策として一定期間の休業を判断された際の支援も、両方見ておく必要があると思えます。

介護事業所が倒産、廃業の危機に直面しているとして、これは全国の話ですが、過日、5月25日、国に対して、経営・利用者・労組の7団体が初の共同行動を取られまして、介護崩壊を防ぎ、介護を受ける権利と、介護事業者を守れと求める緊急の政府要請を行っていただいたと新聞報道で聞いております。国の第1次補正での措置がされていない中での要望です。その大きな1点目は、前年の実績に基づいた介護報酬の概算払い、2点目は防護服の確保・供給を国の責任で行う。この2点を要望されていますが、この点について、まだリアルには私の手元には伝わってきておりません。

そこで、今、市町村は介護報酬支払いを見込んで財政を組んでいます。これが第7期の「介護保険事業計画」の財政であります。介護が減った場合、支払わないとなると、市町村の介護保険会計には黒字として積み上がり、一定期間後には国に返納となるだけだと、この要望行動でも指摘がされたと聞いております。介護ヘルパーは感染源になりたくないという人も、休日も散歩に出ず、常に緊張状態が続いておられる。また、これは島本町でも同様のことが起こっていると推察いたします。国・府に対し、報酬の概算払いの要望を徹底して行うとともに、訪問介護の防護服などの配付支援など、島本町の自治体として検討すべきことではないかと考えますが、今、現時点で考えておられることがありましたら、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 再度のお尋ねでございます。今回の国の2次補正におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の介護分が計上されておまして、事業者支援

につきましては、都道府県が実施主体として設定をされております。その中で、感染症対策に要する必要物品の購入等にかかります費用につきましても支援される予定となっておりますので、本町といたしましても、大阪府の要請があった際には協力体制を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、ご答弁をいただきまして、それがほんとに心待ちをするというか、間に合うのかという思いも持っておりますが、2009年に新型インフルエンザ感染症の際には、府知事より1週間の休業要請がされていまして。島本町議会第4回定例会では、不十分ではありましたが、国の交付金を活用し、町の負担分を補助、休業補償されています。

今回のような1ヵ月以上の緊急事態宣言や外出自粛などの最中、検査・治療体制も確立されていない中において、開業を続行されている事業所の緊迫感、また休業された事業所の経営上の問題など、引き続き細かく実態把握をされることを強く要望し、一般質問としては、これで終わらせていただきます。

**村上議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時22分～午後2時35分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

**岡田議員** まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっていただいております医療現場の最前線に立つ医療従事者の皆さん、本当にありがとうございます。お礼申し上げます。

また、私は今回、冒頭に「避難所の感染症対策」について、一般質問をさせていただきます。そして、この質問するにあたりまして、総務部危機管理室担当者の皆様、本当にいつもありがとうございます。前任の担当者の方からお聞きいたしましたが、台風等のときには、常に携帯をしっかりと手から離さない、そしてお酒を飲むこともできない、このように訴えていらっしゃいました。いつ何が起きるか、いつでも飛び出せるような、そのような体制で毎日暮らしております、このようなことをお聞きいたしまして、本当に危機管理室の担当者の皆さんは、毎日毎日が心の安まることができない、そういう部署の担当者なんだな、そのとき、そのように私は思いました。本当に頭が下がる思いでいっぱいでございます。

まず、私は1点目の質問にあたりまして、新型コロナウイルス拡大の第2波が懸念される中、本格的な雨の季節を前に、豪雨災害など発生した場合、避難所は不特定多数の住民が密集し、高齢者の割合も高く、密集・密接・密閉の3密が発生しやすく、感染リスクが高い、集団感染をどう防ぐのかが課題となってくる。政府は、国や自治体の実施する災害対策を示した「防災基本計画」を改定し、感染症の観点を取れ入れた対策が必

要と明記しています。また、6月8日付けで政府は自治体に、災害に備えて避難所の運営訓練を行う際に、新型コロナウイルスの感染防止策をどのように講じるかを指針にまとめるよう、文書で通知もされていらっしゃると思います。

これらを踏まえまして、島本町では「避難所運営マニュアル 感染症対応版」を作成されたのでしょうか。お伺いいたします。

**危機管理室長** それでは、岡田議員からの一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、「避難所の感染症対策について」でございます。

令和2年6月8日付け内閣府、消防庁、厚生労働省連名の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」につきましては、大阪府より情報提供をされており、訓練の実施について検討しているところでございます。

本町での避難所運営の検討といたしましては、令和2年5月21日付け府政防第939号他「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」をもとに、具体案の検討、備品の購入等を進めております。また、避難所の開設・運営について一定の方針を定め、受付場所や備品の配置等を含め検討しているところでございます。

現在、国土交通省近畿地方整備局の呼びかけにより、茨木土木事務所、北摂の4市1町を主な構成員とする三島地域広域避難検討ワーキンググループの中に「感染症蔓延下の災害対応ワーキンググループ」を立ち上げ、ウェブ会議により、二度のワーキンググループを開催しております。この会におきましては、感染症蔓延下における分散避難ガイドラインの策定や、避難所の設置・運営訓練の実施等について検討しているところであり、本町ではこれらの動向も見定めて、避難所の感染症対策についてマニュアルを作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** ②問目の質問に入ります。人口約2,400万人に対して感染者443人（6月8日現在）です。新型コロナウイルスの封じ込めに成果をあげる台湾の対策に、世界が注目しています。成功の要因は、2003年にSARSの感染拡大を経験したことがあげられます。連日増え続ける発症者、集団院内感染、病院の強制封鎖、台湾中が不安に覆われました。今回、台湾で新型コロナウイルス感染が初めて確認されたのは、1月下旬です。過去の教訓を活かし、政府は即座に様々な対策を講じました。これは新聞の報道で拝見しました。

今回、島本町では住民の協力もあって、現在まで感染者が確認されていません。このことから、緊張感を持って避難対応できるのかどうか、課題ではないでしょうか。先ほどおっしゃいましたマニュアルの作成は、いつ頃になるのでしょうか。

**危機管理室長** 国のガイドラインや、大阪府の避難所運営マニュアル作成指針を参考に、本町の避難所ごとの感染防止策を含めたレイアウトを作成いたしましたので、それらをもとに、当面の災害時には対応することといたしております。最終的には、先ほどご答

弁いたしました「感染症蔓延下の災害対応ワーキング」で検討しております成果が、7月中旬を完成目標に進められておりますので、その内容を踏まえ、できるだけ早い時期にマニュアルとして取りまとめを行いたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 備蓄が必要と考えられますリスト、そして、現在不足しているという備蓄品は、どのようなものがございますか。

**危機管理室長** 「新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要になる備品」として、マスク、消毒液、段ボールベッド、非接触式体温計、空気清浄機、フェイスシールド、レインコートを含む防護服、使い捨てのゴム手袋が考えられます。また、不足している物といたしましては、段ボールベッドや、現在、購入に向け手続きを進めておりますマスクや手指用のアルコール消毒液、空気清浄機があげられます。

以上でございます。

**岡田議員** ④問目の質問です。6月の臨時議会で、地方創生臨時交付金から、町単独防災活動支援事業の中で段ボールベッドを要望し、担当者のほうから購入すると答弁をいただいておりますが、段ボールは湿気を含むと紙が柔らかくなります。この段ボールベッドは、どのような形で備蓄するのかを含めまして購入方法をお聞かせください。

**危機管理室長** 「段ボールベッドの備蓄方法」につきましては、各小・中学校の防災倉庫は高温多湿になることが避けられず、議員のご指摘のように段ボールベッドは長期保管には適しません。購入後の段ボールベッドにつきましては、ふれあいセンターなどの条件の良い場所で保管のほうを考えております。

次に、「購入方法」につきましては、納期・サイズなどの仕様を提示して徴取した見積書を比較して、納入業者を決定することを考えております。また購入数量につきましては、長期の備蓄が難しいことから、避難想定的人数分ではなく、過去の風水害時等の避難者数をもとに購入することを考えており、不足分につきましては、段ボール事業者との協定などにより、災害時に必要分を届けてもらえるような仕組みづくりについて検討しているところでございます。

以上です。

**岡田議員** ⑤番目の質問に入ります。避難者が避難所に到着しました際に、「健康状態の把握」は、何人で、誰がされるのでしょうか。「避難者台帳、または健康チェックシート」は島本町では作成されますか。

**危機管理室長** 例年でありましたら、各避難所には各時間帯2名を配置して、設営・受付などの対応をすることといたしておりますが、新型コロナウイルス感染症蔓延下での対応になりますので、議員ご指摘のような健康状態のチェックや、発熱や風邪症状のある方とない方の居室を分けるなどの対応が必要でありますことから、職員4人を配置することを考えております。また、体調の悪い方につきましては、別途、保健師等により健

康チェックを考えているところでございます。

避難者台帳は例年と同じものを使い、それとは別に、府の指針に健康状態についてのチェックシートが示されておりますので、これを活用したいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。新聞等見ますとね、実際、訓練をされている自治体の首長さんの話によると、やっぱり2人、3人でしたけれども、とつてもじゃないけれども、コロナウイルスでの対応ということになれば、その人数では足りないということがよくわかりました、というのが、各自治体の訓練されていた首長さんの話では、そういうようなことを言われておりましたので、4人ということをお聞きしましたが、それで足りるのかなどうかなっていうのも、ちょっと心配もしておりますし、たくさんの方が来られると、やはり3密になる心配もあるのじゃないかなということもありまして、そういうことを踏まえれば、こういう小さい自治体では人数も足りないというのか、ほんとに担当者の人数は大変かと思うんですけれども、一度また訓練されたときに、ほんとにこの4人でいいのかどうかというのも、ちょっとチェックする必要があるのじゃないかなというふうに私は、訓練されたところの首長さんの話を聞いて、そのように思っております。

それで、発熱、また咳などの症状のある人の専用ゾーンというのは、ちょっと一般質問のことで担当者のほうと話し合いをさせていただいたときには、きちんと図面も描かれて、専用ゾーンというのが設けられておりましたが、はっきりと、またここで、再度答弁していただけたらありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**危機管理室長** まず、避難所の配置人員ですけど、一応4人と言ってますけど、またこれから訓練を通じまして、必要に応じて適切に対応したいというふうに考えております。

それと、小・中学校の避難所におきましては、体育館の体育室を一般の方の居室として、校舎の空き教室や学童保育室などを発熱や風邪症状のある方の居室にして、分散することで、一応考えております。また、ふれあいセンターでも同様に、健康な人と症状のある方については、それぞれ滞在ゾーンをトイレも含め区分し、動線についても重ならないようなレイアウトを定めているところでございます。

以上です。

**岡田議員** ありがとうございます。国の新たなマニュアルでは、学校の避難所、教室では1教室10人以上の滞在を不可としております。また体育館を開放する際も、スペースは1人当たり3㎡、隣の家族の距離は2mの確保、避難者同士が対面にならないようにというようなことがしっかりとされておりますが、町が保有しているテントがあるということを知っておりますが、どのようなときに利用されるのか。また、町民何人を受け入れることができるのでしょうか。

**危機管理室長** 各小・中学校の防災倉庫に保管しておりますメッシュテントについては、就寝時だけではなく、日中にも他人の視線を遮蔽することができますので、それにより、

楽な姿勢で過ごしていただき、少しでも快適に滞在していただくことを考えて導入したものでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止にあたっては飛沫防止の効果もございますので、パーティションの代替として使用できると考えております。

収容人数につきましては、通常は1台で2人の収容としておりましたが、このテントの中の面積は約4㎡ですので、国のガイドライン等を参考に、1人ずつの収容として運用のほうをいたします。保有基数から対応できる人数は240人分でございます。参考といたしまして、これまで町の避難所で収容した最大の人数は158名でございますが、これは平成30年大阪北部地震の際の帰宅困難者が多く占めているデータでございます。同年9月の台風24号の際には、80名を収容いたしております。

以上でございます。

**岡田議員** 避難のあり方が変化しつつあるようですが、自動車を使った「車内泊避難」は、エコノミークラス症候群の危険性が指摘されておりました。新型コロナウイルス感染拡大で、避難所の密集を避けるため容認する自治体もあり、地図に、その場所を明記し、駐車場とかグラウンドなどを開放しております。島本町は、このことをマニュアルに入れることは考えていらっしゃいますでしょうか。

**危機管理室長** 車中泊につきましては、内閣府が示す分散避難のフローチャートにおきましても、車中泊や屋外用テントを利用する青空避難も一つの選択肢として明示されているところでございます。

本町におきましては、収容台数の多い駐車場が少なく、また駐車場が確保できる場所であっても浸水区域にあることや、河川敷にあるなど、まとまった車中泊が可能な場所は限られることとなります。マニュアルのほうには、車中泊を求める避難者には学校や公園のグラウンド等を使用することや、その際には避難所等に物資を運ぶ車両の動線を考慮することなどの事項を掲載することを考えているところでございます。

以上です。

**岡田議員** 町が避難を呼びかけたとしても、「安全な場所にいれば避難する必要がない」ことを知っていただくということも大切なことではないでしょうか。どのようにお考えですか。

**危機管理室長** 議員ご指摘のとおり、避難とは「難を避ける」ことであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はございません。新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえますと、避難される方につきましても、避難所内での感染リスク等を考慮していただく必要があるものと考えており、在宅避難や、親戚・知人宅への避難等について検討していただけるよう、町ホームページには内閣府の避難行動判定フローを掲載しております。また広報7月号においても、防災特集として同様の記事を掲載予定で、今後もハザードマップの配布時、出張講座の機会等に、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** よくわかりました。先日、このようなことが新聞に出てたんですけども、熊本地震で被災地になりました美里町というところらしいんですけども、1日の降水量が150ミリ、5月16日ということでした。朝9時から夜8時まで避難準備、また高齢者等避難開始を発令したそうです。5カ所、避難場所を設けたそうなんですけど、この5カ所とも、避難された方はゼロだったということが新聞に出ておりました。

やはり、皆さんが避難をすることは大事なことなんだけれども、でも、コロナのことが怖くて避難をしないというような、そういう住民さんが多いのではないかなというふうに思いますので、今、最後の質問になりましたけど、避難しなくてもいいような場所に住んでいらっしゃる人に関しては、できるだけ家で、安全な場所におっていただくとか、そういうことをしっかりと周知されることも大事ではないかなというふうに思いましたので、その辺、またホームページ等に出すということも聞いておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、大阪府の「三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転」について、質問させていただきます。

高槻市、茨木市、摂津市、島本町の3市1町の間において、三次救急医療の移転が円滑に実施できるよう、「進捗状況と財政支援の確認」について、どのようになっていますでしょうか。また、今後のスケジュールをお聞かせください。

**健康福祉部長** それでは、「大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転」について、ご答弁申し上げます。

まず、大阪府三島救命救急センターにつきましては、平成30年5月に学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府、3市1町——これは高槻市・茨木市・摂津市・島本町でございますが——におきまして、移転について合意に至り、移転場所を大阪医科大学附属病院とし、移転後の運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とすることになっております。移転時期につきましては令和4年度を予定しており、円滑に移転できるよう、令和元年10月には、大阪府、3市1町及び学校法人大阪医科薬科大学において、移転に関する財政支援の内容について合意に至り、現在は大阪府三島救命救急センターと学校法人大阪医科薬科大学で、相互の医療環境を理解するための人事交流や会議を行うことで連携を図りながら、移転に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、高槻島本夜間休日応急診療所につきましては、高槻市の市有地である八丁西町に所在する弁天駐車場敷地へ移転することが決定しております。移転時期につきましては、大阪府三島救命救急センターの大阪医科大学附属病院への移転時期に遅れないよう、令和5年4月の移転を目途としており、施設につきましては、高槻市から、財政負担の



軽減を図るため、民間活力による整備手法を検討すると聞き及んでおります。

本町といたしましては、大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転が円滑に実施できるよう、引き続き、関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** ②点目の質問です。「大阪府三島救命救急センター移転の財政支援」は、3市1町が総額を、10年間で45億円を上限として支援することとしていますが、それ以上の負担はないのでしょうか。例えば、建設費、医療機器、備品等、補助金は一切出さないのでもいいのでしょうか。

**健康福祉部長** 令和元年10月18日付けで、大阪府、3市1町及び学校法人大阪医科薬科大学において、大阪府三島救命救急センターの移転に関する財政支援について合意に至っております。その中で、3市1町は移転にかかる費用及び運営費の支援の総額を10年間で45億円を上限として支援することとしておりますことから、建設費、医療機器、備品等を含めまして、3市1町が負担する総額の上限は10年間で45億円であると認識しております。

以上でございます。

**岡田議員** それでは、「島本町の負担割合」は幾らになりますか。

**健康福祉部長** 「負担割合」についてのご質問でございます。

総額を10年間で45億円を上限とした支援額に関わる各市町の負担割合、また各年度の負担額等につきましては、現行の大阪府三島救命救急センター運営経費にかかる負担協定書に基づく均等割として5%——これは本医療圏域に救命救急センター1カ所でございますので、3市1町が平等に負担をしております、その均等割が5%。人口割といたしまして10%。これは3市1町の人口規模に応じた負担割合でございます。あと患者数割85%といたしまして、これは来院実績に応じた負担割合となっておりますが、そういった負担割合を参考にしながら、今後、協議することになっております。

以上でございます。

**岡田議員** 大阪府を入れて3市1町で、合意の証というか、10月18日付けで確認書を作成されていますね。この確認書の中には、「定めないこと」とか「疑義が生じた事項とは」というようなことが文言書かれておりますが、これは例えば具体的にはどういうものを指すのでしょうか。

**健康福祉部長** 確認書についての再度のご質問でございます。具体的に合意に至った内容といたしましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、3市1町は移転にかかる費用及び運営費の支援の総額を、10年間で45億円を上限として支援すること、また大阪府は医療提供体制推進事業費補助金交付要項等及び当該補助金等にかかる府の交付要領等に基づき支援する、というふうな形になっておりますので、これらの内容以外の事項や、

これらの内容について疑義が生じた事項につきまして、別途協議することになるものと認識をしております。

以上でございます。

**岡田議員** そのような状況の中で町は署名をされているんですが、この署名されたことに関しまして、町の負担はどれぐらいかかるのかということをお約束をされたというのか、想定して、署名に捺印をされたということになるかと思うんですが、そのときはどれくらいを想定されていたのでしょうか。

**健康福祉部長** 町の「負担割合の想定」についてのご質問でございます。

現在、3市1町から三島救命救急センターへは年間で4億5千万円、補助金を支出しております。その10年間分である45億円が支援額の総額というふうになったものでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、各市町の負担割合や各年度の負担額等につきましては、今後、協議することになっておりますが、例えば本町の直近3年間の補助金の平均で見ますと、1年当たり約2,240万円、補助をしておりますので、それを10年間として計算いたしますと、10年間で約2億2,500万円前後になるかと見込んでおります。

以上でございます。

**岡田議員** それでは、ちょっと移しまして、高槻島本の夜間休日応急診療所ですね、現在のところの面積が狭いとか、駐車場の問題とか、いろいろあって、弁天駐車場、高槻市の土地かと思いますが、弁天駐車場に移転するということが決定されたとお聞きしておりますが、これは今現在の夜間休日応急診療所の悩んでいる問題、狭いとか駐車場の問題とか、いろいろあると思うんですが、この弁天駐車場に移転しました場合は、これは改善されるということで理解してよろしいのでしょうか。

**健康福祉部長** 「高槻島本夜間休日応急診療所の移転」についてのご質問でございます。

現在の高槻島本夜間休日応急診療所につきましては、耐震性が確保できておりませんが、また敷地面積も狭いということがございますので、現地での建て替えを実施することは困難でございます。また感染症の流行期におきましては、待合スペースが不足をして、車中で待機が必要となっているというような状況もございまして、駐車場も不足しているというような状況がございます。

これらの課題を解消するために、延床面積や駐車台数が現有施設よりも多く確保できることなどを条件に現地からの移転を検討いたしまして、高槻市の市有地である弁天駐車場敷地に移転することになったものでございますので、これら申し上げました課題については、一定改善されるものと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。この移転問題に関しまして救急医療の検討会を立ち上げられて、そこで話し合い、検討されて、現在に至っているかと思うんですが、これは両方が移転

完了しました後、この検討会というのはそのまま残って、また今後の話し合いとかも、この検討会でされるのか。この検討会は、移転後はどのような形で残るのでしょうか。

**健康福祉部長** 「救急医療検討会」についてのご質問でございます。

3市1町及び大阪府の担当職員で構成しております三島二次医療圏救急医療検討会につきましては、必要な救急医療を将来にわたって安定して提供するため、三島二次医療圏における救急医療の現状を分析いたしまして、課題を明らかにするとともに必要な検討を行い、医療圏における望ましい救急医療体制についての取りまとめを行うことを目的として、設置されたものでございます。

大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転後につきましても、こちらの検討会につきましては、必要に応じて開催されるものと認識しております。以上でございます。

**岡田議員** わかりました。じゃ、最後になりますが、ここで話し合われまして、大阪府の三島救命救急センターが医大のほうに移転されて、それに伴って、夜間休日応急診療所も同じような形で移転するということですが、この二つに関しまして、今後のスケジュールを教えてください。そしてまた住民さんが、いつからここを利用できるのか。そのスケジュールがわかれば、教えていただきたいと思います。

**健康福祉部長** 「移転に関するスケジュール」につきましてのご質問でございます。

現在、把握しておりますスケジュールにつきましては、すでに議員ご承知のとおり、大阪府三島救命救急センターは令和4年度、これは令和4年度の4月を目途として移転をいたしますし、高槻島本夜間休日応急診療所につきましても令和5年の4月を目途として、それぞれが現在必要な事務を進めているところでございます。

住民の皆様がご利用いただける時期につきましても、先ほど申し上げたスケジュールに沿って進んでいくのではないかと認識しているところではございます。また経過につきましては、議員の皆様にもご説明、またご報告させていただきたいと思います。本町といたしましても、これらのスケジュールが円滑に進みますように、引き続き関係機関と連携いたしながら、円滑に移転できるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

**清水議員** 通告に従い、一般質問を行います。

「若山台調整池A・Bの機能について」。

昨年は大きな自然災害がありませんでしたが、一昨年は6月の大阪北部地震、7月の豪雨、9月の台風21号等、多くの自然災害が発生し、本町においても家屋や公共施設、道路、山林などに被害が発生し、山林においては多くの爪痕が現在も残っており、復旧には至っていません。多くの自然災害を経験し、防災・減災への備えが重要であると、

多くの住民も気づかされたことと思います。

そこで、大雨対策について、雨水水路の整備状況、今後の整備予定や、一定雨水を貯留する若山台調整池について、質問を行います。

①主な雨水水路整備の状況について、伺います。

**上下水道部長** それでは、清水議員からの一般質問のうち、「主要な雨水水路整備の現状」について、ご答弁申し上げます。

現在、町域内における主要な雨水水路整備につきましては、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、過去に浸水被害が甚大であった地域におけます公共下水道雨水幹線の整備を優先的に実施しておるところでございます。

その進捗状況でございますが、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（2-10）の上流域にあたります百山・東大寺三丁目地区などを排水区域としております公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、現在、第2期工事及び第3期工事において、鋭意事業進捗に努めており、また、本雨水幹線上流部に位置する中溝水路や溝田水路との接続工事並びに除塵設備などの関連工事につきましても、本年9月までに工事着手し、令和3年3月の供用開始を目指しております。

一級河川水無瀬川の左岸地域における主要な雨水水路整備につきましては、今年度から、山崎一丁目・二丁目地区などを排水区域としております公共下水道山崎雨水幹線整備工事の着手を予定しております。

なお、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（2-6）と上牧新川水路との接続につきましては、現在、高槻市において、本年6月中の同雨水幹線への暫定流入開始に向け工事を実施していただいております、引き続き除塵設備等の機械設備を含めて、令和3年3月の完成を目途に取り組んでいただいております。

以上でございます。

**清水議員** 主要な雨水幹線ということで、以前より一般質問でも何度か言っていたんですが、五反田雨水幹線、来年の3月には完成、供用ということ。それと淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の（2-6）の接続点についても6月暫定流入開始、3月完成ということで、非常にありがたいと思います。

それでは、「雨水水路の今後の整備計画等」について伺います。

**上下水道部長** 淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点（2-6）と上牧新川水路との接続に関連して、平成28年に柳川雨水幹線外2幹線整備基本検討業務を行い、接続点（2-6）に関連する水無瀬・青葉地区等における水路整備の方針について、検討をいたしました。今後については、基本検討業務の検討結果に基づき、事業内容の精査、高槻市との協議など、事業の具体化に向け取り組んでまいりたいと考えております。1級河川水無瀬川左岸地域における雨水水路整備につきましては、令和7年度の完成を目

途に、公共下水道山崎雨水幹線の整備を進めてまいります。

今後も引き続き、本町域内の雨水対策については「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災安全交付金を活用しながら計画的に進めてまいります。

以上でございます。

**清水議員** それでは、公共下水道五反田雨水幹線、公共下水道山崎雨水幹線、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（2-6）の工事が完成した場合、雨水処理に関して、どのような効果が期待できますか。

**上下水道部長** 公共下水道五反田幹線の整備については、東大寺三丁目・四丁目地域の雨水を排除することによる当該地域の浸水防除及びその下流域に位置する広瀬一丁目・五丁目・水無瀬一丁目地区などの浸水被害の軽減に、公共下水道山崎雨水幹線の整備につきましても山崎一丁目・二丁目地域の浸水被害の軽減に、接続点（2-6）の接続については青葉二丁目地区などの浸水被害の低減に繋がるものと認識をいたしております。

また、公共下水道五反田雨水幹線の供用開始及び淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（2-6）への流入開始に伴いまして、次年度以降に、平成26年度に作成しました内水ハザードマップの更新及び全戸配布を予定いたしております。

以上でございます。

**清水議員** それでは次に、各雨水幹線接続点の「基準雨量、対応可能雨量」は幾らですか。

**上下水道部長** 本町域内の各雨水幹線、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点における計画降雨強度につきましても、10年確率の降雨で、1時間当たり48.4ミリといたしております。

以上でございます。

**清水議員** 時間当たり48.4ミリということで、それでは、若山台調整池下流の水路については、1時間何ミリ対応ができていますか。

**上下水道部長** 若山台調整池からの雨水排水の放流先となります高川水路につきましても、1時間当たり48.4ミリの降雨に対応できております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、対応可能雨量を大幅に超えると、どのような現象が起こるとお考えですか。

**上下水道部長** 計画降雨強度を上回る集中豪雨などにおいては、時間の経過とともに、内水氾濫による道路冠水や、低い土地などの家屋への浸水被害が発生する可能性があるものと考えております。また、放流先の河川の増水などの状況を把握し、内水氾濫以外の浸水被害に備える必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

**清水議員** 今回、雨水幹線、いろいろと完成するとはいうものの、設計降雨強度については10年確率雨量で1時間当たり48.4ミリという設計の水路しか造れていないので、次

に若山台調整池について、伺います。

「若山台調整池A・Bの役割」については、どのようなものですか。

**都市創造部長** 続きまして、「当該調整池A・Bの役割」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池の現状における役割といたしましては、突発的かつ継続的に降り続く降雨などの際、雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量を抑制する施設となっております。A調整池につきましては消防本部に隣接する場所、B調整池につきましては若山台団地の南東部にございます。

平成24年5月に本町で取りまとめを行った若山台調整池雨水等影響調査業務報告書において求めた各調整池の流域面積は、A調整池が9.68ha、B調整池が33.86haとなっております。当該調整池につきましては、集中豪雨への備えや、高川水路から淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続部での、若山台における雨水流出量を軽減する役割を果たしているところでございます。

以上でございます。

**清水議員** それでは次に、あの「若山台調整池A・Bの規模、面積」は、幾らですか。

**都市創造部長** 「若山台調整池の規模・面積」につきまして、ご答弁申し上げます。

A調整池の容量につきましては約1万6千 $\text{m}^3$ 、面積につきましては4,480 $\text{m}^2$ となっております。B調整池につきましては、容量が約4万 $\text{m}^3$ であり、面積につきましては1万4,200 $\text{m}^2$ の施設となっております。

以上でございます。

**清水議員** A、B、合わせて約1万8,700平米ということがわかりました。

それでは、「維持管理」はどのように行っているのですか。

**都市創造部長** 「当該調整池の維持管理」でございしますが、本町職員において、当該調整池内における土砂の堆積状況やオリフェス柵の点検を実施するとともに、当該調整池敷地内の除草作業を行うなど、日常的な維持管理を行っております。

以上でございます。

**清水議員** それでは次に、あの調整池は長年経過していると思うんですが、底にヘドロ等が溜まっていませんか。また、本来の貯留機能に影響はないのですか。

**都市創造部長** 当該調整池の「土砂等の堆積状況及び貯留機能への影響」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池の土砂の堆積状況でございしますが、当該調整池については設置後約40年経過しており、詳細な堆積状況は把握しておりませんが、経年の降雨により、山間部からの土砂が当該調整池内へ流出していることから、一定量の土砂等は堆積しているものと認識いたしております。また貯留機能への影響につきましては、一定量の土砂等が堆積しておりますが、日常的な維持管理の中で、定期的にオリフェス柵の点検を実施しておりますので、貯留機能への影響はないものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 先ほど雨水水路の質疑で、若山台調整池A・B下流の水路は時間当たり 48.4 ミリの降雨に対応できるとのことですが、下流の水路が時間当たり 48.4 ミリの降雨を処理するものとしたとき、若山台調整池A・Bは1時間当たり何ミリまでの降雨を貯留できるのですか。

**都市創造部長** 当該調整池のA・Bの「1時間当たり雨量の貯留量」について、ご答弁申し上げます。

ご指摘の当該調整池における1時間当たり雨量の貯留量については、明確な数値として把握いたしておりませんが、平成24年8月14日に発生いたしました集中豪雨、時間雨量114ミリの際には、水位が相当上昇したものの、余水吐を超える水位には至っておりませんでしたことから、同様の雨量程度は貯留できるものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** それでは、条件は異なると思いますが、以前の質疑で、平成24年8月14日の時間当たり114ミリの豪雨以降の台風や大雨で、半分程度の流入があったとのこと。乱暴な計算ではありますが、降雨時間が同じであれば、時間当たり150ミリまで貯留できるものとするのですが、担当課のお考えは。

**都市創造部長** 再度の当該調整池A・Bの1時間当たり雨量の貯留量についてでございます。ご指摘の当該調整池における1時間当たり雨量の貯留量につきましては、降雨状況によって、当該調整池への貯留量は変動があるため、実際の現況における時間当たり雨量貯留量については、明確な数値として把握できていない現状となっております。

いずれにいたしましても、先ほどもご答弁させていただきましたように、当該調整池A・Bともに、山間部を含め大規模な流域面積を対象とした貯留量を担っておりますことから、10年確率降雨対応の「下水道計画」による整備を行っている下流域への雨水流量抑制が図られているものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 平成24年度若山台調整池雨水調整機能検証業務、平成25年7月報告書から約7年が経ちます。いずれは現状の調整池が時間当たり何ミリまでの降雨に対応できるかを検証し、安全な調整池機能を保ちつつ、町所有の広い土地のあり方を検討する必要があると思うのですが、お考えは。

**都市創造部長** 現状の「調整池の機能検証と土地のあり方について」でございます。

現状の調整池の機能検証につきましては、平成23年度及び平成24年度に一定検証を行っておりますが、さらなる実測データの把握と机上における検証によって、下流水路の治水上の影響を検証することが不可欠であると考えております。現状での機能が一定有効であるものとする中、本町といたしましても、今後の方針につきましては慎重に判断する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 平成 24 年度の機能検証業務の費用と、業務委託の開始から報告までの期間を伺います。

**都市創造部長** 平成 24 年度の「若山台調整池雨水調整機能検証業務」について、ご答弁申し上げます。

平成 24 年度に実施いたしました当該業務委託につきましては、平成 24 年 12 月から平成 25 年 7 月の間に実施いたしており、費用につきましては 352 万 8 千円でございます。

なお、その前年度の平成 23 年度につきましては、若山台調整池雨水等影響調査業務を行っており、平成 23 年 8 月から平成 24 年 5 月の間に実施し、費用は 94 万 5 千円でございます。

以上でございます。

**清水議員** 次回、若山台調整池の機能検証を実施するにあたっては、2 月会議の委員会で水量計等の設置も必要との答弁があったのですが、具体的にはどのようなものですか。また、その他に現在考えられる設備等はあるのですか。

**都市創造部長** 当該調整池にかかる詳細な機能検証について、ご答弁申し上げます。

当該調整池の今後のあり方については、過去からもご答弁させていただいておりますが、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討に加え、大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで検討する必要があると考えております。また、このような条件が整い、仮に当該調整池を改廃するに際しましても、正確な統合調整池の容量を設計するにあたっては、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があると考えております。

お尋ねの「検証に必要な設備」といたしましては、現時点におきまして決定はいたしておりませんが、実測データで検証する際は、流量計をはじめ雨量計や水位計など、気象状況の変化によって、当該調整池や水路の状況が把握できるもので検証する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** もし機能検証を行うとすれば、現在、わかる範囲で、費用、期間はどれぐらいかかるのですか。

**都市創造部長** 当該調整池にかかる「機能検証に伴う費用及び期間」について、ご答弁申し上げます。

検証にかかる費用及び期間につきましては、現段階におきまして把握いたしておりませんが、前回の調査においても、2 ヶ年にわたり約 450 万円を費やしておりますことから、同規模以上の行政コストと期間を要する可能性があるものと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 前回、2 ヶ年にわたり 450 万円程度という話ですが、たぶん、現地の詳細な資



料集め等で数千万はかかるのかなど、個人的には思います。

それでは、次の質問なのですが、平成 24 年度の検証以降、下流部の水路も含め全町的に水路整備が進む中、財政状況が非常に厳しい当町の数少ない広い町有地である若山台調整池を、今後、機能検証も含めどのように考えるのか、町長に伺います。

**山田町長** 今後、「機能検証を含めた当該調整池のあり方」について、ご答弁を申し上げます。

毎年発生する台風の大型化や記録的豪雨の多発化等、近年の極端な気象変動により、本町域内におきましても、議員ご承知のとおり、過去から甚大な被害が発生いたしております。このことから、当該調整池が既存ストックとして下流域への雨水流出を抑制し、効果的な被害軽減策であることも踏まえ、当該調整池のあり方については慎重に判断していく必要があると考えております。

当該調整池に関する様々なご質問をいただいておりますけれども、公共下水道高槻島本雨水幹線接続への整備は進んではいるものの、当該調整池は非常に多くの山間部からの流域面積の雨水貯留を担っております。また、近年の気象状況を鑑みますと、少しでも大規模な既存ストックの能力を最大限活用することが、10 年確率の降雨を踏まえた「下水道計画」に基づく整備による機能を補完するものとして、安全・安心に繋がる浸水被害防止への効果的な施策であると考えております。

このことを踏まえますと、実測データ等の検証時期についても、将来的かつ長期的な施策として考える必要はあるものと考えますが、当該調整池の機能検証や活用の検討については、直ちに実施はせず、当面の間は、既存ストックとして活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**清水議員** 町長の意見ということで、直ちには検証を実施しない、将来的かつ長期的な施策とのことですが、本来の若山台調整池 A・B の貯留機能をいずれ検証し、調整池 A・B で約 1 万 8,700 平米の広い町有地のあり方を検討することを要望して、一般質問を終わります。

**村上議長** 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 34 分～午後 4 時 00 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

**塚田議員** 塚田淳です。それでは、通告に基づき一般質問を行います。よろしく申し上げます。

死亡届に伴う手続き専用窓口「おくやみコーナーの設置」について、質疑させていただきます。

島本町における年間死亡者数は266名（平成30年）で、そのうち約90%が65歳以上、約71%が75歳以上となっています。ひとり暮らしの高齢者の世帯数についても増加傾向にあり、今後、高齢化の進展により配偶者が高齢となるケース、親族が遠方、または疎遠になるケース等が増え、手続きの負担が一層増加することが予想されます。

また、遺族の中には経済的・精神的な支えであった方を亡くしているケースもあり、遺族の今後の生活に対し、必要に応じた的確なサポートが必要な場合があります。特に、市町村の窓口はセーフティネットの役割も担っており、窓口に来た遺族に対して、いかに自治体職員が寄り添ってケアできるかが求められていると思います。

住民が生前に享受していた行政サービスは、多岐にわたります。また、遺族に対する支援制度もあり、死亡に伴う手続きも多岐にわたります。特に、市町村は住民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であることから、市町村に対して行う死亡に伴う手続きは多岐にわたります。このことが、死亡に伴う手続きが大変で、煩雑であるというイメージに繋がっているのではないかと思います。

死亡届に伴う手続きの際に、ご遺族支援と業務改善に繋がる、いわゆる「おくやみコーナーの開設」を検討すべきと考えますが、まず、本町に提出される死亡届の年間の件数について、お尋ねします。

**健康福祉部長** それでは、塚田議員からの「死亡届に伴う手続き専用窓口の設置」についての一般質問に、ご答弁申し上げます。

死亡届につきましては、「戸籍法」第86条及び第87条に基づき、死亡の事実を知った日から7日以内に届出を行うものであり、同法第25条第1項に基づき死亡者の本籍地、届出人の所在地、また同法第88条に基づき死亡地の市区町村の窓口で届出を行うことができます。

本町で受付を行いました過去5年の死亡届の件数といたしましては、平成27年度が148件、平成28年度が142件、平成29年度が158件、平成30年度が135件、令和元年度が107件でございます。

以上でございます。

**塚田議員** 様々な場所で死亡届を提出できるということでした。本町で受付した死亡届の数と、死亡に伴う手続きを島本町でされる方の数というのは、イコールにならないということだと思うんですが、本町で「死亡に伴う手続きをされる方の数」というのは、年間、何件ぐらいになるのでしょうか。

**健康福祉部長** 「死亡に伴う年間の件数について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町で受付を行いました過去5年間の死亡届の件数でございますが、年間で約100件～150件となっておりますが、本町に住民票がある方の死亡の件数は、年間で約250件～270件となっておりますので、大体、年間で約260件程度について、亡くなられた方のご親族等が死亡に伴う手続きを行うことになる

ものと認識しております。

以上でございます。

**塚田議員** 年間 260 件程度ということでした。自然増減に伴う死亡というものに、ほぼほぼ近い数の届出があるのかなというふうを感じるんですが、死亡数については、これまでも緩やかな増加傾向が一貫して続いておりまして、今後、高齢化がさらに進み、また多死社会を迎えると言われている中で、さらなる利用者が見込まれる死亡に伴う手続きについては、より一層利用者の立場に立ったサービス提供が求められるものと思いますが、ここで「死亡に伴う手続き」について、役所での一連の流れの説明をお願いします。

**健康福祉部長** 「死亡に伴う手続きの流れについて」でございます。

まず、亡くなられた方のご親族等が死亡の事実を知った日を含め、7日以内に死亡届を提出していただく必要がございます。多くの場合、親族等の代理人として葬祭業者が死亡届を提出されたうえで、後日、親族等が直接来庁され、その後の必要な手続きを行っていただいているところでございます。

なお、住民課におきましては、福祉・医療・税など、後日、来庁される際に、本町で必要となる手続きや窓口をまとめました死亡届提出時の窓口案内を、死亡届の提出時にお渡しさせていただいております。

以上でございます。

**塚田議員** わかりました。案内については、確認なんですけど、多くの場合は業者の方を通じて親族等に手渡され、それをもとに後日、必要な手続きのために親族の方が来庁されると、そういう流れでよろしかったでしょうか。

**健康福祉部長** 議員ご指摘のとおりでございます。

**塚田議員** それでは、来庁された際の手続きについてになりますが、「書類の作成や、訪問しなければならぬ窓口の数」というのは、どれぐらいになりますか。

**健康福祉部長** 「書類の作成数及び手続きが必要となる窓口の数について」でございます。

死亡に伴いまして必要となる手続きにつきましては、亡くなられた方が受けておられるサービスにより異なりますので一概には申し上げられませんが、死亡届のほかに、健康福祉部の所管で申し上げますと、国民年金手帳、障害者手帳や各種被保険者証の返却など、各種の手続きが必要となってまいります。高齢の方が亡くなられた場合は、国民年金、後期高齢者医療、介護保険などの手続きが必要となりますし、また障害をお持ちの方であれば、障害者手帳や障害福祉サービス受給者証、障害者医療証の返却などが必要となります。

また、亡くなられた方が住民税非課税世帯の場合は、町の独自の制度といたしまして火葬料補助制度などがございますので、また、その申請をご案内をしております。その他、住民税等の徴税関係の手続きや、水道の閉栓、農地もしくは森林の相続の届出などもございまして、死亡届提出時の窓口案内には 11 ヶ所の窓口を記載しております。

以上でございます。

**塚田議員** 死亡届提出時の窓口案内に記載されている 11 ヶ所の窓口を例にあげていただきましたが、実に様々な手続きが必要になるということがわかったかと思えます。

また、「おくやみコーナー」を平成 28 年に設置された大分県の別府市では、死亡に関する届出が最大で 60 種類になることなどから、葬儀を終えて、疲弊した遺族に寄り添い、向き合うために、職員によるプロジェクトチームにより「おくやみコーナー」が提案され、設置に至りました。設置後は、届出の情報を関係課と共有するため、スムーズに申請ができるようになり、また受付時間も 3 分の 1 程度に短縮されたということです。以降、全国的に「おくやみコーナー」を設置する自治体が増えるきっかけとなりました。

現在では、一口に「おくやみコーナー」と言っても、提供されるサービスの内容については自治体の規模等によって様々ですが、本町での「おくやみコーナー」の設置については、住民サービスの向上と業務の効率化の点から、必要な手続きを抽出し、申請書作成の補助・受付までを行う「ワンストップサービスを提供する場」が望ましいと考えますが、町の見解をお答えください。また、「事前予約」を受け付けることで、利用者と行政双方に窓口対応の時間短縮などのメリットが出てくると思いますが、そのことについてどうお考えか、お答えください。

**健康福祉部長** 「『おくやみコーナー』の設置及び死亡届等の事前予約」についてのご質問でございます。

「おくやみコーナー」につきましては、先ほど議員からご紹介がございました平成 28 年度に設置をされました別府市役所、平成 29 年度に設置をされました松崎市役所をはじめ平成 30 年度には 6 自治体、令和元年度には 16 の自治体が「おくやみコーナー」を設置しておられると認識しております。

本町といたしましても、各種の手続きのワンストップサービスを提供することは望ましいものと認識をしております。しかしながら、現状といたしましては、各窓口に順番に移動して手続きを行っていただいておりますが、その移動時間が少なく、かつ概ねワンフロアで、すべて手続きが完了しておりますことから、手続きに要する時間につきましては、他市と比較しても早いものであると認識しております。町の規模や人員体制等を勘案いたしますと、現状の体制が妥当ではないかと考えております。

また、事前にお問い合わせをいただきました際、スムーズに手続きのご案内というのは行えておりますので、予約の受付等につきましては、議員ご指摘のとおり、窓口対応の時間短縮には繋がるものと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 確かに、窓口を移動するたびに待ち時間が発生するような自治体と比較すれば、島本町では時間的なメリットについては大きくないかも知れません。しかしながら、手続きの抽出や補助については、自治体の規模を問わず利用者のメリットに繋がるものと

考えます。また、ワンストップサービスの提供については、以前より総合窓口の設置については役場内で議論をされていたり、また昨年度の総合計画審議会では福祉・子育ての分野でのワンストップサービスを望む意見があったかと記憶しています。

先ほど紹介した別府市では、ワンストップサービスを提供する総合的な窓口の設置が難しいことから、まず始められることとして、死亡に伴う手続きの総合窓口である「おくやみコーナー」を開始されました。今すぐには無理でも、今後のワンストップサービスの実現に向け、検討をいただきたいと思います。

さて、「現状の体制で妥当である」という回答でしたが、現状の体制ですと、各窓口を回るたびに本人確認など重複する事務が何度も発生し、親族等に負担が生じているのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 「窓口の手続きの重複について」でございます。

現在、死亡に伴う各種窓口での申請書記載等の手続きにおきましては、重複する事務はございませんが、窓口対応の簡素化・効率化につきましては、他市の事例などを参考に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 現在、重複する事務がないということは理解いたしました。

次に、先ほど死亡届提出時の窓口案内の配付についてご答弁いただきましたが、今、お配りされている案内は、どちらかと言えば、数ある手続きの中から代表的なものを抜粋し、掲載しているように感じます。必要な手続きが完了しているか不安だとか、そもそもどういった種類の手続きがあるのかがわからないというような不安な声があることを考えれば、配付する案内は、様々な手続きを幅広く掲載したほうが良いように思うんですが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 住民課で配付しております死亡届提出時の「窓口案内の改善」についてのご質問でございます。

この死亡届提出時の窓口案内につきましては、これをご覧いただきまして、適宜、その方の必要な窓口での手続きを現在行っているような形になってございますが、他の自治体では、行政での手続きのみならず民間の事業所で必要とされる手続き、例えば携帯電話であるとか、銀行口座の解約など、一定、想定される手続きまでも含めて、一覧として配布されているというような事例もございます。そのような事例も参考にしながら、この死亡届提出時の窓口案内の記載につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 利用される方の立場に立てば、改善できる部分があるのではないかなというふうに思います。ワンストップサービスでできない分、各窓口でのきめ細やかな対応を心がけていただきたいというふうに思います。

最後に窓口業務について、若干、「おくやみコーナー」からは話を広げる形になるんですが、窓口業務について、新型コロナウイルス感染症対策によって、これからの窓口対応のあり方については様々な検討をされているところだと思いますが、先ほど「おくやみコーナー」での予約の受付による窓口対応の時間短縮については、そうした点も含み質問させていただいたんですけれども、もっと言えば、「非対面型の行政手続き」が可能なものについては、必要になってくるのではないかなというふうにも思っています。

各種申請をコンビニで行えるコンビニ交付については、町として実施しないというところを決定されたところですが、四條畷市ではマイナンバーカードを利用し、オンライン請求を実施している例もあり、島本町でも何らかの検討が必要であるかと思うんですが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 「非対面型の窓口対応の検討について」でございます。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もございまして、全国的に非対面型の手続きが普及するということが見込まれますことから、本町におきましても非対面型の手続きの必要性については認識をいたしております。今後、費用対効果も含めまして、本町に合った手法を検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**塚田議員** ありがとうございます。窓口対応もですけれども、そのまま、その対応の善し悪しというのが町のイメージに繋がるということも少なくないと思うんです。そういう意味では、窓口業務というのは、言わば町の顔になるわけですので、利用者の視点に立った対応、きめ細かなサービス、サポートを提供できれば、逆に言うと、そういった気持ちというのは伝わりやすいのかなというふうに思えます。

死亡に伴う手続きにおいては、手続きが大変だということを聞いていたり、そもそも何をしたらよいのかわからない、というところからのスタートになってくるものがほとんどだと思いますので、そうした中で、手続きが思っていたより簡単に終わったとか、大変だったけど、職員さんがすごい丁寧に対応してくれたとかいうふうになることが望ましいのではないかなというふうに思っています。

身近な人を亡くされて、不安を抱えてつらいときに、しっかりと寄り添えるような窓口対応を今以上に取り組んでいただきたいなというふうにお願ひして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**村上議長** 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、中田議員の発言を許します。

**中田議員** 2020年6月定例会一般質問を行います。

1. 「駅前開発 リスク管理と公益性の確保について」です。

島本駅前の土地区画整理事業では、業務代行者と組合は業務代行契約書を交わしてい

ます。これは、両者の間のリスク分担等が明記されているもので、今後、事業を進めていくにあたり責任の所在を示す重要な書類です。一方、行政は事業を指導監督すると同時に一組合員でもあり、本事業と深く関わっています。

コロナ禍により、未曾有の経済危機が懸念されています。地価下落で売却益が思うように上がらなくなることや、深刻な不況で住宅需要が減退することは十分考えられます。ほぼ全面が住宅地となる本事業のリスクは高まっています。このような中、事業が想定どおりに進まなくなった結果として町が損失を被ることがないように、住民の血税を預かる行政としては「リスク管理」を十分に行わなければなりません。

そのためには、契約の内容を把握しておくべきと考えます。確認はされていますでしょうか。

**都市創造部長** それでは、中田議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「駅前開発」についてのご質問のうち、「JR島本駅西土地区画整理事業における組合と業務代行者間の契約書について」でございます。

当該組合からは、5月16日の組合設立総会において、株式会社フジタと業務代行契約を締結される旨の報告がされており、同月18日に締結された旨はお聞きしておりますが、現段階におきましては、業務代行契約書の内容を確認いたしておりません。

以上でございます。

**中田議員** 現段階では確認していない、とのことですか。重ねて問います。その書面を確認し、内容の把握をしておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 組合と業務代行者間の契約書について、再度のご質問でございます。

本町は、当該組合の組合員という立場でもあり、また組合の事業推進を指導監督する立場でもありますことから、業務代行契約書の内容を把握することは望ましいものにとらまえ、今後につきましては組合と協議を行い、業務代行契約書の内容確認、把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 業務代行方式は、民間事業者の資金調達能力を活用することで、組合及び地権者の負担が軽減されるメリットがあるとされていますが、必ずしもそうではありません。それどころか、事業が破綻したときに、業務代行者が最終的に責任を取らない事例が複数あると聞いています。

例えば、本町と同じように組合施行・業務代行方式で土地区画整理事業を行った他自治体の例では、事業が破綻した際に業務代行者が撤退し、組合と業務代行者の間で訴訟になった事例があります。このことは把握しておられますか。

**都市創造部長** 「他自治体における業務代行方式の事例」についてのご質問でございます。

他自治体における組合施行の土地区画整理事業において、業務代行者と組合との間に契約上のトラブルが生じた事例があることにつきましては、承知いたしております。

**中田議員** この事例では、契約書の内容を事前に行政がチェックしていたにも関わらず、業務代行者の言いなりというか、ひな形どおりに契約を結んでしまったということです。そして、最終的に訴訟になったということでした。本町は、これを他山の石とし、町が損害を被る可能性を生じさせない観点から、契約の中身を精査することが必要です。財政的に厳しい島本町です。想定外のことが起こったときに、公金を使って解決する選択肢は存在しません。

また、本件については——契約書を確認していない件ですね——契約に関する住民からの情報開示の求めや働きかけがあってはじめて、行政として確認の必要性を認識したという経緯があります。血税を預かる者として、行政が率先して、こういった重要な契約を確認し、リスク管理はしておくべきです。この点、猛省を求めます。

次の質問です。「駅前開発における公益的側面の増強」について。

行政は、これまで様々な機会に把握してきた本事業に対する住民意見を踏まえ、組合に対し事業の公共的価値をより多く確保するよう要望等の働きかけを行ってきました。具体的に、ここまでの時点で事業の公益的側面の観点から、増えた部分はありますか。

**都市創造部長** 次に、「公益的側面の観点から増強した部分」に関するご質問でございます。

現在、当該組合におかれましては事業に関する実施設計を行われている段階であるため、現時点において、公益的側面の達成に関する指標や具体的な事例をお示しすることは困難でございます。しかしながら、組合におかれましては、令和元年6月4日に町から提出いたしました要望書に基づき、JR島本駅西地区まちづくり委員会へのご協力をはじめ、「環境への配慮」や「都市農地の活用」等についてもご検討いただいている旨、報告を受けております。

本町といたしましては、引き続き要望書の内容を事業に反映いただけるよう協議を進めてまいり、当該事業への公益的側面の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 逆に、駅前開発における公益的側面が、当初と比較して減じられた部分はありますか。

**都市創造部長** 次に、「公益的側面が減じられた部分」に関するご質問でございます。

先ほどもご答弁申し上げますとおり、当該事業につきましては、現在、実施設計等を行われている段階であるため、現時点において公益的側面が減じられた部分があるとの認識はいたしておりません。

以上でございます。

**中田議員** どちらもまだわからないということですが、住民の多数から、本事業が公益性を欠くという指摘を受け、すでに1年以上が経過しています。にも関わらず、未だ公益



性について高まったと言えるようなものがない。これは昨年夏の都市計画決定を、議論が深まらないまま、未成熟なまま、行ったからではないでしょうか。

この件に関して、「公益性の確保」に取り組んでいてもらいたいと考えます。成果込みですね。今後の意気込み、考えをお示してください。

**都市創造部長** 「公益性の確保」に関するご質問でございます。

令和元年6月4日に町から組合へ提出した要望書につきましては、住民の皆様からいただいたご意見から、よりよいまちづくりを実施するために必要があるものについて取りまとめた内容であり、いずれの項目においても、公益性がある内容のものとして認識いたしております。本町といたしましては、今後につきましても、要望書の内容に沿って組合との協議を進め、公益性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

**中田議員** 町が、行政が出している要望書の中には、公園を含むインフラ整備についても含まれていました。そこで、前回の一般質問に引き続き、公園面積についての質問です。

私の質問は2月にやりましたが、その後、この春出されたJR島本駅西地区のまちづくりに関する住民の公開質問状に対して、町はこのように答えています。「本町における公園面積について、開発後における1人当たりの公園面積は3.82平米となり、本事業の影響により0.01平米の微減はあるものの、当該事業による大きな影響はないものと認識」と言われています。

この行政の認識に驚きを禁じ得ません。前回の一般質問でも言及しましたが、国平均の1人当たりの公園面積は10.5平米、全国の都道府県の中で1人当たりの公園面積がワーストの大阪府でも5.7平米。島本町のそれは3.8平米と、そもそもが大変小さいわけです。そこに、微減だから影響はないと言ってしまふ、その認識は大変問題だと思えます。このような認識だから、島本町の公園面積が増えないのではないのでしょうか。

前の一般質問では、町長は「公益性の観点から、組合との協議を視野に入れて検討」とお答えになっていますが、その後、どうなりましたでしょうか。

**都市創造部長** 「公園面積の増加について」でございます。

現在、計画されております土地区画整理事業区域内における公園面積につきましては、「土地区画整理法施行規則」に基づき、必要な面積は確保されております。本事業は組合施行の事業として地権者の減歩が伴うことから、さらなる公園の増加は公共減歩の増加に繋がるため、組合のご理解が必要不可欠であります。本町といたしましても、公園面積の増加につきましては目指すべき課題であると認識いたしておりますので、今後、当該土地区画整理組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 前は「協議を検討」だったのが、今回は「協議を行う」ということになりましたが、ぜひ成果をあげていただきたいと思えます。

次の質問です。当該事業区域内にある第三小学校の用地について、以前、準備組合だ

ったときは減歩をしない方針で協議を進めると聞いていました。現在、組合が設立されました。どのように協議を進められていますか。

**都市創造部長** 「第三小学校用地」に関するご質問でございます。

当該土地区画整理事業区域内に位置する第三小学校用地につきましては、「土地区画整理法」第95条による特別の宅地に該当することから、減歩しないように当時の準備組合へ申し入れを行い、減歩しない方針にてご理解をいただいております。当該準備組合につきましては、このたび法人格をなした本組合を結成されましたことから、今後につきましては、土地区画整理事業区域内における仮換地指定に向けた換地設計をされる段階において、減歩や精算金が発生しない方針を前提として、明文化等も含めた協議を進めてまいりたいと考えております。

**中田議員** わかりました。町民の財産に関わる重要なことですので、先ほど「明文化等も含めた」と言われましたが、明文化は必須だと考えますので、よろしく願います。

また、コロナ禍により未曾有の経済危機が懸念されています。こうした状況の中ですので、協議は早急に進めて欲しいと考えます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** 再度の第三小学校用地にかかる協議に関するご質問でございます。

当該土地区画整理事業区域内における仮換地指定に向けた換地設計につきましては、他の地権者の換地にかかる意向調査等の状況にもよりますが、可能な限り、協議は速やかに進めてまいりたいと考えております。

**中田議員** よろしく願います。

次の質問に移ります。2. 「ホタルは灯りが嫌い：光害対策について」です。

昨年6月の一般質問で、街路灯のLED化の実施設計につき、水無瀬川のゲンジボタルに光害が及ばぬよう配慮を求めました。その進捗状況を伺います。

**都市創造部長** 次に、「光害対策」についてのご質問のうち、「街路灯のLED化に伴うゲンジボタルへの配慮」について、ご答弁申し上げます。

水無瀬川沿線の街路灯につきましては、現在、電球色がオレンジ色の暖色系ナトリウム灯を設置いたしております。今後、当該街路灯につきましては、LED化に向け、計画的に実施してまいりますが、生物多様性保全の観点から、ホタルへの光害対策についても、昨年度の実施設計業務において検討を行っております。具体的な内容といたしましては、ホタルへの影響を最小限にすべく既設照明色を踏襲し、ナトリウム色であるオレンジ系LED照明を採用し、国土交通省が定める街路灯としての照度基準も確保する予定でございます。

今後、街路灯のLED化につきましては、今年度から、阪急水無瀬駅やJR島本駅を中心に、市街地周辺の交通量が多い主要な幹線道路から整備してまいりたいと考えており、水無瀬川沿線をはじめ他の道路についても、財政状況を勘案しながら、順次、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** ホタルへの配慮として、照明をオレンジ系LEDにすること、よろしくお願いたします。

さて、配慮いただく——今は色のことでしたが、区間についてです。今年6月2日から昨日までの間の3週間、雨の日を除いて水無瀬橋の下流から指手橋上流までの1キロほどを歩いて、ホタルの個体数をカウントしてみました。その結果、6月の第2週をピークとして、最高140頭が確認されました。ホタルが見られる範囲については、多いときは調子橋より下流だけでも30頭以上確認するなど、指手橋上流から水無瀬橋下流まで、広い範囲にわたってホタルが生息していることがわかりました、この区間に関してはですね。ですから、水無瀬川沿いの、この区間の街路灯を広くオレンジ色対応にさせていただくことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 水無瀬川沿線におけるホタルに配慮したLED化に向けた「街路灯の整備区間」について、ご答弁申し上げます。

現在、計画いたしておりますホタルに配慮したLED化に向けた街路灯の整備区間につきましては、既設街路灯のうち、ナトリウム灯を使用している照明のある区間、具体的に名神高速道路と山ノ瀬橋の間を対象に、ホタルに配慮したオレンジ系LED照明に交換する予定でございます。また、当該区間外におきましても、生物多様性保全の観点から、ホタルへの光害対策が必要となる箇所につきましては、可能な限りオレンジ系LED照明を採用し、対応してまいりたいと考えております。

**中田議員** ぜひ、区間を拡げる対応も、よろしくお願いいたします。

他の自治体を見ると、ホタルへの光害対策として、色だけでなく、道路照明基準を確保しつつも光害に対して様々な対策が取られています。例えば、照明範囲についてです。島本駅西側の農地でも対応されていたと思いますが、照明の高さを低くする、照明の向きや照明カバーでの工夫、遮蔽板を入れるなどです。設置してしまってから、ホタルがパツパツなくなるといった残念なことが起こらないよう、今後も設置に向けて、できるだけ生息地である川面を光で照らさないような配慮を求めます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** 「ホタルに配慮した街路灯の設置について」でございます。

街路灯につきましては、ご承知のとおり、国土交通省の道路照明基準を確保した設置が義務づけられております。現在設置しておりますナトリウム灯と、今後設置予定しておりますLED照明につきましては、道路を照らす範囲が異なることから、街路灯周辺だけでなく、道路区域全体の照度基準を確保できるように、設置距離も考慮したLED照明の設置が求められます。

このことを踏まえ、生物多様性の観点からも、LED照明を設置の際には道路区域内の照度を確保しつつ、可能な限りホタルにも配慮した仕様についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 「ホタルの鑑賞マナーの啓発について」です。ホタルが増えるとともに、ホタルを見に来る方も増えてきています。それは素晴らしいことですが、一方で鑑賞者もホタルへの配慮が求められます。ホタルをたくさん捕って、虫かごに何十頭も入れて持ち帰るケースがあると聞いています。町にとっては重要種であるうえに、数が増えたと言っても、1キロほどの間に多くて100数十頭ほどしか見られない状況です。そっと手に取って見てみるというならともかく、数十単位で捕獲して持ち帰れば、個体数への悪影響も考えられます。

そこで、提案です。来年6月の広報しまもとに、ホタルの生態を説明した内容載せるというようなことを企画したり、付近に看板を立てるなどして、ホタルを優しく見守りましょう、という趣旨の啓発をはいかがでしょうか。

**都市創造部長** ホタルを持ち帰る事案についてでございます。議員ご指摘のとおり、ホタルを持ち帰られる方がおられることは、町としても聞き及んでいるところでございます。

水無瀬川に生息するゲンジボタルにつきましては、希少生物との取り扱いはされておりませんが、町内の初夏の風物詩として定着し、楽しみにされている方も多くおられることから、あたたかく見守ることができる環境の整備に向け、具体的な方策について、広報掲載等も含め検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

**中田議員** ぜひ、よろしくお願いします。

次の質問です。以前、役場前に生息する「ヒメボタルへの光害対策」を求める要望書がありました。行政は、駐車場に向ける防犯ライトの角度を調整して対応していただきましたが、その効果はほぼなく、生息地は今年も明るく照らされて、光害は続いていました。再度の対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

**総務・債権管理課長** 続きまして、「役場の照明の対応」についてのご質問でございます。

ご質問の件は、役場中庭の照明に対する対応についてのご要望と認識をしております。現在、役場中庭には町の公用車を駐車しておりますが、敷地内の状況を確認できる照明がない場合、夜間は中庭のほとんどが真っ暗になることから、防犯上も、また町有財産の適正な管理のうえでも、大きな問題がございます。

しかしながら、付近に生息するヒメボタルへの光害対策を求めるご意見がございましたことから、今年度につきましても、可能な限り周囲に漏れる光が少なくなるように角度の調整をして、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** もちろん、防犯性を考慮する必要は理解します。一方で、2年前に提出された先ほどの要望書にも書いてあったように、ヒメボタルへの光害対策は1年を通して行う必要はなく、最低限、成虫になって繁殖行動を行う5月から6月中旬の1ヵ月半だけで

かまわないのです。

再度の要望になります。照明の角度調整以外の対応を行っていただきたいです。例えば、その時期だけ、生息地方面を照らさないための遮蔽板を設置する、赤いセロハンを挟む等が考えられます。検討を求めます。いかがでしょうか。

**総務・債権管理課長** 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、役場中庭の照明につきましては、施設管理者としての判断で、防犯及び町有財産の適正管理を目的として設置をさせていただいており、一時期だけとは言え、施設管理上問題があるような対応はできないものというふうに考えております。しかしながら、施設管理のうえで可能な範囲で、具体的に取り得る手法の有無については、先ほどご提案をいただきました内容も参考にしながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**中田議員** ぜひ、よろしくお願いいたします。来年度以降ですね。

次の質問です。今回の街路灯に限らず、光害に関して、信号や防犯灯のLED化、工事現場の夜間照明なども光害を引き起こします。また、水無瀬川の浚渫や護岸工事、それから他の議員の質問にありました生コン残渣の流入、産業廃棄物の流入等、直接、ホテルの生息地が破壊される懸念もあります。

島本町は、今、市街地に、しかも、かつ狭い範囲に、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルが生息しています。このような自然を身近に享受できる場所は、島本町の強みであり、良いところだと日々感じています。この強みを延ばしていくため、今後も生物多様性の観点から、全庁的に保全に向けた対応をしていただきたいと思います。見解を伺います。

**都市創造部長** 生物多様性の観点から、「全庁的に保全に向けた対応について」でございます。

町内で見られるホテルが生息している地域につきましては、市街地にほど近いこともあり、生活の中で、また生活安全のため、街路灯など様々な光が発生することは一定やむを得ないものと考えておりますが、事業の実施にあたり、可能な限りの配慮ができるよう呼びかけてまいりたいと考えております。その他の事務事業の取り組みにつきましても、昨年、作成いたしました「島本町生物多様性保全創出ガイドライン」に基づき配慮するよう努めることについて、環境課から各課に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** この件も、ぜひ、よろしくお願いいたします。

今回、ホテルを取り上げましたが、ホテルに限らず、昆虫は私たちの生活環境を維持するために、生態系で大きな役割を果たしていることがわかってきています。一方で、その昆虫が昨今、世界的にすさまじい勢いで姿を消しています。これには多数の証拠があ

り、研究者の間でも異論の余地はありません。生物多様性は地球規模で危機的な状況です。身近な生き物を保全することは、人類が拠って立つ地球の生態系を保全することです。今後とも、島本町としてホタルの光害に限らず、多くの生き物がいる環境の保全に努めていただきますよう求めておきます。

次の質問に移ります。「教科書採択について」です。

2021年度から使用される中学校教科書の採択に向けて、質問です。島本町は、核廃絶平和都市となることを宣言しています。「非核平和宣言都市」にふさわしい、平和や人権を大切にしている教科書を採択していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**教育こども部長** それでは「教科書採択」のうち、「『非核平和宣言都市』にふさわしい教科書の採択について」でございます。

中学校においては、令和3年度から新学習指導要領に基づくカリキュラムがスタートいたします。今回の学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として、「思考力、判断力、表現力等の育成を目指すとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習課程の改善」を行っていくこととなっております。

本町といたしましても、これら新学習指導要領の目標を確実に達成できるような教科書採択を行うべく、「教育基本法」の目的及び理念や新学習指導要領の各種規定を順守するとともに、教科用図書の調査・研究を行う島本町立小・中学校教科用図書選定委員会の意見具申を踏まえ、児童・生徒が使用するにふさわしい教科書を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 重ねて問いますが、今のご答弁ですね、「教育基本法」第1条の目的に沿った教科書が、公正で公平な手続きを経て採択されるという認識で間違いありませんか。

**教育こども部長** 教科書採択についての再質問でございます。

「教育基本法」第1条において、教育の目的として、「教育は人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として」、必要な資質を備えた「心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定されています。当然のことながら、この「教育基本法」の目的や理念に沿った教科書を、公平・公正な手続きのもと、採択することに間違いございません。

以上でございます。

**中田議員** 次ですね、採択にあたり、「子どもと地域のことを最もよく知っている現場の先生の意見を尊重して採択」するべきと考えますが、教育委員会としてどのようにお考えですか。

**教育こども部長** 次に、「教職員の意見を尊重して採択すべき」というご質問についてでございます。

教科書採択にあたっては、まず、島本町立小・中学校教科用図書選定委員会規則第7

条に基づき、各中学校から科目ごとに調査員を選任し、教科用図書の調査及び研究を行い、その結果を調査報告書として取りまとめ、選定委員会に報告することとなっております。その後、選定委員会では、本報告書をもとにさらなる調査・研究を行い、教育委員会に対して、教科ごとの意見具申を行い、最終的には教育委員会議において採択教科書を決定いたします。

このように、教科用図書の採択にあたっては、学校長も含め、現場の教職員の意見を反映する機会を多く確保し、決定に至っております。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。次の質問です。

近年は、教科書採択に対する住民の関心も大変高いです。ぜひ、住民意見も参考にさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**教育こども部長** 「住民意見の反映について」でございます。

令和3年度から使用する教科書採択にあたっては、あらかじめ6月1日から7月1日まで島本町教育センターにおいて、また6月4日から17日まで役場文化情報コーナーにて教科書展示を行い、住民の皆様にも広くご覧いただき、意見をいただく機会を設けております。住民の皆さんからいただいたご意見については、取りまとめたうえで、選定委員会に対して参考資料として配付いたしております。

また同選定委員会については、島本町立小・中学校教科用図書選定委員会規則第3条に基づき、委員構成として、児童生徒の保護者1人を参画させることとなっており、教育委員会への具申する意見を取りまとめるにあたって、直接、意見反映を行える機会も設けております。さらに令和2年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長からの通知におきましては、教科書採択にあたっての結果及び理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことの重要性が明確に示されております。

本町といたしましては、これらを踏まえ、住民意見反映の機会確保の重要性を認識して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**中田議員** その住民意見の反映の機会を確保するにあたり、「今年は十分に保障されたのか」という点について問います。

例年、教科書展示会は教育センターと図書館でも行われていたのですが、今年は会場の一つの図書館が、役場の文化情報コーナーに移ったため、土日の閲覧ができませんでした。平日、働いておられる方など、展示会に行って市民アンケートを書くことができません。対応ができなかったのでしょうか。

**教育こども部長** それでは、ご答弁申し上げます。

教科書展示につきましては、先ほどご紹介いただきましたように、昨年まで町立図書館を活用し、行っておりました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町

立図書館が臨時休館となり、5月23日から一部サービスを制限して開館いたしました。閲覧については認められていなかったことから、教科書展示を行うことができませんでした。そのため、検討の結果、役場1階の文化情報コーナーを活用し、6月4日から17日までの期間、教科書展示を行ってきたところでございます。図書館であれば、金曜日を除く開館日については、開館時間が17時までですが、役場であれば17時半まで開庁していることから、時間延長となることのメリットも踏まえ、図書館の代替場所として文化情報コーナーを展示場所として指定したところでございます。

しかしながら、土日は役場が閉庁となるため、土日に教科書を閲覧できないという議員のご指摘につきましては、次回以降の教科書展示の際に、改めて土日の展示が可能となるよう、期間や場所等につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 次回以降は、気をつけていただきたいと思います。

次の質問です。新型コロナウイルス感染症の蔓延している中で、例年のように採択事務が滞りなく実施されるのか、懸念しています。採択を審議する教育委員会議は、「希望者全員が傍聴できる」ようにして欲しいと思いますが、いかがですか。

**教育こども部長** 次に、「教科書採択を審議する際の教育委員会議の傍聴について」でございます。

今年度実施する、次年度から使用する中学校教科書の採択につきましては、公平性と透明性を確保し、例年と同様のスケジュールで実施する予定でございます。

教科書採択を審議する際の教育委員会議の傍聴につきましては、昨年度も小学校の教科書採択の際に、17人の傍聴希望者全員を受け入れる会場を設定し、対応したところでございます。今年度につきましても、できる限り希望者全員の方が傍聴できるよう広い会場で開催してまいりたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ、3密には配慮した開催となりますことから、一定、傍聴者の制限について検討しなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、可能な限り多くの希望者の方々に傍聴いただけるよう、最善策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 教科書採択の教育委員会議は、複数の教科書会社の社員の方々が傍聴されます。住民が傍聴できないということがないように、傍聴席を確保していただくよう対応を求めます。いかがですか。

**教育こども部長** ご答弁申し上げます。今年度については、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、3密を避けなければならないため、傍聴席の数を減らさなければなりません。しかしながら、傍聴者が多数おられ、住民の方の傍聴席が足りない場合については、多



くの方に傍聴してもらうため、教科書会社の方の傍聴については、傍聴人数に協力を求めるなどの対応をしたいと考えております。また、委員会室前のロビーを活用して、音声にて教育委員会議の内容を放送するなどの対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 終わりです。

**村上議長** 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時53分～午後5時10分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

**伊集院議員** それでは、一般質問させていただきます。

「定年待たず早期退職者微増・島本町を担う管理職の流出に人材確保を」。

GHQの戦後改革で転換された公務員制度は、戦後のキャッチアップ型経済成長時代は行政システムとして有効に機能してきましたが、社会情勢や経済成長情勢等々の時代は流れ、実際の課題を鑑みた改革、一例では年功序列に捕らわれることなく頑張った者が報われるなど、「公務員制度改革について」を受け、平成19年4月24日に閣議決定され、同年6月30日に可決成立した「国家公務員法等の一部を改正する法律」で、大きなうねりとなり、この島本町としても管理職の大幅な世代交代の課題等に、平成21年12月議会で「島本町を担う管理職の世代交代に向けての課題～定率性から定額制へ～」と一般質問をさせていただき、島本町の組織として、危機的な状況から着々と改善、是正へのご努力いただきました。

しかしながら、近年、管理職の早期退職が気になりであり、また公務員制度改革から11年が経過するに、他自治体等も改革どおり変化が出てきていることも踏まえ、以下、伺っていきます。

まず、11年前の危機的管理職の世代交代問題の検証と、「人材育成基本方針」策定時のアンケートに「重責を担うにも関わらず給与等処遇に魅力がない」ことを主な理由として、約70%の職員が管理職への登用を希望しないと回答がありました。その後の検証等を、お伺いいたします。

**総合政策部長** それでは、伊集院議員の一般質問にご答弁申し上げます。

「管理職の世代交代及び管理職登用にかかる職員の意識について」でございます。

平成21年当初は、団塊の世代の職員が一斉に定年を迎える時期でありましたが、多くの職員が管理職への登用を希望していないとのアンケート結果もあり、特に管理職の世代交代が重要な課題となっております。

その後の状況でございますが、平成22年4月には管理職手当について、それまでの年功的な処遇を改め、管理職の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ

と移行いたしました。そして、30歳代の積極的な登用などにより管理職の低年齢化が進む中、平成24年5月には、若手の経験不足等を補うことも念頭に、懸案事項の解決支援や後進の指導等に従事するため、再任用職員の参与職を創設いたしました。あわせて、平成28年度から人事評価制度を本格実施し、評価結果を勤勉手当等の処遇に反映するなど、能力・実績に基づく人事管理と、組織全体の士気高揚、公務能率の向上に努め、職員の世代交代を進めてまいりました。

その結果、平成22年4月に52歳であった管理職の平均年齢は、令和2年4月現在では45歳となっております。また職員の意識につきましても、最近の平成29年3月に「人材育成基本方針」を改定する際の職員アンケートでは、「将来、管理職への登用を希望するか」という設問に対し、約半数が「希望する」と回答しており、約70%が「希望しない」と回答した10年前の結果と比較いたしますと、職員の意識にも変化が生じてきているのではないかと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 着々と改善も進められてきたということであります。

では、近年のことですね。まず、定年勧奨等も踏まえた退職者数について、過去5年の状況をお伺いします。

**総合政策部長** 「退職者の状況」でございます。

過去5年間の退職者全体の人数は、平成27年度は10名、平成28年度は13名、平成29年度は16名、平成30年度は15名、令和元年度は10名となっております。

以上でございます。

**伊集院議員** そのうち、職員で定年を待たず早期退職された人数を、同様にお伺いします。

**総合政策部長** 先ほどご答弁いたしました退職者の人数のうち、定年以外の退職者は、大阪府への帰任等を除きますと、平成27年度は4名、平成28年度は6名、平成29年度は6名、平成30年度は7名、令和元年度は7名となっております。

以上でございます。

**伊集院議員** では、定年を待たず早期退職した、今のご答弁の中で、管理職の人数を同様に5年間、お伺いいたします。

**総合政策部長** 先ほどご答弁いたしました定年以外の退職者のうち、「管理職の人数について」でございます。

平成27年度は0名でございます。平成28年度は1名、平成29年度は0名、平成30年度は1名、令和元年度は2名となっております。

以上でございます。

**伊集院議員** では、病気休業を取られている、また、いた人の人数ですね、同様に過去5年の状況をお伺いします。

**総合政策部長** 「職員の病気休暇の状況について」でございます。

過去5年間に於いて、新たに病欠休暇となった職員の人数は、平成27年度は1名、平成28年度は3名、平成29年度は3名、平成30年度は3名、令和元年度は3名となっております。

**伊集院議員** では、産休を取得された職員の人数を同様に5年間、お伺いいたしますとともに、例えば職場における業務等の代替、そういったフォローの状況ですね、どうされているのか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 「職員の産前産後休暇の取得状況等について」でございます。

平成27年度に産休の取得開始をした職員は7名、平成28年度は5名、平成29年度は6名、平成30年度は4名、令和元年度は3名となっております。

また、職場におけるフォローにつきましては、産休を取得する職員の職種や勤務する所属の状況等により異なりますが、臨時・非常勤職員の任用や内部での応援、場合によっては、一時的に正職員の職員で対応するというのもございます。

**伊集院議員** 十分でないこともあるかも知れませんが、改善をいただいているということで、先ほど、管理職の平均年齢をご答弁の中でお伺いしましたが、現在の平均年齢、他の市町村との比較した状況をお伺いいたします。

**総合政策部長** 本町における職員の平均年齢は38歳でございますが、大阪府が公表している平成31年4月現在のデータによりますと、北摂地域の各市においては、平均年齢はいずれも40歳～41歳程度であり、府内町村の職員の平均年齢は約42歳となっておりますので、これらと比較いたしますと、若干若いというのが現状でございます。

**伊集院議員** 過去、37歳代もありましたが、現在は38歳ということですね。わかりました。

過去から、防災面の観点も踏まえまして、職員の島本町内在住率をお伺いしてきましたが、現状をお伺いするとともに、職員採用においてはどんな状況なのかということをお伺いします。

**総合政策部長** 職員の島本町内在住率は、直近のデータで約24%となっており、職員の多くが近隣自治体に居住しているのが現状でございます。この点につきましては、居住移転の自由が憲法で保障され、また「地方公務員法」に基づき、職員の任用は能力実証に基づき実施する必要がありますことから、強制力を伴うような施策の実施は困難であり、本町に限らず、多くの自治体が抱える課題でもございます。

一方、採用においては、居住地に関わらず、本人の適性や能力に基づき選考を行っておりますが、近年では、結果的に採用者の約半数が町内在住者であった年度もあり、若干ではございますが、町内在住者は増加傾向にございます。

**伊集院議員** 現在、開発等、ミニ開発もありまして、他方から来られた方々、こういった中のマイナス点ではなくてプラス的に町内だと、就職をされる方も出てきているのかなと、あくまでも推測ではありますが、こういった結果を見せていただき、約24%、これは

過去よりはちょっと増えているなというふうには評価したいと思います。

それと、退職の「退職理由」について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

**総合政策部長** 「退職理由」につきましては、転職や家庭の事情など様々でございます。直近5カ年の傾向といたしましては、約半数が他の自治体への転職、次に多いのが民間企業等への転職であり、他の自治体への転職理由としては、自身のふるさとや、自宅に近いところで働きたいという理由のほか、大きな組織で自身のスキルアップを図りたいといったケースもございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 職業の選択の自由ということがありますので、深い話は避けますが、島本町として、一つの組織として、管理職が2年以上早期退職をされるということにおいては、やはり危機感を持っていらっしゃるのか。町長のご見解をお伺いいたします。

**山田町長** 本年3月におきまして、事務職で1名、消防職で1名、あわせて2名の管理職が退職をいたしました。ともに働いてきた職員が途中で退職するということは、大変残念なことではございますけれども、職員それぞれに事情があり、職業選択の自由が保障されている以上は、本人の意思を尊重する必要もございます。また近年、民間部門では雇用の流動性が高まりつつあると認識をしておりますが、これは公共部門でも例外ではなく、職員の中途退職が恒常的に発生している点では、他の自治体でも同様の傾向にあると聞き及んでおります。

管理職は、行政の様々な分野で政策・方針の立案や、部下の管理・育成などに中心的に携わり、組織の柱としての役割を果たしております。特に本町では、職員の平均年齢も比較的若く、限られた人員で多岐にわたる事務を行っている現状にございます。そうした中、様々な事情があるとは言え、やはり管理職の退職につきましては組織に与える影響が大きく、危機感を持って受け止めており、意欲と能力を持って、組織の中核を担うことができる人材の養成は重要な課題であると考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 冒頭にも申したように、各自治体も、要は管理職となられる、中途採用というところで流動的になれるように選択の自由になってきている中では、管理職となる方の率先力というか、実質上のパワーが要る、マンパワーが要るということが必要であると思われま。

過去、常任委員会でも質疑してまいりましたが、職員採用においては、この11年間見ておりましたが、工夫を凝らして当たっておられます。現在の本町の人材確保におきまして、職員採用の「募集にかかる年齢要件」等の状況を、お伺いしたいと思います。

**総合政策部長** 本町におきましては、この数年、複数の職種において採用試験の受験可能年齢を緩和するなど、民間企業や他自治体などの経験者も含め、幅広く、優秀な人材を

確保することを目指した対策を講じております。

直近におきます採用試験の受験可能年齢は、事務職で 35 歳、事務職の障害者枠では 50 歳、技術系土木職で 50 歳、管理栄養士で 50 歳、保育士・幼稚園教諭で 55 歳、消防職で 27 歳となっております。これらの年齢要件は、それぞれの職種における現在の職員の年齢構成も踏まえて設定しているものでありますが、引き続き、民間の求人動向や他の自治体の取り組みなどを注視しながら、町政を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 消防職の 27 歳というのは、一定理解をいたします。事務職においてが 35 歳、ほかは 50 歳代ですが、この 35 歳と設定される、何らかの要因があるうと思いますので、要因をお伺いいたします。

**総合政策部長** ただいまご指摘がございましたとおり、事務職につきましては、技術職などの専門職と比べて受験可能年齢が低くなっております。その背景といたしまして、まず、直近の職員採用試験における申込者数は、技術系土木職で 4 名、管理栄養士で 17 名でありましたが、事務職では若干名の募集に対し、100 名以上の応募がございました。近年、特に技術職などの専門職種で人材確保が難しく、これに対応するため、受験可能年齢の引き上げを行っておりますが、事務職では高い倍率を維持しており、採用者についても多くが社会人経験者となっております。

また、現在の職員の年齢構成は、20 代の職員が全体の 2 割、30 代が 4 割、40 代が約 3 割、50 代以上が約 1 割と、30 代の職員が最も多くなっております。このため、職種における人材確保の困難度や、職員全体の年齢構成の均衡及び将来の退職手当負担の平準化等を総合的に勘案し、現状の年齢要件としているものでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。詳細な答弁いただきましたので、一定、見えてきます。50 代以上が約 1 割と少ない部分は、過去にも申しますように島本町の財政再建の一手手前に陥った際、約 7 年間ほどでしたでしょうか、採用の空白がありました。こういった影響を、私の前任者は、今後、打撃が出てくるという指摘はしてございましたが、現在、11 年前の改革時代から修正をいただいているところは、一定評価したいと思います。

その中で、先ほどの答弁の中に、多くが社会人経験者というご答弁をいただきましたが、この「社会人経験者」というのは民間経験者の比率ですね、その辺の比率が答弁できるようでしたら、状況をお伺いいたします。

**総合政策部長** 直近 3 年間では、約 6 割が民間経験者、約 1 割が公務員経験者となっております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。将来の部長、次長、課長候補となられる人材育成ですね。こ

の辺に関しまして、管理職のうち参事・施設長級の人数ですね。それと係長級の職員の人  
数、それぞれ5年間の状況をお教えいただきたいと思います。

**総合政策部長** 「参事・施設長級及び係長級職員の数について」でございます。

まず、参事・施設長級職員の数につきましては、平成28年度は17名、平成29年度  
は19名、平成30年度は21名、令和元年度は26名、令和2年度は24名となっております。  
次に係長級職員の数、平成28年度は18名、平成29年度は20名、平成30年度  
は23名、令和元年度は20名、令和2年度は25名となっております。

**伊集院議員** 一定、着々と育っていらっしゃるというふうに、数字的にも判断させていた  
だきます。

前の答弁の中で、事務職が35歳という部分の要因において、将来の退職手当負担の平  
準化も勘案している、とご答弁いただきました。この答弁においては、大変評価してお  
ります。平成15年度には約1億、また平成18年度に1億7,600万、平成19年度に2億  
7,200万円、21年度までの間、職員退職手当積立基金を毎年取り崩しながら、平成21  
年度に質疑した際にはもう残金が14万5千円と、退職手当基金が底をつく、こういっ  
た経験がありました。この点も鑑みられて改善もされていると理解いたしますが、平成  
29年度の決算でも25万2千円と。平成30年度の決算で1千万円を積み上げております。  
おそらく、この積み上げ方の分析をすると、やっぱり黒字会計された剰余金の際、剰余  
金を足すときに、今後の状況を見られて基金を積み上げられているという状況では理解  
いたします。ただ、今後、当面、ちょっと平均年齢的に若いので、特に留意する必要は  
ないのかも知れませんが、やはり早期退職、職業の自由というのがありますので、この  
点は留意されたいと思います。

また、財政を鑑みて、「保育緊急事態宣言」が町長の裁量のみで出された。大変危惧  
しているのは、財政部においてです。将来に向けた人材の育成に職員の、大阪府への研  
修生として派遣をされていると思います。この派遣状況において、お伺いしたいと思  
います。また、その中で特に町財政を担う人材育成に向けた取り組み状況も、お答え  
いただきたいと思います。

**総合政策部長** まず、退職手当につきましては、本来でありますと、計画的に毎年度積み  
立てて行くというのが理想ではあるというふうに思っておりますけれども、現状の町財  
政も含めて、毎年積み立てるとするのは厳しい状況にあるという中で、今後の職員の年  
齢構成等も含めて、将来的な退職手当については、今後も長い間、基金という形でござ  
いますので、その点については計画的な積立というの、今後、考えていかなければなら  
ないというふうに思っております。

それから、本町では職員の平均年齢が若いということもありまして、比較的経験の浅  
い若年中堅層の職員が組織の中核を担っているという状況でございます。そうした中で、  
本町の職員を大阪府に研修生として派遣することにつきましては、業務に関する専門的

な知識を習得することができるなど、大変有益でありますことから、これまで継続的に職員の派遣を行ってきたところであり、現在も、大阪府総務部市町村課の振興分権グループに係長級職員1名を派遣をしております。また同じく市町村課の財政グループには、平成20年度、26年度、30年度に研修生を派遣しており、現在も複数の研修生経験者が財政課に在籍し、予算の編成や財源の調達など、多岐にわたる専門実務に従事しているところでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 派遣を続けていただいているということは、一定理解いたしました。財政グループには平成20年度、26年度、この間、ちょっと6年が空いてましたけども、30年度に入れていると。できれば、今後せめて3～4年に一度、財政だけじゃなくて、財政と税制面と、両方あるかと思いますが、できれば3～4年ごとに1名、派遣できるようにご努力をお願いしたいと思います。

こういった中、11年前からの、また各委員会でのお訊きさせていただいた中、長期にわたりまして、人材育成においては改善されてきているということを一一定評価させていただき、今回の一般質問を終了させていただきたいと思います。また詳細においては、委員会なり、何らかの機会に訊かせていただこうと思います。

一般質問を終了させていただきます。

**村上議長** 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

引き続き、平井議員の発言を許します。

**平井議員** それでは、一般質問を行います。

「島本町環境基本計画」の中間見直しを踏まえ、「地球温暖化対策に関する成果・課題」について、お伺いをいたします。

「環境基本計画」は、島本町の豊かな自然や生活環境を次世代に引き継いでいくため、住民、事業者、町という各主体の具体的な行動を促す計画として平成26年度に策定し、5年が経過した「環境基本計画」の中間見直しが本年3月に行われました。この中で、指標としている数値は概ね目標に向け進捗しているように見受けられますが、地球温暖化対策として、どのような取り組みを行ってきたのか、お伺いをいたします。

**都市創造部長** それでは、平井議員からの一般質問につきまして、ご答弁申し上げます。

地球温暖化対策に関する町の事務事業といたしましては、「地球温暖化対策実行計画」に基づく進捗管理を行ってまいりました。主な内容といたしましては、役場庁舎への太陽光パネルの設置、島本町環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動、エコスタイルキャンペーン等によるオフィス等の適正空調の徹底等を図ってまいりました。また、住民の皆様に対しましては、ごみの焼却量の減少につながる適正分別の呼びかけのほか、COOL CHOICEの取り組みを通して、節電・省エネ製品の購入、太陽光パネルの普及啓発等に取り組んでまいりました。

その他、北摂7市3町と小売業者とで「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、マイバッグの持参促進や、レジ袋の無料配布中止を呼びかける取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

**平井議員** 「地球温暖化対策実行計画」に基づき、役場庁舎への太陽光パネルの設置、オフィス等の空調の温度の適正化などに取り組んできたとのことですが、その結果、「温室効果ガス排出量の削減効果」はどの程度あったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

**都市創造部長** 「温室効果ガス排出量の削減効果について」でございます。

町の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減状況でございますが、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「第4期島本町地球温暖化対策実行計画」におきましては、令和3年度に平成23年度比で7%の削減を目標としておりますが、平成30年度の実績値では、平成23年度比で11.5%の削減を達成いたしております。

以上でございます。

**平井議員** 第4期の「島本町地球温暖化対策実行計画」では、令和3年度に平成23年度比で7%の温室効果ガスの削減目標に対して、平成30年度実績で、すでに11.5%の達成をしたとのことですが、これは大幅に目標を達成しているんですけども、達成した主な理由というのは何かございますでしょうか。お聞かせをいただきたいと思えます。

**都市創造部長** 温室効果ガス排出量の削減状況に関しまして、再度のお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、平成30年度の温室効果ガス排出量の削減状況につきましては、目標値を大きく超えて達成しているところでございます。これは、各施設における日々の節電等の取り組みに加え、衛生化学処理場や町立プールの廃止などが主な要因であると考えております。

以上でございます。

**平井議員** 目標を達成した主な要因として、節電等の取り組みや、衛生化学処理場、また町立プールの廃止をあげられましたが、今の答弁では、要は大きく各施設のいろんな取り組みをした結果、何か削減したというふうな答弁ではなく、何か自然的に、たまたま衛生化学処理場と町立プールが廃止になった影響が大きかったんだ、というふうな答弁にしか受け取れないので、やはり目標を今後設定する場合ね、各施設ごとに目標値を定めて、その目標達成のために何か計画的に取り組む項目を設定して、それに向かって努力をするんだ、その結果、こういうふうな形で削減してきましたよというふうな設定が必要ではないかなと思ってるんですけども、それについて見解をお聞かせいただきたいと思えます。

**都市創造部長** 温室効果ガス排出量の「削減目標の設定について」でございます。

「第4期島本町地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス排出量の削減目標の



設定につきましては、平成 26 年度に策定いたしました「島本町環境基本計画」における目標値である、10 年間で 10%、1 年当たり 1% の削減に従い、設定しているものでございます。この目標値につきましては、容易に達成できる数値として設定したものではありませんが、結果的には計画途上で達成しておりますことから、次期計画における目標設定につきましては、「環境基本計画」を踏まえつつ、さらに精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** やはり、日々しっかりとチェックをしながら、温室効果ガスの削減に努力をしていただきたいというふうをお願いしておきます。

それと、先ほど冒頭の答弁で、マイバッグの持参促進やレジ袋無料配布中止の取り組みを進めているということでもございましたけども、その取り組みの成果について、お伺いをしたいと思います。

**都市創造部長** マイバッグ等の持参促進やレジ袋無料配布中止に関する「取り組みの成果について」でございます。

北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定につきましては、平成 30 年 6 月に、北摂 7 市 3 町と小売り業者とでマイバッグ持参率 80% を統一目標として、協定を締結したものでございます。島本町内の状況といたしましては、本事業実施当初の参加店舗 2 店舗における平成 30 年 5 月時点でのマイバッグ持参率は 46.8% でしたが、令和 2 年 3 月時点では参加店舗も 4 店舗となり、マイバッグ持参率も 86.6% に向上しており、レジ袋の削減に大きく寄与しているものと考えております。

以上でございます。

**平井議員** 島本町の「環境基本計画」にも示されているように、環境問題は町が主体となって、住民、事業者が協力し、取り組む必要があるというふうに考えておりますが、今後の事業展開等はどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

**都市創造部長** 環境負荷軽減にあたりましては、住民の皆様だけではなく、事業者におきましても、町が実施します施策に積極的に協力していただくことが重要であると考えられることから、今後は事業者向けの周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、住民の皆様、事業者が、お互いに力を合わせ環境への理解を深めていくために、住民の皆様、事業者が交流できる「ワクワク島本環境学校」をはじめとしたイベント等を継続して行ってまいるとともに、他市町村における多くの事業者が参加する環境関連イベントなどの取り組みについて、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

**平井議員** 今まで島本町の公共施設の温室効果ガス排出量の把握はしてきていますが、今後、町内の各家庭、また業務用・産業用別の販売電力量及び太陽光発電設備による余剰電力の購入実績や、ガスの事業者のデータ等も把握し、地球温暖化対策に今後活かしていくことも必要というふうには思っているんですが、それについて見解がございました

ら、お伺いしたいと思います。

**都市創造部長** 「太陽光発電・余剰電力の活用について」でございます。

議員ご指摘の取り組みにつきましては、他の自治体におきまして、地域新電力として取り組まれているものと認識いたしております。太陽光発電の固定価格買い取り制度による買い取り期間が順次終了し、売電価格が下がっている中、電力の地産地消の取り組みは地球温暖化対策にも有効であると考えられますが、一方で、特に小規模な地域新電力では、電気料金が市場価格を上回るなどの問題がありますことから、慎重な検討が必要であるものと認識いたしております。本町といたしましては、引き続き、国や他市町村の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** あと、ちょっと要望も含めて、ご意見だけお聞かせいただきたい部分もございますけども、先ほど来から申し上げてますように、島本町環境マネジメントシステムに基づくエコオフィス活動をはじめごみの減量化、節電、節水、省エネ、太陽光パネルをはじめ自然エネルギーの普及啓発、マイバッグの持参の取り組みについては、引き続き住民の皆さんにしっかりとPRしていただきたいと思っております。また他市町村の取り組みで、補助金制度を設けたりして自然エネルギーの普及を進めている自治体もごございますが、このような自治体の制度も参考にしながら、検討をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

もう1点は、環境問題は地球規模で取り組む課題であり、基本方針にも書かれているように、環境学習、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、生活環境の保全の、5項目の基本方針に基づいて、町だけの取り組みに止まらず、住民、事業者の協力のもと、持続可能な循環型社会の実現を目指して取り組んでいただくよう要望し、一般質問を終わりたいと思っておりますが、最後に、これについて何かご見解ございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

**山田町長** 今、議員からご指摘をいただきましたとおり、本町の町役場だけでとか、公共施設だけでこういった取り組みをしても、やはり効果は限定的でございますので、住民の皆様、事業者の皆様、含めまして、一丸となって取り組んでいくことが必要であると感じております。今後も持続可能な循環型社会の実現を目指しまして、多くの住民の皆様、事業者の皆様が環境を意識し、活動にご参加いただけるような施策を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月24日午前10時

から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月24日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後5時50分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 戸田議員 1. 企業の地下水利活用と利用協力金  
～環境基本計画・水環境保全をめざして～
2. JR島本駅西土地区画整理事業  
～桜井の水環境・水脈の環境アセスメント～
3. 水無瀬川の水質保全  
～一般廃棄物処理基本計画に基づいて問う～
- 福嶋議員 1. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題
2. 避難等支援体制の充実を
3. 待機児童対策・保育基盤整備等
- 大久保議員 新型コロナウイルス対策について
- 東田議員 1. コロナ禍での学校現場、夏季休等への影響など運営方針について
2. 通学路の安全確保についてゾーン30の拡充
- 河野議員 1. 島本の水の行方ー「府域一水道（統合）に向けた検討報告書」を問う
2. コロナ禍の、介護・福祉事業所への感染症相談や対策への支援を問う
3. 間に合わない自営業・商店街へのコロナ対策
- 岡田議員 1. 避難所の感染症対策について
2. 大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転について
- 清水議員 若山台調整池A・Bの機能について
- 塚田議員 死亡届に伴う手続き専用窓口「おくやみコーナー」の設置について
- 中田議員 1. 駅前開発 リスク管理と公益性の確保について
2. ホテルは灯りが嫌い：光害対策について
3. 教科書採択について
- 伊集院議員 定年待たず早期退職者微増・島本町を担う管理職の流出に人材確保を！
- 平井議員 島本町環境基本計画の中間見直しを踏まえ、地球温暖化対策に関する成果・課題について問う

令和2年

島本町議会6月定例会議会議録

第2号

令和2年6月24日(水)



## 島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 令和 2 年 6 月 2 4 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 4 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一	教 育 こ ど も 部 次 長	川 畑 幸 也	総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典
財 政 課 長	柚 木 利 徳	税 務 課 長	三 代 剛	財 政 課 長 財 係	御 本 修 平

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会6月定例会議議事日程

### 議事日程第2号

令和2年6月24日(水)午前10時開議

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 第63号議案 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                               |
| 日程第2 | 第64号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第65号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第66号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第67号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第68号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第69号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第70号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第71号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第72号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第73号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第74号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第75号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第76号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
|      | 第77号議案 | 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 日程第3 | 第1号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
|      | 第2号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
|      | 第3号諮問  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
| 日程第4 | 第78号議案 | 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について |
| 日程第5 | 第79号議案 | 島本町税条例の一部改正について                                      |
| 日程第6 | 第80号議案 | 島本町手数料条例の一部改正について                                    |
| 日程第7 | 第81号議案 | 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 日程第8 | 第82号議案 | 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について              |
| 日程第9 | 第83号議案 | 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する                            |



基準を定める条例の一部改正について

- 日程第10 第84号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）
- 第86号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 第87号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）
- 第88号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 第89号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第12 第90号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第91号議案 令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第63号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

監査委員の選任につき同意を求めることについて(案)説明

それでは、第63号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます大住一仁氏については、平成28年9月に監査委員に就任いただき、現在1期目となります。略歴については、63の2ページに記載しているとおりです。

なお、新たな任期は、令和2年9月1日から令和6年8月31日までとなります。

以上、簡単ではありますが、監査委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第63号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 63 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 2、第 64 号議案から第 77 号議案までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての 14 件を一括議題といたします。

なお、本案 14 件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

#### 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、引き続きまして、第 64 号議案から第 77 号議案までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括して、ご説明申し上げます。

提案理由は、農業委員の任期満了または退任に伴い、再任または新たに選任するものです。

各議案の 1 ページに氏名等を、2 ページに略歴を記載しています。なお、各議案につきまして、議案番号と氏名のみ申し上げます。

第 64 号議案 中村 清司氏、  
第 65 号議案 大西 義雄氏、  
第 66 号議案 木村 修氏、  
第 67 号議案 清水 正純氏、  
第 68 号議案 高山 一郎氏、  
第 69 号議案 田中 幸造氏、  
第 70 号議案 藤原 弘氏、  
第 71 号議案 井上 謙一氏、  
第 72 号議案 柏原 縁氏、  
第 73 号議案 西田 尚弘氏、  
第 74 号議案 小川 良子氏、  
第 75 号議案 北畑 春雄氏、  
第 76 号議案 下村 清次氏、  
第 77 号議案 好本 勲氏 　　です。

各委員の新たな任期は、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までとなります。

以上、簡単ではありますが、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案 14 件に対する質疑を行います。

**戸田議員** おはようございます。農業委員会委員の任命同意につき、質疑いたします。

第18回農業委員会（6月12日）において、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めておられます。14名の任命がすべて同意された場合、同計画に示されている農業委員会の体制は、どのようになりますか。女性委員が2名に増えるほか、どのように変わるのか、説明をお願いいたします。また、中立委員1名と示されていますが、この「中立委員」とは、どのような方のことを言うもので、どのような役割が期待されているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** おはようございます。それでは、ご質問にご答弁いたします。

まず、今回の改正により、新委員のうち中立委員につきましては1名で、旧委員と同数でございます。また、積極的な登用が求められております女性委員につきましては、議員ご紹介のとおり2名となっております。また、50歳未満の委員は1名となっております、いずれも旧委員と比較いたしまして、1名増となっております。

あと、中立委員でございますが、中立委員につきましては、農業者以外の者で、「中立な立場で公正な判断をすることができる者」というふうに法律上規定されており、より細かく申しますと、利害関係を有しない者といたしまして、農地を有しない方、農業者でない方、農業委員会の業務に関係がない学識経験者等を総称して、「中立委員」という認識でございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第64号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第64号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第64号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 65 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 65 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 65 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 66 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 66 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 66 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 67 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 67 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 67 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 68 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 68 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 68 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 69 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 69 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 69 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 70 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第71号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第72号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第73号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第74号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第75号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。



( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 75 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 76 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 76 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 76 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

引き続き、第 77 号議案に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「違います」「議長と言わないから」「言いました」ほか、議場内私語多し)

村上議長 静粛に。

中田議員 声出しました、「議長」って言いました、最初に言いました。

第 77 号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から意見を述べます。これに関しては、第 64 から 77 号議案について意見を述べます、以下、意見を述べます。64～77 号議案全般について、同様に感じるのですが、以下に意見を言います……（「なんで」他、議場内私語多し）……。

村上議長 ちょっと、静粛にして。

中田議員 農業委員会の役割は、農地に関する事務を実行する行政委員会として、農地転用案件への意見具申などがあります。ですが、その主たる使命は農地等の利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進にあると理解しています。

今回、3年に一度の農業委員会委員の任命にあたり……（「議運で」他、議場内私語多し）……。議長、注意をお願いします。

村上議長 続けてください。

中田議員 これまで3年間の……、注意をお願いします。

村上議長 静粛にしてもらえますか。

中田議員 続けます。今回、3年に一度の農業委員の任命にあたり、これまで3年間の農業委員会を振り返るに、生産緑地制度導入にかかる要望書に始まり農地アンケートの集約など、少しずつではありますが、この主たる使命に沿った活動が活発化してきていると感じます。

また、近年、「都市農業振興基本法」や「都市農地貸借の円滑化に関する法律」の施行など、都市農地に対する法改正も行われています。都市農地の発揮する多目的な機能に注目が集まっているところです。今回は、女性が1人増えて、2人が委員とられています。島本町においては特徴ある都市近郊農地として、農業委員の皆様の創意工夫により、ますますの都市農地の維持活用に努めていただくことを期待しています。

また1点、申し述べたいのが事務局体制について、です。農地制度は大変複雑であり、かつ近年、法改正など様々な変化が見られます。こういった事態に柔軟かつ的確に対応できるよう、府などの機関と連携し、専門的な知識を持って農業委員の皆様を支えていただき、適切なアドバイスや情報提供に努めていただきますことを強く求めて、賛成の討論といたします。

(「議長、休憩を」他、議場内私語多し)

村上議長 暫時休憩します。

(午前10時17分～午前10時20分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第1号諮問から第3号諮問までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

## 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（案）説明

それでは、引き続きまして、第1号諮問から第3号諮問までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して、ご説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

第1号諮問にてご意見をいただきます向井秀史氏については、現在、弁護士として御活躍中で、平成14年10月から人権擁護委員に就任され、現在、三島人権擁護委員協議会常任委員を務めるとともに、島本地区人権擁護委員協議会会長としてリーダーシップを発揮され、当協議会を牽引していただいています。

現在6期目で、引き続き、弁護士としての豊富な知識、経験を活かし、住民の抱える人権課題の解決、援助等に取り組んでいただける方であると考えています。

なお、向井氏の略歴については、1の2ページに記載しているとおりです。

第2号諮問にてご意見をいただきます浦田美由紀氏については、大学卒業後、大学や町立小学校の非常勤講師として活躍され、ご自宅ではピアノ指導を行われています。また、平成18年4月から2期8年にわたり本町の選挙管理委員会委員を務められ、平成27年1月から人権擁護委員に就任いただき、現在2期目で、三島人権擁護委員協議会常務委員を務めるなど精力的に活動されており、これまでの経験を活かし、引き続き子どもや女性の人権擁護に取り組んでいただける方であると考えています。

なお、浦田氏の略歴については、2の2ページに記載しているとおりです。

第3号諮問にてご意見をいただきます谷川淑子氏については、大学卒業後、長岡京市に採用され、保育士として市立保育所に勤務され、平成20年4月以降は保育所長を兼ねて地域子育て支援センター長に就任され、平成26年3月に長岡京市を退職されています。現在は、島本町人権啓発施策審議会委員や島本町人権まちづくり協会の人権相談員として活動されており、平成30年1月から人権擁護委員に就任いただき、現在1期目で、今後もこれらの経験を活かし、人権擁護委員として、引き続き子どもの人権をはじめとする各種人権相談や啓発活動において、ご活躍いただける方であると考えています。

なお、谷川氏の略歴については、3の2ページに記載しているとおりです。

各委員の新たな任期については、令和3年1月1日から令和5年12月31日までとなります。

以上、簡単ではありますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案3件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第1号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第1号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第2号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第2号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第2号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第3号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第3号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第4、第78号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について(案)説明

それでは、引き続きまして、第78号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「地方自治法」第290条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるためです。

それでは、78の4ページの次に添付をしています議案資料に沿って、ご説明申し上げます。

議案の概要は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町にかかる水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものです。

規約の変更内容は、「大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

別表第2(第3条関係)の表に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の4団体を追加するものです。

施行期日は、事業開始となる令和3年4月1日です。

なお、これらの4団体については、議会において先行審議され、その審議結果についてはすべての議会において可決されており、本町を含む38団体については、6月会議において同議案をご審議いただくものです。

以上、簡単ではありますが、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第78号議案に対し、質疑をいたします。

資料請求というものはしておりませんが、大阪広域水道企業団のホームページには、様々な議案資料、会議録などがすでにホームページにアップされております。また、今回、広域水道に経営統合されるという、こういった4団体には議事録検索システムや動画配信をされていたことから、本会議の質疑、賛成討論、反対討論なども拝察させていただき、また質疑された議員へも聞き取りをさせていただき、実情をお聞きしております。そういったことは理由がありまして、議案のヒアリングの際にもありましたように、今回の規約の変更に関する協議において、島本町以外の町村がすべて自主的に広域水道に統合をなさるということもあり、府内町村では島本町が唯一残っているということもあり、質疑をさせていただきたいと思っております。

これまでの統合について、これで3回目の規約の変更に関する協議の提案だと思っておりますが、今回、特に統合3団体が属する河南ブロックというのがあります。これは「大阪府域一水道あり方協議会」のブロックを指しておりますが、藤井寺市、また大阪狭山市、河南町などが属する河南ブロックを特に指してご質問させていただきますが、こういったブロック会議では相当実務的な話、今後の会計の問題や水道管の工事、水質の話、深い話がされていると聞いておりますが、この会議については、傍聴や記録の公開・閲覧、現地にお住まいの住民の方は可能なかどうか、そういうことになっているのかどうか、質疑をいたします。

**上下水道部長** それでは、河野議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、河南ブロックでの会議の傍聴、記録の公開・閲覧等ということでご質問でございますが、ブロック会議における議事録等につきましては非公開ということでございますので、ご理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

**河野議員** 今回は該当いたしません、そうすると、私たち島本町の水道の属する北大阪ブロックも同様の扱いというふうになるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

**上下水道部長** 北大阪ブロックの会議での取り扱いということでございますが、同様に非公開ということで対応させていただくことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 1点だけ。今回の案件においては規約の変更ということで、新しく入られる方がいらっしゃる。これに対して疑義があるわけではありません。参考までに、今後の計画を入れまして、町村で、この組織に属さないとか入らないというところがあるところだけ、お訊きします。

**上下水道部長** 今回の規約の変更におきましては、熊取町と河南町が統合に向けてということで規約の変更の協議が行われているところでございますが、今回、熊取町と河南町

が統合ということになりますと、残り大阪府内では島本町だけが、まだ企業団との統合に向けてということには至っていないという状況になるところでございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 78 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、賛成の立場から、人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

規約の変更により追加することになる 4 団体については、各議会において先行審議・可決されているとのことです。よって、ここで反対するものではありませんが、大阪広域水道企業団のあり方は、大阪府が目指そうとされている府域一水道に密接に関わるものです。すでに動き出している大阪広域水道企業団は、この府域一水道の一里塚とならざるを得ないものと考えられ、その必要性もさることながら、地下水を主な水源とする島本町が自己水を守れるのか、どのように守っていくのか、不断の努力が求められていると考えます。40 年先の水道事業をどう描くのか、検討の過程において、住民に最も近い基礎自治体の意思が、どのように尊重されるのかが明確に示されなければなりません。

町村では、府内で島本町のみが企業団との統合に至っていないということになりますが、むしろ、これは北大阪ブロックで考えるべきものではないかと私は考えております。しかしながら、島本町が単独で向き合うには大変厳しい状況にあります。北大阪ブロックの他団体における議論、合意形成が要となるはずです。その前提となる市民的議論には、住民との情報の共有が必須であり、上下水道部におかれましては、議会及び市民への情報提供に鋭意努めていただきたいと申し上げ、本議案には賛成いたします。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 78 号議案、日本共産党・河野恵子より、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、賛成の討論を行います。

今回の 4 団体の協議、そして本会議議決結果を受けての変更提案であり、それを尊重し、賛成をするものでありますが、双手をあげて賛成ができるというものではありません

ん。今回、経営統合に関する規約変更は三度目となります。すでに統合された団体や企業団議会において、当初のシミュレーション見込みや説明と違うという事態が起こっていることが看過できないということが、意見として述べさせていただきたいと思います。

第1回目の統合に加わった自治体名では四條畷市、これは今年の3月27日、毎日新聞のメールでの新聞報道によると、「大阪四條畷市水道 新たに10億円の支出が必要に施設更新費用など 経営悪化避けられず」、このような見出しの中で、本文の一部を引用いたしますと、統合前の経営予測になかった施設更新費用など約10億円の支出が必要となることが判明した、ということが言われております。今回、事前に提供していただいた資料の中でも、この4団体に対するシミュレーションは種々行われておりますが、こういったことが再度起こらないのかという疑問は、私としては払拭できておりません。

また、第2回目の統合自治体では、私は賛成をしておりますが、町村で毎年企業団議会に一議席を出せることが約束されており、住民の代表を送る保障として、全会一致で可決した町村議会もあったというふうに聞き及んでおります。しかしながら、2017年度以降、さっそく議会定数のダウンサイジングと称し、議員定数の削減や見直しの打診がありました。この島本町の議員全員協議会でも議論をしていることは記憶に新しく、2018年の北部地震の際の、大阪水道企業団の北部における24時間の断水など、不安には枚挙に暇がありません。

このすべてのことを、島本町の水道統合の最終的な姿だと同一視するものでありませんが、今の企業団の有り様を象徴し、他山の石として、島本町では重く受け止める必要があります。昨日の一般質問でも申し上げましたが、すでに島本町は水道事業統合促進基金の活用による最適配置案などの策定にかかるアンケートについて、「希望する」というふうに答えを出しておられます。次は4回目の統合を目指す首長アンケートには、すでに10団体が手をあげ、4年後の統合を目指し、そして、この次の第5回目の規約変更の協議に島本町がエントリーしかねないところまで追いやられているというふうに私は感じております。

2018年の12月、超スピード審議で通過、2019年改正「水道法」施行により、都道府県の計画策定の責務、水道広域化の推進が示されました。大阪府の作業においては、副首都推進本部会議の大きな柱とされ、水道事業の広域化がスピードアップをされています。副首都推進、大阪市で言えば都構想特別区であるとすれば、島本町は水道統合を目指すものと、私・河野は捉えております。そして、この推進本部会議は運営要綱では、市レベルの構成であって、町村は含まれておりません。しかし、そこへ提供されている水道事業の資料には、随所に官民連携、コンセッションの用語が示されていることは、断じて看過できません。加えて、統合の流れについて現場職員の論議をされているブロック会議の内容は、限定的な情報公開になっていること。ここ島本町議会は、議員が質問しなければ、これらの流れはわからないという実態があります。住民への情報提供など



望むべくもない中で事が進められようとしております。

特に、このあと半年間は、今後 10 年を見通した「水道事業ビジョン」などの論議を惜しまずやるべき時期であり、そのことが本来の水道基盤強化に繋がるということを強く申し述べ、討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第 78 号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の上程されている内容の案件におきましては、あくまでも藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の水道の共同処理に関わる内容となっております。規約変更の内容においても、あくまでもその部分であります。それぞれの各市町村で審議され、表決された各市町村の意思を尊重し、賛成させていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 36 分～午前 10 時 37 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**戸田議員** 発言の訂正をお願いします。

**村上議長** ただいまお聞きのとおり、戸田議員から発言の訂正の申し出がありました。

会議規則第 64 条の規定により、本訂正の申し出を議長において許可いたします。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 78 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 78 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 5、第 79 号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町税条例の一部改正について (案) 説明

それでは、引き続きまして、第79号議案 島本町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「地方税法」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、2条立てとしています。第1条改正については、現行条例の改正、第2条改正については、第1条改正の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について、「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

初めに、1ページ及び2ページの附則第15条（読替規定）についてです。

これについては、固定資産税に係る課税標準の特例の創設に伴い、引用する条項を新たに加えるため、所要の規定を整備するものです。具体的には、事業収入が一定以上減少している中小事業者等に対して、令和3年度の固定資産税等をゼロまたは2分の1に軽減する措置を講ずるものです。

次に、1ページ及び2ページの附則第15条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）についてです。

これについては、「地方税法」の改正に伴い地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」による固定資産税の課税標準の特例措置について、所要の規定を整備するものです。具体的には、第18項において、中小事業者等の生産性向上に向けた設備投資を後押しするための法律「生産性向上特別措置法」に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備に該当する機器等に加え、一定の事業用家屋及び構築物に対しても、固定資産税の課税標準に乗じる割合をゼロとする規定を整備するものです。

次に、1ページの附則第21条の12（軽自動車税の環境性能割の非課税）についてです。

これについては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率を1%軽減する措置について、その適用期限を6ヵ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするため、所要の規定を整備するものです。

次に、1ページの附則第38条（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）についてです。

これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予する特例の創設により、猶予の取消し等、所要の規定を整備するものです。

次に、2ページの附則第39条（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）についてです。

これについては、新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて一定の

文化芸術、スポーツイベントを中止した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、当該放棄した金額について寄附金控除を適用するため、所要の規定を整備するものです。

次に、2ページの附則第40条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）についてです。

これについては、住宅ローン控除の適用要件の見直しにより、所要の規定を整備するものです。具体的には、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等一定の要件を満たしている場合には、特例措置の対象とするよう適用要件を弾力化するものです。

以上、簡単ではありますが、島本町税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**伊集院議員** 第79号議案 税条例の一部改正に関わりまして、今回、新型コロナウイルス感染症にかかる部分においても大きく変更がされています。実質上、現状でわかるかどうかかわからないんですけども、それぞれ、もし本町にとって影響額、出るようでしたら、その点をお聞かせいただきたいと思います。

**税務課長** 今回の改正における影響額でございますが、一番大きいもので固定資産税、これは令和3年度課税への影響でございます。ただ、申請期間もまだ先ということで、あと前年の比較する期間が10月までというようなこともございますので、現時点で件数、また税收への影響額等については把握することは困難でございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第80号議案 島本町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町手数料条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第80号議案 島本町手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するため、所要の改正を行うものです。

通知カードについては、個人番号制度の施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、職場等へのマイナンバー提出時に証明書類としての役割がありました。しかしながら、転居時等における記載事項変更の手続きが住民及び市町村職員の双方に負担となっており、デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくため、通知カードの記載事項変更の手続きを廃止することについて、昨年、法改正がなされたところです。

今般、令和2年5月25日付けで政令が施行され、施行期日が確定したことから、「島本町手数料条例」についても、一部改正するものです。

具体的な改正内容について、「島本町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

別表第1の10の項の「通知カードの再交付」に関する記述を削り、11の項を10の項とし、12の項から18の項までを1項ずつ繰り上げるものです。

なお、通知カードの廃止後の対応として、地方公共団体情報システム機構から個人番号通知書によりマイナンバーが通知されることとなり、また経過措置として、政令の施行日時点で交付されている通知カードは、その記載に変更がない、または正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバーの証明書類として利用することが可能となっています。

以上、簡単ではありますが、島本町手数料条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 「手数料条例」の一部改正について、質疑を行います。

マイナンバー通知カードを廃止されるものと認識しています。島本町における現在の

マイナンバー交付枚数と交付率を、まず確認させてください。

通知カード廃止後も、これまでの通知カードの記載に変更がない、あるいはすでに適正な変更手続きがなされている場合、今ある通知カードは今後もマイナンバーの証明書類として利用することができる、ということです。しかし、これは経過措置であるというようなご説明でした。以下、3点問います。

経過措置であれば、いつか経過措置が解かれる日が来るということなのでしょう。通知カードがマイナンバーの証明書類として利用できない場合、どのような場合に、どのような支障が生じると想定できますか。マイナンバーカードを持たない者は、どのような不利益を被ることになるのでしょうか。

以上です。

**健康福祉部長** 戸田議員からご質問、4点いただいておりますので、順次ご答弁申し上げます。

まず、マイナンバーカードの交付枚数率と交付率でございますが、地方公共団体情報システム機構が公表しております令和2年6月1日現在の資料によりますと、本町の交付枚数は5,325枚、交付枚数率につきましては約17.2%となっております。

また、続きまして通知カードにつきましては、このたび廃止となりますが、経過措置でございます。今般、政省令で定められております経過措置に、特に期限は設けられておりません。

続きまして、通知カードがマイナンバーの証明書類として利用できない場合の支障についてでございますが、マイナンバーの証明書類が必要となる場面といたしましては、例えば就職いたしました際に、職場へのマイナンバーカードの提出等で活用されているということが考えられますが、通知カードがマイナンバーの証明書類として利用できない場合におきましても、マイナンバーカード本体を取得していただいたり、あとマイナンバーカード入りの住民票の写しを取得していただくということで、マイナンバーを証明する書類としては他にもご利用いただけるものがございますので、特に支障は生じないものと認識をしております。

よって、最後のご質問でございますが、マイナンバーカードを持たない方が被る不利益についてでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、マイナンバー入りの住民票の写し等を取得していただくことで、マイナンバーを証明する書類としてご活用いただけますので、特段、不利益については生じないものと認識いたしております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第80号議案 手数料条例の一部改正について、賛成の立場から、人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

個人番号制度の施行後、すべての住民にマイナンバーを付番し、それを通知・証明する役割を担っていた通知カードが廃止されたことにより、再交付手数料を廃止するため所要の改正を行うものです。その必要性については認めざるを得ないと考え、本議案には賛成するものです。しかしながら、通知カードの廃止そのものには必要性を見出すことができかねております。以下のような理由によります。

公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードの普及が遅々として進んでいない中、このたびの10万円の特別定額給付金には、あえてオンライン申請による方法を選ばない限り、マイナンバー、すなわち数字もマイナンバーカードも不要であったにも関わらず、オンライン申請を推奨するような国の姿勢もあり、その影響もあつてか、島本町においてもマイナンバーカードの交付枚数は若干増加しているというふうを受け止めました。

また、マイナンバーカードを利用した消費活性化、マイナポイント事業がこの9月から、マイナポイントの申し込みが7月から始められ、2021年3月末を対象に、キャッシュレス決済額の25%、上限5千円がマイナポイントとして還元されると認識しています。そうまでしなければ普及しなかったのは、必要性に乏しいからと思わざるを得ません。住民生活に必要な不可欠な制度とは思えない番号制度に、基礎自治体に毎年多額の財政負担と業務を強いています。一体、どれだけの税金を費やし、どこにお金の流れ、今後も流れていくのかを憂うとき、今、この時期に通知カードを廃止されたということには疑義があります。

また、今後、マイナンバーがどうなっていくのかを考えると、マイキープラットフォームというのですか、何か、そういうプラットフォーム構想というものが示されており、図書館の窓口業務との紐付けなど、導入に際してロードマップに描かれていたものが着々と進められていることにも、賛成できかねております。2021年3月からは、健康保険証としての利用も予定されています。また、本日の新聞には、マイナンバーカードと運転免許証の一体化を検討するということが明らかになっております。特別定額給付金10万円の支給が遅れていることを理由に、総務大臣がマイナンバーと個人の預貯金口座を紐付けするという方針を示したことも波紋を呼んでいるわけです。

個人情報一元化や情報の漏えいが懸念される中、内閣府と総務省は「マイナンバあちゃん」という眼鏡をかけたキャラクターを活用してリーフレットを作成、マイナンバーカードの普及に躍起になっておられます。このたびの通知カードの廃止と、それに伴う手数料廃止も、その延長線上にあると私は考えております。導入から今日に至るまで、

マイナンバーの存在意義、費用対効果に疑義があるものの、本議案に関しては廃止するということが必要と考え、賛成するものです。

以上をもって、賛成の討論とさせていただきます。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**福嶋議員** 第80号議案 島本町手数料条例の一部改正について、自由民主クラブを代表して賛成の討論をさせていただきます。

本一部改正案については「手数料条例」、今回は通知カードの再発行の手数料を廃止するための条例変更でございます。通知カードは、中身が変わらない限り、お持ちのものはそのまま使えるということもございますし、そしてまた変更とかできないというだけの話であって、その場合にはマイナンバーカードへの移行ということが必要かと思えますけれども、そういう前提を置いての「手数料条例」の改定でございますので、その部分において議論すべき内容と考えております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第81号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について(案)説明

それでは、引き続きまして、第81号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(国基準)」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

初めに、国基準が本年4月1日に改正された経緯について、ご説明申し上げます。

平成27年4月に、国において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図ることを目的に、「子ども・子育て支援法」を根拠法とする子ども・子育て支援新制度が創設されました。当該制度については、法律上、施行後5年を目途として、国が、そのあり方に関する見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっています。そして、令和元年度でその5年を迎えることから、国の子ども・子育て会議において、制度各般に関する課題の整理及び各課題事項に対する検討が行われ、その結果が、令和元年12月に「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」としてまとめられました。

このたびの国基準の改正は、国の子ども・子育て会議が作成した対応方針において、連携施設制度のあり方として、「先行利用調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受皿先確保のための連携施設の確保を不要とすべきである。」との見解が示されたことを踏まえてなされたものです。そして、この国基準の改正を受けて、町の基準条例についても、国基準の改正内容に準じた改正を行うものです。

改正内容については、「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表」、2ページをご覧ください。

第43条第4項第1号の改正です。町長が、満3歳未満保育認定子どもに関し「引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」は、特定地域型保育事業者が卒園後の受皿にかかる連携施設を確保することを不要とする旨の規定を加えるものです。

これにより、小規模保育事業者等の特定地域型保育事業者は、在籍児童の卒園後の継続した教育・保育を保障するために、原則として、保育所等の連携施設を確保しなければならないものとするところ、町が、先行利用調整など、受皿にかかる連携施設の代替となり得る措置を講じている場合には、事業者は、この受皿にかかる連携施設の確保に関する義務が免れるようになるものです。

なお、町内には、現在、4ヵ所の小規模保育事業所がありますが、いずれの事業所とも、連携施設を確保することができています。

その他の改正については、文言の整理で、国基準における用語の表記に合わせるもの及び条ずれ箇所を直すものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。



**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第81号議案に対しまして、質疑をいたします。82号議案にも関連することはあると思いますが、81号議案として、お訊きさせていただきます。

今回について、簡単に言えば小規模保育施設の連携施設の確保ということについての改正点というふうに認識しておりますが、島本町としては、従前から小規模保育、初めて整備をされたときに、すでに公立保育所が連携施設となり、3歳以降、当時社会問題となっておりました、0～1・2の小規模保育に入れても、3歳児になってまた待機児童になるという社会問題を引き起こさないような対応を、公立保育所として行っておられたというふうに記憶しております。

今も、それは担保されているということですが、この点について、この条例の一部改正、上位法が変わることによって、島本町が今、任意というと、ちょっと言葉が足りないかも知れませんが、努力をされてきた、主に公立保育所による連携施設の保障ということについて、他に明文化されているもので現状を維持できるのか。質問が悪いですね。ほかの何か明文化されているものがあって、今回の条例改正があったとしても、今までとおりの連携施設、あるいは3歳児以上の待機児童を再発させないということについて担保されているものがあるのか、明文化されているものがあるのか、ということをお尋ねします。

**教育こども部長** 居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者につきましては、連携協力を行う保育所、幼稚園、また認定こども園を、適切に確保しなければならないことということが規定をされておるわけでございます。ただいまありました認可基準である連携施設の確保に関して、町がこれを保障することについてでございますが、契約等で当該事項について明記しているものは現状ではございません。ただ、小規模保育事業者の公募の際に、事業開始までに連携施設を確保することということで応募の条件としておりますので、条例に定めますとおり、事業者におきまして、現在、連携施設が確保されているものと考えております。

以上でございます。

**河野議員** ですので、小規模保育所、「加速化方針」も加わって、今、町内4ヵ所まで拡がっているというふうに思いますが、今回、請求資料人1から拝察しても、従前の3歳児で待機児童になってしまうということは起こらせてこなかったということが実績やと思います。また、大阪府営住宅で初めての小規模保育所が開設され、議員にも視察をさせていただいたときに、当時の、この小規模保育所の経営者の方が、他団体で同じような小規模保育所を運営してきたけれども、島本町においては公立保育所が連携施設として保障していただいているということがあって、約束していただいていると。そういうことで、2歳になったときに、小規模保育所の保育職員として3歳児以上の保育所を、

一緒に探したり電話を掛けたり、そういった苦勞をしてきたけど、島本町ではそういった苦勞が全くする必要がないというのがね、一番、大きな安心だということをおっしゃっていたということ、今でも記憶しております。

ですので、それはそうとして、公募の際に、連携施設を確保することと書いているわけですから、この上位法については、それが不要ないというふうな流れになっているということでは、ちょっと島本町の実態としてどうなるんだろうという不安はぬぐい去れません。

加えて、次の質問ですけれども、これからの島本町の「加速化方針」に沿った保育所整備の有り様というのは、新設の保育所はほぼ0歳児から5歳児まで、寸胴型の同じ定数で、そのまま入所した人数で年齢が持ち上がっていくという、特に第四保育所などはそのようになっております。従前は、0歳～3歳以上児になると入所児童数の認可定員を増やして、3歳児からの入所数が増えるというふうなすり鉢状の定員構成になっていましたので、小規模保育所の卒園児さんを受け止めるだけの余力があったということになります。これから第四保育所などが、この寸胴型の認可定員になることによって、小規模保育所のお子さんを3歳から受け入れるというベースが減っていくと。あとはだから第二保育所か、山崎保育園か、高浜学園ぐらいで、あとはほぼ0歳児からの待機児童を受け入れるべく寸胴型の認可定員の保育所が、ほぼ、多く存在することになります。

その点について、やはり、この連携施設ということについて、しっかりと明記し、ちょっとご苦勞はありますけれども、小規模保育所のほうでもそのような努力をしていただくということを前提におこななければ、3歳児になって待機児童が起こるということが、逆に島本で起こりかねないというふうに憂慮しております。その点は、いかがでしょうか。

**教育こども部長** まず、前にいただきました連携施設が必要ない、ということではございません。今回の内容につきましても、先進自治体を実施する先行利用調整のような有効な取り組みを明確化して、卒園後の受け入れ先確保を目的に基準の見直しが行われたということ、まず付け加えさせていただきたいと思います。

そして、ただいまありました歳児ごとの定員設定を同一といたしますことから、卒業後の受け皿にかかる連携施設として町立保育所としての機能、これは移転前の状況と比べますと、確かに縮小することとなります。しかしながら、小規模保育事業所の卒園児については、利用調整におきましても、連携施設以外の施設への入所を希望する場合には加点を行う、このような優先利用の対象としております。また、今後、認定こども園も2ヵ所整備されますことによりまして、現行の連携施設における受け入れ枠が減ったことをもって、当該卒園児がいずれの施設にも入所できず、継続した保育が提供されなくなるという事態に陥ることはないものと認識をいたしております。

参考まで申し上げますと、第四保育所の新規受け入れを中止した本年度におきまして、

昨年度に小規模保育事業所を卒園したのが18人、連携施設へ入所されたのが14人、連携施設以外の施設への入所が4人ということでございます。3年間を平均しましても、大体53%ぐらいの方が連携施設に行かれて、それ以外は連携施設以外のところに行かれておるという状況を考えましても、今現在のこの4カ所を維持した形の小規模保育事業所の状況であれば、連携施設で対応は可能というふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前10時58分～午前11時15分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**戸田議員** 町長が、必要な保育が提供されるよう「必要な措置を講じているとき」は、特定地域型保育事業者が、3歳未満保育認定こどもに対し卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とする旨の規定を加える、とのこと。これにより事業者は、町が先行利用調整の後、受け皿となる連携施設の代わりとなり得る措置を講じている場合、連携施設の確保の義務から逃れることにもなりかねるのではないかと考えております。

それはともかく、まず、ここで言う「先行利用調整」とは、具体的にどのようなもので、島本町においてどのように行われているのか、ご説明ください。

**教育こども部長** 先行利用調整でございます。「先行利用調整」とは、翌年度の入所募集を行うにあたって、他の一般受付よりも先に、家庭的保育事業所等を利用する2歳児のみを対象に入所手続きを行う方法のことを言います。

本町では、先行利用調整等の手法は取っておりませんが、現在のところ、小規模保育事業所の卒園児が保育所への入所申し込みをするにあたりまして、連携施設については優先的に入所が可能となっております。また、連携施設以外の保育所に入所を希望される場合には、利用調整時に加点をすることによりまして、当該卒園児が引き続き保育の提供を受けられるように対応しているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** つまり、本町においては現状では先行利用調整の必要性がないと、それ以外の対応で足りているというご答弁だったと思います。

「子ども・子育て支援法」の施行後5年を目途に国が行った見直しは、事業者にとって、より都合が良いものとなっているようでは困ります。子どもの視点から考えなければなりません。現在、町内4カ所の小規模事業所においては、いずれも連携施設を確保できていますが、今後、新たな事業所を公募することになった際、募集要項で連携施設の確保をこれまで同様に条件にすることは可能なのでしょうか。先ほどの他の議員の質疑によりまして、島本町の今後の歳児の定員数のあり方と、そして、この小規模事業所の全体の数、総数、これらは非常に密接に関わるということが明らかになっております。

その辺りも含めて、ご答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** 連携施設につきましては、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者については、適切に確保しなければならないということで明確に規定をされておるところでございます。しかしながら、全国的に見ますと、連携施設につきましては、保育支援、代替保育、卒園児の受け入れという機能が三つありますが、その三つをすべて満たしている連携施設を確保しているところが、平成30年4月1日現在で、全国で46%しかないというのが現状でございます。ただ、本町におきましては、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、4小規模保育所とも連携施設が確保できているところでございます。

平成30年11月に策定をいたしました「保育基盤整備加速化方針」におきましては、小規模保育事業所の整備予定は、現在運営中の4事業所のみとなっております。現時点におきましては、新たに小規模保育事業所を整備する予定はございません。これら4事業所の募集にあたりましては、当然のことながら、連携施設の確保を前提として事務を進めてまいったところでございます。今後、整備する第二幼稚園の跡地・島本里山認定こども園、また役場前の新第四保育所、そして旧第四保育所跡地の民間認定こども園につきましては、近年の保育ニーズの傾向を踏まえ、歳児ごとの定員を同数の設定としてまいりたいと考えておりますことから、小規模保育事業所卒園児の受け皿となることは難しいものということとは間違いございません。

いずれにいたしましても、今後、新たな小規模保育事業所の整備が必要となった際には、町内すべての保育施設の歳児ごとの定員を踏まえて、適切に対応していく所存でございます。先ほど申しましたように、令和3年4月、前の保育所、そして（仮称）里山認定こども園ができますが、4小規模保育事業所の卒園児の見込みが19人、そして連携施設の受け皿となるのが17人ということで、その部分では、今の4施設については何らかの対応が必ず可能であろうというふうに考えておりますので、先ほど申しましたような寸胴型の定員設定としたとしても、4施設の小規模保育事業所を維持するのであれば、連携施設の体制に問題はないものと考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第81号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から意見を述べます。

今回の改正は、町長が先行利用調整等で利用者の教育・保育の提供がされるよう措置を講じる場合は、特定地域型保育事業者が卒園後の受け皿となる連携施設を確保する義務がなくなるというものです。これらの改正については、今後においても利用者にとっての保育の質や保育の提供体制に大きな影響が出ないものと考え、賛成の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 81 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 81 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8、第 82 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(案)説明

それでは、引き続きまして、第 82 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(国基準)」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

初めに、国基準が本年 4 月 1 日に改正された経緯について、ご説明申し上げます。

このたびの国基準の改正も、先ほどの「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に関する説明の中で述べたことと同じように、国の子ども・子育て会議が作成した対応方針において、連携施設制度のあり方のほか、居宅訪問型保育事業の運用のあり方として、「保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 37 条第 4 号により現在でも可能であるが、今般、居宅訪問型保育事業者はそのような

乳幼児に対する保育の提供が可能であることを、同省令上明確化すべきである。」との見解が示されたことを踏まえてなされたものです。そして、この国基準の改正を受けて、町の基準条例についても、国基準の改正内容に準じた改正を行うものです。

改正内容について、「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表」、1ページをご覧ください。

1点目、第8条第4項第1号の改正です。

町長が、利用乳幼児に関し、「引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」は、家庭的保育事業者等が卒園後の受皿にかかる連携施設を確保することを不要とするものです。

なお、この改正は、先ほどの「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正におけるものと同じ趣旨のものです。

2点目、第39条第4号の改正です。

居宅訪問型保育事業について、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供することが可能であることを明確化するものです。

なお、町内には、現在、居宅訪問型保育事業の認可事業者はありません。

その他の改正については、文言の整理です。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 保護者の疾病や障がいなどにより、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育について、現行でも可能であるが明文化すべきである、という見解が国より示されたとのことでした。

居宅訪問型保育は地域型保育事業の一つで、ベビーシッターや保育士が子どもの自宅を訪問し、1対1のマンツーマンを基本として保育を行うものですが、残念ながら、町内には現在認可事業者がなく、それはすなわち島本町の子どもは居宅訪問型保育事業を受けられないということになるかと思いますが、この認識に間違いはありませんか。

**教育こども部長** はい、間違いございません。

**戸田議員** 認可保育施設への入園待機児童を解消するための緊急対策として居宅訪問型保育事業、すなわち家庭での保育を実施されている自治体もあるようです。先ほど申し上げたように、保護者の疾病や障がいなどにより養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育があれば、どれだけ良いかという思いと、さらに、こういった待機児童対策というところまで行っているという、この辺りについて、そういう認識のもと、

問います。

島本町において、保護者の疾病や障がいなどにより養育を受けることが困難な乳幼児、あるいは緊急対策として待機児童への居宅訪問型保育事業の実施を可能にするには、町として、どのようなことを行う必要があるのでしょうか。

**教育こども部長** 再度のお尋ねでございます。認可保育事業の一つである居宅訪問型保育事業につきましては、基準条例上、1対1で保育をする必要があること、また当該事業の対象とする子どもが障害や疾病の程度により集団保育が困難である児童、また保護者が深夜業に従事しているなどにより通常の保育所で受け入れ難い児童など、特殊な状況下である児童であるといった事情等から、当該事業を運営する事業者につきましては、これは平成28年4月、ちょっと前の情報ではありますが、全国でも9事業所しかございません。大阪府では、全く事業者がないという状況でございます。このため、本町において居宅訪問型の保育事業を実施するのは、直営も含め、非常に困難であると認識いたしておるところでございます。

ご指摘のありました、保護者が疾患等で保育が困難である児童につきましては、保育所等での受け入れの他、急を要する場合や一時的な事由のものについては一時保育、トワイライト、ショートステイなどもあり、今、基盤整備を含め、引き続き各種保育サービスにおいて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

待機児童の緊急対策としての居宅訪問型保育事業の実施につきましては、先ほど申し上げました当該事業の性格を踏まえますと、現実的とは言えませんので、「加速化方針」に基づく施設整備を計画的に進めることで、待機児童の速やかな解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第82号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

従うべき基準ということでの改正であり、また島本町内に当該の居宅訪問型の保育事業をされる事業所がないということにおいては、正直言いまして、実態というものが見えにくいというものもありますが、ただ、先ほどの部長の答弁により、また議員においては皆さんご存じのとおり、島本町内には大きな児童養護施設があり、乳児院もある。

そして乳児院に併設という形で、こひつじ保育園という施設内の保育所も持っておられるということもあり、従前から保護者、特に母親が障がいや急病の際のショートステイやトワイライトステイなどについては、町内にそういった児童養護施設があるということで、かねてから相談などはそちらに繋いでいただいたりということで、対応していただいたのではないかなというふうにも思っております。

とは言え、急なそういった疾病や、病気の際に家庭訪問などで対応してくださるといふ、言わばベビーシッターさんというものについては、現時点では非常に高い利用料を使って来ていただくということにもなります。私自身も保育所に預けているときに、病後児保育がないということで、5回ほどベビーシッターを使ったことがあります。確かに24時間、いつでも電話をすれば来てくださるということではありますが、非常に高額であり使えないということが、0～1・2においてはとても使えないというような実態もございますので、そういった実態について、今後、子ども・子育て会議などでも把握をしていただき、ただ島本町においては、こういった児童養護施設という児童福祉施設があるということによって、隙間のない対応はかつてできていたのではないかなということで、そういった面での福祉制度の子育て世代への情報提供なども、鋭意努力をしていただくということを重ねて要望いたしまして、本条例には賛成といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、第83号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第83号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。



提案理由は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（国基準）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容については、「島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

第12条第3項の改正です。

放課後児童支援員として認められるために必要な認定資格研修の修了要件に関し、これまでの都道府県知事または政令指定都市の長が行う研修に加え、中核市の長が行う研修についても要件を満たすものとするものです。

現在、本町で行われる放課後児童健全育成事業、本町でいう学童保育事業の運営については、本条例に定める基準に従って行われることとなっています。そして、その基準のうち職員に関する基準として、条例では、支援の単位ごとに「放課後児童支援員」を最低でも1人置くことを義務付けています。学童保育室で勤務する指導員をこの放課後児童支援員に位置付けるためには二つの要件を満たす必要があり、一つは、教員免許または保育士資格を有する者、大学等で所定の学科を修めた者、一定年数以上の実務経験がある者などのいずれかに該当する者であること。そして、もう一つは、都道府県知事または政令指定都市の長が行う「放課後児童支援員認定資格研修」と呼ばれる所定の研修を修了した者であることとなっています。

この認定資格研修の修了要件に関して、これまでは都道府県知事及び政令指定都市の長のみが研修を行うことができていたところ、研修の受講機会の拡大が図られ、本年度から中核市の長も研修を行うことができることとなりました。これに伴い、国基準において、中核市の長が行う認定資格研修を修了した者についても放課後児童支援員に位置付けられるよう改正がなされたことから、本町においても、同様の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**岡田議員** 83号議案になりますが、この議案の中におきましては、放課後児童支援員を最低でも1人置くことが義務づけられているということが明記されておりますが、この島本町におきましては、今まで、この研修を受けるのは都道府県知事あるいは政令指定都市の長ということになっておりますが、今回の条例改正におきましては中核市の長が行うというように、今回の条例改正で変わっているかと思うんですけども、今まで大阪府のほうに研修を受けに行かれています方も何人かいらっしゃると思うんですけども、現在までに、この研修を受けられた方というのは何人ぐらいいらっしゃるかと、今後、まだ

これから受けられるという方は何人残っていらっしゃるのでしょうか。

それとあわせまして、今まで大阪府に出かけてたのを、中核市の長でもいいということになりますと、例えばお隣の高槻であれば中核市ですので、その長さんというか市長さんが研修をされるとなった場合は、大阪府まで出向いていかなくとも高槻市のほうで、近くでもこの研修を受けることができ、その資格を受けることができるということですが、この辺のことを島本町として今後、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。お聞きしましたら、大阪府に出かけるにしても4日間ぐらい研修の日にはちがある等も聞いておりますし、この辺の負担というのも島本町が負担されているということも聞いておりますが、高槻市でされると、この負担額も少なくなるのではないかなと思うんですが、この辺は、どのようにお考えでしょうか。

**教育こども部長** 放課後児童支援員、この制度ができましたのが平成27年4月からということで、当初は都道府県知事が主催する研修を受講するようになっておりました。それが、平成31年4月からは政令指定都市の研修を受講する者も対象になる。そして今回、令和2年4月からは中核市の研修も対象となるとなるところでございます。

現時点で、研修を受講した者、受講して、今、放課後児童支援員として位置づけておる者が24人でございます。そして令和2年度の受講対象者としては、7名対象となりますが、そのうちの5名を、今回、受講予定といたしております。また中核市、お隣の高槻市さんでありますとか、この4月からは吹田市さんが中核市になりました。当然のことながら、大阪府の研修会場までの交通費やテキスト代等は公費で支出しておりますので、近隣でやっていただいて、そこに参加させていただくというのが、公費支出の面からも望ましいものというふうに考えております。当然、ここにかかっては、やはり中核市であります高槻市さんや吹田市さんが実施されるのかどうかというところにかかってくるというふうに考えております。

今現時点で聞き及んでいる範囲では、今年度、高槻市さんや吹田市さんの中では、やはり大阪府のほうの研修に行くということで、中核市としての実施は行わないというふうに聞いておりますが、今後、もし、そういうふうな研修の機会を設けられたときには市さんと調整をして、参加させていただけるように調整していきたいと思っております。

以上でございます。

**岡田議員** よくわかりました。令和2年度に関しましては、7人中5人が受講されるということをお聞きしましたが、この7人中というのは、この人数で、全員が受講されるということになるんですか。全体的な人数の中では何人の方が、まだ受講ができていない方というのは、何人ぐらい残られているのでしょうか。

**教育こども部長** 放課後児童支援員になるためには規定された資格を有していることと、この研修を受講いただくことというふうになっております。今、私ども考えますのは、学童保育室長、そして学童保育室の主任指導員や指導員、この方々を中心に、まずは受講

していただくべきというふうを考えておりますので、この方々の対象となるべきところが残り7人程度おられると。本来なら、あと8人なんですが、1人欠員が出ておるので、現在、補助員を充てておることで、今、7人というふうにお伝えをさせていただいたところでございます。可能な限り、放課後児童支援員を増やしていきたいと考えておりますので、今後も必要な人数を確保すべく、研修受講の機会を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第84号議案 島本町消防団員等の公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について(案)説明

それでは、引き続きまして、第84号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案の概要については、社会情勢に鑑み、消防団員の処遇改善を図る観点から、補償基礎額の引上げを行い、「民法」の法定利率が改定されたことに伴い、利率について所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、「島本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

1点目、消防団員の補償基礎額についての改正です。1ページの第5条第2項第1号の規定により、消防団員の補償基礎額を階級及び勤務年数ごとに区分し、4ページの別表に定めており、当該基礎額をすべての区分において、それぞれ引き上げるものです。

2点目、消防作業従事者等の補償基礎額についての改正です。1ページの第5条第2項第2号に消防作業従事者等の補償基礎額を定めており、当該基礎額を、8,800円から8,900円に引き上げるものです。

3点目、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の算定にかかる利率についての改正です。3ページの附則第1条の4及び附則第2条に規定されている利率について、「民法」に規定する法定利率が改正されたことに伴い、「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものです。

その他の改正については、略称規定を設ける等の文言の整理です。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町消防団員等公務災害補償条例に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第3号)から第89号

議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。

なお、本案5件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

### 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町独自施策の実施、各種イベント等事業の変更・中止及び小中学校への情報機器購入、その他人件費の補正等について、提案するものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,807万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億4,785万2千円とするもので、款項別の内容については、85の3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

85の8ページです。「第2表 債務負担行為補正」についてです。

内容については、自治体クラウド改修業務委託で、本議案書末尾に添付している「債務負担行為に関する資料」に記載のとおりです。

85の9ページです。「第3表 地方債補正」についてです。

「社会教育施設整備事業債」については、新型コロナウイルス感染症に伴い不急の事業を見直し、旧キャンプ場撤去事業を延期することとしたことから、地方債を廃止するものです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

85の12ページからの「歳入」です。

第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金657万円の増額については、低所得者に対する介護保険料軽減及び「生活困窮者自立支援法」に基づく必須事業、「生活保護法」に基づく就労支援事業の person 費が交付されるものです。

次に、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金 890万8千円の増額については、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用にかかる住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修費用が交付されるものです。次に、第2目 民生費国庫補助金 1億8,996万1千円の増額については、日常生活支援施設委託制度創設に伴う生活保護システムの改修費用、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品・備品購入費及び第二幼稚園跡地に整備する認定こども園の整備費が交付されるものです。次に、第5目 教育費

国庫補助金8,201万5千円の増額については、臨時休業期間中の学校給食費返還に伴う補助及び町立小中学校のICT整備にかかる情報機器等購入費用が交付されるものです。

次に、第16款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金601万4千円の増額については、低所得者に対する介護保険料軽減費用及び幼児教育・保育の無償化に伴う費用が交付されるものです。

次に、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金25万円の増額については、新たに子ども食堂が町内に1ヵ所開設されたことに伴い、対象経費が交付されるものです。次に、第8目 教育費府補助金3,379万2千円の増額については、第二幼稚園跡地に整備する認定こども園の整備費が交付されるものです。

次に、第19款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第1目 大字大沢財産区特別会計繰入金266万7千円の増額については、大字大沢財産区に地役権設定にかかる補償金の収入があったことから、その2割に当たる額を一般会計に繰り入れるものです。

次に、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金1億2,489万8千円の減額については、財源調整として減額するものです。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入500万円の減額については、新型コロナウイルス感染症により、温暖化対策普及啓発事業を中止するものです。

次に、第21款 町債、第1項 町債、第6目 教育債220万円の減額については、旧キャンプ場撤去事業の延期に伴い、減額するものです。

続きまして、85の15ページからの「歳出」です。

人件費については、各費目にわたることから、最後に説明いたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費1,500万3千円の減額のうち、第12節 委託料94万円の増額、第13節 使用料及び賃借料23万1千円の減額、第18節 負担金、補助及び交付金8万円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業内容の見直し、中止等によるものです。次に、第4目 電算処理費1,173万7千円の増額については、自治体クラウド改修業務及び関連備品の購入並びに契約金額の確定によるものです。次に、第7目 広報費5万6千円の減額及び第8目 自治推進費5万1千円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業中止によるものです。次に、第11目 人権文化センター費3千円の増額については、本年3月までに納入された人権文化センター貸館対象施設の使用許可にかかる使用料について、4月以降の使用許可取消し分を還付するものです。

次に、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費1,288万3千円の増額のうち第12節 委託料604万4千円の増額については、住民基本台帳システムを社会保障・税番号制に対応させるため改修するものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費125万7千円の増額のうち第10節 需用費7万7千円の増額については、新型コロナウイルス感染症の

拡大防止のため身体障害者福祉協会など福祉関係団体にマスク及び消毒液を配布するもの、第18節 負担金、補助及び交付金25万円の増額については、新たに町内に開設された子ども食堂に補助するもの並びに第19節 扶助費164万4千円の増額については、住居確保給付金の対象者増によるものです。次に、第4目 高齢者福祉費30万8千円の増額については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、年長者クラブなど福祉関係団体にマスク、消毒液を配布するものです。次に、第7目 介護保険費1,110万7千円の増額のうち介護保険低所得者保険料軽減繰出し1,067万4千円の増額については、低所得者に対する介護保険料軽減を実施するものです。

次に、第2項 児童福祉費、第5目 児童手当費1,592万6千円の増額のうち第10節 需用費3万円の増額、第11節 役務費1万7千円の増額及び第18節 負担金、補助及び交付金1,375万円の増額については、町独自事業として、4月28日以降に出生した児童に対し5万円を支給する新生児臨時特別給付金を実施するもの並びに第12節 委託料212万9千円の増額については、児童手当システムを社会保障・税番号制度に対応させるため改修するものです。

次に、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費131万4千円の増額のうち第12節 委託料66万円の増額については、日常生活支援施設への委託制度が創設されたことに伴うシステム改修です。

次に、第4款 衛生費、第2項 環境衛生費、第2目 環境保全費500万円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、COOL CHOICE普及啓発業務を中止するものです。

次に、第7款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費25万2千円の増額については、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、町営住宅集会所の貸し館を再開するため、所定のガイドラインに基づき消毒作業等を行うものです。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費959万3千円の増額のうち、第10節 需用費20万9千円の減額については新型コロナウイルス感染症に伴い「夢・WORK・わくウィーク」を中止するもの並びに第18節 負担金、補助及び交付金690万1千円の増額については臨時休業期間中の学校給食費を返還するもの及び就学援助認定世帯に児童・生徒1人当たり3万円、以降1人ごとに1万円を支給する臨時特別給付金を実施するものです。次に、第4目 放課後子ども支援費250万7千円の増額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、体温計、消毒液、空気清浄機等を購入するものです。

次に、第2項 小学校費、第2目 教育振興費1億945万8千円の増額及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費4,191万6千円の増額については、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波に備え、町立小・中学校でオンライン授業体制を構築するため、令和5年度までに整備予定であった1人に1台の端末を前倒しで整備し、また、通信環境

等の整っていない家庭に対し貸与するモバイルルータを整備するものです。

次に、第3項 中学校費、第1目 学校管理費38万円の減額については、生徒数に基づく嘱託医の必要配置数が確定したものです。

次に、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費89万9千円の増額のうち、第18節 負担金、補助及び交付金180千円の減額については、青少年協会が社会教育関係団体の認定申請をされなかったことによるものです。次に、第2目 青少年費339万1千円の減額のうち、第7節 報償費34万3千円の減額及び第12節 委託料298万9千円の減額、第3目 文化財保護費125万1千円の減額のうち第10節 需用費38万5千円の減額及び第18節 負担金、補助及び交付金50万円の減額、第4目 歴史文化資料館管理費4万9千円の減額、第6目 生涯学習費4万円の減額、第7目 図書館費2万円の減額並びに第8目 スポーツ推進費161万8千円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、事業の中止、不急の事業見直しによるものです。

次に、第11款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金1,590万円の増額及び第3目 公債諸費24万円の増額については、第三小学校A棟建替事業にかかる町債について、令和元年度借入分にかかる出来高がなかったことから繰上償還を行うもの及びその加算金です。

次に、人件費についてです。

第1節 報酬については、議員の暫定減額に伴う減、会計年度任用職員にかかる令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額等です。次に、第2節 給料及び第4節 共済費については、副町長不在による減、町長・教育長の暫定減額に伴う減、令和2年4月人事異動の反映等によるものです。次に、第3節 職員手当等については、令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額等です。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第86号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、国民健康保険システム改修にかかる委託料及び人事異動等に伴う人件費にかかる補正です。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ106万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億4,853万2千円とするもので、款項別の内容は、86の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。



それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

86の7ページの「歳入」です。

第5款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金106万8千円の減額については、本年4月の人事異動等に伴う人件費の減額、国保システム改修にかかる委託料の増額に伴うものです。

次に、86の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費111万9千円の減額については、人事異動等に伴う人件費の減額及び国保システム改修にかかる委託料の増額です。

次に、第1款 総務費、第2項 徴収費、第1目 徴収総務費4万円の増額、第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費、第1目 特定健康診査等事業費1万1千円の増額については、会計年度任用職員にかかる令和元年度人事院勧告に準ずる改定に伴い、それぞれ不足が見込まれるため増額を行うものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第87号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、人事異動等に伴う人件費にかかる補正です。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億858万1千円とするもので、款項別の内容は、87の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

87の7ページの「歳入」です。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金170万円の減額については、人事異動等に伴う事務費繰入金の減額です。

次に、87の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費170万円の減額については、先ほど歳入でもご説明申し上げました、人事異動等に伴う人件費の減額です。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第88号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、第1号被保険者保険料にかかる低所得者軽減強化に伴う歳入の補正及び人事異動等に伴う人件費の補正です。

第1条は、歳入歳出の総額に、それぞれ153万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億6,253万1千円とするもので、款項別の内容は、88の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

88の7ページからの「歳入」です。

第1款 介護保険料、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料1,067万4千円の減額については、第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化に伴い、保険料現年度分を減額するものです。

次に、第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金52万3千円の増額、第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金26万2千円の増額、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金26万2千円の増額については、人事異動等に伴う人件費の増により、国、府及び町負担分をそれぞれ増額するものです。

次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 職員給与費等繰入金13万7千円の増額については、人事異動等に伴う人件費の増により増額するものです。

次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第4目 低所得者保険料軽減繰入金1,067万4千円の増額については、第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化に伴い、低所得者保険料軽減繰入金を同額増額するものです。なお、繰入金の財源については、国2分の1、府4分の1、町4分の1となっています。次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第5目 その他一般会計繰入金3万4千円の増額については、会計年度任用職員にかかる令和元年度人事院勧告に準ずる改定に伴い増額を行うものです。

次に、第7款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 介護保険給付準備基金繰入金31万3千円の増額については、人事異動等に伴う人件費の増額に伴う第1号被保険者保険料負担分の増額です。

次に、88の9ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費13万7千円の増額については、先ほど歳入でもご説明申し上げました人事異動等に伴う人件費の増額です。

次に、第1款 総務費、第2項 介護認定審査会費、第1目 介護認定審査会費については、会計年度任用職員にかかる令和元年度人事院勧告に準ずる改定に伴い、増額を

行うものです。

次に、第3款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業費、第1目 包括的支援事業費136万円の増額については、先ほど歳入でもご説明申し上げました人事異動等に伴い人件費を増額するものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第89号議案 島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和元年度に大字大沢財産区の財産に対し、関西電力株式会社が地役権を設定したことに伴い、その補償料の一部を一般会計に繰出すものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条、款項別の内容については、89の3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

89の7ページ、「歳入」です。

第1款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、第1節 前年度繰越金1,333万2千円の増額については、令和元年度中に、島本町大字大沢財産区が管理する土地にかかる地役権設定の対価としての補償料の収入があったことから、当該収入額を令和2年度に繰越すものです。

次に、89の8ページ、「歳出」です。

第2款 諸支出金、第2項 一般会計繰出金、第1目 一般会計繰出金、第27節 繰出金266万7千円の増額については、島本町大字大沢財産区の財産処分にあたり、島本町の一体性を損なわないよう、地役権設定の対価としての補償料の2割相当額を一般会計に繰り出すものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案5件に対する質疑を行います。

**戸田議員** では、私のほうから第85号議案 一般会計補正予算（第3号）に関わり、3点

のテーマで問います。まずは、特別職給の990万円の減額につき、それから住居確保給付金につき、さらに埋蔵文化財発掘調査報告書印刷製本代の減額補正について、です。

特別職給のマイナス補正について。ここに含まれている副町長報酬についての質疑です。当初予算には、就任を前提にして計上されていた、そういうことになるはずですが。しかしながら、2月定例会議の後半本会議において、副町長人事は上程されず、質疑の機会もなく、特に説明もないままに令和2年度を迎えることとなり、今日の議案に至っております。納得できかねているところがあります。どのような理由をもって、副町長を置かないという判断に至られたのでしょうか。当初、どのように副町長人事を進めておられたのか。副町長を置かないという判断、方針の変更に至るまでに、どのような議論があったのか、まず説明を求めます。

住居確保給付金164万4千円です。住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮して住居を失った方に対し、一定期間、自治体が家賃相当額を給付するものです。リーマンショック後、住まいを失い、住所をなくしてしまうということで仕事が探せない状態に陥ることが、社会的に明らかになりました。年越し派遣村が記憶に新しいところですが、3点、問います。

まず、制度の内容について説明を求めます。次に、感染症対策として適用条件が段階的に4月に緩和されていると聞き及びます。適用条件の緩和について、ご説明、お願いいたします。3点目です。感染症拡大前、島本町における申請・給付の実績はなかったと認識しますが、現在、相談、申請、給付は、それぞれどのような状況になっていますか。増額補正額の積算根拠とあわせてお示してください。

一般会計に関しましては、不要不急であるとの判断から減額補正されている事業が複数ありますが、当初予算の編成において5%の削減を目指しながらも、執行すると判断され、議会の審議を経てすでに可決されたものを、新型コロナウイルス感染症対策として財源確保ということで、今、この6月の時点で延期・廃止とされる。その中には、いささか納得できかねるものも含まれています。廃止ではなく延期であったとしても、山田町長、今期最後の年度であり、それは我々議員にとっても同様で、来期にゆだねることを安易に認めてよいのか、という気持ちも正直ございます。一方、可能な限りにおいて、職員が従事する事業を軽減し、感染症拡大を未然に防止、職員の心理的負担を軽減、住民福祉の向上に全力で努めるというのであれば、それはそれで十分に納得できます。

しかしながら、例えば埋蔵文化財発掘調査報告書の印刷製本費38万5千円の減額です。西浦門前遺跡は平成26年(2014年)に発掘されており、すでに6年が経過しようとしています。これを不要不急であるという理由で、さらに延期するというお考えには、到底納得できかねています。現在、同報告書の執筆はどのような段階にあるのか。具体的な説明を求めます。今年度中に完成することができないという状況にあるのならば、その理由も含めて説明を求めます。

1 問目、以上です。

**山田町長** まず私から、副町長の人事の件についてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、副町長の任期につきましては、「地方自治法」では4年と規定をされておりますけれども、大阪府から来ていただく場合、派遣期間は慣例で2年間となっております。そのために、小田元副町長につきましては、令和2年3月末で大阪府へ戻られることが決まっておりましたので、大阪府には引き続き副町長の適任者の選定をお願いし、当初予算にも計上をさせていただいておりました。

一方で、副町長の選任につきましては、議会の同意を得る必要がございます。大阪府にお願いをする以上は、全会一致での同意が前提と考えておりました。そのような中、私の任期が令和3年4月までであることや、財政的に厳しい状況下において、副町長を引き続き置くことについて様々なご意見をお持ちの議員もおられる中、私の目指す全会一致での同意が見込めないことから、副町長を置かないことを検討いたしまして、その結果、管理職をはじめとする現状の組織体制で町政を運営していくことを判断をしたものでございます。

また、このたび全額減額補正ということですが、経過については、先ほど私から申し上げたとおりでございますけれども、予算につきましては、当初予算編成時からの私の判断の変更により、全額を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 住居確保給付金につきまして、3点、ご質問をいただいておりますので、順次ご答弁申し上げます。

まず、制度の説明についてでございます。住居確保給付金でございますが、平成27年4月から開始しております生活困窮者支援制度の一つといたしまして、平成21年10月から行われておりました住宅支援給付事業というものが制度化されたものでございまして、この住居確保給付金を支給していただくための要件につきましては、細かく設定されております。7点ございますので、順次ご説明させていただきます。

まず、支給対象の要件の1点目でございますが、離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失または住居を喪失するおそれがあること。2点目といたしまして、申請日において離職等の日から2年以内の方、または申請時に休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方。3点目といたしまして、離職等の日にその属する世帯の主たる生計維持者であったこと、または申請日の属する月に、その属する世帯の主たる生計維持者であったこと、でございます。4点目といたしましては、申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること。5点目といたしまして、申請日において申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、単身世帯・複数世帯ともに基準額の

6割以下であること。ただし、これにつきましては100万円を超える場合は対象にならないことになっております。6点目といたしまして、就労能力及び就労の意欲があり、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。7点目といたしまして、国の雇用政策による給付金、これは職業訓練受講給付金という給付金がございますが、及び地方公共団体が実施する類似の給付金を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないことという事で、大変細かい規定になっております。

以上、申しあげましたすべての要件を満たしました場合に、上限額は設定されておりますが、原則3ヵ月、最大では9ヵ月、家賃相当額を家主の方に支給するというような制度でございます。

2点目といたしまして、新型コロナウイルスの感染症の拡大を受けて、適用条件の緩和が実施されておりますが、この緩和の内容につきましては、まず令和2年4月1日に65歳未満であるという年齢要件が撤廃されております。そして、令和2年4月20日には、対象者が離職・廃業から2年以内の方というような条件から、休業等により収入が減少し住宅を失うおそれがある方、というふうに緩和されました。また続きまして令和2年4月30日からは、ハローワークでの求職申し込みが不要ということで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、国におきましても、この住居確保給付金が利用しやすい制度となるように、順次条件緩和がなされているところでございます。

3点目のご質問でございますが、現在の相談とか申請、あと補正額の積算根拠をご説明申し上げます。住居確保給付金の相談・申請受理件数でございますが、令和2年の4月12日現在で、相談件数につきましては27件、申請件数につきましては4件、受理件数は申請件数と同じく4件となっております。

補正予算の積算根拠でございますが、当初、2人以上世帯の支給額につきましては4万6千円でございますが、これを6ヵ月分支給するという事で、2世帯分55万2千円を計上しておりました。今回、支給要件が緩和されたこと、また補正予算を議会に上程させていただく時点で、すでに3件、申請がありましたことを考慮いたしまして、単身世帯の支給額3万8千円の9ヵ月で4世帯分、2人以上世帯の支給額4万6千円の9ヵ月・2世帯分ということで、合計219万6千円を見込みまして、当初予算との差額であります164万4千円を計上したものでございます。

以上でございます。

**教育子ども部長** 西浦門前遺跡の文化財発掘調査報告書の作成の進捗状況、そして今年度中に完成することができないなら、その理由ということでございます。

平成26年8月に、これは発掘調査をいたしました。発掘調査終了後の作業としては、遺物洗浄、遺物注記、遺物接合、遺物実測図作成、遺物写真撮影、遺構平面図・立面図の作成、文書執筆、挿図版組、図案版組、入稿、校正などの作業がございますが、26年8月に発掘調査を行いました西浦門前遺跡の報告書作成までの作業といたしましては、

遺物写真撮影、文書執筆、挿図版組、図案版組、入稿、校正作業が残っているという状況でございます。

当初、この令和2年度中に刊行ができる予定で事務を進めておりました。しかしながら、今般の新型コロナウイルスの対応として、本町あげて不急の事業については本年度の実施を見送り、その経費を緊急支援対策の財源に充てることとしているところでございますので、そのため、調査報告書については住民の生命財産への影響が小さい事業と判断し、今回、減額補正を予算として計上したものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 副町長人事ですね。大阪府には、引き続き副町長の適任者の選定をお願いしておられたということ。議会の全会一致の同意が見込めないということ。この「同意が見込めない」というのは、ちょっと寝耳に水で驚いているのですが、どういうことなのかなど。

それはさておき、副町長には大阪府から来ていただいていたのですが、島本町にとっても行政職員にとっても、大変得るものが多かったというのが、僭越ながら私の印象でした。引き続き、大阪府から府の職員に来ていただくという選択肢はなかったのでしょうか。なぜ当初予算に計上しながら、今になって減額補正をするというような事態になっているのか。納得できる説明を、議会にさせていただきたいと思っているところです。

2点、質問します。大阪府から府の職員に来ていただくということになれば、大阪府の人事スケジュール、職員の配置に大いに関わることとなります。大阪府の人事異動、職員配置にも配慮することなく、間際をお願いしたり——過去ですね、お願いしながらお断りしたり、自らの都合で曖昧かつ身勝手な態度を島本町は取り続けていると、大阪府との信頼関係というか、関係性に思わぬ溝ができないか。それは島本町にとって大きな損失になるのではないかと、私は心配しております。この辺り、どのように町長は認識しておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

前副町長に来ていただくに際しまして、大阪府に、島本町の政策課題として幾つかの政策課題をあげられていました。私、この件、質疑しております。3点、問います。これらの課題はすでに解決したものとお考えなのでしょうか。2点目、その中には広域行政も含まれてははずです。ごみ処理問題を解決していくには、大阪府の調整や助言が欠かせません。島本町だけでは到底解決できない困難な課題に向き合うとき、副町長の存在がどれほど重要なことか安易に想像できるというのに、非常に残念に思います。いかがですか。最後に、広域行政にどのように向き合っていくおつもりなのか。町長のお考えを改めてお聞かせください。

住居確保給付金です。大変、よくわかりました。この制度は「生活困窮者自立支援法」に基づき2015年に始まったもので、比較的新しい制度で、周知が進んでいるとは言えないと思います。生活保護に至らない段階での自立支援として、あるいは家主や不動産事

業者による強制退去を未然に防ぐためにも、広く周知していくことが重要と私は考えています。今後の周知、広報についてのお考えをお示してください。

埋蔵文化財です。この38万5千円の印刷製本費を今年度削減することに、どれほどの意味、価値があるのか、どうなのかなというのが正直なところ。そもそも、なぜ、これほどまでに時間を要しているのか。西浦門前遺跡の報告書は、水無瀬殿に限らず、広く離宮研究、庭園史、国文学の分野から注目され、その発刊が待たれているところです。その期待に応える立場にある島本町教育委員会として、文化行政の充実を図るにはどうすれば良いとお考えなのか、その見解をお示しいただいて、判断の材料にしたいと思います。

2問目、以上です。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前11時57分～午後1時00分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**山田町長** 大阪府との関係性であったり、また今後の政策課題、そして、その中でもとりわけ広域行政についてどう考えているか、というご質問だったかと思います。

まず、議員ご指摘のとおり、大阪府はもとより他の地方公共団体との関係においては、信頼関係が大変重要であると認識をしております。そのための私が全会一致での同意を目指したのも、信頼関係を重要視していたからということでございますけれども、それが見込めない状況であることを認識したこと。また、もし仮に否決されるような事態になれば、それこそ府との関係性に溝ができることになると思っております。今となつては、依頼する時点で議員の皆様十分に相談をさせていただいたうえで、判断ができれば良かったと考えております。

なお、今回の件につきましては、大阪府には丁寧に説明をさせていただき、了承をいただいておりますので、関係が損なわれたといったことはないと考えております。

そして、前回、大阪府に派遣をお願いした際には、特に期待をする役割として、広域連携の推進、新総合計画基本構想の策定及び行財政改革の推進、JR島本駅西地区の都市計画、幹部職員のマネジメント能力の強化という4点を、お願いをしておりました。町の政策課題につきましては、依然として庁舎の耐震化やごみ処理の広域化など、解決しなければならない課題がございますが、現状においては、現行体制の中で職員が一致協力して課題解決に取り組んでいることを、ご理解いただきたいと存じます。

副町長におきましては、行政において非常に重要な役割を担う役職であり、改めて申し上げるまでもなく、私にとっても非常に心強い存在でもあります。しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたように、私の任期や町財政のことを考えたときに、現行体制で頑張れ、というご意見があるのも理解をいたしております。広域連携につきましては、これまでも適宜、大阪府市町村課の支援を受けてきたところであり、また府内でも



副町長を置いていない自治体があることも認識をいたしておりますので、現時点では、残りの任期につきましては、私自ら先頭に立って、町政を推進してまいりたいと考えております。

また、広域連携につきましては、今年度に入りましてコロナウイルス感染症対策に最優先で取り組むとともに、協議する場の設定等も困難であったことから、直近におきましては新たな進展はございませんけれども、ごみの問題をはじめ消防の広域化など、引き続き広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。

なお、国におきましては、地方制度調査会において、これまでの議論を踏まえ首相に答申されると聞き及んでおりますので、それらの動向にも注視をしつつ、積極的にこの課題にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 住居確保給付金の周知についてのご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、島本町社会福祉協議会内に生活自立支援窓口を設置しております。仕事や家庭、健康などにおける様々な問題によって経済的に困っている方からの相談を受け付けております。以前から、町のホームページや広報、あと社会福祉協議会のホームページや広報誌『社協だより』というのを発行しておられるんですが、それにより記事を掲載いたしまして案内をさせていただきますとともに、チラシとか、名刺サイズの制度の周知カードを配布いたしているところでございます。

住居確保給付金につきましては、昨年度は町の広報誌にて4月・10月、『社協だより』にては7月・10月・1月と、合わせますと合計で5回、記事を掲載しております。また、先ほどご答弁申し上げましたが、対象要件も緩和をされておりますので、改めて、この制度につきましては周知する必要があると考えております。7月の『社協だより』におきまして、より詳細な記事を掲載する予定となっております。

以上でございます。

**教育こども部長** 再度のお尋ねでございます。少額の印刷製本費の削減の意味、報告書発刊に時間を要する理由、そして文化行政充実を図るための教育委員会の考えということでございます。

まず、報告書発刊に時間を要している理由についてでございます。埋蔵文化財発掘調査報告書は、基本的に調査年度の古いものから作成の作業にあたり、島本町文化財調査報告書として、例年、1冊から3冊を刊行しております。順次、報告書の作成を進めているところでございます。近年、町では大規模開発が続いていることから、発掘調査を終え、その後、報告書を作成するとの過程に時間を要しているのが現状でございます。また、西浦門前遺跡の発掘調査は、本町が実施した発掘調査の中でも最大級のものであり、その面積に比例して遺構や遺物も多く見つっております。それらの遺物整理・製図作

業を、他の調査の報告書作成と同時併行で進めてきているため、多くの時間を要しているものでございます。

少額と言われる印刷製本費削減の意味でございますが、住民の暮らし及び事業者の活動を支えるため、住民の生命財産への影響が小さい不急の事業を見直し、財源を確保するとの方針が示され、検討の結果、本事業の次年度への延期を決定したところでございます。緊急支援対策の財源確保の考えに額の大小はなく、38万5千円の減額であっても、必要な財源確保であったものと認識をいたしております。

また、いずれにいたしましても、文化財は本町の長い歴史の中で生まれ、育まれ、守られてきた貴重な財産でございます。今後も歴史文化資料館を拠点としながら、文化財の保存と活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

**河野議員** まず、第85号議案 一般会計補正予算から質問をさせていただきます。

資料請求をさせていただいたところですが、質疑としましては、歳入の85の13ページ、認定こども園整備補助金3,379万2千円、これの現段階での進捗状況等をお訊きしたいところなので、(仮称)島本里山認定こども園とお聞きしておりますが、竣工予定時期に変更はなく進んでいるのか、ということについてお尋ねいたします。

それから、就学援助制度に対して、交付金の就学援助認定世帯臨時特別給付金500万円ですが、私は当初予算の際に懸念しておりましたのが、島本町の独自の就学援助の適用基準を今年度から所得制限を厳しくしたということで、簡単に言えば対象者が減っているということが想定される中で、コロナ禍が重なっているということです。その点で、とは言え国のほうが、この就学援助については円滑に、さらに柔軟に対応するようという通知を出されています。これは全国の皆さん、よくご存じのことですけれども、その点について、1月段階で見なし支給の申請を受け付けられたとは言え、その後、2月以降、急激に所得、収入が悪化した世帯について、どのような対処をなさったのかということ。それから、またコロナ禍と言われる主に2月から5月の間の、そういったことを理由とする申請の受付などがあったのかどうか。その辺への対応について、現状について、お尋ねいたします。

それから、国民健康保険会計のシステム改修費用の増額補正379万、委託料ですが、これについて、前年度からの事務の進捗についての現状とともに、今後、このシステム改修そのものについての具体の改修の中身と、国の財政支援についての、何%なのかですかね、100%なのか、その辺りについての国の手当てについて、現状、わかっておられる範囲で結構ですので、お答えください。

**教育こども部長** まず、(仮称)島本里山認定こども園でございます。この工事に、当初の予定から影響はないのかという点につきましては、もともと竣工予定が10月末、そして開設が12月1日と予定になっておりましたが、このスケジュールに変更はございませ

ん。

そして、就学援助に関わってのお尋ねでございます。まず、コロナ禍における2月から5月の申請受付はあったのか、ということでございますが、予期せぬ場合で所得が大きく減少していることが相談者と話をしてわかったことから、2月1日付けで1件、認定をいたしております。

また、コロナに伴う申請等あったのか、ということでございますが、今、ご紹介ありましたように、令和2年4月6日付けで文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取り扱い及び周知について」ということで、通常は前年の収入により判定している所得基準について、申請時の収入で判断するなどの柔軟な対応を行うようという通知を国のほうからいただいております。これまでも、前年の所得をもって判断することが適当でないと認められる場合には、状況等を勘案し、柔軟に対応してきたところでございます。今年度の申請自身が、今現在6月1日から19日の申請受付をしておりますので、実際、認定というところまでは至っておりませんが、今回については、毎年、全児童生徒に配布する「就学援助制度のお知らせ」という文書の中に、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う自粛要請等により、世帯の収入状況が著しく悪化している場合は前年所得によらず審査できることがありますので、事前にご相談ください、ということアナウンスをさせていただいたところ、今現在、事前の相談を2件受け付けておるところでございます。

以上でございます。

**健康福祉部長** 国民健康保険のシステム改修についてのお尋ねでございます。

このたびの改修につきましては、オンライン資格確認等業務関係ということで補正予算、計上させていただいておりますが、このシステム改修につきましては、令和3年3月ですので、年度で申し上げますと令和2年度になりますが、医療機関及び薬局におきまして、マイナンバーカードまたは被保険証を提示することによりまして、オンラインで資格の有無を確認する仕組みを導入するための改修費用でございます。現在の国民健康保険の保険証でございますが、世帯単位で国保番号というのを付番しておりますが、このたび個人を識別するために、あわせて番号2桁を追加いたしまして、被保険者証に印刷を行うものでございます。

システム改修にかかる財源につきましては、令和2年度の国の予算編成留意事項におきまして、国の予算の範囲内において財政支援が行われるということになっておりましたが、まだ参考金額と言いますか、財源については示されておりませんので、このたびの補正予算におきましては、一般会計繰入による事務費で予算計上させていただいております。今後、国庫補助金、いただけるものと思っておりますので、確定した際には、当初予算見込み以上の財源が措置された際には、事務費の繰入金で調整させていただくというような予定をしております。

以上でございます。

**河野議員** 国保については、一定わかりました。また、その国の手当が明確化されるまでの間は一般会計からの繰入ということで対応すると、国保会計ではない、ということですね。その点、わかりました。保険者番号が今、私の手元にあるのは6桁ですけど、これに二つ数字が付されるということで、またその点、周知なども含めてお願いしたいと思っております。これは要望に止めます。

教育子ども部に認定こども園の整備の歳入についてお尋ねして、今、答弁をいただきましたけれども、現在のところ、予定には変更がないということですね。2019年度で言うと、R I Cホープの水無瀬保育園さんが、秋ということだったんですが、最短の10月に開所されたということで、現場のほうは大変だったと思うんですけども、待機児童対策としては非常に安堵したところですので、その点、ちょっと心配しておりました。予定どおりということで、これも安堵するところですが、また、その点について今後、とは言え、年度途中の開園ということになるので、開所時期とか、あと様々な入園に向けての申請行為をされるまでの情報提供や広報などについて、再度説明を求めます。

以上です。

**教育子ども部長** 先ほど出ました島本里山認定こども園についての再度のお尋ねでございます。

開所時期につきましては12月1日ということでございまして、本年12月からの入園を希望される場合における事務事業のスケジュールを、概要でございまして、ご説明申し上げますと、まず、幼稚園使いの1号認定の方につきましては、施設が窓口となって手続きを進められます。事業者から現在聞いている範囲で申しますと、8月下旬に入園説明会が実施、そして願書の配付、9月の中旬に願書の受付や入園面接が行われて、9月の中旬頃に選考結果が出されると聞いております。

また、保育所使いの2・3号認定の方につきましては、町が窓口となって手続きを進めることとなりますが、12月入園を希望される場合は、10月12日が、その申し込みの期限となっております。そして期限後、各施設等の空き枠数や、申請世帯の保育の優先度などをもとに歳児ごとに利用調整を行って、入園の可否や入園施設を決定して、10月末頃、その結果の通知を発送する予定でございまして、2・3号認定で申し込みを予定されるご家庭に対しましても、事業者において8月下旬に入園説明会が開催される予定と聞いております。

また、広報等でございますが、事業者において8月下旬に行われる入園説明会の開催に関する記事を、開園の事前周知の意図も兼ねまして、8月号の広報に掲載する予定といたしております。今後、開園時期が確定した段階で、改めて開園する旨、また2・3号認定にかかる申請スケジュールの周知のための記事を掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 今ほど町長のほうから、副町長の件でご答弁がありました。私はね、当初は、やはりちょっと心配はしておりましたけれども、今回、このコロナウイルス対策におきまして、これは職員からお聞きしましたが、緊急性のない予算に関しては、やはりコロナ対策を優先的に取り組むので、その財源の確保をしてほしいというようなことが、町長から文書が各部署にあったということをお聞きしまして、ほんとに私は素晴らしいなというふうに思いました。そのスピード感はほんとに素晴らしいと思っております。自信を持って、副町長がいらっしゃいませんが、頑張っていたきたいと、そのように思っております。

質問に入ります。今回、議会の中でタブレットの補正予算があがっております。これは当初は、国のほうでは昨年から出発しまして、5年かけてやっていこうと、普及していこうというような考え方だったんですが、今回、コロナの関係で、学校の休校に備えたオンライン環境の普及ということで、前倒しになったと思うんですね。それを受けまして、今回、この6月議会にタブレットの予算があがっております。小学校と中学校の予算が今回はあがっておりますが、これは私が質問したいことは、学校のほうでご家庭のほうに、タブレットがない家庭のアンケートを島本町、取られたと思うんですよ。これは子ども達からもお聞きしましたが、その中で、小・中学校で65名の子ども達のご家庭にはタブレットがないということで、これは島本町からお貸しをするのではないかなというふうに思いますが、この点に関しまして間違っていないでしょうか。今回、小学校と中学校とでタブレットの台数を教えていただけますか。

それと、このタブレットをするためには通信費というのが出てくると思いますね。この通信費に関しましては、国のほうの第1次の補正予算のほうで通信費は入っているかと思っておりますが、島本町のほうでは、この通信費は、どのような形で通信費を、今回、通信費はあがってきておりませんが、補正予算にはあがってきておりませんが、通信費はどのような考えで予算をあげようとしているのでしょうか。その点を教えていただきたいと思えます。

それと、もう1点あります。他の議員が資料請求されました資料の中で、住宅確保の給付金の相談件数と申請受理件数があがっているんですね。これは住居確保給付金というのは、給付をいただけるという形で、民生のほうが社会福祉協議会のほうに委託される案件だと思えますが、相談件数が27件あるにも関わらず、申請件数・受理件数が4件になって、あまりにも、この世帯の差が開きすぎているので、申請件数と受理件数は同じですが、どこが引っかかかっていて、このように少ない件数になったのかということが知りたいんですよ。今回、この住居確保給付金に関しましては、コロナの関係でたくさんの方が相談があるのじゃないかというのが国の一つの見込での交付金になっていると思うんですが、その辺が、ちょっとあまりにも申請件数が少ないので、教えてい

ただけますか。

**教育こども部長** 今回、生徒用の情報機器等備品購入について、3点でございます。

まず、アンケート結果の内容でございます。小・中学校の児童がおられるご家庭に対して、現在、ご家庭がネット環境にあるのか——有線、無線を問わずですね、あとスマートフォン、タブレット、パソコンなどの端末はあるかということで、ペーパーにより、紙によりアンケート調査を実施させていただきました。実際2,724人、5月の児童生徒数でございますが、小・中学校合わせて。そのうち64の方が、ネット環境に今現在ないというふうに聞いております。また端末、スマートフォン、タブレット、パソコンなどのいずれかの端末が全くないという方が32人おられるというふうに確認をいたしております。

また、小・中学校の台数ということでございますが、まず、小学校でございますが、先だってお話しさせていただいてましたように、この機器については1人当たり1台4万5千円の国から補助が付きます。この4万5千円の補助というものについては、令和元年5月1日現在の生徒数に対しての3分の2に対して、1台当たり4万5千円の補助が付きます。その数でいきますと、1,878人が令和元年5月1日現在の生徒数でございますが、その3分の2となると1,252台になります。今現在の生徒数が1,935人、小学校で令和2年5月1日現在おりますので、その差の部分については、補助金は当たらざる用意をする必要がありますが、これらについても2018年から2022年という形で、普通交付税算入がされるというふうに聞いております。

そしてまた、その中で、現在、もうすでに第一小学校から第四小学校まででありましたら、各小学校ごとに原則40台ですが、タブレットの購入を進めておまして、四つの小学校で172台の確保。そしてパソコン室に、これはレンタルであります。ノート型パソコンで165台ということで、今現在337台については学校に保管しておることでございますので、今回の購入台数といたしましては、令和2年5月1日現在の生徒数から、すでに準備をしております337台を引きます。そして、各学校ごとに予備の台数ということで10台ずつ考えた40台を足しまして、1,638台の台数を小学校では端末として用意をしたいというふうに考えております。そして中学校につきましても、令和2年の5月1日現在の生徒数が788人ございまして、すでに学校の中に購入またはレンタルいたしておりますパソコン等を含めると、182台がもうすでに確保しておりますので、令和2年5月1日現在の788人の全生徒数から182台を引かして、そして各学校ごと10台の予備ということで計算いたしますと、626台の台数を、今回、準備をする予定といたしております。

また、通信費でございます。先ほど議員からもご紹介いただきましたように、今回、このタブレットの購入と、生徒に貸し出す貸与等のルーターを購入費用としてあげさせていただきます。これは先ほど申しましたように、各ご家庭のアンケート調査を

実施しまして、小学校単位で11であれば15というふうに、5単位で繰り上げる形で台数を計算し、また予備台数を各学校10台ずつというふうに計算しますと、小学校で90台、そして中学校で40台ということで、合わせて130台のルーター確保に入る予定でございますが、そのことに対しての通信費でございますが、今回、通信費は計上いたしておりません。これは今現在、国のほうからも就学援助のメニューとして通信費というものが入ってきておるということで、私どもといたしましても、その対象の中に、この通信費を入れていきたいという考えはございます。

ただ、三島各市を今確認をしている中では、今回、インターネット環境にない方々でルーターをお貸しする全世帯に対して通信費を補助していきたいという団体があるのも事実でございます。そのあたり、三島の各市の今の状況を十分踏まえて、本町の通信費に対する考え方を明確にしてから予算計上させていただくべきというふうに考えておりますので、今後の早い議会で、その考えをお示しさせていただいて、通信費についての予算を計上させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 住居確保給付金の、相談件数と申請件数の乖離についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、住居確保給付金につきましては、ご相談につきましては27件お受けしておりますが、申請と決定につきましては4件になっておりまして、23件の方につきましては、現時点では、まだご相談のみお受けしているというふうな形になってございます。

この23件の内訳でございますが、例えば、ご相談者様のご親族の持ち家とかに居住されていて、そもそも賃貸借契約をされてない、家賃というのが発生していないため、対象外となった方というのが4件あります。あと、最も多いものは収入要件で該当しなかったというふうなケースが8件。あと資産条件で該当しなかったというふうなケースが3件。あと職業訓練受講給付金というものがございまして、これらの給付金と併用で住居確保給付金を受給することはできないのですが、その給付金をすでに受けておられる方が1件ございました。

残りの7件でございますが、これらの7件につきましては、実はこの要件には該当される、賃貸の住宅にお住まいであり、収入要件、資産要件等とも該当する方なんですが、そのご相談者本人が現時点では他の支援、生活資金の貸し付けであるとか、その他の他の国の支援を活用されて、現時点ではまだ申請されていない、もしくはちょっと検討させてほしいということで、制度のご紹介だけをして終わっているというような方が7件いらっしゃいます。それらの方につきましては、社会福祉協議会からも定期的に、その後、ご申請のご意向とかはどうですかという形でフォローアップはきちんとしていただいているんですが、現時点では、まだご申請というふうな形には至っていない状況になっ

ておりますので、こちらにつきましても、引き続き社会福祉協議会と連携しながら、役場の福祉推進課におきましても状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。教育委員会のほうで、今の台数に関してはわかりました。通信費に関しましては、まだ今検討されているということですが、これはコロナウイルスの第2波に備えまして、学校が休校した場合のオンライン環境を整えるというのにも必要な、そのために前倒しを国のほうはされたというふうに聞いておりますので、この第2波が、それはいつ来るかわかりませんが、これ、間に合いますかね。この台数というのでも大きな台数ですが、これも間に合うと思ったらよろしいんですか。

アンケート調査をされてるんですが、ご両親の中では、家で、ネットで仕事をされているというような方もいらっしゃいます。そういう中で、子ども達もオンラインで学習するということは、家に何台のパソコンがあったらいいのかなというように、アンケートを取られたときに、ご家庭の方から相談を受けたというようなこともございまして、余分に、万が一、そのような場合の家庭もあるかと思っておりますので、余分に貸出ができるような体制も必要じゃないかなというふうには思っております。

もう1点、これをもしも、オンライン環境の普及に伴いまして、この教育アドバイザーというのが必要かと思っておりますが、この辺のことは教育委員会としては手を打たれているのでしょうか。間に合うように、子どもにきちんと学習ができるような体制には整えていくことが必要かと思っておりますが、その辺のことが心配ですので、お聞かせいただきたいと思っております。

先ほど、もう1点ですが、住居確保給付金ですね。これは生活困窮者の方に、生活保護になる前の手前で歯止めをしようというようなことでできた給付金ですが、今回はコロナウイルスの関係で窓口を拡げて、できるだけたくさんの方にこれを使っていただくということで、相当、国のほうも窓口を拡げたようにお聞きいたしておりますが、それでもやはり受理件数というのが大変少ないということで、受理されていない方は大丈夫かなというように、一瞬、考えるんですが、この受理件数の中にあがっていらっしゃる方はいいんですが、あがっていらっしゃらない方に関してのアドバイスというんですか、そういうのっていうのは、きちんと社会福祉協議会のほうでしていただいていると思ってよろしいんですか。その辺が、大変心配になっております。

**教育子ども部長** 再度のお尋ねでございます。生徒用情報機器等の備品購入、これ、第2波・第3波に間に合うのかというご質問でございます。

内容といたしましては、タブレット等購入、予算が可決されましたら、直ちに契約事務、入札になりますが、入札事務に入っていきたい。7月中に入札を執行して、事業者を決定してまいりたいとは考えておるところではございますが、やはりICT機器整備については全国的な問題でございますので、備品購入の期間としては、やはり年度末まで契



約設定はしなければならないかなと思っております。その間の中で、できるだけ早く準備はしたいというふうに私どもも思っておりますが、この辺りについては、今後、事務を進めていく中で、それを確保できるのかというところは慎重に見定めていかなければならないかなと思っております。

今現在、各学校でパソコン室にある台数と、各学校に購入した台数が、大体1校当たり80台程度ありますので、まず、第2波・第3波になったときに、オンライン授業で端末のないご家庭というものが、先ほど申しましたように小・中学校合わせて32台程度でございますので、6校で32ということでございますので、何とか、今ある台数の中で確保はできるんじゃないかなというふうに考えております。

また、家庭によって、アンケートの中で端末等あると答えながら、それは保護者の方のものであるということもあるということでございます。その点については、私どもも十分認識はいたしておりますが、ただ、今年度について、今回、予算を可決していただいて購入する事務に入っていきますが、この購入ができて、すべてが揃いましたら、1人1台のパソコン整備ができます。そうなれば、ご家庭で保護者の方々が、もし保護者の方々の保有の端末であれば、それ以外ということで、学校側から貸し出すことが可能になりますので、皆様のご家庭で使っていただけるパソコンというのが用意できるかなと思っておりますが、ただ、それが整備するまでは、先ほど申しました各校80台程度しかありませんので、その範囲の中でお貸しする形での対応になるかなと思っております。

また、教育アドバイザー等、今、2ヵ月、学校が休業になっておりましたので、授業、学習保障という部分でございますが、その点については当然のことながら大阪府教育委員会、そして各学校とも話をしながら、万全の体制で臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 住居確保給付金の対象とならなかった方に対する、その後の支援についてでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、住居確保給付金の支給の要件を満たしているにも関わらず、まだご申請でない方につきましては、定期的に状況を把握しておりますが、先ほど私、7件と申し上げまして、そのままであるというようなご答弁申し上げたんですが、申しわけございません。ちょっと訂正させていただきます。その7件のうち1件の方につきましては、現在、申請に至られて、申請中というふうな形の処理になってございます。

この住居確保給付金につきましては、お問い合わせも含めまして、ご相談があった件数をすべてカウントしておりますので、単純にお問い合わせいただいて、ご本人が対象でない、もうそれだったら結構ですという形で電話を切られて、匿名でという方については、残念ながら、ちょっと、その後、支援に繋げることは難しいんですが、いわゆるご相談お受けする中で、必要であるというふうな方につきましては、その後の支援とかに

きっちりと繋いでまいっておりますので、この住居確保給付金の対象にならないから、イコール、もう支援がそこで途切れるというような形のことにはあってはならないと考えておりますし、そういったところ辺、きっちりとしていただいているとは思いますが、今後とも社会福祉協議会ときっちりと連携を図りながら、丁寧な相談支援に努めてまいりたいと考えております。

また、生活困窮者自立支援事業につきましては、社会福祉協議会に委託はしておりますが、月に1回、社会福祉協議会の担当者と私どもの生活保護の担当者等が打ち合わせの会議を持っておりまして、その会議の中で、いろんなご相談の内容であるとか、生活困窮者の自立支援事業から生活保護のご相談に繋がるような方もいらっしゃいますので、そういった方の情報の共有等につきましてはきっちりさせていただいておりますので、新型コロナウイルスの流行拡大によりまして、やはり経済的に困りの方というのは増えておられると思いますので、きっちりと丁寧にやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 引き続き、今の1人1台端末の前倒し導入についてです。

この件に関しては、オンライン授業等も想定してということの説明で受けたわけですが、オンライン授業にも多様な形態があります。島本町としては、どのようなものを想定されていますか。それから、端末はタブレットを導入ということですよ。それで今の他の議員の質疑から、すでにあるものを引いて追加購入ということなんですが、ということは、今あるものと同じ機種のを追加で購入するということなんですか。具体的に機種は今、何を使っているのかというのを、もし、答えていただけるなら、お願いします。

それから、端末が整備されたら良いというわけではなくて、それを効果的に運用することも重要です。それにあたって、今回は研修等の予算があがっていないんですが、現場の教員の方の研修等はどのようにされる計画かということと、もう一つは、この1人1台端末というのは、もともとGIGAスクール構想の一環ですよ。これを島本町としてはどのように認識し、教育現場で、どのようにこの1人1台端末を活用しようと考えているのか、どのような学習のあり方を目指すのか、島本町の理念をお答えいただきたいと思います。

もう一つは、COOL CHOICE普及啓発業務の減額についてです。

今回の減額の理由として、主にやっていた住民や小学生向けの講座が実施できないということはやむを得ない理由だと考えますが、一方で、地球温暖化対策の計画もあるように、この事業がなくとも進めていくべき課題と感じています、この地球温暖化対策ですね。それにあたって、これがなくなるにしろ、令和2年度にはどのような事業展開を行う予定なのか、お尋ねします。

**教育こども部長** 端末の整備に関してでございます。4点でございます。

まず1点目、オンライン授業にも多様な形態、その想定についてということでございますが、オンライン授業の形態といたしましては、ZOOM等を活用したリアルタイムでのやりとりの形式、そしてユーチューブ等を利用した児童生徒の都合の良いタイミングで授業動画を見ることのできるオンデマンド型と言われるものを検討しております。いずれにいたしましても、現場の先生方の意見を十分踏まえまして、本町の子ども達の学習保障に繋がる方法を、学校と連携して決定してまいりたいと思っております。

また、1人1台の端末の導入に関してでございますが、今回、買う端末等につきましては、小学校、中学校、同じものを考えております。そしてまた、今現時点で各学校レンタルしているもの、そして購入したもの、80台程度あると言いましたが、それと今回の買うもののOS等が同じかということについては、現時点でははっきりと申し上げることができませんが、当然、購入時期が違うので、若干異なる可能性もあるものと考えております。ただ、当然のことながら、それも含めた1人1台端末として連携を図ってまいりますので、その点は十分留意し、発注作業を進めてまいりたいと考えております。

また、端末配備が効果的に活かされる研修等の計画ということでございますが、端末を活用して効果的な授業等を実施するためには研修が必要であると、そのご指摘のとおりだと思います。基本的には、端末の導入に合わせて研修をしていきますが、導入業者やメーカー企業によるプログラムの活用も視野に入れて検討していきたいというふうに考えておりますが、またオンライン授業、これについては経験のない教員がほとんどでございますので、一般的にオンライン授業のツールとして用いられておりますZOOM等の活用についても、学校内や小・中学校において試行的にもうすでに活用を行っております。まだまだこれ、不慣れな面がございますので、引き続き回数を重ね、しかるべき時期に遅滞なく対応できるように、現場の学校と連携して行ってまいりたいと考えております。

そして、端末導入によって学習のあり方、どのように目指していくのかということでございますが、ICT機器につきましては、遠隔であっても多くの方が同時に繋がることができ、また多くの情報を伝えることができるなどの非常に便利なツールでございます。特に、今回のコロナ禍による休業期間中の家庭学習を可能にするツールであることは周知の事実でありまして、第2波・第3波に備えて早急に整備をしていく必要があると認識をして、今現在、事務を進めておるところでございます。

平時におけるICT機器の活用方法としては、1人1台の端末を整備することにより、例えば授業中に動物の鳴き声がある場所で聞けたり、諸外国の街並みを見たりするなど、教材等の一斉配信とか、個々の習熟の程度に応じてドリルソフト等を活用したりすることなどが考えられます。また、インターネットを用いて自分で情報収集等の個別学習への活用など、デジタルならではの学びを充実させ、資質・能力が一層確実に育成できるようにしてまいりたいと考えております。

さらに、新学習指導要領に基づき、指導者の視点、教員が何を教えるのかに止まらず、学習者の視点に立ち、子ども達が学びを通じて何ができるようになるのかという観点から、子ども達が社会に出てからも、学校で学んだことを活かせるように、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学んだことを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力、人間性などを、バランス良く育むことを目指してまいります。また、ICT機器の活用により、自己の学習内容の理解や定着を図ることはもちろんですが、自己の考えを全体やグループで共有し、意見交流を行う共同学習等を通じコミュニケーション能力の向上など、生きる力も同時に養えるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、他市町村で先進的に取り組んでおられる事例の調査・研究を進めて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** COOL CHOICE普及啓発業務委託料減額に関わりましての、地球温暖化対策にかかる令和2年度の取り組みでございます。

本年度の取り組みといたしましては、小学4年生への啓発パンフレットを現形予算の範囲内で増刷し配布するほか、広報誌やSNSを通じた啓発を実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた範囲で、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 再質問としては、COOL CHOICEの減額のことをお尋ねしようと思えます。本年度の取り組みは、ある一定補完する形で行っていくことは確認できました。これを機に、地球温暖化対策についての認識を聞きたいと思えます。

2019年の9月25日に長崎県の壱岐市を皮切りに、日本でも気候非常事態宣言を宣言する自治体が増えてきています。直近では環境省も6月に宣言していますし、今日までに地方自治体では、日本ではすでに32の自治体が気候非常事態を宣言し、このうち大阪では、コロナ禍にあっても2月以降五つの自治体が、河南町、泉大津市、熊取町、大阪市、河野長野市と、五つの自治体が新たに非常事態を宣言しています。スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんの活動を機に、全世界的に広がった気候変動対策を訴える若者の団体であるフライデー・フォー・フューチャーの学生さんが、2月の議会の前に町長や部長と面談して気候変動対策について意見交換されたと思いますが、ここで改めて、このCOOL CHOICEの事業がいったん今年はないということで、こういう事業が後退することがないように、一度、認識を伺うんですが、こういったことを踏まえて、気候危機の切迫感について、島本町としてどのように認識しているか。部長と町長に見解を伺いたいと思えます。

**都市創造部長** 気候変動にかかります、地球全体の規模で申します切迫感についての認識でございます。昨今の異常な気象状況等によって引き起こされる災害、全国規模、全世

界的規模で見ましても、やはり激甚化している認識は十二分に感じているところでございます。私自身も、今の職責を拝命するまでは防災関係、危機管理関係の業務も従事していたこともございますので、その辺については、当然、地球温暖化の影響により、今後ますます、そのような事態が激しくなることに対しては、取り組めることから取り組んでいくべきものという認識でおります。

以上でございます。

**山田町長** 先ほど、学生の方との面談もあって、私もいろいろと新たにそこで知見を得たこともたくさんありました。もともと私も環境教育を専門に大学で学んでいたものから、環境については一定理解をしているつもりではございます。その中で、先ほど部長からも答弁ありましたように、昨今の異常気象であつたりということ、そういったものは本当に切迫感を感じているところでございます。やはり町全体の危機管理という面においても、そういったところはしっかりと気をつけてやっていかないといけない部分だと感じておりますし。

ただ、気候非常事態宣言をやるかどうかということについては、町として宣言することによって何ができるのかとか、今後、どういうことをしていかなければならないのか、そういったところをしっかりと精査をしてから、そういった方向性付けてやっていくことが必要だと思いますので、ちょっと研究を進めていきたいとは思っております。

以上でございます。

**福嶋議員** 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第3号)ということで質問させていただきたいと思っておりますけども、質問が3回しかできませんので、まとめて質問させていただきたいと思っております。そのため推定で質問する内容もありますので、必要に応じて質問の趣旨を推し測り、適切にご答弁いただけると幸いです。

一つ目、自治体クラウド改修業務委託、限度額424万2千円を限度として、令和2年度から6年度の5ヵ年にわたる債務負担行為補正として上程されております。事務執行において、効率的にかつ適切に処理することが可能となるものであるから、自治体クラウドの運用期間にあわせて当該業務を委託するもの、とのことですがけれども、具体的にはどの業務、どのシステムにおいて、どのようなカスタマイズを、いつまでにされる予定なのか。カスタマイズにかかる見積り金額は幾らなのか、お教えてください。カスタマイズ内容が決まっているのであれば単年度補正予算とすべきと考えますが、本年度予算の補正で対応できない理由はどうしてでしょうか。債務負担行為とするのであれば、どのような債務負担行為が、いつ頃、どの程度、幾らの金額で発生する予定なのか、お教えてください。

それから、4番目に大阪府の「大阪版自治体クラウドの導入について」という報告書によれば、豊能町、河南町及び千早赤阪村の3町村でカスタマイズ要件等の共通化を行う。調整のできない要件は客観的な判定を行い、できるだけカスタマイズをなくすこと

を目標に、各町村の情報部門と府からなる事務局による要件調整会議で客観的な判定を行い、できるだけカスタマイズをなくすことを目標に調整を行うという共通仕様への取り組みが書かれておりました。今回、カスタマイズを行おうとする案件管理について、調整前後でどのように内容が変わったのか、最終的な各自治体の費用負担割合について、お教えてください。あわせて、3町村ですでにカスタマイズされている内容に対しての当町の負担金額の有無があれば、その内容と金額をお教えてください。

それから二つ目、先ほどの副町長の件についてです。町長にお尋ねです。

町民から、島本町って副町長置かへんの、どうしておらへんのって、あるいは山田町長はどうしてこのような判断したのって、私がおもし町民から訊かれたときに、どのように答えたらいいのでしょうか。今までのご答弁ですと、何か議会が全員一致にならへんから提案諦めてん、という答えになってね、議会が賛成せえへんから諦めたんや、議会が悪いやってなったら、どうするんですかね……（「なるやろ」と呼ぶ者あり）……。だからそれ、お教えてください。町長のお考えをお教えてください。どう説明したらいいか。

それから、どうしても全会一致じゃないといけないんですか。議会ですよ、ここ。全会一致やないと大阪府の心証が悪くなる、そういう話になるのかどうかね。ほかの議会、いろんな議会ありますけども、全部が全会一致なのか、それをお教えてください。そして議員10何人もいたら、1人や2人、違う意見あるかも知れません。それが議会です。それを議会に求める、こういう場で求める、それが正しい姿でしょうか。二元代表制なんですよ。それを全会一致じゃないといけないからって、片一方の一元が、相手に強制したら駄目とちやいますか。そういう言い方するの、良くないんじゃないですか。そういうことについてどういうご見解か。この場で、なんでそういうことをおっしゃったのか、お教えてください。

それから、平成29年9月議会で、他議員から「若干33歳、行政経験もなくパイプもないことは存じていますが、だからこそ早急に副町長人事が必要ではないでしょうか」との一般質問への答弁として、町長より「副町長につきましては、行政において極めて重要な役割を担う役職でありますことから、可能な限り早い時期にご提案させていただけるよう事務を進めてまいりたいと考えております。私自身は行政経験がございませんので、その点を踏まえて、しっかりとサポートしていただけるような方をお願いしたい」とのご答弁、ありました。これに対して、今、どのように変わったのか。なぜ、副町長人事が要らないというふうに考えられたのか、もう一度、お尋ねいたします。

それから、次の質問です。府の慣例で、2年で府に帰られるということで、私は4年人事やと思ってました、2月議会の時点で。そういうことで、2月議会の後半で副町長人事が出てくるものと思ってました。でも、議案があがってこなかった。当然、府に人事を要請するんですから、議会よりもだいぶ早い段階からお願いをされ、そして、それを断られた、丁寧にご挨拶をされた、ということだと思います。そうであれば、どうし

て2月の後半議会で、その状況を説明されなかったのか。そして今回、今年的一般予算の3回目の補正です。1回目も2回目も、5月臨時議会、6月臨時議会がありました。そのときになぜ、補正予算として減額をしなかったのか。それはつまり人事の努力をされていたというふうに私は理解しています。

そういう中で、副町長人事、全会一致に向けて努力しなきゃいけないかと思いましたが、とおっしゃいました。そうやったら、どんな努力を、2月議会の後半のところからどんなことをされてきたんですか。私は一切、事前調整も受けてませんし、説明も受けてません。議案もあがってません……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。それがすごく不思議でございます。本来であれば、例えば議案にあげてくる、あるいは事前の議案説明のときに、何かちょっとこれ調整おかしいなと、何か反対多そうだなぞと思ったら、そこで下げることも可能かも知れません。でも、その説明、一切受けてないんですよ……（「そうだ」他、議場内私語多し）……。そういうことで、大変困ると思います。

それから最後、町長は、副町長が必要と思っているのか思っていないのか。思うのであれば、今からでも、また次の7月臨時議会、そこで人事の費用、戻してください。努力してください。あと1年だから、選挙があるから、それ、町民に関係ないですよ。365日、島本町はあるんですよ。町長が代わろうが何しようが、副町長、それから現場は変わらないんですよ。それを、何を自分中心に言うてはるんですか。そういうことで、参考のために申し上げますけども、前川口町長るとき、最後の1年間、補正予算あがってきたの2月議会です。あと1年しかないんだけど、頑張ってはったんです。最後の最後、2月議会の補正で下げはったんです、もうあと1ヵ月しかないから。山田町長、1年目のときは同じことをやられましたよね。だから、今下げる理由がわからないんですよ。ご説明、お願いします。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

（午後1時58分～午後2時15分まで休憩）

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**総務・債権管理課長** 福嶋議員からのご質問に、お答えさせていただきます。第85号議案の「第2表 債務負担行為」について、自治体クラウド改修業務委託につきまして、何点か、ご質問をいただいております。

まず、今回の予算であげさせていただきました自治体クラウド改修業務委託の内容につきまして、どういった業務の、どういったシステムについて、どういった内容のカスタマイズをするのか、いつまでにするのかというご質問だったかと思えます。

業務及びそのシステムにつきましては、大きく二つございまして、一つ目は子ども・子育て支援システムについて、保育所保育料等をシステムを使って徴収事務を行っておりますけれども、通常であれば口座引き落としをする場合に、当該月の引き落としのみを通常のシステムであれば行うところ、現年分の未納額も合わせて引き落としができる

ようなカスタマイズを、今回、予定をさせていただいておるところでございます。それからもう1点の健康管理システムにつきましては、特定保健指導業務についてのカスタマイズを、これは必須の事業でございますので、できるように行う予定としております。

いつまでということでございますと、今のところ、令和3年1月からのクラウドへの移行を目指して事務を進めておりますので、それまでにカスタマイズ作業と移行作業を行うように進めておまして、令和3年1月から運用開始できるようにという予定で進めておるところでございます。

それから、予算について、債務負担行為で令和2年度から6年度までの期間で予算をあげたことについてのご質問でございます。今回、債務負担行為とさせていただきましたのは、自治体クラウドの改修業務につきまして、単にカスタマイズをするだけではなくて、カスタマイズをしたシステム改修の内容につきましては、今回、3町村で行っている大阪版の自治体クラウドとは別に、補修等の業務もあわせて行う必要がございます。それもあわせての契約内容とさせていただいておりますことから、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

それから、債務負担行為とした場合の費用が、いつ、どのようにかかるか、というご質問だったかと思えます。まず、カスタマイズに要する費用の見込みにつきましては、子ども・子育て支援システムの関係が構築費用のほうが約71万円ですね。それから健康管理システムのほうが104万5千円を見込んでおります。それから、補修費用のほうが子ども・子育て支援システムのほうが月額で約1万8千円、それから健康管理システムのほうが月額約3万4千円の、それぞれ48ヵ月分を計上させていただいております。それぞれの合計が424万2千円というふうな金額の内訳となっております。

それから最後に、先行している3町村で行っているカスタマイズ内容等との影響、相互に影響があるかないか、ということについてです。先行している3町村のほうで自治体クラウドを導入されるにあたっての費用の調整というのは、一応、同じシステムをそれぞれ使って、島本町も今回同じシステムを使って、クラウド化を進めるんですけども、それぞれの費用負担というのは各団体ごとにクラウド化する、導入するシステムの内容とか、行う業務の内容というのはそれぞれ異なりますので、費用負担というのは、それぞれの団体ごとに個別に決まっていくような形になっております。ですので、3町村につきましては、3町村で自治体クラウド導入される際に、すでに主要な調整と費用負担の調整は行われておまして、今回、島本町が加わることによって、3町村のほうの間で、何か費用の変更とか新たな負担、あるいは減額等が発生するということはありません。

島本町のほうが今回加わることによっても、当然、3町村の費用負担には影響ありませんし、また今回の島本町が行おうとしている独自のカスタマイズにつきまして、それは島本町のほうで負担するものでありまして、先行する3団体との間で何か費用の増減



が発生するというものではございません。

以上でございます。

**山田町長** 副町長人事の件でございますけれども、全会一致と申し上げましたのは、あくまでも私の個人的な目標でありまして、できるだけ、大阪府から来ていただく場合には、すべての議員の皆様にご同意をいただきたいという思いがあったということでありまして、議会が認めないから出さないというような、議会のせいだというような、そういった趣旨ではございませんので、そこはご理解いただきたいなというふうに思います。住民の方から訊かれたら、どう答えたらいいねん、ということもおっしゃっていたんですけども、山田の判断で決めたことだということでおっしゃっていただければ結構かと思えます……（「余計わからん」「うるさいな」他、議場内私語多し）……。

当時、大阪府にお願いしておりました……。

**村上議長** 静粛に。

**山田町長** 当時、大阪府にお願いをしておりましたものですから、判断は早めに、やはりしなければならなかったということもありまして、そのときに皆さんにご説明ができたなら良かったんですけども、その後、コロナの関係等々もありましたので、ちょっと皆様にご説明できなかつたことは私のミスでございます。そこは申しわけなかつたなというふうに思っております。

今後につきましては、一応、今回、減額はさせていただきます。これからまた大阪府にということとは、なかなか難しいとは思いますが、もし、あと少しの任期ですけども、その間にも、この人という方が見つければ、また補正予算であげさせていただいて、皆様にご同意をいただけるよう、また調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**河野議員** 今の山田町長の答弁に対して、副町長人事ですが、私、このことを質疑する予定ではなかったのですが、先ほどの答弁においても、多少疑義が残ります。

ということは、結局は副町長人事を、このたび減額補正をされるという決断に至っては、一切、島本町議会には相談や申し入れなどもなく、存在しないということで、町長自らの判断として、職員とも相談なさったかも知れませんが、町議会の間においては双方のやりとりはなかつたということで、そこは失念されていたというふうな理解で、間違いありませんか。それでええんですか。

**山田町長** 議会として、皆さんにご相談させていただいたかということ、そうではありませんけれども、やはりいろいろな場で住民さんのお声や、議員の皆さんのお話をする中で、いろいろなご意見もありますので、それを踏まえて私が判断したというところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 引き続き、副町長人事です。人事案件ということで、総合政策部長にもお答えいただきたいと思っておりますが、全会一致での同意が認められないという私の質問への答弁から様々な議論が起こっているわけですが、少なくとも、私ども人びとの新しい歩みの会派は全くもって知り得ないことでしたし、寝耳に水です。特定の一部の会派、あるいは議員にのみ、副町長人事をあらかじめ打診されていたとしたら、例えば、それがあったとしても、それによって、このような判断に至られたとしたら非常に心外ですし、あるいは何か我々の知り得ないところで一部の議員、一部の会派からの動きがあったとしたら、これはこれで議会内の問題でもあり、なおかつ、それに応じられた町長、執行部の姿勢に残念なところがあったと思わざるを得ません。そういうふうなことがあったとしたら、極めて遺憾です。そういうふうなことがないよう、非常にニュートラルで、そして透明性のある町政運営を山田町長はしてこられたと私は思っていますので、なおさら、残念に思います。

町長、副町長人事に際しては、全会一致の同意を目指して府に依頼されたという、この町長の姿勢に何ら問題はないと思います、私は。これは、そういうふうに使われて当然だと思います。ただし、令和2年度4月、先ほどコロナでというふうな話もありましたが、入る前に、なぜ、このような事情があつて副町長人事を置かない、当初予算にはあげていたが、そういう判断をしたというのを議会に説明をしていただけなかったのか。ここら辺りは、やはり総合政策部長にもお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**総合政策部長** 副町長人事については、大阪府に依頼するには、相当前からご相談が必要になってまいります。ただ、その時点でどういう人物かということは全く決まっていなくて、今、戸田議員から一部の議員と、というようなお話もありましたけれども、一部の議員に対して、そういう打診をしたということはございません。その点については誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

通常、副町長人事に関わらず、人事案件については人物が特定されて、どういう経歴であったりとか、そういうことで議案説明を、最近、コロナの関係では全員でやらせていただいておりますが、各会派に説明をさせていただいて提案するというのが一般的ですけども、どこかの機関に依頼した時点で、それを説明するのかどうかというところ辺については、この副町長人事を大阪府にという部分については、ちょっと特殊な依頼の仕方なのかなというふうに思いますので。ただ、副町長を置かないという決定を、判断を町長がされたという時点で、我々事務方として議員の皆さんに説明の場を設定しなかったということについては、一定反省をして、今後、こういった人事については、より慎重に、皆さんにもご相談をさせていただいて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第85号議案 2020年度島本町一般会計補正予算(第3号)について、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の立場から意見を述べます。

全国的に緊急事態宣言が解除され、1ヵ月が経ちました。6月15日からは学校が本格的に再開され、学校現場においては臨時休校に伴う学習の遅れの取り戻し、感染症及び熱中症対策等々、教育委員会をはじめ教員、児童生徒、保護者の皆さんともに、様々な局面で通常とは異なる対応に追われていることと思います。これに加え、教育委員会及び教員の皆様におかれましては、第2波・第3波に備えなければなりません。

今回、提案された小・中学生1人1台端末の前倒し導入は、この備えにあたって、タブレットの活用により、家庭における子ども達の学びを保障できる環境を実現する観点から重要な役割を果たすものとして、必要な予算と捉えます。また、これらは平時においてはデジタルならではの学びを活かしたり、新学習指導要領を踏まえ、子ども達が学んだことを社会に出てから活かせる力を育むなど活用されるとのことですが、今回の導入が、これまでの詰め込み型、テスト漬けの一方向になりがちだった教育のあり方を大きく変え、双方向の主体的な学びとなるよう、また不登校の子ども達も含め、子ども達の個別の学習の充実に繋がるよう活用されることを強く求めます。

導入にあたり、研修を行うことについてです。端末(タブレット)や環境が整備されたうえで重要となるのが、これらの端末をいかに活かしていくか、にあります。タブレットを使用した授業が効果的に実施されるよう研修をされるとのことですが、それらが充実したものになるように、学識経験者の意見なども参考に調査・研究に努めていただきたいと思えます。

加えて、現在、臨時休業中の学習を効果的に支えることができるよう、オンライン授業の充実にも取り組まれているとのこと。様々な対応に追われる教育現場の皆さんの負担は相当なものであると感じています。よって、現場をサポートする専門的な知識を持った人員及び教員を、平時に加えて配置することを強く要望いたします。

インターネット環境未整備の家庭への対応として、無線ルーターを購入することについては、家庭環境による格差を埋め、すべての子ども達の学びを保障することになり、評価するものです。

COOL CHOICE 普及啓発業務費の減額についてです。新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の主な内容であった住民や学校での出前授業が実施困難であるための取りやめは、やむを得ないものと理解しますが、一方で、コロナ禍にあっても気候危機問題は、本町としても引き続き取り組む必要があります。予算が付かなくとも、普及啓発及び気候危機対策としてできることはあります。広報誌やSNSを通じた啓発をされていくとのことですが、今後も他自治体の事例などを参考に、でき得る限りに対策に取り組むことを強く求めます。

また、ここ数年行われてきたCOOL CHOICE事業、小規模自治体ながら、島本町としてこれに取り組んで来たことは評価するものの、これまで1千万円近くの税金を投入したわりに、それに見合う効果があったかという点、疑問に思うところもあります。今回の減額によりできた時間を有効に使って、地球温暖化対策がより充実したものとなるよう調査・研究に励み、今後はより精査された取り組みになるよう努めていただきたいと思っております。

コロナ対策にかかる不要不急の事業の精査についてです。キャンプ場撤去事業の延期による減額は妥当な判断と考えますが、多くの減額は、不要不急で取りやめたと言うよりも、事業の実施が困難で取りやめざるを得ないものがほとんどです。また、精査した結果の実質の影響額も、それほど多くはありません。島本町の苦しい財政状況にあっても、コロナ対策、また延期されている庁舎建て替え等は差し迫って対応していかなくてはならないことです。これらに予算を割くためにも、今後、さらに抜本的に、全庁的に事業を精査する必要があります。例えば、東京都は新型コロナウイルス対策で、不要不急の都市開発の延期・中止する方針を5月に明確に打ち出しました。具体的な事業の例として、市街地の再開発や区画整理などの事業があげられています。

テレワークに代表されるよう、コロナ禍によって社会のあり方が大きく変わりつつあります。これに伴い、ポストコロナにおける地方都市開発のあり方も問い直されていくことと思っております。島本町においても、こういった視点を持ち、必要な施策が必要な住民に届くように、また住民の安心・安全なまちづくりが滞ることがないように、事業精査をより意欲的に行うことを強く求め、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第85号議案 2020年度島本町一般会計補正予算（第3号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

不要不急事業の事業費などの削減、また過日までの議会などで議決された条例に基づく職員の人件費及び町長などの報酬のカットなどについては認めるものです。また、今回の総務費としての町長の報酬の20%カット及び教育費の教育長の10%カット、私の知る限り、近年では大幅な特別職の報酬カットに及ばれたという背景は、コロナ禍だけで

はなく、その以前から始まっている島本町の財政危機とでも言いましょうか、財政の困難から生じたことを考えますと、この使い道については十分に住民の生活実態や、また今後の見通しなどを立てられて、議会にも説明をいただきたいと思っております。

参考までに、高槻市においては議員の調査費用に関する予算を削減され、高槻市内の障がい者支援事業所へのコロナへの影響に及んだ負担増や減収に充てることを提案されたようなことを聞き及んでおります。

その点について、国、府、町と、今回も含めて重複する制度が続けて予算化されるというようなことも起こっている一方で、本補正までにはほとんど光が当たらない部署への支援については、すでに第1次、第2次緊急の申し入れとともに、昨日の一般質問等でも述べておりますので、もう、この場では繰り返しません。

ただ、この特別職の報酬の減額補正においては、この議場において質疑が行われました。現時点で本会議場での午後2時37分の時点では、この副町長人事を減額補正するという町長が決断されるに及んだ、この間の議会とのやりとりということでは、こと人事に関わることで、重大なやりとりがあったというふうに思います。私の質問への答弁、人びとの新しい歩みの質問への答弁、福嶋議員の質問への答弁、総じて言いますと、この議場では、今のところ4人の議員は全くこのことについて事前の調整や意向を計る、そのようなやりとりはなかったと表明しております……（「それは違う」他、議場内私語多し）……、2時37分現在と言ってますから、何かあったら討論で言ってください。

**村上議長** 事実無根のことを言わない。

**河野議員** 私も、そのようなことは一切記憶しておりませんので、そういった判断をされるに至ったところに……。

**村上議長** 何をもって言うているの。

**河野議員** 何が存在したのか、存在しなかったのかという答弁が不十分だと思われまして、今後においては十分に留意していただきたい……（「止めてください」他、議場内私語多し）……。

以上、町の独自施策としては様々な提案をなさっていましたが、それについては緊急かつ丁寧な対応をお願いいたします。

以上をもって、討論といたします。

**村上議長** 何の根拠もないことを……（「根拠がないって」他、議場内私語多し）……。そういう証拠はどこにあるの……（「今のは、4人以外は」他、議場内私語多し）……。

**村上議長** 暫時休憩します。

（午後2時38分～午後2時39分まで休憩）

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）につ

いて、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,807万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億4,785万2千円とするものです。

その主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町独自施策の実施、各種イベント等事業の変更・中止及び小・中学校への情報機器購入、その他人件費の補正等について行うものであり、大変重要で不可欠な補正予算と認識します。

また、要望としましては、特に新型コロナウイルス感染に伴い不急の事業を見直すために旧キャンプ場撤去事業を延長されますが、山林火災の事例もありますので、十分に注意をして管理等を行っていただくことと、ICT学習環境整備に関しまして、可能な限り早急の整備をお願いしまして、賛成の討論とします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平井議員** 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）に対しまして、コミュニティネットを代表して討論を行います。

今回の補正予算については、主には新型コロナウイルスの対策に費用を充てられている。それとまた教育環境の整備等に、オンライン授業等を実施するための予算が計上されているのが主な予算だというふうに理解をしております。オンライン授業については、私も今、テレワークで約4ヵ月ほどおりますけども、オンライン授業も、あまりそれに固執し過ぎると、やはり子どものストレスというのは溜まるんで、その辺は十分配慮しながら、子どもの健康とか心の面も含めて活用していただきたいというふうに思っております。

先ほどから出ております副町長人事の件につきましては、やはり、しっかりと事前にすべての会派に相談をしながら進めていくことが重要であったのではないかなというふうに思っております。先ほど河野議員から、14時37分現在というふうな表現で、4人の議員は少なくとも何らの説明も受けてない、ほかの議員はもしかしたら説明を受けているのではないかなというふうなニュアンスにも取られかねないような発言がございました。私たちも、やはりそういう意味では……（「やましいことが」「やましいことってどういうこっちゃ」と呼ぶ者あり）……。

**村上議長** 静粛に。

**平井議員** 何の根拠もないような話を、ここで討論すべきではないというふうに私は思っておりますし、やはり今後ともしっかりと、町長はじめ総合政策部長においても、前もって十分な調整をしながら町政運営を進めていただきたいというふうなことを申し上げまして、補正予算については賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の第3号補正は、歳入歳出それぞれ1億9,807万9千円を追加され、歳入歳出予算総額が167億4,785万2千円となるものであります。基本的には新型コロナウイルス感染症対策に対応している予算であります。

今回のGIGAスクールではございませんが、小・中学校、タブレットを1人に1台と、これをちょっと前倒しされる。行政におかれては大変、早急にすることにおいて事務的にはご迷惑をおかけするところもあろうかと思いますが、早急にさせていただく方向へと転換されていることを評価したいと思います。

それと、第2号補正のときに臨時交付金が1億111万ほど入っております。この点も踏まえまして、今回、財政調整基金の繰入金マイナス1億2,489万8千円と。総額が前回9億を超えておりましたが、今回のこの第3号補正におきましては、基金取り崩しは何とか8億代で今のところ収まっているということでもあります。こういった国の交付金や補助金、また大阪府も介していただいている中で進めていただき、今回の施策の中では前倒しで町独自という施策もあがってきております。ただ、前回にもありましたように、国の補助でついた部分というのが取り消し、うまいことなるように、今後の努力をお願いしたいと思います。

そして、職員の特別職ですね。先ほど河野議員からありましたように、副町長人事、やはり、これはご努力いただきたいと思いますが、我々も実質上、何も聞いてない中、説明をいただきたいというような思いもあります。が、今回はこういう判断をされたというのが、結果的にはあと1年という任期なので、理解する形でさせていただこうと思います。

人事案件においては、基本的には町長がおっしゃっていたように全会一致の努力をしていくというのは、これは基本であろうと思っておりますので、できるだけ会派にそれぞれ説明を、こちらから求めるのではなくて、町長のほうからまた説明していただくということを今後ともお願いを申し上げまして、今回の第3号補正、賛成させていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第85号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第85号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 86 号議案 令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第 86 号議案 2020 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対し、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

示されましたシステム改修についての財源措置は、ほぼ国のほうからの措置がある見込みだと示されていますが、今のところ、国の通知では具体は示されていないのですが、その点については引き続き要望や、財源確保のほうをお願いします。

また、これは 6 月の定例会ということですので、たぶん、この次の議会までの間に国民健康保険料の本算定通知が全被保険者世帯宛てに送付されるものと思いますが、当初予算のとおりであれば、値上げの保険料の通知がほとんどの世帯に及ぶというふうに考えております。せっかく今、国が様々な通知通達を出し、円滑に減免措置などを講じることを求めている中で、最後の最後まで努力を求めますとともに、減免制度などの丁寧な情報提供についても、改めて努力を求めるものです。

以上をもって、討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 86 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 86 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 87 号議案 令和 2 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 87 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 87 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 88 号議案 令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 88 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 88 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 89 号議案 令和 2 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算 (第 1 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 89 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 89 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12、第 90 号議案 令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）説明

それでは、引き続きまして第 90 号議案 令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 2 年 4 月人事異動の反映等及び令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額分の補正予算を提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は総則、第 2 条は収益的支出の予定額の補正、第 3 条は資本的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。90 の 2 ページです。第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額の補正です。

今回の補正はすべて人件費であり、各費目にわたることから、給与費明細書において、まとめて御説明申し上げます。

90 の 7 ページです。第 2 節 給料、第 3 節 手当及び第 4 節 法定福利費については、令和 2 年 4 月人事異動の反映等及び令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額分です。

以上、簡単ではありますが、令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 90 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第13、第91号議案 令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第91号議案 令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和2年4月人事異動の反映等及び令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額分の補正予算を提案するものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的支出の予定額の補正、第3条は資本的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。91の2ページです。第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額の補正です。

今回の補正はすべて人件費であり、各費目にわたることから、給与費明細書において、まとめてご説明申し上げます。

91の6ページです。第2節 給料、第3節 手当及び第4節 法定福利費については、令和2年4月人事異動の反映等及び令和元年度人事院勧告に準ずる改定差額分です。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 91 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 91 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、6 月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和 2 年度島本町議会 6 月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、9 月 3 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 5 4 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第63号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第64号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第65号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第66号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第67号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第68号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第69号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第70号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第71号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第72号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第73号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第74号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第75号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第76号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第77号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第2号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第78号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第79号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第80号議案 島本町手数料条例の一部改正について
- 第81号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第82号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第83号議案 島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第84号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第85号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第3号）

- 第86号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第87号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第88号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第89号議案 令和2年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第90号議案 令和2年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第91号議案 令和2年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月24日

島本町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（8番）

令和2年島本町議会6月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果	
一 般 質 問	1. 企業の地下水利活用と利用協力金 ～環境基本計画・水環境保全をめざして～ 2. JR島本駅西土地地区画整理事業 ～桜井の水環境・水脈の環境アセスメント～ 3. 水無瀬川の水質保全 ～一般廃棄物処理基本計画に基づいて問う～	6月23日 戸田議員	
	1. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題 2. 避難等支援体制の充実を 3. 待機児童対策・保育基盤整備等	〃 福島議員	
	新型コロナウイルス対策について	〃 大久保議員	
	1. コロナ禍での学校現場、夏季休等への影響など運営方針について 2. 通学路の安全確保についてゾーン30の拡充	〃 東田議員	
	1. 島本の水の行方―「府域一水道（統合）に向けた検討報告書」を問う 2. コロナ禍の、介護・福祉事業所への感染症相談や対策への支援を問う 3. 間に合わない自営業・商店街へのコロナ対策	〃 河野議員	
	1. 避難所の感染症対策について 2. 大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転について	〃 岡田議員	
	若山台調整池A・Bの機能について	〃 清水議員	
	死亡届に伴う手続き専用窓口「おくやみコーナー」の設置について	〃 塚田議員	
	1. 駅前開発 リスク管理と公益性の確保について 2. ホタルは灯りが嫌い：光害対策について 3. 教科書採択について	〃 中田議員	
	定年待たず早期退職者微増・島本町を担う管理職の流出に人材確保を！	〃 伊集院議員	
	島本町環境基本計画の中間見直しを踏まえ、地球温暖化対策に関する成果・課題について問う	〃 平井議員	
	第63号議案	監査委員の選任につき同意を求めることについて	6月24日 原案同意



事 件 番 号	件 名	結 果
第 6 4 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6 月 2 4 日 原 案 同 意
第 6 5 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 6 6 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 6 7 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 6 8 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 6 9 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 0 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 1 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 2 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 3 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 4 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 5 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 6 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 7 号 議 案	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 1 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 2 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 3 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃 適 任
第 7 8 号 議 案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	〃 原 案 可 決
第 7 9 号 議 案	島本町税条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 8 0 号 議 案	島本町手数料条例の一部改正について	6 月 2 4 日 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 2 号 議 案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 5 号 議 案	令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 8 6 号 議 案	令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 8 7 号 議 案	令和 2 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 8 号 議 案	令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 9 号 議 案	令和 2 年度島本町大字大沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 9 0 号 議 案	令和 2 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 9 1 号 議 案	令和 2 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決

令和2年

島本町議会7月臨時会議 会議録

令和2年7月16日開議

令和2年7月16日散会

令和2年7月16日(第1号)

島本町議会



# 令和2年島本町議会7月臨時会議会議録目次

## 第 1 号（7月16日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○第 4 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	3
○第 9 2 号議案 動産の買入れについて	4
○第 9 3 号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第4号）	4
○延会の宣告	3 8
※付議事件の議決結果	4 1



令和2年

島本町議会7月臨時会議 会議録

第 1 号

令和2年7月16日(木)





# 島本町議会 7月臨時会議 会議録 (第1号)

年 月 日 令和2年7月16日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	持田 学	総 合 政 策 部 長	北河 浩紀
健 康 福 祉 部 長	原山 郁子	都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢
都 市 創 造 部 次 長	佐藤 成一	教 育 こ ど も 部 次 長	川畑 幸也	総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中嶋 友典
財 政 課 長	柚木 利徳	財 政 課 長	御本 修平		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹藤 博美 書 記 坂元 貴行 書 記 村田 健一

令和2年島本町議会7月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和2年7月16日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第4号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第3 第92号議案 動産の買入れについて

日程第4 第93号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第4号)

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中をご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

さて、皆様もご承知のとおり、梅雨前線の影響による記録的な豪雨で、九州地方をはじめとして各地で甚大な被害が発生し、多くの方が亡くなられたと報道されております。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げる次第でございます。

それでは、これより令和2年島本町議会7月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 清水議員及び7番 岡田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、第4号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**健康福祉部長** (登壇) それでは、第4号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明申し上げます。

議案書の4の1ページをお開き願います。

本件につきましては、平成31年3月4日に島本町内の医療機関において発生した事故につきまして、「地方自治法」第180条第1項及び町長の専決事項の指定について(第1号)の規定により、令和2年6月29日付けで損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分を行い、同年同日付けで、相手方である福岡県福岡市西区西都一丁目地内在住代理人親権者の方と「民法」第695条の規定により和解をしたため、「地方自治法」第180条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは、第4号報告資料に基づき、ご説明申し上げます。第4号報告資料「示談書」の、参考資料・示談書の写しでございます。

第一当事者(甲)は、島本町長名でございます。

相手方であり第二当事者(乙)は、福岡県福岡市西区西都一丁目在住の方及び代理人親権者2名でございます。第二当事者(乙)は、事故発生時には島本町に居住して

おられました。

事故発生日時は平成 31 年 3 月 4 日（月）午前 11 時 30 分頃、事故発生場所は大阪府三島郡島本町内医療機関でございます。

事故の原因状況結果でございますが、BCG 予防接種を受けた際、当町が当該予防接種を委託する高槻市医師会所属の医師の手技の不手際により、接種部位に擦過傷が生じたものでございます。その後、他の医療機関にて治療を受けられ、令和 2 年 2 月 13 日に治療が終了いたしました。

次に、示談内容でございます。本町が相手方に損害賠償金として 13 万 570 円を支払うものとし、本件示談の他、本町及び相手方の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております保険にて全額支払われる予定でございます。

事故の発生後、予防接種の委託先である高槻市医師会に対し再発防止を図るための注意喚起を依頼しており、令和元年 5 月 24 日付けで高槻市医師会から、すべての予防接種委託医療機関に対し「BCG 予防接種の適正な実施について」という文書を発出したと聞き及んでおり、町といたしましても、安全な予防接種の実施に向け、再発防止に向けた取り組みを実施してまいります。

以上、簡単ではございますが、第 4 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についての、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

**村上議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第 4 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 3、第 92 号議案 動産の買入れについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**都市創造部長（登壇）** それでは、第 92 号議案 動産の買入れにつきまして、ご説明申し上げます。

提案理由は、買入れ業者の確定に伴いまして、物品売買契約を締結したいためでございます。

現在、清掃工場で使用しておりますアーム式脱着装置付コンテナ自動車につきましては、平成 16 年の購入から 15 年が経過し、老朽化により安全走行に支障が生じるおそれがあるため、更新するものでございます。

指名競争入札を行った結果、買入れ先が確定したため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、提案するものでございます。

第 92 号議案資料をご覧ください。

1 の「動産の内容」でございますが、アーム式脱着装置付コンテナ自動車、6 輪中後ろの 4 輪駆動方式のマニュアルトランスミッション車で、乗車定員は 2 名でございます。車台部に 10 t のコンテナを積載できるよう、大型のフックロールキャリアを架装いたします。

3 の「契約の方法」でございますが、指名競争入札で、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取り扱いの可能な業者 6 者を指名し、4 者が辞退したため、2 者による指名競争入札を行ったものでございます。入札の結果、落札業者である摂津市鳥飼本町一丁目 7 番 4 号、いすゞ自動車近畿株式会社摂津支店、支店長道明良隆氏と契約するものでございます。

次に、4 の「参考資料」といたしまして、入札調書、アーム式脱着装置付コンテナ自動車仕様書を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 92 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 92 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4、第 93 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**財政課長(登壇)** それでは、第 93 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算(第 4 号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる各種対応策等を実施するため、提案させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億908万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を169億5,694万1千円とするもので、款項別の内容につきましては、93の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているところでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

93の8ページからの「歳入」でございます。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金2億4,684万3千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう、国から交付限度額が示されたものでございます。次に、第2目 民生費国庫補助金、第1節 社会福祉費補助金2,358万4千円の増額につきましては、ひとり親世帯臨時特別給事業費補助金及び同事務費補助金が交付されるものでございます。次に、第2節 児童福祉費補助金1,321万7千円の増額につきましては、小学校の臨時休業期間中における学童保育室の午前中開室の実施にかかる人件費等として、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金が交付されるものでございます。次に、第3目 衛生費国庫補助金、第1節 保健衛生費補助金2万9千円の増額につきましては、妊婦を対象にマスクを送付する郵送料が交付されるものでございます。次に、第5目 教育費国庫補助金、第1節 学校施設整備費補助金46万2千円の増額につきましては、小・中学校において、消毒用アルコールなど新型コロナウイルス対策消耗品の購入費用が交付されるものでございます。

次に、第16款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金1,047万6千円の増額につきましては、保育所等における消毒用アルコールなどの新型コロナウイルス対策消耗品及び空気清浄機などの新型コロナウイルス対策備品の購入費用等として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付されるものでございます。

次に、第19款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金8,552万2千円の減額につきましては、財源調整のため減額するものでございます。

続きまして、93の10ページからの「歳出」でございます。

まず、新型コロナウイルス感染関連のうち、消耗品費及び備品購入費につきましては、各費目に関わることから、一括してご説明申し上げます。

消耗品費のうち、新型コロナウイルス対策消耗品につきましては、各施設や事業で使用する消毒用アルコール、マスク等を購入するものでございます。また備品購入費のう

ち、新型コロナウイルス対策備品につきましては、議会、人権文化センター、ふれあいセンター、緑地公園住宅集会所、消防本部、保育所に空気清浄機を計 30 台購入するほか、人権文化センターにスリッパ及びまな板等の殺菌機と、啓発事業に必要な動画配信用のビデオカメラ、消防本部にエアコンとオゾン水機をそれぞれ購入するものでございます。

次に、第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 3 目 防災計画費、第 17 節 備品購入費 58 万 3 千円の増額につきましては、避難所で使用する段ボールベットを購入するものでございます。次に第 11 目 人権文化センター費、第 12 節 委託料 7 万 6 千円の増額につきましては、館内の消毒作業の業務を委託するものでございます。次に、第 14 節 ふれあいセンター管理費、第 12 節 委託料 176 万円の増額につきましては、館内施設の使用者入れ替え時に消毒作業を行うため、指定管理料を増額するものでございます。

次に、第 2 項 徴税費、第 1 目 税務総務費、第 11 節 役務費 1 千円の増額、第 12 節 委託料 363 万円の増額及び第 3 項 戸籍住民基本台帳費、第 1 目 戸籍住民基本台帳費、第 11 節 役務費 3 千円の増額と第 12 節 委託料 363 万円の増額につきましては、オンラインにより、マイナンバーカードを活用した住民票の写しをはじめ戸籍謄本や納税証明書の交付手続きを可能とするための費用でございます。

次に、第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費、第 3 節 職員手当等 10 万円の増額及び 93 の 14 ページの第 2 項 児童福祉費、第 4 目 ひとり親家庭福祉費、第 10 節 需用費 2 万 9 千円の増額、第 11 節 役務費 8 万 5 千円の増額、第 18 節 負担金、補助及び交付金 2,337 万円の増額につきましては、国制度として、低所得のひとり親世帯に対し 1 世帯 5 万円、第 2 子以降は 1 人につき 3 万円を支給するための事務費及び給付費でございます。次に、戻りまして 93 の 12 ページの第 4 目 高齢者福祉費、第 12 節 委託料 19 万 8 千円の増額につきましては、福祉ふれあいバスの車内に抗ウイルス及び抗菌効果のある処理を施すものでございます。

次に、第 2 項 児童福祉費、第 2 目 児童措置費、第 18 節 負担金補助及び交付金 703 万 5 千円の増額につきましては、国及び府制度として、民間の保育事業者に対し、消毒用アルコールなどの保健衛生用品の購入費用等を補助するものでございます。

次に、第 4 款 衛生費、第 1 項 保健衛生費、第 2 目 保健ヘルス事業費、第 11 節 役務費 8 万 7 千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症により中止した各乳幼児健診に関わる通知文書及び国から妊産婦を対象に配布されるマスクの郵送料でございます。次に、第 12 節 委託料 8 万 8 千円の増額につきましては、高槻市医師会に委託しております乳がん検診につきまして、国の指針で定められている医師による二重読影の実施において、今般、検診実施医療機関における画像の変換方式が変更されたため、8 月以降、機器のリース代を追加するものでございます。

次に、第 6 款 商工費、第 1 項 商工費、第 3 目 事業者応援商品券事業費 1 億 5,217 万 8 千円の増額につきましては、町内事業者の支援として、地域での消費を喚起するた

め、住民1人当たり4千円の商品券を交付するための事務費等でございます。

次に、第7款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、第12節 委託料122万8千円の増額につきましては、館内業務終了後等に消毒作業を行うものでございます。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費、第2目 常備消防費、第10節 需用費248万2千円の増額につきましては、救急靴、感染予防衣、マスク等を購入するものでございます。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費、第11節 役務費277万2千円の増額及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費、第11節 役務費123万2千円の増額につきましては、小・中学校の児童及び生徒の家庭学習環境の整備を進めるにあたり、インターネット環境が未整備の家庭に対し、令和2年度に限り、通信費を負担するものでございます。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** おはようございます。2020年度一般会計補正予算案について、93の19ページ、教育費 消耗品費、通信運搬費に関して質疑をいたします。

今回、国の臨時交付金を原資にして、様々現場から求められてきた、またコロナウイルス感染症対策として、現場の消毒や、消毒に関わる業務、備品についての購入について全般的に必要なものと認めるものですが、例えば、ふれあいセンター、人権文化センターには、消毒の業務に関わる人件費相当、あるいは人員を調達するという意味での増額があるというふうに思います。しかしながら、一方では小・中学校に関しましては、この93の19ページに示されたように消耗品、それと第2波・第3波及びGIGAスクール構想の一環としての、通信運搬費としての予算措置しか見られないということですが、小・中学校、学童保育室、例えば保育所にとっては、こういった消毒という当該の業務こそが教職員、指導員、保育士の中心業務とは言えず、人員を増やすことの必要性を私は感じております。その点について、今後、こういった業務そのものにあたる人員を増やす予定はありでしょうか。その点についての見解を、お訊きしたいと思います。また、これに関わる現場教職員からの、また保育士職員からの要望はありますか、出ておりますか。答弁を求めます。

もう一つ、児童生徒の貸与用ルーター通信料、通信運搬費について、お尋ねします。今回、タブレット、パソコンなどの全児童生徒に対して、持っておられない方、そういった環境整備にない方に対する、この通信費の新たな負担に対する補助に至ったということには安堵をしております。今後は、国の就学援助の対象にもなるということですが、この就学援助に関わる要綱改定の時期はいつになるのか。また、この財源となるものに



ついて、国庫負担の手当てについては100%期待できるのか、答弁を求めます。

**教育こども部長** それでは2点、ご質問でございます。

まず、消毒業務を行う職員の増員についてというところでございますが、小・中学校についてでございます。学校再開にあたっては、学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルをもとに、感染症予防を行いながら、授業を今現在行っているところでございます。具体的には換気の徹底、ドアの取っ手や手すり、スイッチなど、多くの児童生徒が触れる箇所の消毒を行っておるわけでございます。消毒作業は教室や箇所も多く、現在は教職員や町雇用の会計年度職員も含めて、学校全体で取り組んでいこうということで対応しております。現状の人員で対応、今、できていると学校からも聞いておりますので、今後、消毒作業のための人員を増員する予定というのはございません。また、取り組み状況などは、各学校から「学校だより」などを通じて保護者の皆様にお知らせもしておるところでございます。今後も引き続き3密を避けながら、授業等、学校生活を進めてまいりたいと考えております。

そして、学童保育室でございますが、学童保育室については新型コロナウイルス感染症防止として、小・中学校、当然、同じように換気の徹底、ドアの取っ手や手すり、スイッチなど多くの児童が触れる箇所を消毒していくと。この消毒作業につきましては、現在、学童に従事していただいております指導員全体で取り組んでいくというふうに聞いております。現状の人員で対応できておまして、今後の消毒作業の増員は予定もなく、現場から、そのような声はいただいております。

保育所でございます。保育所に関しましても、消毒業務は現在の配置で対応していきたいと考えておるところでございます。保育所では、新型コロナウイルスの感染症対策にかかる消毒作業につきましては、保育士だけでなく看護師、給食調理員により、毎日行っておりまして、業務時間中に行うことができおるとというのが現状でございます。

それによる勤務への影響も特段生じていないという報告は確認をいたしておりますので、今現時点では、学童保育室、保育所、そして小・中学校については、現状の体制の中で対応ができていくもの、これからも対応していくというふうに考えております。

そして、就学援助に関しての今後の要綱等の改正の時期ということでございますが、就学援助につきましては、国のほうから6月5日付けで要保護児童生徒援助費として、国のほうがオンライン学習通信費として年1万円の補助をするということで新たに新設をされたというふうに聞いております。このうち2分の1は町の負担で、2分の1、5千円分については国費負担が充たると聞いております。その他の町の基準の中で対応しております準要保護児童生徒について、この補助はございませんので、全額、町の負担となります。今年度、インターネット環境のないご家庭には通信費を本町が負担して、インターネット環境はあるが、就学援助世帯には別途、この1万円の補助を検討しております。

また、次年度以降につきましては、通信費はすべて保護者負担ですが、就学援助世帯には今年度改正しますので、この1万円の補助は継続するものでございますので、この島本町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱がございますが、この改正については可能な限り早期に改正して、支給事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** おはようございます。2点ほど、お伺いをします。

93の11ページ、ふれあいセンターの管理費のところですか。新型コロナウイルス対策備品についてなんですけども、ふれあいセンターの現在の貸館の利用状況は大変厳しい現状と聞いております。その原因は、新型コロナウイルス感染対策としまして、部屋の人数制限が考えられます。この予算執行を通じまして、現状の貸館の状況は緩和されると考えてよろしいのでしょうか。

それから、もう1点です。93の19ページなんですけども、この中の通信運搬費、児童貸与用ルーター通信料と生徒貸与用ルーター通信料についてです。通信環境を整えるための対応を、大変ご尽力していただいております。これをさらに歳出削減をするために、今後は本事業の内容の見直しも必要ではないかと考えますが、本町の見解をお伺いします。

**総務・債権管理課長** ふれあいセンター管理費についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、今現在、ふれあいセンターの貸館の状況につきましては、すべての貸館施設を使用させていただくという状況ではございませんで、使用できる施設を制限をさせていただいているということと、利用される人数についても制限をさせていただいているところでございます。

今回、補正予算に計上させていただいております予算につきまして、それによって緩和されるかということでございますが、まず、貸館施設の使用できる施設を増やせるかどうか、この点につきましては、今現在、現状のスタッフの中で感染予防対策として必要な清拭清掃、消毒等の作業の人員が確保できないということから、それを主な理由としまして、使用できる施設を制限させていただいております。今回の予算につきまして、指定管理料の増額を計上させていただいておりますが、これによりまして、そのためのスタッフを増員をさせていただく予定としておりますことから、時期はまだはっきりとは申し上げられませんが、8月中を目途に、使用できる施設はできるだけ拡大をしていきたいというふうに考えております。

それから、人数制限につきましては、まず人数制限をさせていただいている理由としましては、やはり各それぞれの施設の過密状況、密閉空間であったりとか密集状態、密接場面を作らないということのためにさせていただいております。これに関しては、現在、状況が未だ厳しい中で、それを緩和して使用するということが難しいと考えておりますので、引き続き人数制限については、そのまま継続をしていかざるを得ないというふ

うに考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 大久保議員からのお尋ねでございます。通信環境を整えるための対応についての今後の内容の見直しなど、ということでございます。

令和2年度中に、児童生徒1人1台整備する端末について、学校臨時休校等の緊急時における家庭でのオンライン授業等を想定して、その環境整備としてインターネット環境が整っていない世帯に対し、町でルーター等通信機器を購入して対象者に貸与するという。これについて、この購入費を今回6月定例会議において補正予算で計上させていただいたところでございます。併行して、このモバイルルーターの利用にかかる通信費について検討しておるわけでございますが、自治体を実施するアンケートで、自宅にインターネット環境がないと回答した世帯に対してのみ、ルーター本体及び工事費等諸経費込みで月額3,300円というような非常に安価なプランの存在というのが明らかになりましたので、当該契約にかかる初年度の通信費を改めて今回措置させていただくにあたって、今後の通信環境を整える方法というのを見直してきたところでございます。契約予定数といたしましては、アンケート結果での未整備数に予備を見込んだ130台を見込んで、今回、予算計上させていただいているところでございます。

本予算が可決されましたら、今回の通信にかかる契約方法がどのような方法で行っていくかという方向性を明確にし、契約が定まれば、6月定例会議において補正予算としてご可決いただきましたタブレット購入費用とルーター本体の購入費用のうち、このルーター購入費用については、しかるべき時期の議会において減額補正をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 最近の大雨によりまして、危機管理室をはじめまた町長、担当の職員の皆様、本当にご苦労様ございました。

私は、町単独の商品券事業についてを質問させていただきます。今回、商品券事業の中で、AとBと2分されているかと思うんですね。Aのほうは地元再発見、Bのほうは一般券ということで、4千円分の2千円分ずつの二つに分けていらっしゃると思うんですが、この二つに分けた理由に関しては、2分されたということは、商品券の使い先が偏っては駄目ということで2分されているのかなというふうには思っておりますが、例えば、過去の商品券とはまた別なんですけど、島本町での商品券におきまして、偏った商品券の利用というのは、ほぼ、どの事業者が一番よく使われていて、このような2分をされていたのかということをお聞かせいただきたいんです。

私は、この商品券に関しましてはね、できれば町内業者にというような思いも持っております。でも、町内の中には大きなスーパーもたくさん入っておりますので、その大きなスーパーのほうの商品券は使いやすいのではないかと。そのようなところから、こ

のAとBに2分されているのかなっていうふうには理解しておりますが、過去の商品券におきまして、一番、住民の皆様が商品券を利用されている事業というのはどのような事業があって、この2分されたのでしょうか、というのが1点目。

2点目ですが、島本町の中にはあらゆる事業所があると思うんですが、この中には商工会に入っていっちゃるところもあれば、入っていっちゃらないところもあるかと思うんですが、大体、島本町で、事業所で商工会に入っている件数というのはどれぐらいの件数で、今回、この商品券は手をあげるようになっておりますが、商工会に入っている事業所が対象というようなことで考えていらっしゃるのでしょうか。商工会に入っていないくても、手をあげる事業所であればオッケーということもあり得るということなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、ちょっと私のミスで、事前にしっかりと説明を聞いておけば良かったんですが、ちょっとミスをしてしまいました。土木費の中で今回、委託料で122万8千円が計上されております。これは館内の消毒事業ということでお聞きしておりますが、館内の消毒事業、例えばどういうようなところで、どのような消毒をされるのか。その辺の内容が伝わってこないというか、わからないところがありますので、その辺の説明も兼ねて、よろしく願いいたします。

**都市創造部長** まず、商品券に関してのご質問でございます。

議員からもご紹介がございましたとおり、今回の商品券事業につきましては2種類、ご用意をさせていただいたところでございます。二つに分けました理由といたしましては、過去の商品券に関します事業の中で、平成27年度の際には約70%が大型スーパーで使われた。それと令和元年度、昨年度におきましては、約80%以上が大型スーパーで使われたというような実績等ございましたことから、やはり中小企業等も当然のことながら支援したいという気持ち等もございますことから、2種類の券をご用意させていただいたところでございます。

ただ、今回、大型スーパーというのをどういう線引きで決めさせていただいたかといいますと、店舗延べ床面積が500㎡以上・以下で分けさせていただいておきまして、500㎡を超えます事業所といたしましては町内のスーパー四つ、お名前を申し上げますと、グルメシティ、あとフレスコ、万代、生協と、あと大型のスーパーではございませんが、家具屋のマナベ家具さんの、以上5店舗となっております。

あと、続きましてのご質問で、商工会入っている事業所だけか、というお問い合わせでございますが、今回、事業所を改めて募集をさせていただくにあたりましては、商工会への加入の有無は条件といたしておりません。町内で事業を営んでおられる事業所という位置づけで、募集をさせていただく予定といたしております。

なお、商工会への加入している企業数でございますけれども、町内に約700社、トータルであったかと思っておりますけれども、そのうち200~300程度、ちょっと今、明確な数字、手元

に持ち合わせておりませんで申しわけございませんけども、それぐらいの加入数というふうに把握いたしているところでございます。

あと、続きまして住宅管理費におきます消毒にかかる委託料でございます。こちらにつきましては、町営緑地公園住宅におきます、広く住民の方に貸出をさせていただいております集会所と、あと緑地公園住宅にお住まいの方が使われる談話室、それらにかかります消毒にかかる委託料ということで、イメージ的にはふれあいセンターの貸館のような使い方をさせていただいておりますので、利用があるたびであるとか、1日の終わりにしっかりと消毒をさせていただく費用の委託料でございます。

以上でございます。

**岡田議員** よくわかりました。商工会もわかりました。

それでは、今回は手をあげていただく事業者ということですが、これは9月頃ですかね、発送されるということですが、その店に関しては、住民の皆様にはわかるような状況でのものはできる、ということよろしいですね。ここの店では使える、ここの店では使えないというようなことが、住民の目線でしっかりとわかるようにしていただきたいですが、その辺のことはお願いできますでしょうか。

それとあわせまして、今回、これに関しましては委託されるということですが、議会が終わって、9月末頃に簡易書留で発送ということですが、ちょっと私は、印刷等もあるので遅いのかなってというような気がするんですけども、この準備はまだ今から、議会が終わってから準備を始めるというような形で遅くなってるのでしょうか。ちょっと遅いのかなというふうには感じておりますが、その辺もお聞かせいただきたいと思えます。

それとあわせまして、さっきの消毒の委託料なんですけど、これはわかりました、消毒をされるということですが、この委託料というのは何ヵ月サイクルでの委託料ですか。この委託料の金額は、期間が決まってる委託料ですか。それか何回分消毒をお願いするから、ほぼこれだけの回数だから、これだけの金額というものなんですかね。この委託料の中身がわからないですが、その辺の説明、お願いできますか。

**都市創造部長** まず、商品券に関する再度のお尋ねでございます。商品券のこの事業につきましては、やはり予算のご可決を賜った後に、予算を伴う事務というのはスタートをさせていただきたく、それ以外の部分については、事務的な部分については、もう事務方のほうで要綱の作成準備に取りかかっておったり、あと事業所募集については商工会のほうにお願いをしたいと考えておりますことから、当然、まだ委託はしていませんけども、事前の調整等、すでに開始のほうはさせていただいているところでございます。

あと、券を発送させていただくときに、事業所のリストを封入、一緒に同封させていただいて、それをお手元に取りれた方が使うのにわかりやすくしていきたいなど考えるとともに、ご登録いただきました事業所には、店頭なりどこかに、使える店であるとい

う旨の何らかのわかるような掲示物というの、ちょっと検討してみたいなというふう  
に考えております。

あと、ちょっと事業が遅いんじゃないかというようなご指摘ではございますけども、  
今の予定では、8月1日号広報に、事業所を募集する記事のほうを掲載させていただい  
て、9月号広報で当該商品券事業について住民の皆様にお知らせをいたし、目指すところ  
は9月のおそらく後半になってしまうかもわかりませんが、商品券そのものの発送  
できればなということで、今、鋭意準備を進めているところでございます。

なお、発送にあたりましては、商品券、金券でございますことから、ポストに投函で  
はなく、きちっとした形でお手元に配られる必要がございますことから、その発送方  
法についても、今、郵便局と調整をしているところでございます。ただ、発送そのもの、  
取りかかってから全体に配り終わるまで、約1ヵ月程度かかるのではないかと  
いうことで郵便局からも聞いておりますので、その辺についても、予算等ご可決賜った後に、し  
っかりと郵便局とも調整してまいりたいと考えております。

次に、住宅管理費におきます消毒にかかります委託料、どれぐらいのボリューム、期  
間かというお尋ねでございます。今回、ご提示させていただきましたのが8月から来年  
3月までにかかる、消毒にかかる委託料でございます。緑地公園住宅集会所につきまし  
ても、一定のご利用される団体、結構人気もございますことから、こまめに、きちっと  
消毒をさせていただくために、このような金額になっているところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 幾つか、お尋ねします。

まず、人権文化センターです。啓発事業の動画配信を行うためビデオカメラ一式を購  
入することについて。すでに、男女共同参画の啓発事業において動画配信が行われてい  
ます。その実績につき説明を求めます。また、動画配信での啓発事業には、今後、どの  
ような効果が期待できるとお考えですか。

次に、島本町ふれあいバスの抗ウイルス対策についてです。地方創生臨時交付金活用  
を予定して、車内全体に抗ウイルス・抗菌施工を実施、ウイルスを構成するタンパク質  
などの成分を酸化分解するのを狙いにされているとのこと。バス交通事業者が、つ  
り革、手すり、シートなど、車内全体に噴霧してコーティング施工されているのと同  
様のものかと思ひ、妥当な対策と受け止めている一方で、ふれあいセンターなど公共  
施設の貸室が定員を大幅に削減して密を避けているのと同様に、福祉ふれあいバスに  
おいても定員を一定削減するという考え方があっても良いように思いますが、そうでは  
なく、車内の抗ウイルス・抗菌施工とされたのにはどのような議論があつて判断され  
たことでしょうか。説明を求めます。

それから、各種補助金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策消耗品を購入され  
る。ここで、教育こども部にお尋ねいたします。消毒等を目的として購入を予定されて

いる商品に次亜塩素酸ナトリウムは含まれていますか。「ナトリウム」のほうです。消毒を目的として使用する際には、正しく水で0.05%までに薄めたうえで使用しなければならないそうです。また、素手で取り扱ったり、吸入したり、目に入ったりすると、健康に害を及ぼす可能性があり、絶対にそのような使い方はしないようにと、よく言われているものです。容器の移し替えにも注意が必要です。そのようなものを小さい子ども、あるいは児童生徒がいる場所で、何かとバタバタしがちな保育・教育現場で消毒用に使用するのとは適切ではないと考え、問うものです。これが1点目。

そして次に、これが最後になります。島本町の事業者応援商品券についてです。郵送料848万円についてです。例えば、簡易書留で郵送したものが全世帯に届くまでには一定の期間を要すると思います。後のほうに受け取った方が、著しく利用期間が短くなるようなことは避けたい。どれぐらいで配布できる予定か。これは先ほど1ヵ月ぐらいとおっしゃってましたが、もう少し詳しく検討内容をお示してください。利用期間の設定が短いように思いますが、例えば令和3年1月頃までというふうにお考えだったと思います、当初。これはどのような事情があつてのことですか。少し短くするように考え、問うものです。また、飲食のみならず——なぜ、これを問うかという、今後の感染の事情がわかりかねるからです——書籍一般、衣料品、雑貨、医療品、酒類などにも利用できるという理解でいいですか。体験的なもの、習い事などは対象になるのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

**総合政策部長** それでは、人権文化センターにおきます動画配信について、ご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、どうしても家の中で過ごす機会が多いということで、親子で楽しめる遊びであったり、家事の楽しみ方というようなことで、今年度初めての試みといたしまして、男女共同参画オンライン講座として2件の動画配信を行いました。1件目につきましては、5月2日の土曜日に『パパと子の不思議遊び』と題して、講師・和田のりあき氏によるプチマジックショウを、午前10時から正午までリアルタイムで配信するとともに、5月末まで視聴可能とし、延べアクセス数は196回でございました。また2件目は、6月22日の月曜日に『男のええ加減料理教室&夫婦関係のミニ講座』と題して、講師・石蔵文信氏による中華丼の料理とミニ講座を午前11時から配信し、現在も続けておりますが、7月末まで視聴可能としております。今日現在でございますが、アクセス件数は50回でございます。

この動画配信による啓発事業の効果についてでございますが、新型コロナウイルス感染症をきっかけといたしまして、全国的にも様々な形で動画配信が行われております。このような中、行政といたしましても、社会や生活を取り巻く状況が変化し、新しい生活様式が求められる中で、新型コロナウイルス感染症が収束した後においても、講演会などにおいて、会場に来られない方も動画を見ることが出来る環境を整えることにより、

天候や会場の定員に左右されることなく、町内外の多くの方にご覧いただけることが期待でき、より多くの方々への啓発に繋がるものと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 福祉ふれあいバスの乗車定員の削減についてのご質問でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、昨年度から高齢者等の外出支援ということで町内を運行しておりますことから、緊急事態宣言が発令してございました間も運行を継続しておりました。また、このバスの運行に際しましては、公益財団法人日本バス協会というところが出しておられます「バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン」を参考といたしまして、感染症対策を講じております。具体的には、運転手の毎日の健康チェックや、運行中のマスクの着用、あとバスの乗降口に手指消毒薬を設置をしておりますほか、運行終了後に手すり等、バスの車内の清掃をしております。また、車内の窓を開けることによりまして、車内換気なども当該ガイドラインに沿って取り組んでいるところでございます。

乗車定員につきましては、公共交通機関や他の自治体が運行しておりますバスの運行状況等を参考といたしまして、先ほど申し上げました各種の対策を講じたうえで、定員は減らさずに運行を継続しております。今回、補正予算に計上しております新型コロナウイルス抗菌等業務につきましては、車内に抗ウイルス対策の施工をするものでございますけれども、関西の公共交通機関で複数の施工実績がございます。また、バス車内に空調設備、新たに空気清浄機などを取り付けるよりも設置にかかる費用が安価であること、かつ施工に要する時間も短いことなど勘案いたしまして、高齢者だけでなく妊婦の方や障害者の方が利用される福祉ふれあいバスを、より安心して利用していただくために有効であると判断いたしまして、今回、補正予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

**教育こども部長** 新型コロナウイルス感染症対策消耗品に関しまして、購入予定の消毒の薬剤についてのお尋ねでございます。

今回、購入予定の消毒薬剤の中に、先ほど議員からご紹介ありました次亜塩素酸ナトリウムは含んでおりません。新型コロナウイルス感染症対策のための手指の消毒用及び備品設備の消毒用の薬剤といたしましては、普段、使用しております消毒用アルコールを購入する予定といたしております。次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、漂白剤に代表される塩素系の薬剤で、もともと手指消毒には使用せず、また他の消毒薬剤よりも取り扱いには慎重を要しますことから、備品設備の普段の消毒としても、一切使用はしておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** まず、商品券事業の郵送にかかるご質問でございます。現在、郵便局と郵



送方法について調整を行っているところではございますが、郵便局からのご提案もございまして、簡易書留とはほぼ同内容であるゆうパックでの郵送であれば、その事業を受けた郵便局に他の郵便局からの応援が入って、よりスムーズに配れるというような情報もいただいております。このことから、先ほど他の議員にもご答弁させていただきましたとおり、約1ヵ月程度で全世帯に配ることが可能ではないかなと聞き及んでいるところでございます。そのようなことを勘案して、10月中にはすべての方、お手元にお届けしたいと考えているところでございます。

なお、ゆうパックにつきましては、不在票での対応や配達記録等もございますことから、抜き取り等、届いてないとかいう部分の不正等は防止できるのではないかなと考えているところでございます。

あと、商品券の使用期間でございます。まず、なぜ1月末を当初想定したかでございますけれども、まだ、その時点におきましては、換金の事務をどのような形でやるのかであるとか、あと報告をどのように取りまとめるかとかいうのも、全くまだ手探りの状態でありましたことから、1月までの利用で2月中に換金が終わって、3月に当該事業の実績報告的なものをイメージしておりました。しかしながら、今現在では、換金にかかる委託先の調整であるとか、一定、短時間で換金、そのつどある程度できるのではないかなというようなお話もありますことから、今現時点におきましては、券の使用期限については2月末を目指して検討してまいりたいと考えているところでございます。

あと、商品券の利用できる品目でございますが、書籍、雑貨、衣料品、酒類にも使用可能と考えておるところでございます。あと医薬品についても市販の医薬品については使用可能とし、処方箋を要する薬品については、前回のプレミアム商品券と同様、ちょっと使用はできない形にしようかなと思っております。なお、あと医療保険や介護保険の公的保険の一部負担金についても使用不可にしたいなというふうに考えております。

なお、議員からお尋ねございました体験的な習い事等については、一定、利用可能としたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前11時03分～午前11時20分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**戸田議員** ご答弁、種々ありがとうございました。

人権文化センターのオンライン講座については、若い世代に訴えるツールになるということ、また会場に来られない場合も見ることができる、町内外の多くの方にご覧いただけることにもなると。まさにそう思いますが、一例です。例えば、セクシュアルマイノリティに関連した講演会などは、1人でそっと見るほうが当事者にとって都合が良い場合や、思春期の当事者に気づきを与えることができるという効果が期待できる一方、

真の意味での人権尊重、人の尊厳の視点から取り組まないと、全国の当事者から大変厳しい批判の聲が、この町に寄せられることになる可能性があり、この点、留意していただきたいと思っています。

新たな質問です。スリッパ殺菌ディスペンサーの導入についてです。そもそも、なぜスリッパの貸出を廃止されたのか。スリッパを不特定多数の方と共有することには、私は個人的には相当の抵抗があり、上履き持参には大いに賛同するものです。今後、スリッパは殺菌ディスペンサーで消毒できる10足を除いて、使用を廃止していくという方向性、この理解でよろしいでしょうか。新型コロナウイルス感染症対策はもとより、保健衛生面において、本来、公共施設でのスリッパの共有は避けるべきであると考え、問うものです。

ふれあいバスについてです。ご答弁、よくわかりました。では、現状、福祉ふれあいバスはどのような感染症対策を行っておられるのか。先ほど、概ねご紹介いただいたと思いますけれども、こういった感染症対策、現在の対策については、コーティング施工後、引き続き行われるのですか、確認しておきたいと思います。

教育こども部長にお尋ねいたします。次亜塩素酸ナトリウムについてお尋ねしたところ、使用していないというご答弁でした。例えば民間保育所、事業所における購入調達にも補助金を支給するわけですから、このような視点が必要と考えますが、現状把握と注意喚起をお願いできますでしょうか。これが質問です。

最後に事業者応援商品券、ご説明、大体わかりました。期間が、私が当初思っていたよりもだいぶ長くなるということも理解できました。よって、少しは懸念が晴れたのですが、例えば入院・闘病中、施設入居など、様々な事情により活用できない方がおられますが、事業者応援という趣旨からすると、これは今回に限ってはやむを得ないと思わざるを得ないところはありますが、悩ましいところです。そういった方への相談やお問い合わせには、どのように応じられるのでしょうか。見解を問うておきます。

以上です。

**総合政策部長** まず、動画配信についてでございますが、配信にあたっては、当然、細心の注意を払う必要があると思っておりますので、テーマであったり内容については、十分精査したうえで対応していきたいというふうに考えております。

それから、スリッパについてでございますが、人権文化センターでは、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、館内全体の消毒作業をどういうふうにやっていくかということを検討するにあたりまして、スリッパについては不特定多数の利用者が触れるということで、数も多くございましたので、利用の頻度等を考えると、職員がそれを消毒するということは非常に困難であるという判断をいたしまして、運営そのものにも支障が生ずるということから、利用者の方にはスリッパ持参をお願いすることといたしまして、貸出の停止をしております。

スリッパにつきましては、今回のコロナウイルスの影響によって、そういうふうにしておりますけれども、これを機に、なくしていく方向で考えております。ただ、人権相談であったり、行政サービスコーナー等の一時的利用者、また来客等への対応として、原則 10 足につきましては、今回購入いたしますスリッパ殺菌ディスペンサーを活用したいというふうに考えておりますし、これを超える数についても、必要に応じて準備はしておるんですけども、それは最少減に止めたいというふうに考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 福祉ふれあいバスの再度のお尋ねでございます。

先ほどのご質問でもご答弁申し上げましたが、感染症対策といたしましては、バスの車内の換気や、バスの乗降口に手指消毒薬を設置、また手すり等バス車内の消毒などを行っております。また、現在、福祉ふれあいバスをご利用される方につきましてもマスクの着用をお願いしております、またバス車内が比較的空いているようなときは、少し間隔を空けて座っていただいたり、また発熱等自覚症状がある場合はバスのご利用自体を控えていただくように周知し、ご協力をお願いしているところでございます。現在、行っておりますこれらの感染症対策につきましては、この抗ウイルス対策の施工を実施した後も、引き続き必要であると考えておりますので、実施をしまいたいと考えております。

以上でございます。

**教育子ども部長** 次亜塩素酸ナトリウムの使用についての再度のお尋ねでございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、町立保育所等におきましては、現在のところ、物品に対する日常の消毒用としては次亜塩素酸ナトリウムを使用はいたしておりません。しかしながら、国におきましては、新型コロナウイルスにかかる物品の消毒方法の一つとして、次亜塩素酸ナトリウムによるものをあげておられます。当該薬剤についても、適切な方法によって使用すれば、ウイルス対策に有効な一つになり得るというふうには理解をいたしております。

また、次亜塩素酸ナトリウムにつきましては、園児が保育室内等で嘔吐をしたり、便を漏らしたりした場合などにおいては、ノロウイルス等の感染防止のための消毒薬剤として使用すべきものとされており、現に、その用途として保育現場では使用いたしておりますことから、施設において次亜塩素酸ナトリウムを用いないようにするというのは、現状、困難であろうかというふうに認識をいたしております。また、民間保育施設等に対しましても、同様の趣旨から、その使用の見直しを町として求めるというのは、現状、難しいかなというふうには考えております。

なお、薬剤や洗剤につきましては、今後も引き続き適正かつ適切に管理して使用してまいりたい、常に細心の注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 商品券にかかります再度のお尋ねでございます。

入院や施設入所者などへの対応や相談等でございますが、申し出等ございましたら、親族や後見人、入所施設等へ転送できるように検討しているところでございます。また、児童養護施設の入所児童の取り扱いにつきましても、事前に施設と調整をして、まとめて施設のほうにご送付させていただく等の対応も検討したいなと思っております。

いずれにいたしましても、すでに定額給付金の事務も一旦やっておりますので、直接、私どもの部所が所管はしておりませんが、そこで得られましたノウハウ等も積極的に活用する中で、適切に、しっかりと事務のほう、遂行してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 最後になります。教育こども部長のご答弁、次亜塩素酸ナトリウムのこと、なるほどとお聞きしました。ノロウイルスのことを失念しておりました、私。保育士の職務の奥深さ、学童もそうですけれども、現場の皆さんのお仕事の内容が改めてわかる、そういう感じがしました。

私自身のこだわりかも知れません。次亜塩素酸ナトリウムはアルカリ性で、強い抗酸化作用を持つもので、市販されている家庭用漂白剤等が代表例。でも、これには「混ぜるな 危険」と書いてあるのです。が、何と混ぜてはいけないのか、即答できる方は意外と少ないと思います。酸性タイプの洗剤などと混ぜると有毒ガスが発生し、私の幼い頃、過去には死亡事故も発生しておりました。また、人体に全く影響がないかということ決してそうではなく、殺菌剤や消毒剤が細菌やウイルスだけにきいて、人間の組織は一切損傷しないということはありません。過去には小学校のプール、中学校のプールでの塩素の議論もありました……(「質問して」と呼ぶ者あり)……。濃度によっては、人にとっても有害です。また急性毒性ではなく慢性毒性の場合は影響が顕在化されません。意見に止めますけれども、基本的に、保育の現場では衣類、布類の染み抜きなどに塩素系の漂白剤を使うことは極力避け、酸素系の漂白剤を使用するのが望ましいと私は考えています。

部長にお尋ねすることになるのですが、引き続き消毒に関してです。先ほど人権文化センターでスリッパの消毒のお話がありました。他の議員が、学校現場での消毒作業は教職員が担っておられるのかというような質疑もございました。このスリッパについては、現在、どういうふうになっているのか。即答できないと思うんですけどもね、これについても今のままでスリッパを継続するということはいかがなものかと。教育現場の消毒作業は相当重いものであると。それを考えると、検討の余地はあるのではないですか、と。つまり、業務委託をされるということも含めて、現場の声を聞いて方向性を見出していきたいと思っておりますが、その点について、いかがお考えでしょうか。教育長のご答弁をいただくことも可能かと思います。

以上です。

**教育こども部長** スリッパ等の議論でございますが、人権文化センター、そのような対応をされると、今、お聞きしておりますが、学校現場ではこれまで同様、スリッパに関しては出し入れの中で対応すると。ただ、定期的な洗浄等を行っておりますので、そのような対応の中で消毒等については行っていく必要があるかなというふうに考えております。その辺は学校現場のこともございますので、学校長とも十分話をして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 事業者応援商品券事業と、教育費のコロナウイルス対策消耗品について、質問します。

事業者応援商品券事業について、先ほど来、商工会に何件入っているのかとか、事業所の数だったり、使える業種の話がありました。町内の事業所については、以前の議会でも約700あるとのことでしたが、今回の商品券が使える事業所は、町内、何件ありますか、可能なのは、登録するかどうかは別として何件あるのか。そして、事業者の資金繰り、使われるときはただの紙なわけであって、換金されないと事業者の方にとってはお金にならないと思うので、資金繰りが負担にならないように換金を行うことが重要と考えますが、換金頻度はどれぐらいを想定されていますか。

そして、ある調査によると、新型コロナウイルス関連倒産を業種別に見ると、レストラン、居酒屋、喫茶店などの飲食店が最多で、以下、ホテル、旅館、アパレル、雑貨、靴、小売店と続くとのことでした。コロナ禍で影響を受けた業種の傾向が、これにより浮き彫りになっていますが、今回の事業者応援商品券は、私としては売り上げが如実に落ちたところに対象業種を絞るべきと考えていますが、いかがでしょうか。

それから、目的の一つ、地域経済の下支えについて、今回の商品券の。地元再発見券のほうからは、中・大規模店舗及びコンビニを除くとのことですが、一般券はすべての登録事業者が対象となるとのこと。地元再発見のほうで除外した事業者も、一般券のほうでは登録をすると見込まれているのかどうか。

そして次の質問です、地域経済の下支えについて。お金をその地域に投入すれば地域が良くなるという考えもありますが、実際には、かなりの金額を投資しても地域が潤わないということがあります。それは、使われたお金がすぐに外部の企業や業者の手に渡ってしまう場合です。それでは地域が潤わないわけです。少しでも長い時間、地域に止まるようなお金の投資の仕方をするのが、地域経済を支えるためには重要と考えます。地域振興という意味では、今まで島本町にウォーターという地域通貨があったと思いますが、その効果検証はどのようにされていますか。

次に、昨年度のプレミアム商品券などでは、先ほどの質疑からもありましたけども、答弁でも、7割、8割ほどが地元再発見から除外された大手スーパー等で消費されたと

のことですね。今回、導入される商品券では、すべてが換金されれば1億2,800万円が島本町内に投入されることとなりますが、これまでの実績からすると、その8割ほどがそういう大手で使われたということですからね、その半分の一般券のほう、6,400万円の8割が——つまり、全体の4割程度になると思うんですけど——の5,000万円近くが、先ほど申し述べたように地域に止まることなく外部の企業や業者に流れ出てしまうことになるのではないかと考えます。全体として、消費喚起にはなると思うんですよ。ですが、この部分においては、これでは地域の下支えや地域経済への寄与にはならないのではないかと考えます。これが、島本町の地域の実情にきめ細やかに応じた取り組みと言えるのかどうか、お尋ねします。次に1億2,800万円、お金として流通するものが、今回の商品券のお金の流れについて、何割が使われて、町内事業者にどの程度下支え効果があると見込んでいるのかをお尋ねします。

次に、教育費のほうの新型コロナウイルス対策消耗品についてです。消耗品をどのように使うかとか、何を買うかということについては他の議員の質疑であったので、省略します。学校の集団感染予防について、お尋ねします、その部分は除外して。

マスクの着用状況というのは、小・中学校では今、どのようになっているのか。手洗いの徹底指導などはどうされているのか。教室内の集団感染予防事業費、消耗品に関わって、机の配置とかはどうなっているのか。給食時の机の配置や配膳の工夫はどうしているのか。また平時の少人数授業とは別に、コロナ感染症対策として、空き教室を利用した分割授業などは行っているのかどうか。また、していないのであれば理由は何でしょうか。それから、文科省の「学びの保障パッケージ」では、全国で教員加配を3,100人としていますが、追加配置は島本町で何人なのか、配置の予定はあるのか。小・中学校では、多いところで1クラスの人数は何人ぐらいいるのかということを確認としてお尋ねします……(「どこまでいくのか」と呼ぶ者あり)……。

**都市創造部長** 商品券にかかります多数のご質問、頂戴いたしております。ちょっと順番、テレコになるかもわかりませんが、ご了承いただきたいと思います。

まず、店舗数の見込みでございます。平成27年度のプレミアム商品券事業の際には、138店舗、ご登録をいただいております、昨年度の同事業では93店舗の事業者がご登録いただいたところでございます。これらの実情を鑑みまして、今回におきましては大体150店舗程度の登録になるのではないかなと見込んでいるところでございます。

続きまして、換金の頻度でございます。10日にいっぺん換金してまいりたいというふうに、今、調整をしているところでございます。具体的に申しますと、10日までに換金請求された場合は20日にお振り込みをさせていただき、20日までに換金請求された場合には月末30日にお振り込みをさせていただき等、そのような頻度で、サイクルで、事業そのものを回していきたいというふうに考えております。

あと消費の効果的など、ホテル、アパレル業の業績等に関するご質問でございま

すが、町内で、どの業種が如実に売り上げが落ちたか等々分析をするには、それだけで相当の時間を要することと、あと確実な、どのようなデータをもって検証するとか、対象業務の業種を絞るにあたりまして、漏れた業者に対しても、説明というのは行政としてはしていく必要がありますことから、今回は、前回、前々回で得ました消費行動で得ましたデータといたしまして、スーパーに多くの消費が流れたという結果をもって、地元再発見の券と一般で使える券と、2種類に分けさせていただいたところがございます。その地元再発見の分の券を、またさらにどの業種に使えるようにするかという分については、なかなか決めかねたと。検討はいたしましたけども、結果、今回、ご提案させていただいた内容とさせていただきます。

次に一般券については、地元再発見の分の券に該当しなかった業者というのは、事業者として登録されてくるであろうと見込んでいるところでございます。

続きまして、ウォーター、すでにある事業であります商工会がやっておりますウォーターに関する事業の効果とか検証でございます。現在、ウォーターにつきましては、昨年度だったと思うんですけど、約50万円、ご利用があったと聞き及んでおりまして、事業所についても、86軒のご利用できる事業所が登録されていると聞き及んでいるところでございます。また、一部の事業所におきましては、ウォーターを利用することによって、別の特典をつけてやっておられる事業所もありますことから、今回の商品券についても各事業所、それぞれの特色といたしますか、これを契機にプラスアルファ、これは事業所自身のご努力も必要になってきますけども、この券使えば何らかの特典があるよ、というようなこともご検討いただいて、積極的にお客さんを呼び込んでいただけたらなというふうに願っているところでございます。

続きまして、8割がスーパーに流れて、という部分でございます。その残り、議員からご紹介いただきました残りについては、約7,680万円になろうかと思えます。その部分については、地元の企業に流れるであろうというふうに思っております。一般券については、地元事業者を制限するものでありませんので、先ほども申しましたように、一般券を使用した方に対して割引きをされるとか、事業所オリジナルでいろんなことも考えていただければなと思っているところでございます。この事業を契機に、各店舗、大きいところも小さいところも含めて、どんどんPRしていただければなというふうに思っております。あと、大型のスーパーについては、やはり利用される方がおられるのも事実でございますことから、一定利用者の利便性にも考慮したというところで、大型スーパー等での利用も可能とさせていただいたところでございます。

あと、今回の1億2,800万のうち、どれぐらいの使用を見込まれているかというお尋ねでございます。私どもといたしましては、できる限りすべての方が使い切っていただければと考えているわけでございまして、全世帯分の予算を計上させていただいております。効果といたしましては、全部使っていただければ1億2,800万円、全額がそのま

ま効果として現れるのではないかという認識でございます。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 教育委員会に対して、7点でございます。

まず、マスクの着用の状況でございますが、児童生徒にはマスクの着用を指導いたしております。ただし、体育の授業中、登下校時、熱中症のおそれがあるときはマスクを外すように指導いたしまして、熱中症にならないように注意を呼びかけておるところでございます。

手洗いの徹底・指導ということでございます。手洗いについては、こまめに手洗いをを行うよう指導しておるようなことは当然でございます。具体的には、体育の後、また移動教室から教室に戻る前、給食時など、こまめな声かけを教職員が行っております。また、校舎に入る際は手洗いや手指の消毒剤を使うよう、指導も行っております。

また、教室内の机の配置でございます。できるだけ距離を開け、配置することに努めております。ただし、授業によっては机をつけて作業等行う必要があるために移動する、そのような状況もございます。そして、給食時の机の配置、配膳の工夫でございます。給食時は、全員同じ方向を向いて、机を離して喫食をしておるというのが現状でございます。なお、給食開始当初は、主食を個包装にしたパンとするなどの工夫を行ってまいりました。

次に、平時の少人数学級とは別に、コロナ対策として分散の授業は行っているのかということでございますが、現在、各学校では少人数の授業を実施しておりますが、現在の教職員数では、さらに少人数授業を実施することが困難なため、コロナ対策としての分割の授業は行っていないというのが現状でございます。

次に、文部科学省の「学びの保障パッケージ」の全国教員加配の3,100人で、島本町に何人配置されるのかということでございますが、府からの正式な教員加配の通知はまだございませんが、本町は教員加配として1名、配置がされるものと聞き及んでおります。正式通知があり次第、速やかに配置できるようにしてまいりたいと考えております。

そして、小・中学校で多いところで1クラス何人かということでございますが、支援学級の在籍児童生徒を合わせまして、一番多いのは第二中学校の1年生で42人のクラスでございます。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。事業者応援商品券事業について、ご説明はいただいたわけですが、やはり7千万円だかは地域に投入されるけれども、残りのところは、全体の4割近くは外部資本に流出してしまうことについては、否定はされなかったと思うんです。その意味では、地域経済の下支えのことだったり、影響を受けた対象業種という意味では、私は、地元再発見のほうはいいと思うんですけれども、その一般券のほうについては商品券という形で全体にばらまくのではなくて、経済的影響を強く受けた対象業種を絞って、



商品券ではなく現金給付すべきであったと考えますが、いかがでしょうか。

それから、事業者要件として、今回の商品券対象事業者として、「新しい生活様式」を実践する事業者というふうにするのですが、実際には、それが実践、コロナ対策ですよね、「新しい生活様式」を実践しているかどうかというのは、どのように確認をするのでしょうか。具体的な取り組みの要件は設けないという説明を受けているんですが、感染症対策をしっかりと行っていただくことは、もちろん、されると思うんですけども、それは重要なことで、大阪府は感染防止ステッカーを配布する際に行っているように、各業界団体等が専門家の知識を踏まえて作成した「感染拡大予防ガイドライン」を遵守することなどを要件に入れたほうがいいのではないかと、ということをお尋ねします。

それから、教育のほうですね。集団感染予防の対策のことですけれども、1クラス42人が一番多いところであるということで、40人、30人ということがクラスの中で、換気とか消毒とか、マスクということ、配置とか、いろいろ工夫はされていると思うんですが、1クラスの中にそれだけの人数が、最大では42人が入っているということです。集団感染予防というのであれば、子ども達のソーシャルディスタンスを確保するために、分割授業等ができるように、町独自で追加の教員加配の予算を取ってはいかがかなと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

それから、新型コロナウイルス感染の不安で登校しない児童生徒が島本町にもいると聞いています。その対応について、文部科学省は出席停止扱いも可能としているそうですが、本町ではどのように対応されていますか。他市事例では、新型コロナ感染の不安がある場合は自宅学習を選べる選択登校制を導入しているところもあります。これは、対象の子どもがいるクラスに限り、授業の様子を撮影し、スカイプでライブ配信などを行っている。そこの自治体に確認したところ、特別な予算措置はなく、学校にもともとあったインターネット環境とタブレットで対応したとのことでした。この事例については認識していますか。

こういった選択登校のような制度で、自宅での学習の厚みを確保することは、感染症リスクが高く、社会全体の不安感が強い状況の中で、単に安心して学習できる環境を整えて、子ども達の学びを保障するだけでなく、当事者が感染症にさらされるリスクを下げるうえに、これにより自宅学習を選択する児童生徒が増えれば、学校でのソーシャルディスタンスも確保され、全体として集団感染予防に繋がると考えます。また大阪府では、感染の第2波、すでに第2波は来ているような感じもしますが、第3波が起こっても、原則として一斉休校を求めず、分散登校とオンライン授業を組み合わせる方針とのことですが、これの備えにもなるのではないかと考えます。この点、どう認識されているか、お伺いします。

**村上議長** 補正予算の中身について、質疑してもらえますか。

**中田議員** はい、わかりました。以上、お願いします。

**都市創造部長** まず、商品券事業に関します「新しい生活様式」の確認の方法等についてのご質問でございます。

町からは、現時点においては具体的な要件は求めずに、確認はしないことといたしておりますが、3密対策や従業員のマスクの着用でありますとか、アルコール消毒液の設置、店内の換気などを実践していただくことを、一定、事業者としての登録の条件としようと考えているところでございまして、申請書にも、その旨を誓約させていただく予定といたしております。また、店舗登録していただきました事業者には、「新しい生活様式実施店」というような旨を記載するステッカー、貼っていただくと考えているところでございます。実際、訪れたお客さんに、具体的にどういう対策してますかと訊かれたときには、店舗が責任持って答えられるような対策、していただきたいというふうに考えておるところでございます。

あと現金給付、事業所に対する現金の支援策についてのお尋ねでございます。事業者支援については、5月の補正予算で計上させていただきました中小企業等緊急支援金がございます。今後については、一定、期間を延長することも実は検討しているところでございます。今回につきましては、コロナ対策を実施しながらも経済を立て直していかなければいけないとの思いから、事業者支援と消費喚起という二つの両輪を同時に考えていく施策として、当該事業の実施を企画、予定させていただいたところでございます。大型スーパーやコンビニ以外でしか利用できない券というもの、ご用意させていただいておりますことから、個店なども、それぞれの事業所におかれましても、一定枠組みとしては、そういうお金が回っていく仕組みになっているのではないかとというふうに認識いたしております。これを契機に、事業所の皆様におかれましても、コロナ対策をしっかり行っていたらうえて、各店、お店の魅力を十二分に発揮していただければと思っているところでございます。

私からは、以上でございます。

**教育子ども部長** それでは、4点の再質問でございます。

まず、1点目が、分割授業ができるように、町独自で追加の教員の加配の予算を取ってはどうかということでございますが、府の「学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に従い、本町では学校再開を現在行っております。児童生徒の間隔は1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置を行うように、また座席の間隔に一律にこだわるのではなくて、頻繁に換気を行うなどの対応を組み合わせることによって、感染予防に努めるよう指示がされております。これに従い、現在は教室内の座席をできる限り離し、換気を行うことにより、感染拡大防止に努めており、町独自の加配教員の予定は現時点ではございません。

2点目は、新型コロナウイルス感染への不安で登校されない方について、文部科学省は出席停止扱いとされておると。本町の取り扱いということでございますが、本町では

新型コロナウイルス感染への不安で登校しない児童生徒につきましては、国の通達どおり、出席停止扱いといたしております。なお、出席していない児童生徒に対しましては、個別に家庭訪問を行い、個に応じた指導を行っておるところでございます。また、オンラインでその家庭と学校で繋ぎ、児童生徒の安心に繋がるよう努める予定でございます。

また、他市で選択登校制を導入している、これらの事例ということでございますが、近隣では寝屋川市の事例で、この選択登校制を実施されているというのは認識しております。本町におきましては、現在、授業をオンタイムで配信する予定はございません。登校しない児童生徒につきましては、家庭訪問や、オンラインでその児童生徒と繋がって不安感を払拭して、先ほど申しました個に応じた課題を設定して、その子どもにあった支援を行っていきたいと考えております。

次に、大阪府で第2波・第3波が起こったときの、分散登校とオンラインを組み合わせ対応するとの方針、この点の認識ということでございますが、各校におきましては、府のマニュアルに従いまして感染拡大防止の対策を講じておりますが、また児童生徒にも感染予防の授業を行い、新型コロナウイルスに対する正しい知識を持って、自ら判断し、行動できるよう指導しております。また、第2波・第3波が起こったときには、府の方針に従い分散登校及びオンラインの活用が必要であるという認識に立っておりますので、各校には試行で、オンラインで会議・集会等を行うよう指示し、実施しているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。事業者応援商品券のほうですけども、これだけの額を投入するのですから、事業が大変だったところにどれだけの救済効果があったのかということ、資本の流出だったりとか、地域経済の下支え効果などを、事後検証というのを、しっかり今後備えて行っていただきたいということを強く求めるものです。この点も、見解を伺いたいと思います。

それと、教育のコロナウイルス対策のほうですが、わかりました。この点、質問しようと思っていたのですが、意見に止めます。この点は、府のマニュアルに従って感染拡大防止対策を講じていたりとか、府の方針に従って行われているということですが、感染予防に関しては、マニュアルや方針以上のことをしてはいけない、ということはないと思いますので、この点、2波・3波に備えて、今後ということですが、今の対応を求めている方もおられると思います。今は感染症拡大とか……。

**村上議長** 質問してください。

**中田議員** これは意見として止めます。なので、質疑は先ほどしました。その点、今後、今の対応もぜひやっていただきたいなということを意見として求めます。

以上です。

**都市創造部長** 事業者応援商品券についての再度のお尋ねでございます。事業検証につい

ては、しっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 57 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**福嶋議員** 商品券事業について、お訊きします。事業者応援商品券事業は、町内業者への支援として、地域での消費を喚起し地域経済を下支えするため、商品券を全世帯に配布されるということです。この事業は、感染症拡大防止のため行動自粛による店舗の売り上げ低下などを考えると、今すぐにでも実施していただきたい事業ですが、金券の使用開始は 10 月からの予定と、2 ヶ月以上後になっております。また、金券の配布は 9 月末頃で、期間としては 1 ヶ月程度かかるということです。

一つ目の質問として、使用開始が 10 月からとのことに対して、それ以上前倒しができないのか、日程を追ってお教えてください。二つ目に、できるだけ早く金券を使っていたくことで、所期の目的がより早く実現できると思うのですが、できるだけ早く使っていたく工夫というものはされるのでしょうか。

三つ目の質問として、多くの他市町村が行っている、総枠を決め、ある程度の金額で金券を購入いただく方法と違い、島本町の金券の購入費用 0 円で、4 千円の金券を全住民に配られる。プレミアム率無限大という事業に、何点か課題があると思います。金券を購入する場合は、内容が良ければ全数売り切れ、ほぼ確実に消費される。金券が配られた場合は、消費量が最大量より少ない金額にしかなり得ない。これを言い換えると、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 100%活用されない、ということになります。また金券を購入する場合、個人で幾らかの費用負担をすることによりレバレッジがきき、地域消費金額が大きくなるメリットが出てくるのです。金券配布とされたメリット・デメリットに対する考え方を教えてください。

**都市創造部長** 商品券にかかりますご質問でございます。

まず、商品券、利用可能となる時期の前倒し等についてのご質問でございます。私もといたしましても、できるだけ速やかに、早急に、当該事業を実施してまいりたいと考えておりますが、今回、補正予算ご可決賜った後に、各事業所募集の商工会との契約でありますとか、商品券等の印刷とか、そのような段取りに入っていくわけでございます。可能となる準備については、先ほど別の議員のご質問にもご答弁させていただきましたとおり、郵便局をはじめ詳細な協議というのはすでにスタートはさせていただいておりますが、やはり予算を伴う部分については、ご可決賜った後、速やかに実施していく中で、今回、議員からもご紹介いただきましたとおり、10 月中には皆さんに確実に商品券をお届けするというスケジュールが、現在のところ、今、目一杯ではございますが、

再度改めまして、どこかでそういう時間的なもの、短縮できないかという分については、改めて検討してまいりたいと考えております。

あと、消費喚起と事業所支援を大きな目標として、当該事業を実施させていただくわけではございますが、できるだけ早く使っていただくような取り組みについてでございます。消費喚起については、やはり、ご利用していただきます利用者様の利便性というのも一定影響してくるのかなというふうに考えているところでございまして、議員ご指摘いただきましたように、早く市中にお金を回していくという取り組みも大事ですし、確実に、今回、配らせていただきました商品券を使っていただくという取り組みも必要ではないかというところで、一定、今回、当初は1月末までかなというてたのを2月末までの使用期限の、現段階では予定ではございますが、事業所の皆さんも、今回のこの商品券の事業を一つの起爆剤として、より魅力ある店舗、魅力ある事業所となるべく、いろんな手立て等も考えていただけたらという思いもありますことから、一定、商品券につきましては、10月中にお手元に届いてから現時点におきましては2月までの使用期限で、制度設計、進めさせていただきたいと考えております。

あと、金券購入方式についてのご質問でございます。議員おっしゃいますとおり、個人負担プラスプレミアム分で、市場に流れるお金というのは、総枠では、場合によっては何倍にもなる場合も考えられるとは思いますが、やはり一定、住民の皆さん、それぞれがご負担を伴うというところで、券の購入をためらわれたりとか、今、このコロナ禍の影響で個人の所得、何らかの影響、やっぱり少なからずあるケース、多いと思います。その中で、やはりまた新たにご自分のお金を使って券を買っていただくというところには、一定、私どももそういう方式も検討はいたしました。今回については券購入のときに3密を避けられるのかとか、事務的な時間が今まで以上にかかることも想定されますことから、今回は購入方式ではなくて、一律配布方式を取らせていただいたところでございます。ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**福嶋議員** ご答弁、ありがとうございます。今のお話ですと、配布は9月末頃から始まって1ヵ月、10月中にはという形だと思うんですけどね。受け取ったほうからすると、あれがまだ来うへんねん、もう使う機会やねんけど、あと2ヵ月しかないねん、3ヵ月しかないねん、みたいな話になりかねないんですね。実際に早く配って欲しいというのは何にも変わらないんですけども、配り終わってからの使用期間にするというところの、みんなの不満感をなくすというやり方もあるだろうし、あるいは頑張って9月中に配りきってしまうよということもあるだろうし、その辺が何か中途半端なような気がするんですね。

なので、例えば今回、マスクも国から来るの一番最後の最後やった、来うへん、来うへんいうて、みんな言うてる中でね、ああいうようなことにまたなるん違うかなという

ところで、やはりTPO、大事だと思うんです。その中で、誰もが不満感抱かんように、ちゃんと情報開示しながら、1ヵ月かかるんだったら1ヵ月かかるとか、はっきりしておかないと、ちょっとややこしいのかなというふうに思いますけども、いかがお考えでしょうか。

**都市創造部長** 議員おっしゃいますとおり、一律に、一斉に、全世帯同時に券が届いて、さあ使おう、という期限を迎えてから使われるというのが、本来、先に使える、後に使うという部分の不公平感をなくすためには、そのような取り組みというのも一つ必要かも知れません。今、どのようなスピード、どのようなスケジュールでできるかというのは、改めてスケジュールそのものについては、再度、委託予定先との協議の中で精査する中で、ご指摘いただきました、その辺の不公平感をなくすような取り組みの方策についても、ちょっと今時点でどうこうというのはなかなかお答えするのは困難ではございますが、そういうご意見いただきましたことを踏まえて検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

**塚田議員** それでは、まず家庭学習等環境整備支援事業について、お尋ねをします。

9月からの実施の予算があがってきてまして、これによって、家庭にインターネット環境がない児童生徒というものがいなくなるということでされることになるかと思うんですが、9月以降、通信環境が整備された中で、こういった家庭学習支援に活用されていくのかというのを教えていただきたいのと、あと、国で技術的なサポートとして、ICT支援員の配置のための予算というのがあるかと思うんですが、これは今後も活用される予定があるかないかということ、2点、お尋ねします。

**教育こども部長** 予算要求をさせていただいて、今回、あげさせていただいているのが9月からの7ヵ月分ということで、あげさせていただいております。家庭環境にインターネット環境を整えば、当然、双方向でやることもできますし、こちらから課題を与えて対応するというのもできますので、6月議会でもお答えをさせていただきましたように、オンラインのやりとり、そしてオンデマンド方式、ユーチューブ等であげているものを、その生徒の必要な時間に見ていただくというようなやりとりの中で、対応ができるのかなというように考えております。

もう一個、ICT支援員の活用でございますが、タブレットの整備内容については国の仕様等をもとに本町で作成したため、導入にあたっては、活用は今現在は予定しておりません。また、今後、導入後活用方法については、保守契約をしている業者やタブレットの端末を納品している業者に研修を行っていただくということを予定しておりますので、現在は活用を予定しておりません。今後もタブレットの授業での活用やオンラインでの活用などにつきましては教職員が行うことになるため、現場の意見を十分聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** わかりました。ICT支援員さんなんですけど、現場で授業とかオンラインの活用をされるというのは、最終、教職員の方になるかと思うんですが、今年度は夏休みとかも短縮になって、非常に負担が増えている中で、その職員さんの負担がもし減らせられるようであれば、積極的に今後活用していくことも検討していただきたいなというふうに考えてます。

続きまして、島本町事業者応援商品券事業についてお尋ねをしますが、先ほどから多数の議員が質疑されてますので、ちょっと気になった点で言うと、8割ぐらいがスーパーで、これまでの商品券の使われ方をしているというご答弁あったかと思うんですが、残りの2割ぐらいがどういった使われ方をしているかというか、8割がスーパーで使えなくなったことによって、広く、まんべんなく、商品券使われるようになるのか。それとも、残りの2割の中でも、ある程度偏って使われているようなものであれば、8割のスーパーとかを制限したとしても、やっぱり偏ってしまうんじゃないかなということが気になったので、その辺、どうお考えになっているのかなというのを、ちょっとお聞かせいただきたいと。

もう一つが、中田議員でしたかね、質問されてた、「新しい生活様式」を実践する事業者に関しては、誓約書みたいなものを書いていただいて、取り組んでますということを申告していただくということでしたが、やはり、この事業をやるにあたって、取り組んでいる誓約書があるんで大丈夫ですというよりは、どういった取り組みをされているかということぐらいは把握するようにしておいたほうが、「行ってみただけど何もやってなかったで」となったときに、「いや、誓約書あります」というよりは、もう少し詳しく把握できておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってます。これ、意見です。

**都市創造部長** 商品券に関するお問い合わせでございます。

まず、8割の部分でございます。前回の、昨年度のプレミアム商品券事業につきましては、約82%が大型のスーパー等店舗であって、残りについては、結構分散して、ご利用をいただいております。

なお、今回の事業につきましては、大型500㎡以上の店舗と、そこにコンビニエンスストアというのを加えさせていただいて、大型店舗とコンビニエンスストアで使えない券というようなをご用意させていただいておりますので、少なくとも、その半分は大型店舗とコンビニエンスストア以外で消費が進むという認識で、制度を設計させていただいております。

あと、「新しい生活様式」についてのお問い合わせでございます。今回の分については、今現在のところ、町は具体的な要件は認める予定はいたしておりませんが、一定、その生活様式については広く、いろんなところで情報として出ております。議員からご指摘いただきました分については、例えば誓約書の中で、どういうことを取り組む予定で

あるとかいいうチェック項目を作って、そこにチェックしていただいたうえでの誓約であるとか、ちょっとまだ具体的にどのような形でその部分を確立していくかというのは決まっておられません。ただ、何せ業種や、その事業所の立地の条件、窓を開けられる状況にあるのかないかどうか、そういうところで対応にも左右される部分がありますので、強く町として指導等というのは、なかなかするのは困難ではないかなということ想定しておりますので、その部分については、可能な範囲で町としても、どこまでできるかについては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**塚田議員** ありがとうございます。スーパーとコンビニ以外で使えるようにしているという商品券のほうですね、されているということでしたが、ここから先の使われ方というのは、まんべんなくというようなご答弁もあったかと思うんですけど、残りの2割のこの前の使われ方ですね、まんべんなくということやったと思うんですけど、そこから先は各店舗の工夫とかによって、使ってもらえる機会を増やすというのは、一つ努力というか、工夫されなあかんとところかと思うんですけど、町としても広く使っていただくような取り組みというのは検討されているんですかね。

**都市創造部長** 登録いただきました店舗については、等しく商品券発送時にリストを入れさせていただくとか、ホームページでありますとか、事業所募集をお願いする予定の商工会での取り組みというのも予定はさせていただいております。プラスアルファで、町が直接できるかどうかはまだちょっと検討する余地はあるんですけども、この商品券を使うことによって、プラスアルファの何らかのサービス、努力をされる店舗さんの情報については何らかの形で、ほんとに頑張っておられるんで、みたいな意味合いも込めて、ご紹介とかできればなというふうには思っております。

以上でございます。

**伊集院議員** 種々、質問出たので、ちょっと2点だけ、大枠になりますが、第1号、第2号、今回、第4号補正ですね。財政調整基金の分が8,552万2千円の減額になってます。今までの第4号になるまでに、第3号で約1億なんぼか、補正でも減額されてますけど、トータル的に財政調整基金の繰入金というのは現時点でなんぼぐらいになるのか。もし、おわかりであれば、全基金が、この減額が増えましたので、トータル的にどれぐらいになるのか。財調に限らず全体の数字が出せるようでしたら、お示してください。

それともう1点は、ほんとに今回、新型コロナウイルスに関わる関係で備品、消耗品の種々購入等していただいておりますけども、備品・消耗品、国のほうも補助出してもらっている間に、本町としてはできるものは全部購入してもらわなければならないと思っております。ということで、今回、出ている予算において、これから先、それ以外はもう出てこないという解釈していいのか。あと全庁舎に、すべて関係してくるものをあげてくださいという指導をされているのか。おそらく国もこれだけ補助金や交付金出し



てるということは、来年、再来年となると、財政的に苦しくなるという部分で、本町としても、その流れを見ておかなければならないので、今年度で購入できるものはしていく。トータル的な状況をお伺いします。

**財政課長** 基金の動向についてでございます。令和2年度の当初予算におきましては、各種基金の取り崩し額を約9億2千万円計上いたしまして、予算のほう組み立てしております。このうち、財政調整基金につきましては4億2千万円の取り崩しを予定しておりましたが、現在、審議いただいております第4号補正のほうが可決されますと、取り崩し額が約2億2千万円になる予定でございますので、約2億円の財政的な負担が圧縮されたという状況でございます。これらにつきましては、予定のほう、財源のほうは確保できているという状況ではございますが、本町の財政状況につきましては、これまで同様厳しい状況が続いてまいりますので、引き続き歳出等の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後なんですけど、国のほうで第3次の補正予算が計上される予定であるとは聞いてはおるんですけども、この予算の確保につきまして、新たに財源がつくのか、あるいは1次・2次の補正の各市町村からの全額使われなかったところの費用を集めて、それを再配分するのかというところが、まだまだ、ちょっと見えないところがございますので、これらの状況が確認できましたら、また本町におきましても、今後、必要な用品であるとか消耗品等につきまして、各関係機関と調整しながら予算を計上してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第93号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第4号)に、賛成の立場から人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

まず初めに、人権文化センターにおいて、施設消毒業務を障害者優先調達により福祉事業所に委託されると認識しております。このことを評価したいと思います。また、スリッパ使用の廃止とスリッパ殺菌ディスペンサーの導入、各啓発事業の動画配信についても、大変先駆的な取り組みとして評価します。啓発事業の動画配信については、すでに実績もおありで、ビデオカメラ一式の購入は妥当、今後の事業展開に期待します。

なお、私は学校教育の現場にもスリッパ殺菌ディスペンサーを導入し、これは来客用

とし、基本、関係者は上履き持参とするのが望ましいと考えております。保健衛生上、必要なことかと考えておりますので、この点は検討課題として認識しておいてください。

新型コロナウイルス感染症対策消耗品についてです。厚生労働省も述べているように、石けんと流水による手洗いをを行うことが最も重要であるとしても、現状では、公共施設におけるアルコール消毒液の設置は必須となっており、災害等、水が使えない状況に備えるためにも、各課において消毒液等の確保が必要不可欠であると考え、認めるものです。一方、質疑でも述べましたように、次亜塩素酸ナトリウムについては、本来、取り扱いには注意が必要なものです。保存中に自然分解するため長期保管は避けるべきで、実は備蓄には向かない。水溶液は、低い濃度でも水生生物に毒性を示すため、廃棄する場合は必ず有効塩素を中和して廃棄すべき。人がいる空間に噴霧してはいけないなど、様々な注意喚起がネット上にあげられています。現在、アルコール消毒液も流通し始めていると思われ、必要最少減の購入と使用に努め、使用する場合は注意喚起を怠らないようにしてください。

空気清浄機については、換気を補完する目的で使用するものであり、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意するよう、厚生労働省は述べています。新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、接触感染、飛沫感染と言われていますが、換気が不十分な空間において、空気中のウイルス濃度が高くなる傾向があること、密閉・密集・密接が重ならない環境を維持することが重要とされ、補完的な作用は期待できると思われます。もとより職員の働く環境の改善には効果があり、導入については評価しております。私としても求めていたことです。

常備消防費、救急隊員感染予防対策はすべて必要、妥当なものと思えます。質疑では述べませんでしたが、救急救命に従事しておられる消防職員は、常に新型コロナウイルス感染症対策の最前線におられます。職務の特殊性から、職員の代替性がないに等しく、職員間の感染を避けるための措置、執務室、特に仮眠室の環境改善の優先度は極めて高いものです。若手職員の意欲向上、働きやすさにも繋がると考え、この点におかれましては、今後も常に配慮を怠らないようにしてください。

事業者応援商品券事業については、「地元再発見」と称して、地域で個人営業をされているような登録業者などを応援できる制度設計になっている点を評価しています。地域のお店は地域の資源であることを、このコロナ禍の中で再認識した方は少なくありません。高齢化社会における地元のお店は、福祉的資源でもあります。人と人が出会う場としての地域商店に、住民が自ら育てていけるような事業となるよう、情報発信に努めてください。

なお、効果については検証が重要であること、質疑でも述べたように、検証が不可欠であることを述べておきます。

教育振興費、在宅オンライン学習に必要な教育環境の整備について。自宅にオンライ

ン環境がない児童生徒を支援するため、月額3,300円、工事費・撤去費・契約解除金無料という大変有利な条件、安価なプランの存在が明らかになったとのこと。当初の計画とは若干異なる内容になってはいますが、対象家庭にとっても、学校の現場にとっても、よりよい条件で利便性も高まり、妥当であると判断しています。各世帯の個々の契約と、島本町と法人間の契約が、それぞれに公正かつ適正に行われるよう求めておきます。

質疑では述べることはできませんでしたが、戸籍住民票等のオンライン申請については、セキュリティ等の課題は常にあるかと思いますが、住民票等のコンビニ交付を見送られた判断とともに、このたびの導入については必要なものと認めるものです。

以上をもって、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 2020年度島本町一般会計補正予算（第4号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

全般的に、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費、備品購入費、委託料等については、全般的に必要なもの、妥当なものと認めるものです。

ただ、質疑をさせていただいた中で、教育費の小・中学校費の中で、消耗品費や備品購入費に止まっているものについての消毒業務ということについて問いましたが、執行部、教育子ども部の答弁によると、現場からのそういった要望はあがってきていない、やれるということなんです、例えば人権文化センターのスリッパの消毒などの機器のことを考えますと、そういったものがないと、現場の仕事に影響が大きく及ぶというふうに判断されている現場との状況を鑑みますと、執行部の答弁は正確に現場の実態を表しているとは言いがたいというふうに、私は認識しております。

その点では、今後、この消毒薬・対策備品に止まって、本当に学校再開に対応できるのか及び、今回、資料請求がありました。各学校長が出されている町立学校・園における教育活動の再開等について、様々な消毒対策について、校長名で発出されておりますが、この対応で、はたして保護者や子ども達が安心して日々の学校教育、教育活動を受けることができているのかということについては、引き続き、調査や注視が必要だと思っております。

また、デジタル教材の購入については、今回の児童生徒用貸与用ルーター、通信料についても、保護者負担を求めないということでは安堵をしております。しかしながら、この内容については、引き続き子ども達の学習を効果的に行ううえでのメリット、一方で子ども達の健康への影響、教育効果の程度について、まだまだ多くの問題点も指摘されております。また教職員に対する負担等も含めて、今後の運用や活用については、教員の判断の尊重とともに、引き続き保護者負担の軽減を求めるものです。

また、それ以前に、本来であれば、こういったコロナウイルス感染症対策の一番の効果策としては少人数学級だというふうに考えております。これについては、今後、島本町議会でも国や府に声をあげていける、そういったふうにやっていきたいと一議員としては思っておりますが、7月3日付けに、すでに全国知事会——大阪府の吉村知事も入っております、町村長会、市長会から、現在の小・中学校の40人学級では新型コロナウイルスの感染予防はできない、少人数学級の実現を求める緊急提言を文部科学大臣に出されたということが新聞報道でも明らかになっております。この中で、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難と、明確に指摘されています。少人数学級の実現へ、教員の確保がぜひとも必要だと、全国知事会が、また町村長会が求めておられる。

この現実のことを踏まえたと、この議場で先ほども答弁がありました、最大42人の生徒さんを有するクラスで、1m以上の距離を開けるということはほぼ不可能だということは、計算すれば、議員としてわかることだと思いますし、本来の意味での感染症対策がまだまだ不十分であり、その点については、現場や保護者や子ども達の負担に負っているということを認めざるを得ません。その点も含めまして、今後、適切な措置を講じられるよう強く求めるものです。

最後に、税務総務費及び戸籍住民基本台帳費ですね。事務費委託料オンライン手続構築業務においては、一定、利便性ということで、このような措置を講じられますが、マイナンバーのカードの普及や促進に資するものだというふうに思っておりますが、この点で今後、やはり戸籍情報や税情報、そういったものがマイナンバーと結びついて漏れていく、そういった個人情報漏洩した場合のリスクについては、引き続き付きまとうものではないかということを考えております。また、この費用対効果においても、マイナンバーを用いたオンラインサービスの必要が、果たして費用対効果として今後発揮されるのか。マイナンバーカードの普及率の低さを含めて、効果検証も必要だというふうに思っております。

その点も強く申し述べまして、全般的には賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第93号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第4号）に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、第4号においては2億908万9千円を追加され、歳入歳出総額169億5,694万1千円となる予算となっております。歳入におきましては国の国庫補助金ですね、そこに関わり、トータル的には2億8,413万5千円ですね。また府支出金としまして、1,047万5千円を追加されております。

その中におきましても、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは目的としては、やっぱり我々地方自治体が実情に応じてきめ細やかな必要な事業

が実施できるように、国からの限度額として示されております。この第4号補正におきましては2億4,684万9千円、第2号の補正の際の部分を含めると、トータル的に3億4,795万9千円と、ちょっと柔軟性があるような交付金ですね、上限枠が示されております。

こういったものを活用しながら、本町としましても、今回のこの補正予算においてはトータル的に備品・消耗品、新型コロナ対策に関わってのものが多く、委託料も入っております。現在のこの備品・消耗品、それぞれ部署で急いでいろいろと選択していただいたと思います。できるだけ漏れなく、先ほどの答弁の中にも、国の第3号補正があるかないかと、あるのではないかとという情報もありますが、現時点で出せるものはたくさん出していただかなければならないと思っております。

そして、今まで財源不足ということを補うために財政調整基金、先ほどの答弁もありましたように、もともと当初では財政調整基金のみ4億2千万の繰入を、今回、約2億2千万の繰入になるということでもあります。しかしながら、この新型コロナウイルス、これからはウイルスとの共存となってまいりますので、やはり、想定外のことというのも先々出てくるかと思いますが、その点の危惧をされながら、詳細の備品・消耗品においては事前に資料を皆様からいただいておりますので、1点のみにしておきます。

我々としても、前回の討論でも申しましたように、やはり島本町内の経済対策もしていかなければならないということで、今回、島本町事業者応援商品券を出されております。今回、二つに分けられたということにおきましては、他の質疑についての答弁でも一定理解します。約7割、約8割の方々が大型スーパーで活用される。その方々の思いの部分と、そして地元の方々への支援となるように、2千円・2千円という工夫をされたのは、苦心された中だということは背景でわかります。本町としても、一般券におきましても、連結決算という形で税的には本町にも入ってくる場所もあるでしょうから、バックアップになるという部分において、この工夫においては一定の評価を持ちつつ、またいろんな情報収集をしながら苦心していただきたいと思っております。

個別でいろいろと、我々の会派議員も求めていることもあるかと思いますが、その辺を調整しながらされていることのご努力を評価いたしまして、今回の第4号補正においては賛成させていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第93号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、7月臨時会議に提出されました議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和2年島本町議会7月臨時会議を閉じまして散会いたします。

次会は、9月3日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

(午後1時39分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 4 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第 9 2 号議案 動産の買入れについて
- 第 9 3 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年7月16日

島本町議会議長

署名議員（6番）

署名議員（7番）



令和2年島本町議会7月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 4 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	7 月 1 6 日 報 告 を 承 る
第 9 2 号 議 案	動産の買入れについて	” 原 案 可 決
第 9 3 号 議 案	令和2年度島本町一般会計補正予算（第4号）	” 原 案 可 決